

目 次

1. 平成27年8月31日（木曜日）	3
2. 議事及び会期日程表	3
3. 議事日程（第1号）	4
4. 開 会	8
5. 日程第1 会議録署名議員の指名	8
6. 日程第2 会期の決定	8
7. 日程第3 市長あいさつ	8
8. 日程第4 議案上程（議第84号から議第117号まで）	11
9. 日程第5 提案理由の説明	11
10. 日程第6 報告（1件）	22
11. 日程第7 請願・陳情の報告（請第5号、陳第4号及び陳第5号）	23
12. 日程第8 議員提出議案上程（議員提出第3号）	23
13. 日程第9 議員提出議案審議（質疑・討論・採決）	24
14. 日程第10 決算特別委員会委員の選任	25
15. 日程第11 決算特別委員会正副委員長互選結果報告	25
16. 日程第12 委員長報告	25
17. 日程第13 意見書案上程	27
18. 日程第14 提案理由の説明	27
19. 日程第15 意見書案審議（質疑・討論・採決）	28
20. 散 会	29
21. 平成27年9月8日（火曜日）	33
22. 議事日程（第2号）	33
23. 開 議	37
24. 日程第1 一般質問	37
25. 徳村登志郎議員 質問	37
26. 北本将幸議員 質問	47
27. 松本憲二議員 質問	70
28. 前田正治議員 質問	85
29. 田中英雄議員 質問	103
30. 散 会	118

31. 平成27年9月9日（水曜日）	121
32. 議事日程（第3号）	121
33. 開 議	124
34. 日程第1 一般質問	124
35. 吉田喜徳議員 質問	124
36. 城戸 淳議員 質問	136
37. 福嶋讓治議員 質問	153
38. 多田隈啓二議員 質問	159
39. 宮田知美議員 質問	186
40. 散 会	194
41. 平成27年9月10日（木曜日）	197
42. 議事日程（第4号）	197
43. 開 議	200
44. 日程第1 一般質問	200
45. 西川裕文議員 質問	200
46. 近松恵美子議員 質問	206
47. 内田靖信議員 質問	233
48. 江田計司議員 質問	253
49. 日程第2 議案上程	271
50. 日程第3 提案理由の説明	271
51. 日程第4 議案審議（質疑・討論・採決）	273
52. 日程第5 議案及び請願・陳情の委員会付託	273
53. 散 会	275
54. 平成27年9月18日（金曜日）	279
55. 議事日程（第5号）	279
56. 開 議	282
57. 日程第1 委員長報告	282
58. 総務委員長報告	282
59. 建設経済委員長報告	287
60. 文教厚生委員長報告	290
61. 日程第2 質疑・討論・採決	300
62. 日程第3 市長提出議案審議（質疑・討論・採決）	310

63.	日程第4	委員長報告	311
64.	公共施設等建設特別委員長報告	311	
65.	日程第5	議員提出議案上程	324
66.	日程第6	提案理由の説明	324
67.	日程第7	議員提出議案審議（質疑・討論・採決）	325
68.	日程第8	意見書案上程	326
69.	日程第9	提案理由の説明	326
70.	日程第10	意見書案審議（質疑・討論・採決）	327
71.	日程第11	決議案上程	328
72.	日程第12	提案理由の説明	328
73.	日程第13	決議案審議（質疑・討論・採決）	330
74.	日程第14	玉名市農業委員会委員の推薦について	330
75.	閉会	331	
76.	署名欄	332	

第 1 号

8 月 3 1 日 (月)

平成27年第4回玉名市議会定例会会期日程

月	日	曜	会議別	摘 要
8	31	月	本会議	開会宣告 会議録署名議員の指名 会期の決定 市長あいさつ 議案上程（議第84号から議第117号まで） 提案理由の説明 議員提出議案上程 議員提出議案審議（質疑・討論・採決） 決算特別委員会委員の選任 決算特別委員会正副委員長互選結果報告 委員長報告
9	1	火	休 会	
9	2	水	休 会	
9	3	木	休 会	
9	4	金	休 会	
9	5	土	休 会	
9	6	日	休 会	
9	7	月	休 会	
9	8	火	本会議	一般質問
9	9	水	本会議	一般質問
9	10	木	本会議	一般質問 議案及び請願・陳情の委員会付託
9	11	金	委員会	・ 総務委員会
9	12	土	休 会	
9	13	日	休 会	
9	14	月	委員会	・ 建設経済委員会
9	15	火	委員会	・ 文教厚生委員会
9	16	水	休 会	
9	17	木	休 会	
9	18	金	本会議	委員長報告（質疑・討論・採決） 閉会宣告

平成27年第4回玉名市議会定例会会議録（第1号）

議事日程（第1号）

平成27年8月31日（月曜日）午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 市長あいさつ
 - 日程第4 議案上程（議第84号から議第117号まで）
 - 日程第5 提案理由の説明
 - 日程第6 報告（1件）
 - 日程第7 請願・陳情の報告（請第5号、陳第4号及び陳第5号）
 - 日程第8 議員提出議案上程（議員提出第3号）
 - 日程第9 議員提出議案審議（質疑・討論・採決）
 - 日程第10 決算特別委員会委員の選任
（休憩中委員会）
 - 日程第11 決算特別委員会正副委員長互選結果報告
 - 日程第12 委員長報告
 - 1 決算特別委員長報告
- 散 会 宣 告

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 議案上程（議第84号から議第117号まで）
 - 議第84号 平成26年度玉名市一般会計歳入歳出決算
 - 議第85号 平成26年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
 - 議第86号 平成26年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
 - 議第87号 平成26年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
 - 議第88号 平成26年度玉名市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
 - 議第89号 平成26年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算
 - 議第90号 平成26年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計歳入歳出決算
 - 議第91号 平成26年度玉名市水道事業会計決算
 - 議第92号 平成26年度玉名市公共下水道事業会計決算

- 議第 9 3 号 平成 2 6 年度玉名市農業集落排水事業会計決算
- 議第 9 4 号 平成 2 7 年度玉名市一般会計補正予算（第 2 号）
- 議第 9 5 号 平成 2 7 年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議第 9 6 号 平成 2 7 年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 9 7 号 平成 2 7 年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 9 8 号 平成 2 7 年度玉名市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議第 9 9 号 平成 2 7 年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議第 1 0 0 号 地方自治法第 9 6 条第 2 項の規定により議会の議決すべき事件を定める
条例の制定について
- 議第 1 0 1 号 玉名市文化・行政拠点特別用途地区内における建築物の制限の緩和に関
する条例の制定について
- 議第 1 0 2 号 玉名市社会体育施設条例の制定について
- 議第 1 0 3 号 玉名市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 0 4 号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議第 1 0 5 号 玉名市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 0 6 号 玉名市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 0 7 号 玉名市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 0 8 号 玉名市体育館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 0 9 号 玉名市天水相撲場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 1 0 号 玉名市立小中学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例の制定
について
- 議第 1 1 1 号 玉名市立小中学校体育施設等使用料条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 議第 1 1 2 号 和解及び損害賠償額の決定について
- 議第 1 1 3 号 工事請負契約の締結について
- 議第 1 1 4 号 工事請負契約の変更について
- 議第 1 1 5 号 財産の取得について
- 議第 1 1 6 号 教育委員会委員の任命について
- 議第 1 1 7 号 公平委員会委員の選任について
- 日程第 5 提案理由の説明
- 日程第 6 報告（1 件）
- 報告第 9 号 平成 2 6 年度玉名市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 7 請願・陳情の報告（請第 5 号、陳第 4 号及び陳第 5 号）

- 請第5号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出に関する請願
- 陳第4号 サッカー場建設に伴うラグビー兼用競技場整備を求める陳情
- 陳第5号 インフルエンザ予防接種の無料化を求める陳情
- 日程第8 議員提出議案上程（議員提出第3号）
議員提出第3号 決算特別委員会の設置について
- 日程第9 議員提出議案審議（質疑・討論・採決）
議員提出第3号 決算特別委員会の設置について
- 日程第10 決算特別委員会委員の選任
（休憩中委員会）
- 日程第11 決算特別委員会正副委員長互選結果報告
- 日程第12 委員長報告
1 決算特別委員長報告
- 日程第13 意見書案上程
意見書案第3号 九州新幹線新玉名駅ホーム無人化計画の見直しを求める意見書の提出について
- 日程第14 提案理由の説明
意見書案第3号 九州新幹線新玉名駅ホーム無人化計画の見直しを求める意見書の提出について
- 日程第15 意見書案審議（質疑・討論・採決）
意見書案第3号 九州新幹線新玉名駅ホーム無人化計画の見直しを求める意見書の提出について
- 散 会 宣 告

出席議員（24名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|---------|
| 1番 | 北本将幸君 | 2番 | 多田隈啓二君 |
| 3番 | 松本憲二君 | 4番 | 徳村登志郎君 |
| 5番 | 城戸淳君 | 6番 | 西川裕文君 |
| 7番 | 嶋村徹君 | 8番 | 内田靖信君 |
| 9番 | 江田計司君 | 10番 | 田中英雄君 |
| 11番 | 横手良弘君 | 12番 | 近松恵美子さん |
| 13番 | 福嶋譲治君 | 14番 | 永野忠弘君 |
| 15番 | 宮田知美君 | 16番 | 前田正治君 |
| 17番 | 森川和博君 | 18番 | 高村四郎君 |

19番	中尾嘉男君	20番	田畑久吉君
21番	小屋野幸隆君	22番	竹下幸治君
23番	吉田喜徳君	24番	作本幸男君

+++++

欠席議員（なし）

+++++

事務局職員出席者

事務局長	吉川義臣君	事務局次長	堀内政信君
次長補佐	松下匡君	書記	松尾和俊君
書記	富田享助君		

+++++

説明のため出席した者

市長	高寄哲哉君	副市長	斉藤誠君
総務部長	西田美徳君	企画経営部長	原口和義君
市民生活部長	上嶋晃君	健康福祉部長	村上隆之君
産業経済部長	吉永訓啓君	建設部長	磯谷章君
会計管理者	北本義博君	企業局長	宮田辰也君
教育委員長	桑本隆則君	教育長	池田誠一君
教育部長	伊子裕幸君	監査委員	坂口勝秀君

午前10時01分 開会

○議長（作本幸男君） おはようございます。

ただいまから、平成27年第4回玉名市議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（作本幸男君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。

23番議員 吉田喜徳君、1番議員 北本将幸君、以上の両君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（作本幸男君） 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。このたびの定例会の会期については、8月21日の議会運営委員会の結論に基づき、本日から9月18日までの19日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月18日までの19日間に決定いたしました。

日程第3 市長あいさつ

○議長（作本幸男君） 日程第3、「市長あいさつ」を行ないます。

市長より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 高寄哲哉君。

〔市長 高寄哲哉君 登壇〕

○市長（高寄哲哉君） 皆さん、おはようございます。

本日は平成27年第4回玉名市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中、御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

この夏は日本列島の各地で35度以上の猛暑日が続きました。一昔前の夏の暑さは随分、さま変わりしており、酷暑という言葉がぴったり当てはまるように思います。また台風の発生も例年より多く、そしてまた早く、また、その規模も大型になってきております。徐々に地球温暖化が進んでいるのかなというような気がいたしております。今年に入り、合計16個の台風が発生しておりますが、その内3個の台風が日本列島に

上陸をいたしました。8月までに3個の台風が上陸するのは2004年以来、11年ぶりとのことです。3個のうち一つである「台風15号」が、先週の25日午前6時すぎ、荒尾市付近に上陸したとの気象庁の発表がありました。熊本県内への上陸は16年ぶりで、県内全域を暴風雨に巻き込み、多くの地域で多数の被害をもたらしました。この台風により被害を受けられた方々に心からお見舞いを申し上げます。この台風による本市の被害状況でございますが、台風の中心に近かったこともあり、大規模な災害は発生しておりません。しかしながら、風倒木により通行に支障を来す箇所が多数発生したほか、約2,900世帯が停電するなど、市民生活に影響が出たところでございます。また、前日の夕刻に4カ所の自主避難所を開設し、玉名市福祉センターで30世帯48名、岱明ふれあい健康センターで34世帯48名、横島町公民館で12世帯19名、天水保健センター「ふれあい館」で6世帯9名、合計82世帯124名の方々が自主的に避難されたところでございます。ライフラインへの被害は発生しましたが、幸いなことに、人的被害が出なかったことで一安心をしたところでございます。8月30日から9月5日までは「防災週間」、明日9月1日は「防災の日」となっております。今後、本格的な台風シーズンを控え、職員一同、防災マップの再確認など常日ごろからの準備と心構えで臨まなければならないと思っております。

7月18日、新幹線新玉名駅の「ホーム無人化」を10月に行なうとの報道がございました。前日の17日には、JR九州本社へ新幹線新玉名駅停車本数の増便要望を行なった際には、そのことには触れられていませんでした。議員各位、また市民の皆さまも御承知のとおり、新玉名駅は「県北の地に新幹線駅を！」との県北地域33万人の強い熱意から、官民一体となって「九州新幹線新玉名駅誘致期成会」を結成し、必死の誘致活動を行なった結果、当初計画駅としての設置が実現したものでございます。その新玉名駅が新幹線としては全国初のホーム無人化になるということは、本市のイメージダウンにもなりかねず、何はともあれ新幹線利用者の安全にかかわることでございます。現在、口頭にて計画実施の延期を要請いたしておりますが、再度、9月にもホーム無人化の実施時期の延期や安全確保の徹底等について、正式な文書で要望する予定といたしているところでございます。

平成17年10月3日、旧玉名市、旧岱明町、旧横島町及び旧天水町の1市3町が合併し、県北の拠点都市として新生玉名市が誕生しました。関係各位の各方面にわたる御尽力を得て達成された市町合併から、本年は10周年の節目となる記念すべき年でございます。合併後、歩んできた10年を記念し、10月3日、玉名市民会館におきまして、「玉名市制施行10周年記念式典」を挙行いたします。式典内容の主なものとしては、北稜高校「北稜太鼓」の演奏で開演し、国歌独唱、「我らの故郷玉名」の斉唱、玉名市名誉市民条例に基づく名誉市民表彰、合併後の各分野において市政発展に

貢献があった方々への市政功労者の表彰などを予定いたしております。特に、今回は、市民が市の主人公であるという原点に立ち返り、市内外からの御来賓の皆さまだけではなく、市民の皆さま一人一人もぜひ会場へお越しいただくよう周知しているところでございます。市民参加型の盛大な式典にしたいと考えております。また、本市ではこの10月3日を玉名市「なかよしの日」に制定しているところですが、今回は第6回「なかよしの日」イベントとして、当日午後から玉名女子高校、専大玉名高校及び県内の音楽演出家による音楽イベントを行なう予定もあります。このイベントとあわせて、平成27年10月3日が玉名市の魅力を市内外に発信し、市民一人一人が未来に向かってさらなる一体感を享受できる契機となるような有意義な一日とするべく、現在準備を進めているところでございます。

平成26年4月から平成30年3月までを計画期間とし、市長2期目の市民の皆さまへの公約を取りまとめました「輝け玉名「戦略21」」は、掲げた施策の毎年度の進捗状況を、翌年9月に報告書として整理し、「チェンジ玉名」と同様、市ホームページなどで公表をしております。この「輝け玉名「戦略21」」は、44の項目の施策を6分野に分類しており、1年を経過した時点での施策の概要は、おおむねの達成率は、1番「行政経営」が約49%、2番「暮らし」が約20%、3番「経済産業」が約19%、4番「人づくり」が約29%、5番「安心安全」が約20%、6番「まちづくり」が約29%、全体としては25.4%でございました。この結果につきましては、明日9月1日公表する予定といたしております。また概要版を10月号の広報紙とともに配布する予定でございます。また、この結果につきましてはの評価は、全体的にはおおむね想定していた進捗で進んでおりますが、中には達成率の低い施策もあり、今後の課題として受けとめてまいります。2年目に当たる平成27年度につきましては、さらなる施策の推進に力を傾注してまいりますので、議員各位の御協力をお願いするところでございます。

さて、本議会に提案いたしております歳入歳出決算案件といたしまして「平成26年度玉名市一般会計歳入歳出決算案」など10件、予算案といたしまして「平成27年度一般会計及び特別会計補正予算案」など6件、条例案件といたしまして「地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例の制定について」など12件、人事案件といたしまして「教育委員会委員の任命について」など2件、その他といたしまして「和解及び損害賠償額の決定について」など4件、合計34件と報告1件でございます。

補正予算の主なものでございますが、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の上乗せ交付分として、「ご当地カード行政ポイント付与事業」、「地域資源（同田貫）活用事業」の2事業を計上いたしております。地方創生につきましては、本年1月

19日に「玉名市まち・ひと・しごと創生推進本部」を設置し、これまで6回会議を開催し、人口減少の克服や地域の活性化に向け、全庁を挙げて取り組んでいるところでございます。現在、本市における人口の現状と将来展望を提示する「玉名市人口ビジョン」と、これを踏まえて今後5カ年の目標や具体的な施策をまとめた「玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定のため、外部組織による「玉名市総合戦略審議会」において、それぞれの立場から地方創生の実現、魅力ある本市の創出を目指し、意見交換や情報共有を行なっているところでございます。

次に、来年4月に民営化を予定しております「静光園老人ホームの敷地確定のための測量・分筆に係る予算」を計上いたしております。去る7月16日、8月4日の2回にわたり静光園老人ホーム運営法人選定委員会を開催し、土地については5年間の無償貸与、建物については無償譲渡という方針案が決定いたしましたので、6月議会に続き再度提案いたすものでございます。

次に、認定農業者の農作業の効率化・省力化を推進するとともに、経営の安定化を図るため、「農業機械等整備事業補助金」を計上いたしております。これは、認定農業者の農業機械の購入に対する補助であります。本年度は申請者が多かったことから、補助の拡充を行なったものでございます。

以上、主なものにつきまして申し上げますが、詳しくは副市長、総務部長から提案理由説明の中で申し上げますので、これらの提案につきまして御審議をいただき、いずれも原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。招集のあいさつといたします。よろしく願いいたします。

日程第4 議案上程（議第84号から議第117号まで）

○議長（作本幸男君） 日程第4、「市長提出議案上程」を行ないます。

これより、市長提出議案を上程いたします。

議第84号平成26年度玉名市一般会計歳入歳出決算から、議第117号公平委員会委員の選任についてまでの議案34件を一括議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第5 提案理由の説明

○議長（作本幸男君） 日程第5、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの各議案について、提案理由の説明を求めます。

会計管理者 北本義博君。

[会計管理者 北本義博君 登壇]

○会計管理者（北本義博君） おはようございます。

議第84号平成26年度玉名市一般会計歳入歳出決算から、議第90号平成26年度玉名市九州新幹線湯水等被害対策事業特別会計決算までの議案7件について、提案理由の御説明を申し上げます。

これら7件の決算につきましては、監査委員の審査に付しておりましたが、去る8月17日付で歳入歳出決算及び基金運用状況の審査意見書の送付を受けましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するため御提案するものでございます。

お手元に平成26年度玉名市歳入歳出決算収支の会計別収支をお配りしておりますので、御参照いただきたいと思います。

一般会計歳入歳出決算ほか6件の特別会計歳入歳出決算を合わせました収支状況につきましては、歳入決算額500億8,759万9,549円、歳出決算額488億3,088万328円で、歳入歳出差引額12億5,671万9,221円の形式収支額となっております。

まず、議第84号平成26年度玉名市一般会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額317億8,146万1,761円、歳出決算額304億8,191万3,493円で、歳入歳出差引額は12億9,954万8,268円となり、翌年度繰越額2億5,850万1,638円を差し引いた実質収支額は10億4,104万6,630円となっております。先ほど申し上げました歳入決算額317億8,146万1,761円を各款ごとに構成比率の大きいほうから申し上げますと、地方交付税33.03%、市税21.07%、国庫支出金11.96%、県支出金10.43%、市債10.29%などとなっております。また、歳出決算額304億8,191万3,493円の構成比率は、各款ごとに民生費34.77%、総務費18.29%、公債費11.36%、農林水産業費9.19%、衛生費7.33%、土木費6.97%、教育費6.65%、消防費3.18%、商工費1.26%、議会費0.85%、災害復旧費0.15%となっております。前年度に比べ収入が増加しておりますのは、新庁舎建設に伴います繰入金及び地方債の増などによるものでございます。また、支出につきましては、新庁舎建設に伴います総務費の増と、低所得者及び子育て世帯への臨時給付金の支給や国民健康保険事業特別会計への繰り出しによる民生費の増が主な要因でございます。

次に、議第85号平成26年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額94億7,261万4,555円、歳出決算額96億4,795万2,112円で、歳入歳出差引額及び実質収支は1億7,533万7,557円と、支出が収入を上回っております。対前年度比で収入支出とも伸びておりますのは、収入で前年度赤字額を一般会計から繰り入れたことにより増と、支出は保険給付費及び前年度繰上充用金の増が主な要因でございます。

次に、議第86号平成26年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額7億8,367万6,641円、歳出決算額7億8,242万4,873円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は125万1,768円となっております。対前年度比で収入支出ともに伸びておりますのは、収入で保険基盤安定繰入金の増と支出後期高齢者広域連合への負担金の増によるものでございます。

次に、議第87号平成26年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額71億7,128万9,356円、歳出決算額70億9,365万9,437円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は7,762万9,919円となっております。収入支出ともに前年度比で伸びておりますのは、収入で介護給付費の伸びに伴います国庫支出金、県支出金及び支払い基金交付金の増によるもので、支出は要介護認定者の増加に伴います介護給付費負担金の増が主な要因でございます。

次に、議第88号平成26年度玉名市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額2億3,461万8,431円、歳出決算額2億2,692万5,956円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は769万2,475円となっております。対前年度比で収入支出ともに減少しておりますが、平成23年度から平成27年度までの5カ年計画で進めております天水町東地区の水道管及び各施設の更新事業において各年度間での事業計画分によるもので、収入で国庫補助金・市債の減、支出で工事請負費の減によるものでございます。

次に、議第89号平成26年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額2,690万2,017円、歳出決算額2,456万7,200円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は233万4,817円となっております。対前年度比で収入支出とも減少しておりますのは、収入で、主に国庫補助金の減によるもので、支出の減は、浄化槽設置工事件数の減が主な要因でございます。

次に、議第90号平成26年度玉名市九州新幹線湯水等被害対策事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額6億1,703万6,788円、歳出決算額5億7,343万7,257円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は4,359万9,531円となっております。対前年度比で、収入は減少し、支出は伸びておりますのは、収入で基金繰入金の減と、支出では福山地区1号配水池新設工事等の大規模工事を行なったことによる増が主な要因でございます。

以上、御提案申し上げました平成26年度一般会計歳入歳出決算ほか6件の議案の詳細につきましては、特別委員会にて御説明申し上げますので、いずれも原案どおり御認定賜りますようお願いいたしまして、提案理由の御説明といたします。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 企業局長 宮田辰也君。

[企業局長 宮田辰也君 登壇]

○企業局長（宮田辰也君） 続きまして、議第91号平成26年度玉名市水道事業会計決算、議第92号平成26年度玉名市公共下水道事業会計決算及び議第93号平成26年度玉名市農業集落排水事業会計決算の認定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

これら3件の決算につきましては、一般会計、特別会計と同様に監査委員の審査に付し、8月10日付で決算及び基金運用状況の審査、意見書の送付を受けましたので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付すため提案するものでございます。

初めに、議第91号平成26年度玉名市水道事業会計決算でございますけれども、収益的収支及び資本的収支につきましては、収益的収入は8億9,255万8,841円、収益的支出は8億158万9,694円、資本的収入は100万円、資本的支出は4億3,202万5,842円でありました。

次に、平成26年度の主な事業といたしましては、老朽管布設替工事等を実施し、配水管の整備を行ない、水道水の安定供給の向上を図りました。また、業務状況につきましては、給水戸数が2万戸、年間総配水量600万672立方メートルで、有収率は77.87%でございました。

次に、議第92号平成26年度玉名市公共下水道事業会計決算でございますが、収益的収支及び資本的収支につきましては、収益的収入は16億317万1,361円、収益的支出は14億8,183万1,322円で、資本的収入は5億9,667万8,344円で、資本的支出は9億8,377万5,025円でありました。

次に、平成26年度の主な事業といたしましては、前年度からの繰越事業を含む污水管渠整備工事及び処理場の改築更新事業といたしまして、汚泥処理設備、水処理設備及び電気設備工事に取り組み、年度末の公共下水道の処理区域内人口は3万5,738人で、玉名市の総人口6万8,060人から見た公共下水道の普及率につきましては52.5%でございます。

次に、議第93号平成26年度玉名市農業集落排水事業会計決算でございますが、本事業につきましては、平成26年度4月1日より公営企業会計へ移行し、以降の収支につきましては地方公営企業法施行令に基づき処理をしております。収益的収支及び資本的収支につきましては、収益的収入5億1,127万6,197円、収益的支出6億953万8,106円で、資本的収入は1億5,688万5,780円、資本的支出は2億4,670万9,545円でありました。

次に、平成26年度の主な事業といたしましては、平成24年度より事業を着手しております処理場の機能強化事業が3年目となり、機械設備工事、電気設備工事、土木工

事、建築工事に取り組みました。年度末の農業集落排水の処理区域内人口は7,425人で、玉名市の総人口6万8,060人から見た農業集落排水の普及率につきましては10.9%でございました。

以上でございます。

ただいま御説明を申し上げました議案の詳細につきましては、特別委員会にて御説明を申し上げますので、いずれも原案どおり御認定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） おはようございます。

私のほうから議第94号から議第99号までの補正予算関係6件につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の資料の1ページをお願いいたします。

初めに、議第94号平成27年度玉名市一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ6億4,201万5,000円を追加し、総額を308億7,341万1,000円とするものでございます。

まず、歳入の主なものを申し上げますと、14款国庫支出金は8,402万9,000円の追加で、社会保障・税番号制度システム整備補助金、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金などでございます。15款県支出金は3,316万8,000円の追加で、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金、多面的機能支払推進交付金などでございます。

19款繰越金は5億8,507万2,000円の追加、21款市債は、小学校施設整備事業債を6,410万円減額するものでございます。

次に、歳出につきましては、まち・ひと・しごと創生の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の2事業を計上いたしております。「ご当地カード行政ポイント付与事業」につきましては、市で開催されます健康・福祉をテーマにしたイベントへの参加や転入、出生、婚姻等にハローポイントを付与し、また、6歳以下の子育て世帯の経済的負担の軽減のため、子ども1人につき2,000円分のポイントを付与するものでございます。また、「地域資源（同田貫）活用事業」につきましては、全国から注目を集めている刀剣同田貫を活用した団体・個人向けのツアー商品の造成と展示施設となる博物館ころろピア及び刀剣の整備を図るものでございます。

2ページをお願いいたします。

そのほか2款総務費は5億4,092万円の追加で、財政調整基金積立金、社会保障・税番号制度事業などでございます。3款民生費は6,675万6,000円の追加で、

介護予防拠点整備事業補助金などでございます。これは各地区の公民館で「いきいきふれあい活動」などの介護予防事業を継続して実施する場合、750万円を上限として、公民館新築2件、改修4件に対し補助するものでございます。4款衛生費は77万円の追加、6款農林水産業費は2,467万7,000円の追加で、認定農業者の農業機械の購入に対する農業機械等整備事業補助金、また、農業・農村の多面的維持を図るため、それを支える地域活動を支援する多面的機能支払交付金などでございます。7款商工費は2,516万6,000円の追加で、「地域資源（同田貫）活用事業」などでございます。8款土木費は34万円の追加、10款教育費は3,383万9,000円の減額で、工期の見直しによる玉陵小学校、仮称であります、造成工事の減額、28年4月以降の児童数見込み増による築山小学校仮設校舎の借り上げに係る経費などによるものでございます。11款災害復旧費は1,722万5,000円の追加で、6月から7月にかけての大雨による農林水産施設16件の機械借り上げと、公共土木施設3件の災害復旧費でございます。

第2表債務負担行為補正につきましては、キラリかがやけ玉名応援寄附金推進事業業務ほか、2件の限度額を設定、第3表地方債補正につきましては、小学校施設整備事業を減額するものでございます。

以上が一般会計の補正予算の説明でございます。

3ページをお願いいたします。

議第95号平成27年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ2,007万4,000円を減額し、総額を109億2,408万7,000円とするもので、支払基金への償還金と前年度繰上充用金の確定に伴う調整でございます。

次に、議第96号平成27年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ83万4,000円を追加し、総額を75億3,183万6,000円とするもので、職員の育児休業に伴い一般職非常勤職員を雇用するものでございます。

4ページをお願いいたします。

議第97号平成27年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ133万1,000円を追加し、総額を1億5,440万5,000円とするもので、上有所地区の県道改良工事に伴う配水管布設替工事でございます。

次に、議第98号平成27年度玉名市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第2条資本的支出の補正につきましては、2,020万円を追加し、総額を3億3,594万6,000円とするもので、新境川橋新設工事に伴う配水管布設替工事などでございます。

最後に、議第99号平成27年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。

第2条収益的支出の補正につきましては1万円を追加し、総額を14億9,209万2,000円とするもので、賠償責任保険に係る賠償金でございませう。

第3条債務負担行為補正につきましては、長期財政シミュレーションに関する支援業務の限度額を設定するものでございませう。

以上、主な内容等について御説明申し上げましたが、詳細につきましては所管の各委員会において御説明をいたしますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますようよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 副市長 齊藤 誠君。

[副市長 齊藤 誠君 登壇]

○副市長（齊藤 誠君） おはようございます。

私のほうからは議第100号から議第115号までの提案理由について御説明を申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議第100号地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例の制定についてでございますが、これは地方自治法第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件を定めるため、条例を制定するものでございませう。

内容といたしましては、議会の議決すべき事件として、総合計画の基本構想の策定等及び定住自立圏形成協定の締結等について対象とするものでございませう。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございませう。

2ページをお願いいたします。

議第101号玉名市文化・行政拠点特別用途地区内における建築物の制限の緩和に関する条例の制定についてでございますが、これは建築基準法第49条第2項の規定に基づき、玉名市文化・行政拠点特別用途地域内における建築物の制限の緩和に関し、必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございませう。

内容といたしましては、特別用途地区内において建築物の制限から緩和される施設と

して、文化施設及び行政関連施設を定めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は玉名市文化・行政拠点特別用途地区にかかわる都市計画の決定の告示があった日から施行するものでございます。

4ページをお願いいたします。

議第102号玉名市社会体育施設条例の制定についてでございますが、これは地方自治法第244条の2第1項の規定により、玉名市社会体育施設の設置及び管理について条例を制定するものでございます。

内容といたしましては、既存の玉名市営グラウンド条例、玉名市体育館条例、玉名市弓道場条例、玉名市武道館条例、玉名市天水相撲場条例、玉名勤労者体育センター条例及び玉名市岱明B&G海洋センター条例における社会体育施設の使用料の見直しを行なうとともに、指定管理者による管理規定を整備し、新たに玉名市社会体育施設条例として包括的な条例を制定するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

16ページをお願いいたします。

議第103号玉名市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、法律に準じて条例の整備を図るものでございます。

主な改正の内容といたしましては、第1条中の改正におきまして、個人番号及び特定個人情報の定義を定めるとともに、特定個人情報の提供の制限及び個人情報の提供先への通知について定めるものでございます。

次に、第2条中の改正におきまして、特定個人情報の利用の制限及び利用停止の請求について定めるとともに、開示の請求を代理できるものとして、個人情報では未成年者又は成年後見人の法定代理人である者を、特定個人情報にあつては、さらに本人の委任による代理人ができるよう改めるものでございます。

次に、第3条中の改正規定におきまして、情報提供等記録の定義を定めるとともに、情報提供と記録の利用の制限及び提供先への通知について定めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から、第3条の規定は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」附則第1条第5項に掲げる規定の施行の日から施行するものでございます。

20ページをお願いいたします。

議第104号玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の一部改

正に伴い、条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、生活交通ネットワーク計画の名称が、生活交通確保維持改善計画に変更されたことに伴い、条例を改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

21ページをお願いいたします。

議第105号玉名市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、通知カードの再交付及び個人番号カードの再交付にかかわる手数料を徴収する等のため、条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、第1条中の改正におきまして、社会保障・税番号制度における通知カードの再交付にかかわる手数料を第2条中の改正におきまして、個人番号カードの再交付にかかわる手数料を新たに定めるものでございます。また、住民基本台帳カードについては、手数料の規定を削除するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行するものでございます。

22ページをお願いいたします。

議第106号玉名市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは玉名市都市公園における有料公園施設の使用料の見直し及び指定管理者制度の見直しに伴い、条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、指定管理者による管理を行なうことができる施設を、玉名市蛇ヶ谷公園テニスコートのみの特定施設に限定しておりましたが、都市公園とすることができるよう改めるものでございます。また、社会体育施設の全体の使用料の見直しに伴い、都市公園における有料公園施設の使用料を見直すものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、別表第4から別表第6までの改正規定及び別表第7を削る改正規定は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

28ページをお願いいたします。

議第107号玉名市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、玉名市営グラウンドの管理を指定管理者に行なわせるため、条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、玉名市営グラウンドの管理を指定管理者に行なわせることができる規定を新たに定めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

31ページをお願いいたします。

議第108号玉名市体育館条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これも地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、玉名市体育館の管理を指定管理者に行なわせるため、条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、玉名市体育館の管理を指定管理者に行なわせることができる規定を新たに定めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

34ページをお願いいたします。

議第109号玉名市天水相撲場条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これも地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、玉名市天水相撲場の管理を指定管理者に行なわせるため、条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、玉名市天水相撲場の管理を指定管理者に行なわせることができる規定を新たに定めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

37ページをお願いいたします。

議第110号玉名市立小中学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは玉名市立小中学校運動場夜間照明施設の使用料の見直しに伴い、条例の制定を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、社会体育施設の全体の使用料の見直しに伴い、玉名市立小中学校運動場夜間照明施設につきましても使用料の見直しを行なうものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

38ページをお願いいたします。

議第111号玉名市立小中学校体育施設等使用料条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは玉名市立小中学校体育施設等の使用料の見直しに伴い、条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、こちらも社会体育施設の全体の使用料の見直しに伴い、玉名市立小中学校体育施設等につきましても使用料の見直しを行なうものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

40ページをお願いいたします。

議第112号和解及び損害賠償額の決定についてでございますが、これは地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

内容といたしましては、平成25年12月15日正午ごろ、市道常安寺秋丸線において相手方が歩行中、沈下した公共マスに足をとられ転倒し、右手首を骨折したものでございます。相手方への損害賠償額といたしまして、市は70%に当たる358万705円を負担するものでございます。

なお、損害賠償金につきましては、市が1万円を自己負担額として給付し、357万705円は公益社団法人日本下水道協会の下水道賠償責任保険より給付されます。

41ページをお願いいたします。

議第113号工事請負契約の締結についてでございますが、これは玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

内容といたしましては、九州新幹線湯水等被害対策に伴う三ツ川地区の農業用水確保のため、既存の石尾地区2号ため池を改修し、貯水量を7,440立方メートルとする工事を行なうものでございます。契約方法は、土木一式工事の建設業許可業者で、かつ特定建設業許可を有する8社にて指名競争入札を実施し、入札の結果、玉名市玉名2310番地5、有限会社不動組が1億7,531万円で落札をいたしました。現在同社と税込み1億8,933万4,800円で仮契約を締結しており、本議会で御承認をいただいた後に、本契約の締結とするものでございます。

42ページをお願いいたします。

議第114号工事請負契約の変更についてでございますが、これは平成26年9月24日議決の工事請負契約の締結についての一部を変更するものでございます。

変更理由といたしましては、賃金水準の急激な上昇に対するインフレスライドを適用するものであり、石貫4区3号配水池新設工事において、契約の相手方からの請求がありましたので、協議した結果、契約金額が254万272円の増額になりますことから、議決事件の変更を行なうものでございます。

なお、増額分につきましては、現在、契約の相手方であります株式会社安部日鋼工業熊本営業所と変更の仮契約を締結しており、今議会で御承認をいただきました後に本契約の締結とするものでございます。

43ページをお願いいたします。

議第115号財産の取得についてでございますが、これは玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。

内容といたしましては、玉陵小学校（仮称）建設事業の用地として11人の所有者から取得するものでございます。購入土地の所在は、玉名市玉名字上徳876番、ほか15筆、面積1万6,929平方メートルでございます。取得予定価格は1億6,252万

5,660円でございます。

以上、条例案件等について御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、所管の各委員会で御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作本幸男君） 市長 高崙哲哉君。

[市長 高崙哲哉君 登壇]

○市長（高崙哲哉君） 本議会に提案いたしております人事案件の提案理由の説明を申し上げます。

議第116号教育委員会委員の任命についてでございますが、現委員の今村昌司氏が本年11月29日をもちまして任期満了となるため、その後任として隈部知更氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。

次に、議第117号公平委員会委員の選任についてでございますが、現委員の林田優子氏が本年12月17日をもちまして任期満了となるため、引き続き同氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。

以上、2件の人事案件につきまして、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（作本幸男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

日程第6 報告（1件）

○議長（作本幸男君） 日程第6、「報告」を行ないます。

報告第9号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、以上1件の報告があります。

総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） 報告第9号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

議案集の46ページをお願いいたします。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて、議会に報告するものでございます。

初めに、本市の健全化判断比率について御説明いたします。実質赤字比率は、一般会計と新幹線渇水等被害対策特別会計を統合してまとめた普通会計のみを対象とし、実質赤字が標準財政規模に占める割合を示すものであります。本市の場合、実質赤字額がございませんので、実質赤字比率の数値はございません。

次に、連結実質赤字比率は、普通会計に特別会計、企業会計を加えた全会計が対象となり、全会計を合わせた連結実質赤字が標準財政規模に占める割合を示すものであります。本市の場合、連結実質赤字額がございませんので、連結実質赤字比率の数値はございません。

次に、実質公債費比率は、普通会計、特別会計、企業会計に本市が加入する一部事務組合の有明広域行政事務組合、公立玉名中央病院企業団、熊本県市町村総合事務組合、熊本県後期高齢者医療広域連合を加えたものが対象となり、本市が負担する公債費が標準財政規模に占める割合を示すもので、本市の比率は10.0%でございます。

次に、将来負担比率は、さらに地方公社や第3セクターであります財団法人玉名市自治振興公社、有限会社横島町特産物振興協会を加えたものが対象となり、将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合を示すもので、本市の比率は33.4%でございます。

最後に、資金不足比率は、簡易水道事業特別会計、浄化槽整備事業特別会計と公営企業会計のみを対象とし、資金不足額が事業規模に占める割合を示すものであります。本市の場合、両会計とも資金不足がないため数値はございません。

このように、5つの指標とも資料に参考を表記しております国が示す早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており、現在のところ適正な財政運営がなされている状況でございます。

なお、赤字比率がなくて数値がないと表現しました指標につきましても、参考までに黒字の数値を括弧書きで記載いたしております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 以上で、報告の説明は終わりました。

日程第7 請願・陳情の報告（請第5号、陳第4号及び陳第5号）

○議長（作本幸男君） 日程第7、「請願・陳情の報告」を行ないます。

請第5号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出に関する請願

陳第4号 サッカー場建設に伴うラグビー兼用競技場整備を求める陳情

陳第5号 インフルエンザ予防接種の無料化を求める陳情

以上、請願1件、陳情2件が今回提出されております。

内容については、お手元にその要旨を配付しておりますので、説明を省略いたします。これにて、請願・陳情の報告を終わります。

日程第8 議員提出議案上程（議員提出第3号）

○議長（作本幸男君） 日程第8、「議員提出議案上程」を行ないます。

これより、議員提出議案を上程いたします。

議員提出第3号 決算特別委員会の設置について。

以上、議員提出議案1件を議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出第3号については、議事の都合により、会議規則第37条第3項の規定に基づき、提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出第3号については、提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

提案理由の説明及び委員会付託を省略いたします。

議員提出第3号については、日程に従い、引き続き会議にて審議を行ないます。

日程第9 議員提出議案審議（質疑・討論・採決）

○議長（作本幸男君） 日程第9、「議員提出議案審議」を行ないます。

これより、ただいま議題となっております議員提出第3号の審議に入ります。

審議の方法は、質疑、討論の後、採決いたします。

これより、質疑に入ります。議員提出第3号について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。議員提出第3号について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。

議員提出第3号決算特別委員会の設置については、原案のとおり、11人の委員をもって構成する「決算特別委員会」を設置し、議第84号平成26年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第93号平成26年度玉名市農業集落排水事業会計決算までの平成26年度玉名市決算議案10件を付託の上、審査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出第3号については、原案のとおり、11人の委員をもって構成する「決算特別委員会」を設置し、議第84号から議第93号までの決算議案10件を付託の上、審査することに決定いたしました。

日程第10 決算特別委員会委員の選任

○議長（作本幸男君） 日程第10、「決算特別委員会委員の選任」を行ないます。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することになっております。

よって、北本将幸議員、多田隈啓二議員、松本憲二議員、城戸淳議員、嶋村徹議員、江田計司議員、田中英雄議員、近松恵美子議員、永野忠弘議員、前田正治議員、田畑久吉議員、以上の11人の諸君を決算特別委員会委員に指名いたします。

よって、ただいま指名いたしました11人の諸君が、決算特別委員会委員に選任されました。

この際、決算特別委員会の正副委員長互選のため休憩し、委員会を第1委員会室に招集いたしますので御了承願います。

決算特別委員会におかれましては、直ちに委員会を開会の上、正副委員長を互選し、その結果を議長まで御報告願います。

決算特別委員会のため、休憩いたします。

午前11時09分 休憩

午後 1時51分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第11 決算特別委員会正副委員長互選結果報告

○議長（作本幸男君） 日程第11、「決算特別委員会正副委員長互選結果報告」を行ないます。

決算特別委員会委員長に近松恵美子さん、決算特別委員会副委員長に多田隈啓二君、以上のとおり、それぞれ就任されましたので報告いたします。

これにて、決算特別委員会正副委員長互選結果報告を終わります。

日程第12 委員長報告

○議長（作本幸男君） 日程第12、「委員長報告」を行ないます。

決算特別委員会に付託中の調査事項については、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会より中間報告を行ないたいとの申し出がありますので、この際これを許します。

決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長 近松恵美子さん。

[決算特別委員長 近松恵美子さん 登壇]

○決算特別委員長（近松恵美子さん） 決算特別委員会に付託されました案件の審査の経過について、御報告を申し上げます。

付託されました案件は、議第84号平成26年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第93号平成26年度玉名市農業集落排水事業会計決算までの決算議案10件であります。

決算議案は、内容が膨大であり、かつ複雑多岐にわたっており、その審査には幅広い検討が望まれること、また、事案の重要性からも慎重審査を期す必要があることから、あらかじめ相当の期間を設け、議案に対する調査研究を十分に重ねた上で委員会に臨むべく、委員長より閉会中の継続審査を発議いたしました。

採決の結果、議第84号から議第93号までの決算議案10件については全員異議なく、それぞれ閉会中の継続審査とすることに決しました。

また、次回の委員会の開催日につきましてもあわせて協議を行ない、決算議案に対する調査研究に必要な期間を考慮した上で、閉会中であります10月27日、28日、29日の3日間とすることに決し、次回の委員会まで各自議案の調査研究に十分尽くすこととし、委員会を閉会いたしました。

以上で、決算特別委員長の報告を終了いたします。

○議長（作本幸男君） 以上で、決算特別委員長の報告は終わりました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

議第84号平成26年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第93号平成26年度玉名市農業集落排水事業会計決算までの決算議案10件については、決算特別委員長から会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。議第84号から議第93号までの決算議案10件については、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、議第84号から議第93号までの決算議案10件については、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付すことに決定いたしました。

日程の追加について、お諮りいたします。

日程第13 意見書案上程

意見書案第3号 九州新幹線新玉名駅ホーム無人化計画の見直しを求める意見書の提出について

日程第14 提案理由の説明

意見書案第3号 九州新幹線新玉名駅ホーム無人化計画の見直しを求

める意見書の提出について

日程第15 意見書案審議

意見書案第3号 九州新幹線新玉名駅ホーム無人化計画の見直しを
求める意見書の提出について

以上、日程表のとおり、日程に追加いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、日程表のとおり、日程に追加することに決定いたしました。

日程第13 意見書案上程

○議長（作本幸男君） 日程第13、「意見書案上程」を行ないます。

これより、意見書案を上程します。

意見書案第3号 九州新幹線新玉名駅ホーム無人化計画の見直しを求める意見書の提出について。

以上、意見書案1件を議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第14 提案理由の説明

○議長（作本幸男君） 日程第14、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの意見書案第3号について、提案理由の説明を求めます。

14番 永野忠弘君。

〔14番 永野忠弘君 登壇〕

○14番（永野忠弘君） 九州新幹線新玉名駅ホームの無人化計画の見直しを求める意見書。

現在、JR九州は、九州新幹線列車の状態注意等を行なうため、各ホームに担当の係員を配置し、全駅に設置しているホーム可動柵の開閉操作をホーム担当が行なっている。そして新玉名駅では、この状態注意やホーム可動柵開閉操作をホーム担当6人が交代で行なっている状況である。

しかし、平成27年10月からは、少子高齢化や人口減少など厳しい経営環境の中、赤字である鉄道事業のネットワークを維持していくため、業務運営の効率化に向けた取り組みの一環で、ホーム担当にかわって、状態確認やホーム可動柵開閉操作を車掌が単独で行なうために必要となる設備の新設等を行なうものである。いわゆる「ホーム無人化計画」である。

九州新幹線は、公共交通機関であり、コスト削減が、安全性や公共性、利用者へのサービス提供よりも優先される事態が許されないことは言うまでもない。JR九州は約3億8,000万円を投じ、車掌がホーム場を確認するモニター、列車防護スイッチ等の増設を行ない、人員削減を予定されている。しかし、ホームに駅員がいなくなれば、ホームでの忘れ物や不審物への対応、利用者や見送りの家族が新幹線を待つ間の通過新幹線への対応、利用者のホームでの戸惑いなどへの対応など、利用者からすればサービス低下の何物でもなく、安心・安全の対策は不十分である。また、新玉名駅のホーム無人化は、県北の玄関口として観光振興や町づくりの総合的發展を目指している玉名市においては、大きなマイナス要因であり、イメージダウンにつながるものである。

JR九州が進めている「新幹線駅ホーム無人化計画」は、現在、求められつつある人と人との「きずな」や「おもてなし」を大事にする風潮に反し、新幹線利用者や市民の不安に背を向けた行為である。マスコミを通じて突然知らされたこの計画では、利用者や市民の同意は得られない。玉名市議会においても、理解を示すことは難しく、本計画の見直しを強く求めるものである。よって、下記事項について、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

記

1. ホームの無人化とならないような対策を講じ、利用者が安心して利用できるサービスの提供に努めるよう指導すること。
 2. 駅構内はもとより、ホームでの安全対策をより以上に講じ、十分な検証を行ない、利用者の安全を確保できるよう指導すること。
- 以上です。

○議長（作本幸男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第3号については、議事の都合により、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第3号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会付託を省略いたします。

意見書案第3号については、日程に従い、引き続き会議にて審議を行ないます。

日程第15 意見書案審議（質疑・討論・採決）

○議長（作本幸男君） 日程第15、「意見書案審議」を行ないます。

これより、ただいま議題となっております意見書案第3号の審議に入ります。

審議の方法は、質疑、討論の後、採決いたします。

これより、質疑に入ります。意見書案第3号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。意見書案第3号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。

意見書案第3号九州新幹線新玉名駅ホーム無人化計画の見直しを求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第3号については、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明9月1日から9月7日までは休会とし、8日は定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。一般質問を希望されておられる方は、質問の要旨を具体的に記載し、明9月1日の正午までに事務局にお届けください。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時04分 散会

第 2 号

9 月 8 日 (火)

平成27年第4回玉名市議会定例会会議録（第2号）

議事日程（第2号）

平成27年9月8日（火曜日）午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 1 4番 徳村 登志郎 議員
- 2 1番 北本 将幸 議員
- 3 3番 松本 憲二 議員
- 4 16番 前田 正治 議員
- 5 10番 田中 英雄 議員

散 会 宣 告

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 1 4番 徳村 登志郎 議員
 - 1 子どもの貧困について
 - (1) 玉名市でのひとり親家庭の実態について
 - (2) 貧困による教育格差をなくす取り組みはなされているのか
 - (3) 学校外教育（学習塾等）への助成等は検討できるか
 - 2 AED（自動体外式除細動器）について
 - (1) 玉名市における設置状況（AEDマップ）について
 - (2) 24時間営業のコンビニエンスストアへのAEDの設置について
 - (3) AEDつき自動販売機の設置について
 - (4) スポーツ大会や地域イベントへのAEDの貸し出しについて
 - (5) AEDの心肺蘇生講習の状況について
 - 3 市指定ごみ袋の改善について
 - (1) 手提げタイプのごみ袋に変更または追加できないか
 - (2) ごみ処理の状況について
- 2 1番 北本 将幸 議員
 - 1 新玉名駅駐車場混雑解消における取り組みについて
 - 2 マイナンバー制度について
 - (1) マイナンバー制度関連の予算について
 - (2) マイナンバー制度の導入スケジュールについて
 - (3) 制度の導入準備及び推進における取り組みについて
 - (4) 番号通知作業での問題点、その対応への検討について

- (5) 玉名市での独自利用の検討について
- (6) 個人情報、セキュリティへの対応について

3 玉名市教育振興基本計画について

- (1) 健康づくり・体力づくりの推進について
 - ア 学校体育における学校部活動の社会体育への移行について
 - イ 食育における学校再編に伴う自校式給食への転換について
- (2) 特別支援教育の推進について
 - ア インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）構築に対する市の見解について
- (3) 小中一貫教育の推進、学校規模の適正化について
 - ア 小中一貫教育における「玉名学」の導入について
 - イ 学校規模・配置適正化事業の今後の計画について
 - ウ 学校施設・整備の充実における空調設備導入の検討について
- (4) 地域に根差した生涯スポーツの推進について
 - ア 体育施設の整備充実における玉名市総合体育館空調設備について
 - イ 競技スポーツの組織強化と指導者の育成について

3 3番 松本 憲二 議員

- 1 新玉名駅駐車場の現状と今後について
 - (1) 駐車場の年間の維持管理費について
 - (2) 駐車場の現在の状況について
 - (3) 駐車場の管理状況について
 - (4) 駐車場無料化を続ける趣旨について
 - (5) 駅周辺の開発の計画予定について
- 2 農地の暗渠補助事業の今後の対応について
 - (1) 平成27年度以降の補助事業の状況について
- 3 イチゴの高設栽培補助事業の今後の対応について
 - (1) 平成27年度以降の補助事業の状況について

4 16番 前田 正治 議員

- 1 JR新玉名駅に関して
 - (1) 駐車場混雑解消について
 - ア 有料化するのか。無料駐車場を拡張するのか
 - イ 民間が駐車場をつくる場合、農業振興地域との関係はどうか
 - ウ 駅周辺の防犯灯整備が必要。その計画はないか

(2) ホーム無人化に関して

- ア 新玉名駅停車列車の増便要望へのJ R回答を聞く
- イ ホーム無人化による利用者の安全性について見解を聞く
- ウ ホーム無人化の延期要請を行なった真意を聞く

2 地方創生に関して

(1) 地方版総合戦略策定について

- ア コンサルタントの選定はどのようになされたか
- イ 地方版総合戦略策定の進捗状況は。平成27年度中に間に合うか
- ウ 地方版総合戦略策定に当たり、市民参加・市民の意見反映はどのようにするか
- エ 地方版総合戦略策定に当たり、議会の意見反映はどのようにするか

(2) 玉名市定住促進補助事業について

- ア 事業の今日までの評価と平成28年度からの取り組みを聞く
- イ 住宅リフォーム、店舗リフォーム補助事業実施についての見解を聞く

5 10番 田中 英雄 議員

1 公共施設建設及び跡地利用計画について

- (1) 新市民会館建設の現計画の位置取りについて
- (2) 旧市役所庁舎跡地利用について
- (3) 旧岱明町役場再利用計画について
- (4) 現岱明町公民館敷地の有効利用策について
- (5) 市民サッカー場建設計画について

2 公職選挙法改正に対する玉名市の対応について

- (1) ハローポイントについて
- (2) 選挙などの際にハローポイントカードへの行政ポイント付与が可能なのか
- (3) 期日前投票の本人確認方法について

散 会 宣 告

出席議員（24名）

- | | | | |
|----|-----------|----|-----------|
| 1番 | 北 本 将 幸 君 | 2番 | 多田隈 啓 二 君 |
| 3番 | 松 本 憲 二 君 | 4番 | 徳 村 登志郎 君 |
| 5番 | 城 戸 淳 君 | 6番 | 西 川 裕 文 君 |

7番	嶋村	徹君	8番	内田	靖信君
9番	江田	計司君	10番	田中	英雄君
11番	横手	良弘君	12番	近松	恵美子さん
13番	福嶋	譲治君	14番	永野	忠弘君
15番	宮田	知美君	16番	前田	正治君
17番	森川	和博君	18番	高村	四郎君
19番	中尾	嘉男君	20番	田畑	久吉君
21番	小屋野	幸隆君	22番	竹下	幸治君
23番	吉田	喜徳君	24番	作本	幸男君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	吉川	義臣君	事務局次長	堀内	政信君
次長補佐	松下	匡君	書記	松尾	和俊君
書記	富田	享助君			

説明のため出席した者

市長	高寄	哲哉君	副市長	斉藤	誠君
総務部長	西田	美德君	企画経営部長	原口	和義君
市民生活部長	上嶋	晃君	健康福祉部長	村上	隆之君
産業経済部長	吉永	訓啓君	建設部長	磯谷	章君
会計管理者	北本	義博君	企業局長	宮田	辰也君
教育委員長	桑本	隆則君	教育長	池田	誠一君
教育部長	伊子	裕幸君	監査委員	坂口	勝秀君

○議長（作本幸男君） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（作本幸男君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

4番 徳村登志郎君。

[4番 徳村登志郎君 登壇]

○4番（徳村登志郎君） 皆さん、おはようございます。4番、公明党の徳村登志郎でございます。今回の一般質問は、初日1番目ということで緊張もしておりますが、傍聴していただくにも最適な順番ですので、さすがにしく始めたいと思います。

さて、平成17年に玉名市、岱明町、横島町、天水町の1市3町が合併し10年目の節目を迎える玉名市ですが、10月3日には記念式典も開催されます。まずは心よりお祝いを申し上げます。さらなる本市の発展のため、私自身尽力していこうと決意しております。

それでは、通告に従い、一般質問をさせていただきます。最初の質問は、この玉名市の未来を担う子供たちにかかわる子どもの貧困についてのお尋ねです。

2013年6月に子どもの貧困対策推進法が成立して2年が経過しました。同法は生まれ育った環境によって将来が左右されない社会を目指したもので、公明党がそのリードをしてきたものです。保護者の経済格差が、子どもの教育・進学にも影響を及ぼす貧困の連鎖を断ち切り、教育の機会均等などを総合的に推進することが目的です。そのために、国や地方自治体など関係機関が、密接に連携して貧困対策に取り組むよう定めました。教育、生活、保護者の就労、経済的支援などで総合的に対策を推進するための大綱策定も規定されました。これを受け政府は、2014年8月に子どもの貧困対策に関する大綱を閣議決定し、我が国の子どもの貧困の状況が先進国の中でも厳しいとの危機感を示しました。平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らしている18歳未満の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」は、1990年代から上昇傾向にあります。厚生労働省の調査で、2012年には16.3%と過去最悪を更新しております。この数字は、OECD経済協力開発機構加盟国34カ国中で25位に甘んじていることを示しております。親から子への貧困の連鎖を断ち切るため、政府は具体的な対策として学校教育による学力保護を徹底し、教育費の軽減を図るほか、幼児教育の無償化、夜間中学の設立推進など相次ぎ掲げ、親の就労や学び直し支援にも取り組んでおります。さらに厚生労

働省は、今年4月ひとり親家族の支援の一環として、親の学び直しをサポートする事業を始めました。最終学歴が中学卒業や高校中退の人で、高校卒業過程認定試験、旧の大検ですが、合格を目指す場合、通信講座を含む受講費用の最大6割、上限15万円を補助する保護者がよりよい条件で就職、転職を行なうためには、高校卒業と同程度の学力は必要と判断されているようです。子どもの貧困対策について、公明党は、2013年の参院重点政策で総合対策の推進を明記しています。ひとり親の就労支援なども訴え、私ども地方議員とも連携して貧困連鎖解消に取り組んでいるところです。

それではまず、お尋ねいたします。玉名市における子どもの貧困に該当する低所得者世帯、生活保護世帯、ひとり親世帯の子供たちの現状はどうか、まず答弁をお願いいたします。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 村上隆之君。

〔健康福祉部長 村上隆之君 登壇〕

○健康福祉部長（村上隆之君） おはようございます。

徳村議員の、玉名市でのひとり親家庭の実態についての御質問にお答えいたします。

ひとり親世帯は増加傾向にあります。大部分の世帯が受給しております児童扶養手当の受給者数は、平成24年度で582人、25年度は593人、26年度は621人、27年8月末現在は642人と年々増加しており、うち母子世帯580世帯、父子世帯62世帯となっており、児童数は1,000人程度でございます。ひとり親となった原因は、離婚が9割近くを占めており、次いで未婚が1割弱となっております。また、受給者のうち、56人は無職という状況でございます。ひとり親世帯の支援策といたしまして、保健医療費の3分の2を助成するひとり親家庭等医療費助成、看護師等の資格取得を目指し養成機関に通うときの給付金制度、児童の進学時に利用が多い福祉資金の貸付制度やハローワークと連携しての就労支援ファミリーサポートセンターや学童保育の利用料の補助などがございます。本年8月、児童扶養手当現況届時に実施いたしましたひとり親家庭アンケート調査に636人が回答がございまして、心配事や悩みでは、第1位に養育費、教育費の経済的負担が多い、第2位に子どものしつけや接し方、3位に自分の健康の順となっております。経済的な問題を抱えている世帯が多いため、個別に必要なに応じて関係機関との連携を図りながら適切な支援を行なってまいりたいと考えております。

○議長（作本幸男君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

玉名市においても児童扶養手当等受給されている子供たちがやっぱり6割を超えているという実態で、今もふえ続けているということで、子どもの貧困の問題は本市でも関係がないというようなことではないというのがはっきりわかったところでございます。

私もこの子どもの貧困の解決には、まず教育格差をなくす取り組みが重要だと思っています。

そこで私が1つ紹介したいのが、京都市のNPO法人である山科醍醐こどものひろばの取り組みでございます。同NPO法人の子どもの貧困対策事業では、経済的貧困や不登校などの悩みを抱える小中学生に対し、主に平日夕方から夜にかけて住宅街の一軒家を使い、無料で食事や学習、余暇支援を行なっております。支援は大学生などのボランティアが子どもとマンツーマンで行ない、法律家専門家ではなく、地域のお兄ちゃん、お姉ちゃんとの普通のかかわりを大切にされていて、将来に向けて勉強や就職活動に励む学生に感化されることも多いといえます。こうした同法人の卒業生の中には、専門学校への進学や大学受験を目指す子も出てきているそうです。子どもの貧困問題は地域社会の課題でもあります。行政だけで取り組む問題でもありませんが、行政の後押しは大きな力となります。県北で唯一の大学がある玉名市です。九州看護福祉大学との連携をとるなど、本市における取り組みをお伺いしたいと思います。

答弁お願いいたします。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 貧困による教育格差をなくす取り組みはなされているのかという御質問でございますが、憲法で保障された教育を受ける権利を確保するために、まず、文部科学省の制度として小中学校の義務教育課における就学援助制度がございます。この制度は、経済的理由によって修学困難と認められる生徒の保護者に対し、修学に必要な費用について補助を行なうものです。補助内容といたしましては、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、新入学児童・生徒学用品費、クラブ活動費、PTA会費、給食費があります。この事業による対象児童・生徒は、平成26年度においては小学生447名で支援額2,959万8,650円、中学生256名で支援額2,850万4,164円でございます。このように義務教育においては、保護者の経済的負担軽減が図られておるところでございます。

さらに、議員から御呈示があったとおり、平成27年4月から生活困窮者自立支援法がスタートいたしました。玉名市におきましても、本年度新設した「くらしサポート課」において、この4月より生活困窮家庭及び生活保護家庭の子どもを対象に、学び直しの機会を提供することを目的とした「玉名市生活困窮者学習支援事業」に取り組んでおります。この事業は、教育支援員等による授業理解のための支援を初め、宿題及び家庭学習定着のための支援を行なうもので、学校法人松本学園に委託し実施しております。現在、生活保護家庭の小中学生3人、生活困窮家庭の小中学生3人が週1回、若者サポートステーションを利用し学習しております。今後も貧困による教育格差をなくしていくために、教育委員会やくらしサポート課を初め、関係各課との連携を図り、全庁

的に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（作本幸男君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

先ほど紹介した同法人がある京都市では、経済的な理由などで塾に通えない子どもに対し、中学3年学習支援プログラム学習会などを実施しております。答弁をいただいた中でも、玉名市でもボランティアが、九州看護福祉大学のボランティア等で学習支援の実態があるというところもわかりました。先ほど御紹介した京都市の事例ですけれども、京都市では、京都市のユースサービス協会というところに事業委託をし、活動費の助成などで行政のほうの後押しをしているそうです。ここでは、地域性を生かし、この学習会のスタッフと、スタッフの多くを学生ボランティアが担っているというのも特徴になっております。また、先ほど紹介した同法人の山科醍醐こどものひろばも貧困対策の一環として、同協会と連携して活動を実施されております。京都市では、本年度からさらにこの事業が拡大をされるそうです。

次に質問に移るに当たって、もう1つだけ自治体の情報を1つ紹介いたしたいと思っております。千葉県南房総市が始めた、学校外教育サービス利用の助成事業です。これは学習塾や習字、そろばん、数英、サッカーなどの文化スポーツ教育にかかる費用を助成するもので、小学校5、6年生の児童がいる全家庭が対象になっております。所得制限はないそうです。ほかの用途に利用できないよう塾利用助成金として配付され、同県の交付を申請した家庭に、世帯の所得に応じ月額1,000円から7,000円分の助成が交付されます。市が同事業を始めた背景には、親の経済的格差が子どもの学力格差になってはいけないという考え方が根本にあるとあるように、子供たちの可能性を広げるための思いがあります。市は同事業の実施に際して、市民を対象にアンケートをとり、小学5、6年生の約8割が学習塾や習いごとをしているという結果を踏まえ、親の経済的な負担を減らすことを目的に塾利用助成券の導入を決めたそうです。市は来年度以降も同事業を継続していきたいとのことです。

さて、事業内容は地域差もありますので、一概に同じようなものというわけにはいかないと思いますが、親の経済的格差が子どもの学力格差になってはいけないという考え方にぜひともものつとって、学校外教育への助成等が検討できないか等の答弁をお願いいたします。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 議員御質問の学習塾等への助成につきましては、助成の必要性の要否や助成対象者の範囲など、多くの課題があると考えております。現在のところ助成の考えは持っておりませんが、今後、教育委員会としましては、他市町村での平

等性が確保された先進的な取り組み等があれば研究してまいりたいと考えております。

○議長（作本幸男君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

とにかく、親の経済的格差というものが子どもの学力格差になっているという事実が実際あるというところをしっかりと認識していただいて、その部分の助成を考えていただければというふうに思います。

とにかく、貧困による教育格差の解消には、教育と福祉の連携や民間の活用など、総合的に連携する体制の整備が求められていると考えます。子供たちへの支援は、次の次代を担う大人を育てることでもあります。子供たちが将来に希望を持てるよう、手厚い政策を着実に進めていかなければなりません。私自身、効果的な対策計画を目指し、議員の立場で全力で取り組んでまいりたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。

[4番 徳村登志郎君 登壇]

○4番（徳村登志郎君） 最近、ずいぶん普及してきたAEDについてです。普及してきたからこそ、その問題点とその状況を5点ほど質問させていただきます。

御存じのとおりAEDは心臓の心室がけいれんを起こし、体に血液を送り出せなくなった状態を電気ショックにより心臓の動きを正常に戻す装置です。従来は医療従事者のみに使用が認められていましたが、2003年に救急救命士に使用が拡大され、2004年7月には一般市民にも解禁され、11年がたちました。駅や空港、学校を初めとした公共施設、商業施設などを中心に急速に普及しているAEDですが、1番目、玉名市における設置状況について。2つ、24時間営業のコンビニエンスストアへの設置について。3番、AEDつき自動販売機の設置について。4番、スポーツ大会や地域イベントへのAEDの貸し出しについて。5番、AEDの心肺蘇生講習の状況について。

以上5点、それぞれの答弁をお願いいたします。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 村上隆之君。

[健康福祉部長 村上隆之君 登壇]

○健康福祉部長（村上隆之君） 徳村議員の5点の御質問の中で、3点私のほうから御説明申し上げます。

玉名市におけるAEDの設置状況についての御質問にお答えします。玉名市でのAEDの設置状況ですが、玉名市市役所庁舎を初め、小中学校や保育所、公民館、体育館や運動施設など、多くの方が利用する公共施設に設置を行っており、本年8月末現在、公共施設での設置台数は79の施設に129台となっており、既に市が管理する多くの施設に設置済みの状況であります。

次に、2点目の24時間営業のコンビニエンスストアへのAED設置についてと、3

点目のAEDつき自動販売機の設置についてお答えいたします。まず、コンビニ、自動販売機へのAED設置状況につきましては、関係機関に確認を行ないましたところ、設置登録の義務がないということから正確な数や場所の把握ができない状況でございます。平成16年7月からは一般市民が使用可能となったことから、県下では多数の人が集まる公共施設を中心にAEDの設置普及が図られ、本市におきましても公共施設にはほぼ設置が完了し、緊急時に備えているところでございます。ちなみに、市民の皆さんの利用状況につきましては、有明消防が把握しております管内2市4町におきまして、平成20年度から現在までの7年半で9件となっております。

次に、公共施設以外の民間施設などへのAED普及推進につきましては、埼玉県を中心に平成18年度あたりから段階的に首都圏、1都3県4市で広がりを見せ、その後徐々に全国へ普及しつつあるところであります。本市の基本的な考えといたしましては、いつどこで起こるかわからない緊急事態に備え、役立つ仕組みづくりが必要であると考えており、首都圏が取り組んでいる広域による普及推進の取り組みを参考に、九州圏域、最低でも県単位での広域の視点での普及推進が図られ、その後市町村で普及計画を策定し取り組んでいくやり方がいいのではないかと考えておるところでございます。今後は県とも話し合いを持ちながら、他県他市の先進事例を参考に検討してまいりたいと考えております。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） おはようございます。

議員質問の中で、私のほうから4点目、それから5点目について答弁をいたします。

まず、4点目のスポーツ大会や地域イベントへのAEDの貸し出しについてお答えをいたします。スポーツ大会やイベントの開催については、主催者側が施設に常設してあるAEDで対応をしている状況であります。また、貸し出しの要望につきましては、有明消防本部において公共性のあるイベントを主催する団体に対し、貸し出し要項を整備しておりますが、平成26年度の貸し出し実績はなかったとの報告を受けております。

次に、スポーツ大会以外としましては、大俵祭りや花火大会等の多くの人が集まるイベントなどがあります。これらのイベント開催時においても常設のAEDを用い、操作可能な看護師や救命救急士の配備を行ない、緊急時の対応がとれる体制を整えています。

次に、AEDの心肺蘇生講習の状況についてお答えをいたします。AEDの心肺蘇生講習については、短期講習、救命入門、普通救命講習、上級救命講習などの講習が毎年有明消防本部で実施されており、平成26年の実績では83回実施し、2,423名が受講されていると報告を受けております。ちなみに、受講者の7割近くが学校関係者が

受講されており、小中学校の職員や保護者を対象に心肺蘇生講習会が実施されている状況でございます。今後、緊急時に備え、迅速に対応できるよう有明消防本部と連携を図り、各施設に応じた受講促進に努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

答弁があったとおり、AEDの心肺蘇生講習においては市民の2,423名の方が受講されているという報告があり、市民のAEDに対する関心の高さがうかがえました。また、受講者の7割近くが学校関係者であることも、子供たちの安全を見守る上で有効的であるというふうに思いました。ただ、AEDは、いつ、だれがその場に居合わせ、応急手当を行なうか、いつその立場、バイスタンダー（bystander）ですね、になるかもしれません。1人でも多くのAEDの心肺蘇生講習を受講できるように、私自身も尽力したいと思いました。

さて、2点ほど再質問させていただきます。1番目の玉名市における設置状況についてですが、多くの公共施設に設置されていることがよくわかりました。しかし、例えば、学校に設置してあるAEDですが、その場所が職員室なのか体育館なのか、また、玄関なのか、場所によっては施錠などにより利用時間が限られたりすると思います。また、広い施設では設置場所の認識がわかりづらかったりするケースはないでしょうか。設置場所を示す案内表示はないのでしょうか。また、玉名市内の設置場所が一目でわかるAEDマップの作成等はされているのでしょうか。その辺の答弁を伺いたいと思います。

2つ目は、4つ目のスポーツ大会や地域イベントへのAED貸し出しについての部分です。市役所、保健所での貸し出しは実施されているのでしょうか。また、消防本部においては貸し出し実績がなかったとのことですが、市民に十分な周知がされていたのか、その辺もあわせて答弁をお願いいたします。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 徳村議員の再質問にお答えをいたします。

まず、AEDマップにつきましては、現在、作成は行なっておりません。設置場所につきましては、学校において職員室、保健室、体育館などに設置してあり、学校以外の公共施設では、主に事務室等に設置が行なわれております。また、表示方法といたしましては、利用者に表示ステッカーを目立つように表示し、迅速に活用できることに配慮し、AEDの設置を行なっております。

2点目でございますけれども、消防本部が行なうAED貸し出しの周知方法、それから市の施設への貸し出し要望があった場合の対応でございます。まず、消防本部でのAED

Dの貸し出しの周知方法としましては、市民に対し広く周知するよう有明消防本部のホームページや広報ありあけなどに記載を行ない、そのほかにも年間80回程度行なうAEDの心肺蘇生講習においても、随時貸し出しの周知活動を行なっているとの報告を受けております。市の施設への貸し出し要望に関しましては、昨年度は貸し借りの実績はありませんでしたが、仮に要望があつた場合、AEDの部署に支障がない限り、貸し出しできる体制を整えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

AEDマップに関しては、本市にはまだないということでありますけれども、昨今はスマートフォンとか皆さんお持ちですので、そういうものでさつとどこにAEDがあるのかというマップがすぐ検索できるようなそういうマップを是非とも作成していただきたいというふうに思います。

答弁の中にも他県、他市の先進事例を参考にいろいろ検討したいというふうにもお聞きしましたので、1点その事例を私のほうでちょっと御紹介したいと思います。

沖縄県那覇市のことですが、沖縄県那覇市の市内126店舗のうち124店舗のコンビニエンスストアにAEDを設置した那覇市コンビニエンスAEDステーション設置事業を紹介したいと思います。まず、事業の目的ですが、緊急、救急車、緊急車両到着の遅延が懸念される中、AEDが必要な傷病者が発生した場合、バイスタンダー（bystander）による救命処置が重要となってきますが、多くのAEDは公共施設や民間事業所に設置されており、夜間及び休日は施設が施錠され利用できない状況となっております。そこで24時間営業のコンビニエンスストアにAEDを設置することで、地域住民はもちろん観光客まで、緊急事態発生時に救急車が到着するまでAEDを使用した救命処置が行なえる体制づくり、観光立県としての観光客、市民等が安心・安全に過ごせる体制を整備することを目的としています。那覇市のこの事業の取り組みは画期的なその先進事例だと思います。

最後に、今後AEDを使用する場に居合わせた応急手当の協力者、バイスタンダー（bystander）と申しますけれども、こちらへのサポートも必要になってくると思います。人の命にかかわる心的ストレスは無視できないものです。AEDの応急手当の普及はバイスタンダー（bystander）のサポートが必須であり、応急手当を行なう不安をなくす手だても重要だと思われまふ。この点も有明消防本部と連携をとっていただきたいと切望いたします。

それでは最後の質問に移ります。

[4番 徳村登志郎君 登壇]

○4番（徳村登志郎君） それでは最後の質問です。

玉名市の指定ゴミ袋の改善についての質問をいたします。これは市民相談の中で要望があったものなんですけれども、多くの自治体が手提げタイプのごみ袋を採用している。玉名市指定のごみ袋は平袋タイプで、口を結ぶのに大変やりにくい、結びやすい手提げタイプのものにできないかといったものでした。そこでお尋ねいたします。1番目、手提げタイプのごみ袋に変更もしくは追加はできないものか。2つ、あわせて現在のごみ処理の状況についてもお聞かせください。

○議長（作本幸男君） 市民生活部長 上嶋 晃君。

[市民生活部長 上嶋 晃君 登壇]

○市民生活部長（上嶋 晃君） おはようございます。

徳村議員の手提げタイプのごみ袋に変更又は追加できないのかの御質問にお答えをいたします。

まず、現在の市指定ごみ袋の形状に至った経緯を申し上げますと、玉東町にございます有明広域行政事務組合が管理しております東部環境センター建設の際に、ごみ袋の成分に燃焼効果をよくし、ダイオキシンの発生を抑制する活性ヘロキサイトという成分を使用することが当時の構成市町で決定をされております。その後、市町合併の際の協議において、ごみ袋の金額や容量が統一されましたが、活性ヘロキサイトを使用する関係上、レジ袋形式や結びしろをつけて製造するには、コストがかかるということで、現在の指定ごみ袋の形状になったところでございます。しかし、近年レジ袋形式のごみ袋にできないかという要望が一度寄せられたことから、製造業者と協議し検討をいたしました。同じ成分でレジ袋形式にした場合、製造コストが上がることによりごみ袋の販売価格を上げなければいけなくなる可能性や、現在使われております指定袋の容量は大で45リットルであります。それ以上の容量が入るように実は製造されており、結びしろを設けた場合は袋に入れられる容量が大幅に減少すること、また、袋の強度の面で今の袋より破れやすくなるというような点などを考慮して、現在の指定袋を使用している状況でございます。消費税率が段階的に上がり、また、ごみ袋の製造価格が年々上昇傾向にある中で、今まで販売価格を据え置いている状況であります。議員御提案の件も考慮しながら、今後検討をしてまいりたいと考えております。

次に、本市のごみ処理の状況についてお答えをいたします。平成26年度のごみ処理量は、地区団体のコンテナ回収分を含む全体で、1万7,624トンで、平成25年度の処理量1万7,423トンと比較しまして、201トンの増加となっております。内訳といたしましては、可燃ごみが1万5,269トンで288トンの増加、不燃ごみが407トンで19トンの減少、また、有害ごみが18トンで2トンの減少、粗大ごみが330トンで8トンの増加、資源ごみが1,254トンで27トンの減少、また、地区

や団体で行なっておられます資源物のコンテナ回収量は345トンで前年度より47トンの減少となっております。このように人口が減少している反面、ごみ処理量は若干ではございますが、年々増加傾向にあるといった状況でございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

ごみ袋もいろんなタイプ、種類があり、それぞれ長所短所があることも理解できました。現在出回っている玉名市指定ごみ袋は要領が大きめであり、結びがたい点を除いてはこのままでもよいかと思われそうですが、女性や高齢者の声を聞くとそのメリットだけは不十分に感じております。提案ですが、ぜひ玉名市指定ごみ袋小のタイプに手提げタイプを追加していただければどうかというふうに考えております。そのような市民ニーズを1つでも拾っていただければと切望いたします。

また、今回ごみ処理の状況も本日改めてお聞きして、人口減少、世帯数減の中でもごみに関してはいっこうに減るめどがないことがわかりました。どの自治体に取りましてもごみを減らし、また、リサイクル率をどのように上げるかということに苦心しているところだと思います。これも分別をもっと細かくしてはどうかという市民の声もあります。しかし、細かい分別イコールごみの減少とならないのも現状としてあると思います。分別の問題は100%の分別は不可能なことにもあると思います。ルールを守らない人は必ずいます。現在は回収をしないという罰則みたいなものもありますけれども、顔の見えないごみ袋には所有者がおらず、結局きちんと分別している人に迷惑をかけているだけという面もあります。また、処理ができるかどうかという施設の問題もあるかと思えます。そこで私のほうから1つ御紹介したいのが、ごみ処理の4原則というものでございます。これは4Rといって皆さんも聞いたことがあるかどうかわかりませんが、ごみ処理の4原則として、1つ目が、リフューズ（R e f u s e）これはやめるということです。2つ目が、これはリデュース（R e d u c e）これは減らすということ、3つ目が、リユース（R e u s e）これは再使用をするということ、最後がリサイクル（R e c y c l e）再利用ですね、この4つのごみ処理の原則というものが環境の先進国、特にヨーロッパではごみ処理の原則で、この4Rを使って大幅にごみを削減することに成功しているそうです。日本の現在のリサイクル法はヨーロッパで15年以上も前に失敗していた法律だそうです。とにかくごみは私たちが毎日の生活で排出するとても身近な問題です。私たち自身の心がけで大きく変化することもできます。「できることからやる。」私も基本となる4Rを実施するだけでもかわるのではないかと考えております。まずはごみの出ない買い方、使い方をすることが基本になると思います。無駄なものは買わずに、本当に必要なものだけを買う。紙袋や本のカバーな

ど過剰な包装は断り、買い物袋を持っていく。使い捨てのものや食品トレー、パックなどのプラスチックのものを避ける。再生品や繰り返し使えるものを、長く使えるものを買う。それで最後に、この欧州並みの企業責任や有料化、レジポットというものに対するごみの政策を目指すように行政に取り組んでもらうというところになると思います。これは私ども議員としての責任ある部分でもあると思います。このように先進国のヨーロッパのごみの政策はどうなっているのかというところを、私のほうでもちょっと調べてみたんですけども、循環経済法によって、経済活動を自然循環の範囲内という大枠で動いているみたいです。そのおかげで使い捨ての容器に高額の税金、ごみの完全分別、ごみの堆肥化、レジポット制度導入などが整然と実施されているそうです。レジポット制というのは聞きなれませんが、これは預かり金システムというようなことみたいです。例えば、日本で冷蔵庫を処分すればリサイクル法で4,000円かかります。しかし、オーストラリアではこのレジポット金が返ってくるので、逆に1万円が返ってくる。つまりお金が返ってくるので、つまり不法投棄をしなくなるということになるみたいです。このようにごみをつくらない、売らない、買わない社会のシステムの基盤がしっかり整備されているということが、ごみの問題の1つの大事なポイントになるというふうに感じました。このごみの問題は、1自治体だけの取り組みで解決できるものではないと思います。市民レベルからでも変えられるところから変えるというこの努力が必要だと思います。

最後になります。このような一度の一般質問だけではなかなか解決できない課題、問題もたくさんあるかと思っています。しかし、これからも執行部の協力をいただきながら、よりよい方向へ前進できるように私自身も努力してまいりたいと思っております。

本日の一般質問は、以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（作本幸男君） 以上で、徳村登志郎君の質問は終わりました。

一般質問の途中でありますが、議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前11時00分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

1番 北本将幸君。

[1番 北本将幸君 登壇]

○1番（北本将幸君） おはようございます。1番議員の北本将幸です。

国会では、安全保障関連法案の審議が最終局面を迎え、来週にも採決されると報道されています。本法案においては、各地で反対するデモが起きるなど、国民の理解はまだ得られていないように感じられます。世論調査においても、今国会での成立に反対する

意見が65%以上との報道もなされています。しっかりと国会において審議していただきたいと思えます。また、最近では新国立競技場建設計画の白紙撤回から始まり、東京五輪の公式エンブレム使用中止と東京オリンピックに関連するトラブルがあとを絶ちませんが、先週バスケットボール女子が、3大会ぶりにリオデジャネイロ五輪出場を決定させたとのうれしいニュースもありました。先週末には18歳以下の野球ワールドカップにおいて、残念ながら優勝は逃しましたが、高校生の活躍も話題になりました。世界での日本人選手の活躍は本当にうれしいものがあります。熊本では、今週末熊本市において、第70回熊本県民体育祭が開催されます。玉名市からも多くの方が参加されますが、玉名市の代表として総合優勝を目指し、ぜひとも頑張っていただきたいと思えます。

それでは通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。まず初めに、新玉名駅駐車場混雑解消に対する取り組みについてお伺いいたします。

新玉名駅開通から早いもので4年以上がたちます。その間、乗降客数は順調に増加し、通勤や出張、旅行など多くの方たちが利用されており、経過良好と思われます。これは駐車場の無料化ということも1つの要因として考えられます。しかし、利用者増加に伴い、駐車場の混雑が問題視されており、市民の方からもどうかしてほしいとの声も多く聞きます。特に休日などでは既存の駐車場では足りず、多目的広場や交流広場を使用する対策がとられています。このような状況もあり、利用者の方たちからは、新玉名駅はいつも駐車場が足りないとのイメージが持たれつつあります。また、先日、いきなり出てきたJRによる全国初のホーム無人化計画により、新玉名駅のイメージダウンは大きいものがあります。このままでは駐車場はとめられない、ホームは無人化との負のイメージばかりが先行し、乗降客数の低下にもつながりかねません。市としては一刻も早く対策をとる必要があります。ホーム無人化計画へは市議会において開会日に全会一致で反対の意見書を可決しました。駐車場混雑解消においては、駐車場を有料にしたり、拡張したりと対策はいろいろ考えられますが、玉名市としては早期に問題を解決し、利用者の利便性向上に努めていかなければなりません。よって、玉名市として新玉名駅駐車場混雑解消に対して、今後どのような取り組みをしていくのかお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 建設部長 礒谷 章君。

[建設部長 礒谷 章君 登壇]

○建設部長（礒谷 章君） 北本議員御質問の新玉名駅駐車場混雑解消における取り組みについてお答えいたします。

新玉名駅駐車場の混雑につきましては、利用者の方々に御不便をおかけしており大変申しわけなく存じているところでございます。新玉名駅の駐車場は、常設駐車場として

257台分を整備して、平成23年3月の開業とともに供用を開始いたしました。新玉名駅は、県北地域の協力により設置された広域の駅であり、多くの皆さまに利用いただくため、無料として運営しているところでございます。本年度、混雑解消の取り組みのひとつとして、6月8日から14日までの1週間、午前7時から午後7時まで駐車場の利用状況調査を実施いたしました。その結果、常設駐車場257台に対しまして、週末から月曜日にかけて毎日約60台から100台が不足している状況でございました。このため現在は、多目的広場や交流広場を臨時駐車場として利用し、混雑解消に努めているところでございます。利用の目的別調査では、通勤や観光の利用者が約半数を占めており、待ち合わせなどの目的外利用はほとんどない状況でございました。また、地域別の利用状況調査では、駅を誘致した県北地区の利用者が約7割を占めており、駐車場の有料、無料の調査では、無料化継続が約63%、有料化希望が約13%でございました。このように目的外利用などの排除すべき車がほとんどなく、絶対的な駐車スペースが不足している状況であることから、駐車場の増設を視野に入れ、混雑解消の方策を検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 答弁いただきました。

1週間ぐらい調査されたとのことですが、100台ぐらい不足していたということですが、目的外利用はほとんどなかったということですが、確認、数的なものかわかればどれくらいあったかわかりますか。

○議長（作本幸男君） 建設部長 礒谷 章君。

○建設部長（礒谷 章君） 再質問にお答えいたします。

目的外の駐車は1週間で2台を確認しております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 目的外、1週間調査されて2台ぐらいしか目的外はなかったということで、週末になるとさっきも言われたように60台から100台ぐらいスペースが不足しているということなんで、今の既存の257台ではやっぱり駐車場の絶対数が足りないという状況なんですか。

○議長（作本幸男君） 建設部長 礒谷 章君。

○建設部長（礒谷 章君） 再質問にお答えいたします。

先ほど答弁しましたように、常設の駐車場257台に対しまして、特に週末に60台から100台不足している状況でございますので、これ絶対数が足りないという状況ということでございます。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 調査されて、県北の方が7割以上で、無料化も続けてほしいという意見が強くて、実際調査されて駐車場も足りてないという結果が出たわけですから、市としては解消に向けてやはり早急に取り組んでいく必要があると思います。玉名市として駐車場は今のままでいくのか、有料化するのか、拡張して広げるのか、何らかの対策を取らなければいけないと思いますが、市長として今後どうしていくのか、見解をお伺いします。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 北本議員の再質問にお答えをいたします。

通勤・通学の利用者や乗降客の増加により、多目的広場や交流広場を臨時的に開放したり、今年のゴールデンウィーク時には玉陵中学校を臨時駐車場として確保し、混雑解消に向けて努力をしたところでございます。今後は利用者の方が安心して利用できるよう、これまでどおりに無料化は継続をいたし、駐車場を増設する方向で対処したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 無料化は継続されて増設を考えていかれるということなんで、本当に利用される方は駐車場にとめれないというので困ってられるんで、早く市としても取り組んでいただきたいと要望いたします。

それでは、次の質問に移らせてもらいます。

[1番 北本将幸君 登壇]

○1番（北本将幸君） 次に、マイナンバー制度について質問いたします。

社会保障番号制度についてですけれども、いわゆるマイナンバー制度ですけれども、導入に当たっては、平成25年に法律が閣議決定され交付されました。最近では毎日のようにマイナンバーに関連する記事が掲載されています。この制度は、国民1人1人に12桁の番号を割り当て、氏名、住所、生年月日、納税関係、年金などの個人情報をおの場で把握し、管理できるようにするものであります。マイナンバー制度導入での期待される効果としては、大きく3つ上げられます。1つ目は、所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくし、年金の不正受給などを防ぎ、公平かつ公正な社会を実現する効果。2つ目は、添付書類の削減など行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減される効果。3つ目は、行政機関や地方公共団体などで、手続きに要している時間や労力が大幅に削減される効果です。つまり、マイナンバー制度は、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤であり、国民の利便性を高め、行政を効率化する目的があります。しかし、多くの情報が統一されることとなりますので、犯罪に用いられる可能性など危険性も多

くあります。国は、この制度の運用開始を来年の平成28年1月から予定しています。そのため、来月10月から順次各個人に番号の通知が開始され、各家庭に番号通知カードが送付されることになっています。また、希望者には来年1月から番号と顔写真が掲載された個人番号カードが交付されることになっています。個人番号カードは身分証明書にも使うことができますが、さらなる利用においては自治体で考えていく必要があります。今後、国により法整備もますます進められていくと思いますが、マイナンバーの活用は自治体次第であり、条例改正次第で独自にさまざまな活用ができることになっています。そのため、自治体では体制の整備や業務の見直し、関連する条例の制定や改正などが必要であり、マイナンバー制度開始に向けての準備を進めていかなければなりません。しかし、この制度については、既に導入している先進国でのなりすまし犯罪、情報漏えい被害なども報告されており、今後起こる可能性のあるさまざまな問題点もしっかりと把握した上で進めていかなければなりません。日本年金機構の個人情報流出問題により、国民の不安はますます大きくなっています。万が一個人番号を初めとする情報がシステムから漏えいするような事態が生じれば、マイナンバー制度への市民の信頼は大きく揺らぎかねません。国は、日本年金機構の問題を受け、今月、マイナンバーの年金番号への連結を延期するなどした改正マイナンバー法を可決しました。そのほか、改正案では預金口座にマイナンバーを結びつけることができるようになるなど、利用拡大が進められることになっていますが、同時にますます管理体制が重要になってきます。このように国が法整備を進め、マイナンバーの利用を拡大していこうという動きとは逆に、マイナンバー制度の市民への浸透はまだまだ広がっていないように思われます。実際、マイナンバー制度が始まり、今後どうなっていくのか把握している方は少ないように感じられます。企業においても、民間の調査では、中小企業の対応の遅れも言われており、システム改修などマイナンバーへの準備が完了したのは全体のわずか2.8%にとどまるとの結果も出ています。そこで玉名市としてもしっかりと準備・対策をとり進めていく必要があります。そこで、マイナンバー制度について6点質問いたします。

1. マイナンバー制度関連の予算について。
2. マイナンバー制度の導入スケジュールについて。
3. 制度の導入準備及び推進における取り組みについて。
4. 番号通知作業での問題点、その対応への検討について。
5. 玉名市での独自利用の検討について。
6. 個人情報、セキュリティーへの対応について。

以上、答弁お願いいたします。

○議長（作本幸男君） 市民生活部長 上嶋 晃君。

〔市民生活部長 上嶋 晃君 登壇〕

○市民生活部長（上嶋 晃君） 北本議員御質問のマイナンバー制度関連の予算について、まずお答えいたします。社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度は、平

成25年5月のマイナンバー法の公布により、日本国内の市町村に住民登録のあるすべての方、1人1人に12桁の個人番号、いわゆるマイナンバーを付番し、同一人であることを確認するため創設されるもので、公平・公正な社会の実現や行政手続きの利便性の向上、行政の効率化を図るための社会基盤となる番号でございます。マイナンバー制度関連の予算でございますが、平成26年度からマイナンバー制度開始に伴う準備をしており、平成26年度は主に市民課が取り扱います住民基本台帳、いわゆる住基システムの改修を691万7,400円で行ないました。このシステムの改修は、今年度に完了する予定です。また、地方公共団体情報システム機構へ中間サーバープラットフォームの利用にかかる負担金98万1,000円が平成26年度から発生をしており、ほかにも住基システム現地影響度調査も行なっております。これらを合わせた平成26年度の支出総額は984万2,400円で、そのうち国庫補助金は788万1,000円となっております。今年度についてでございますが、前年同様に地方公共団体情報システム機構へ中間サーバーの負担金653万6,000円のほか、住基システムの改修事業費に加え、税、福祉、国保などの対象となる業務のシステム改修事業費で合計5,409万6,200円、このうち国庫補助金は3,980万8,000円でございます。そのほか、通知カード、個人番号カード関連業務の地方公共団体情報システム機構への交付金として2,389万7,000円などを含めると、今年度の事業費は現時点でございますが、合計で8,485万4,200円となっており、そのうち国庫補助金は7,024万1,000円でございます。また、平成28年度以降についてでございますが、地方公共団体情報システム機構へ中間サーバー運用負担金として毎年必要となり、平成28年度は全額国庫補助の192万6,000円を支出する予定でございます。

次に、2点目のマイナンバー制度の導入スケジュールについてお答えをいたします。マイナンバーを利用するに当たっては、通知カードと個人番号カードの2種類があり、まず本年10月から順次住民票があるすべての市民の方に、通知カードによってマイナンバーをお知らせいたします。住民票の住所に簡易書留で郵送をいたしますが、郵便物の中には通知カードのほかに、個人番号カード交付申請書、返信用封筒などが入っております。通知カードによるマイナンバー通知後に、個人番号カードを申請していただくこととなりますが、個人番号カードの申請をする、しないは御本人の自由となっております。その後、申請された方には、平成28年1月から個人番号カードが交付されますが、個人番号カードの受け取りの際には、通知カードと個人番号カード申請後にはがきが届きます公布通知書、あわせて運転免許証など本人確認書類を、お住まいの住所によって本庁市民課又は各支所の市民生活課へお持ちいただくこととなります。

次に、3点目の制度の導入準備及び推進における取り組みについてお答えをいたします。平成26年度から住民基本台帳システムの改修や、今年度からは税システム、社会

保障システムの改修などを行なっております。制度の周知を図るために、広報たまなや市のホームページでは、順次マイナンバー制度についての記事を掲載して、ホームページでは国のホームページにもリンクをさせ、詳しい情報を見られるようにしております。また、周知用の小冊子を本庁、各支所窓口等に配置をしております。また、今月からは専用回線を設け、マイナンバーに対する問い合わせに対応するための体制を強化しているとともに、個人番号カードの交付が始まる来年1月から、専用スペースを設ける予定でございます。

次に、4点目の番号通知作業での問題点、その対応への検討についてお答えをいたします。市民の皆さまには10月から玉名市全世帯に対し、世帯ごとに通知カードを簡易書留で送付をいたしますが、住民票と実際の居住地が違うケースが未着分として多くであることが予想されます。10月5日現在で、病院や施設に入所されて住民票の場所にお住みでない予定のひとり暮らしの方には、居所情報等登録申請書を出していただくことになっておりますが、ひとり世帯で出張や入院などで不在等の場合でも未着分となるケースも考えられます。そこで庁内関係部署への問い合わせや近隣住民あるいは区長さん、民生委員さん等への問い合わせなど後追い調査を行ない、可能な限りその対応に当たりたいと考えております。

次に、5点目の玉名市での独自利用の検討についてお答えをいたします。個人番号カードは、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、税の申告用、「e-Tax（イータックス）」を初めとする各種電子申請を行なうことができます。個人番号カードに搭載されるICチップを活用して、市が条例で定めることで図書カード、健康保険証、公共施設予約システム、コンビニ交付などさまざまな独自の行政サービスにも御利用いただけるようになりますが、今後の個人番号カードの普及の状況や費用対効果を勘案して、必要と思われるサービスから検討を始めてまいりたいと考えております。

次に、個人情報、セキュリティーへの対応についてお答えをいたします。個人番号カードを利用いただく際には4桁の暗証番号が必要であり、セキュリティーは保たれております。また、個人番号カードのICチップに記録される情報は、カード面に記載されている情報や市が条例で定めた公的な個人認証の電子証明書等に限られております。税や年金の情報など、プライバシーの高い情報は記録されません。また、個人番号カードの交付を受ける際になりすまし等によるカードの不正取得を防止するために、市の窓口において運転免許証やパスポートといった顔写真つきの本人確認書類を提示していただくことで、確実に本人であることを確認するとともに、本人確認書類を提出できない方には、申請が本人の意思に基づくものであることを確認するために住所に送付された照会書を持参していただき、あわせて健康保険証や年金証書などの複数の証明書を提示し

ていただくことで、本人確認を行なうことになっております。市民の方が通知カードや個人番号カードを紛失して、番号が外部に漏れてしまうおそれがある場合には、国においてコールセンターを設置して24時間365日対応することになっておりますので、直接電話していただきますと、カードの一時停止措置がとられ、カードの第三者によるなりすまし利用を防止させることとなります。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 答弁いただきました。

準備にいろいろ取り組まれているとのことですが、再質問で、現在市民課のほうにマイナンバー専用の電話を設置されて対応されてるようですが、現時点で相談内容としてはどのようなものがあるのかわかったらお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 市民生活部長 上嶋 晃君。

○市民生活部長（上嶋 晃君） 北本議員の再質問にお答えをいたします。

相談内容がどんなものがあるかというような御質問でございますが、相談の内容としましては、現在は、居所情報登録に係る相談がほとんどを占めており、主に医療機関や施設などのほうから相談が寄せられております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 相談内容としては居所情報登録申請に関する相談が多いとのことですが、ほかの県ではマイナンバー制度をかたって預金口座や個人情報などを聞き出すとする不審な電話や訪問があっているという相談もあるみたいなので、今後そのような相談も出てくるかもしれないので注意を呼びかけるなど、しっかり今後対策をとっていただきたいと思います。

また質問ですけど、個人番号カードが1月から希望者には配付されていくわけですけど、混雑も予想され、市としても専用スペースを設ける予定とのことですが、それに対して専用スペースを設けることで職員の増員などのお考えはないのかお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 市民生活部長 上嶋 晃君。

○市民生活部長（上嶋 晃君） 職員の増員についてでございますけれども、本庁、支所とも市職員の増員は現時点では考えておりません。ただ、本庁市民課におきましては、通知カードの不着者への再送付事務への対応及び個人番号カードの申請や交付時の対応といたしまして、臨時職員を2名配置し対応したいと考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 非常勤の方2名、増員されるとのことですが、実際、やってみないとわかんないんですけど、どれくらいの方が番号申請されるか、予想はできないんですけど、全個人に配られるわけで、かなりの方たちが一気に申請される可能性もあるので、市としてしっかりと対応できる体制をとっていただきたいと思います。

その番号通知は来月10月から始まるわけですが、家庭ごとに番号が一気に送られるということになってますけど、さっきひとり暮らしや施設に入ってる方はその住所を変更する手続きがあるということですけど、DV被害などで住民票の住所に住んでいない方などへの対応も大丈夫なのか、また、さっきも言われましたけど、番号カードがどうしてもやはり届かない人が出てくると思うんですけど、そういう場合の対応はどうかお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 市民生活部長 上嶋 晃君。

○市民生活部長（上嶋 晃君） 番号通知の際のDV被害者等への対応、それと届かない場合の対応についてでございますけれども、DV被害者の方には特定のシェルターや施設などに避難されている方がいらっしゃいます。市では、その方々には居所申請登録を促して通知カードの交付を行ないたいと考えております。また、通知カードが不着の場合にも先ほど申し上げましたけれども、後追い調査を実施して可能な限り多くの方への配付を努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 先ほどの相談電話のところでも居所情報登録申請に関する相談が多いとのことでしたが、このシステムは先ほど答弁でも言われたように、住民票の所在地に本来なら送付される通知カードを、やむを得ない理由によりその住所では受け取ることをできない人のために、実際住んでいるところに送付できるようにする制度ですが、DVや児童虐待などの被害者や、施設や病院などに入ってる方たちが対象になると思いますが、まだこの制度自体をもしかしたら知らない人もまだまだ多いと思うので、残り10月まで少ない期間ですけど、しっかりこうした制度があるというのを周知徹底していただきたいと思います。

予算案について質問したんですけど、26年から27年で、28年の維持管理費がかかっていて、大体約1億円ぐらいが今まで予算がかけられて導入されていくわけですけど、実際、このマイナンバー制度が始まって市民の方において考えられる最大のメリットとしてはどのようなものがあるとお考えでしょうか。

○議長（作本幸男君） 市民生活部長 上嶋 晃君。

○市民生活部長（上嶋 晃君） マイナンバー制度の最大のメリットについてでございますけれども、まず、国民の利便性への向上のために、マイナンバーが活用され、子育

てあるいは福祉など、社会保障関係の各種申請で現在よりも添付書類が少なくなります。また、行政の効率化の観点からは、各機関の作業が軽減され、市民の皆さんの待ち時間の短縮など手続きがスムーズになります。また、災害など緊急時の支援の際、被害者台帳の作成にも役立ちます。公平、公正な社会の実現という観点からは、所得把握の正確性が向上し、適正・公平な課税が実現されますし、また、年金などの未払いや不正受給を防止し、社会保障費が確実に給付されることになります。ただし、これらのメリットにつきましては、マイナンバー制度のスタート直後から受けられるということではありません。平成29年7月から地方公共団体での情報の連携が始まります。そのときからこれらのメリットを受けられるような形になります。

以上です。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） メリットは今言われたみたいなのがあると思うんですけど、実際、毎日のようにマイナンバー、マイナンバーで新聞でも出てるんですけど、1月から制度自体はスタートするわけですが、現時点でその1月からスタートしたときに、その自分の番号を利用して1月からどのようなことが具体的にできるのか、また、そのあと今後できるようになるのかお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 市民生活部長 上嶋 晃君。

○市民生活部長（上嶋 晃君） 現在のところは、個人番号カードによって身分証明書として活用すること、それと先ほど申し上げましたが税の申告用として使用ができることとなります。ただ将来的には特定健診、いわゆるメタボ健診の履歴や予防接種などの履歴にもマイナンバーを結びつけ、全国の関係機関と情報を共有することで住民の健康に関する情報を管理することが可能になります。

さらに任意ではありますが、銀行の預金口座にもマイナンバーが適用されることとなります。また、国はマイナンバーの利用範囲を拡大して戸籍事務、あるいはパスポート申請などについて利用できる方針も示しているところです。また、平成29年1月からになりますけども、「マイナポータル」という個人用サイトが開設され、年金など各種社会保険料の支払い状況の確認や行政機関が自分の個人情報にアクセスした履歴の確認、各種制度の改正情報の取得、子育てや福祉などで受け取ることができる各種給付の案内などが自宅のパソコンから確認することができるようになる予定であります。

以上です。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 1月からスタートして、将来的には特定健診とか銀行の預金とかにくっつけることができるようになるわけですけど、1月すぐスタートした時点では身分証明書ぐらいからスタートしていくことになるんですけど、現時点で利用範囲は狭

くて、実際は国の機関で先ほどから言われているように情報連結が始まる平成29年1月か、地方公共団体の情報連結が始まる平成29年7月からが本格的な運用が始まると考えられますが、それまで実際約1年半ぐらいの期間があります。その間に個人番号を通知カードを送られてきて、申込書があったから個人番号カードだけ作成したけど、実際使ってなかったからいつの間にか紛失してしまっていたとか、なくして実は番号が漏れてしまっていたとかということが考えられるわけですが、本当に番号により情報が統一されるのは便利な面もありますが、かなり大きな危険性もあります。その番号の重要性、そのカードをつくった人たちに対して、このカード大事なんだよという啓発活動についてはどのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 市民生活部長 上嶋 晃君。

○市民生活部長（上嶋 晃君） 先ほど啓発活動については、答弁をさせていただいたところであります。これから、やはり個人番号カードが幅広い分野で活用されることとなります。ですから、カードの重要性というのも当然高まってくると思われまので、カードをやはり大切に保管していただくというような広報、あるいはホームページを通じての周知、啓発を続けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） やはりもう、その番号は今後多分、国としては何にでも使っていきたいと思うんで、本当に重要な番号になってくると思うんで、啓発活動はやっぱりしっかりやっていただきたいと思います。やっぱりむやみにカード作成してしまうと、やっぱり紛失や情報漏れの危険性もあるので、実際のところカードをつくるのは本格的な運用が始まってからでも遅くないのかなとは思いますが、行政としてはつくらないほうがいいとかはなかなか言えないとは思いますが、実際個人番号カードをつくって免許証とかのように有効期限とか切りかえなどはしないといけないんでしょうか。

○議長（作本幸男君） 市民生活部長 上嶋 晃君。

○市民生活部長（上嶋 晃君） 個人番号カードは、先ほど言いましたように御本人の自由になっております。ただいろんな活用は今後、期待をされる場所ではありますけれども、個人番号カードのその有効期限につきましては、20歳以上の方が10年、20歳未満の方が容姿の変化を考慮して5年となっております。ですから、有効期限到達前には切りかえていただくような形になります。ですから、免許証と同じような感じにはなります。ただ、個人番号カードはそういう形で有効期限がありますけれども、通知カードについてはそのような有効期限というのは特にありません。

以上です。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） やはりその通知カードと個人番号カード2つあるので、その辺がごっちゃになってわからなくなるという方も出てくると思うんで、その個人番号カード申請された人にはそういう手続きもいろいろあるよというのを、配付するときでもいいですけど、しっかりと説明できるようにその専用窓口でしていただきたいと思います。やはりマイナンバー制度において一番問題視されているのが、セキュリティーの問題だと思います。対応としては、答弁ではいろいろされてるとのことですが、最近ではやはりネットから情報が流出するなど問題が多いですけど、そのネットから流出することに対しての対策などは取られているのかお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 市民生活部長 上嶋 晃君。

○市民生活部長（上嶋 晃君） ネットからの流出する危険性が確かにあるかなというようなところはちょっと懸念しているところではございますけれども、ただ日本年金機構の個人情報の流出を受けまして、先般国から住民基本台帳システムとインターネット接続の端末を完全に分離するように、分けるよという通知がっております。現在、本市では1台のパソコンでそれらを、いわゆる住基システムとインターネットの接続というのを1台のパソコンで共有しておりますので、マイナンバー制度施行開始の10月5日までは国の通知どおりの対策を講じて、個人情報の漏えいを防ぎたいと考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） ネットからは切り離して対策を取られるとのことですが、国のほうもまだまだ情報流出の危険性については、不安を払拭し切れてないように感じます。総務省のほうでもカード番号が見えないようにする目隠しケースを配布するのを決定するなど、今でもいろいろな対策が進められています。制度だけ進行して、実際始まったら利便性向上よりもトラブルのほうが多いという結果にならないように、やはり市としてもあらゆる場面を想定して対策をとっていただきたいと思います。

現時点で、マイナンバー制度そのものの活用が認められているのは、社会保障、税、災害の3分野のみで、小さく開始される予定であります。制度が有効に活用され住民の利便性を実感できるためには、自治体が地域における実情や市民のニーズ、今あるサービス内容などを踏まえて、制度にいろいろな付加価値をかけて、独自利用法を検討し実施していくことが必要であります。独自利用においては答弁でも言われたように、図書館カードや公共施設の利用、医療分野での検討がされていくと思いますが、玉名市としてこのマイナンバー制度を利用してどのようなサービスを目指していくのか明確にする必要があると思います。そのためには今後何ができるかという可能性を、その都度、その都度探りながら積み上げていくことも重要ですけども、理想として、玉名市のある

べき姿、大きなビジョン的なものを持って、そこにサービスレベルを近づけていくことが必要だと思いますが、玉名市としては現時点でこういうサービス、どのようなサービス体制をお考えかお伺いたします。

○議長（作本幸男君） 市民生活部長 上嶋 晃君。

○市民生活部長（上嶋 晃君） 先ほど申しあげましたように、市におきましては現時点ではどういうサービスに波及するかというのは未定でありますけれども、マイナンバーを利用した独自利用での運用も検討する必要は当然であると認識をいたしております。例えば、先ほど申しあげましたように、図書館の利用カードとか各種証明書のコンビニ交付などが当然考えられますし、市民のサービスの向上ではつながるものと考えているところであります。ただ、その成果を得るには、玉名市民のニーズに合った事業を展開していくということが必要であるかと思えます。費用対効果を考慮して、体制を整えながら、市としてのサービスの向上に努めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） やはりこの今後サービスを広げていくわけですけど、玉名市として大きくこういうサービス体制にしたいという理想像的なものを掲げられて近づいていくほうがいいと思うんで、そういうビジョンを掲げていただきたいなと思えます。

このようにマイナンバー制度は限りない可能性があります、反面情報が集約し個人情報情報が漏れてしまうという大きな危険性も含んでいます。答弁でも言われましたように、市でも対応にかなりの労力を費やされ、現在準備に取り組んでおられると思えます。国は莫大な予算をかけて取り組んでおり、実際にもう来年からスタートします。しかし、制度ばかりが先行し、市民への浸透はまだまだ不十分であり、内閣府の調査ではまだ5割の方が内容を知らないとの調査結果も出ています。また、不正利用や情報漏えいを問題視する声も大きく、玉名市においても、この制度が市民生活の利便性向上につながるよう、扱う情報の整理や運用のあり方をしっかりと確立し、市民にとって有用な活用法についてメリット、デメリットをしっかりと検討し、新たなサービス実施に取り組んでいただきたいと思えます。

最終的には、国としては、マイナンバーをあらゆる分野で利用したいと考えていると思うので、玉名市としても、今後番号の利用を考えていくに当たっては、全課が協力体制をとり、全庁的な取り組みが必要だと考えます。庁内においてプロジェクトチームや検討委員会などしっかりつくって進めていただきたいと要望いたしまして、次の質問に移ります。

[1番 北本将幸君 登壇]

○1番（北本将幸君） 次に、玉名市教育振興基本計画について質問いたします。玉名

市においては、平成24年に市政運営の基本方針となる玉名市総合計画の後期基本計画を策定され、その中の基本目標の1つである「人を育むまちづくり」という教育分野の目標を実現するため、今年度、玉名市教育振興基本計画である「第2期ともに伸びる玉名の教育プラン」を策定されました。本計画は、基本理念「生涯を通じて未来を開く地域と国際社会に貢献する人づくり」を中心に5つの基本目標、14の基本的方向性、50の基本事業からなっていますが、今回、その中から何件か質問させていただきます。

まず1点目は、学校体育事業における小学校部活動の社会体育への移行について質問いたします。熊本県教育委員会は、小学校の部活動を社会体育、いわゆる地域クラブに移行する方針を決め、順次移行していくと発表されています。要因としては、少子化による部員の減少や担当教職員の負担軽減などが上げられています。しかし、社会体育への移行では、教職員の負担軽減や専門の指導が受けられるというメリットもある一方で、運動しない子どもがふえて体力の低下につながるのではといった懸念もあります。また、保護者の中には、活動場所への送迎や経済的負担を不安視する声もありますが、玉名市としての見解をお伺いいたします。

2点目は、食育における学校再編に伴う自校式給食への転換について質問いたします。現在、食育に関する意識が高まり、学校での食育にも力が入れられてきています。他県では、給食センターの老朽化に伴い、自校式給食への転換を促進し、学校給食の充実に力を入れているところも出てきています。費用だけを考えるとセンター方式のほうが効率的にはいいのかもしれませんが、費用対効果だけでは考えられない食育の重要性があると思います。自校式への転換を決められた自治体では、「暖かいものは暖かく、冷たいものは冷たく食べさせてあげたい」、「調理員さんの働く姿を見て感謝の気持ちを育ててもらいたい」、「地元の食材を多く使いたい」などの思いを持って進められています。後の質問と重複してしまう部分もありますが、玉名市は今後も学校規模適正化事業を進められていく計画ですが、それに伴って学校を新設するのであれば自校式給食への転換も考えていいのではと思いますが、玉名市としての見解をお伺いいたします。

3点目に、インクルーシブ教育システム構築に対する市の見解についてお伺いいたします。インクルーシブとは、包括的とか需要を意味しますが、2006年に国連で採択された障がい者の権利条約では社会に受け入れられることを意味し、条約の基本となる考え方です。その条約の中で、教育全般についても規定されていますが、その1つにあらゆる段階の教育をインクルーシブなものにするとしています。また、条約では、障がいのある方が一般的な教育制度から排除されないこと。自己の生活する地域において、教育の機会が与えられること。個人に必要な合理的配慮が提供されることなどが必要とされています。同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある生徒に対して自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最もの確に答

える指導を提供でき、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、そのため小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級など連続性のある多様な学び場を要していくことが必要である、ともされています。つまり、インクルーシブ教育の基本は、地域の学校で地域の児童生徒と同じ環境、空間で教育を受け、必要に応じて特別支援教育などを受けることができるということです。市としても特別支援員の特別支援教育支援員の増員など力を入れておられます。今後、特別支援教育を推進されていく中で、玉名市としてインクルーシブ教育システム構築に対する見解をお伺いいたします。

まず初めに、この3点について質問いたします。答弁いただき、次の質問に移ります。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 北本議員の玉名市教育振興基本計画についての質問の中の健康づくり・体力づくりの推進についてお答えをいたします。

まず、学校体育における小学校部活動の社会体育への移行についてでございますが、議員からもありましたように、平成26年2月に熊本県教育委員会が設置しました外部有識者による検討委員会が、運動部活動及びスポーツ活動のあり方についての提言をまとめました。これを受けて、県教育委員会は児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針を策定いたしました。この中の基本方針1に小学校の運動部活動は社会体育へ移行することが明示されました。本件におきましては、これまで運動部活動が児童のスポーツ活動を担ってきた経緯がありますが、少子化に伴い単独校でのチーム編成が困難になったこと。保護者や児童のニーズが多様化し、単独校で対応できなくなったこと。さらに学校部活動における指導者不足などの問題が多数発生していることが主な理由です。この提言を受け、県教育委員会は市町村の関係機関に、基本方針の周知を行ない、市町村の実態に応じた小学校部活動の社会体育への移行を進めるための委員会の設置、市町村コーディネーターを活用した社会体育移行に向けた取り組み推進を指導しています。さらに市町村コーディネーター連絡協議会を開催し、移行に向けた進捗状況等について情報交換を行ない、足並みをそろえるための取り組みが本年度より開始されたところですが、玉名市教育委員会としましても、これらの会議に学校体育の担当指導主事と実質的に総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、体育協会等を管轄している生涯学習課の担当者が会議に参加して、方向性を模索しているところです。しかしながら、玉名市を初め、多くの市町村では、委員会並びにコーディネータの設置に至っておらず、今後の課題ととらえております。また、推進するに当たり、次のような課題が浮き彫りになっております。本市の地理的規模と児童数に対する部活動にかわる受け皿と

してのスポーツクラブの数や指導者の確保、活動場所や開始時刻などの問題です。教育委員会は、今後措置が考えられる委員会において、放課後のできるだけ早い時間から活動を始められること、保護者の送迎、活動の負担等を考慮すること及び地域指導者の積極的な発掘などを検討していかなければならないとしております。このように、現実的に解決が難しい課題に直面しているのも事実でございます。これらの課題を1つずつ解決すべく、学校現場との協議を行なうと同時に、他市等の情報を交換しながら、運動したいものが引き続き運動できる場を選択できるように、具体的な検討をしまいたいと考えております。

次に、食育における学校再編に伴う自校式給食への転換についてお答えをいたします。現在玉名市におきましては、玉名中央学校給食センター、岱明給食センター、天水給食センターの3つのセンター施設と玉名町小学校、横島小学校2校の自校式施設により学校給食を提供しております。センター方式、自校式給食ともに安心・安全な給食の提供を基本に、食育の重要性を考え、栄養バランスのとれたおいしいメニューの提供、並びに地産地消の推進を含めた学校給食の充実に取り組んでいるところです。議員の御指摘は、学校再編に伴い自校式給食への転換を図ってはどうかとありますが、現在、平成24年度に策定いたしました学校規模・配置適正化基本計画に基づき、玉陵中学校区での小学校再編に取り組んでいるところでございます。現在玉陵中学校区に給食を提供している玉名中央学校給食センターが築12年、また、天水学校給食センターが築17年、岱明学校給食センターが築12年で、施設面でも機能面でも現在のところ問題はありません。それぞれ衛生的で安心・安全な給食を対象児童生徒並びに教職員に提供できる施設であります。この状況に鑑み、平成30年4月の開校を目指し準備を進めております玉陵中学校区における自校式給食の導入は、現在のところ予定していません。今後はセンター方式、自校式給食のそれぞれのメリット、デメリット等を考慮しながら、さらには既存の3つの給食センターの建てかえ、大規模改修の時期を見きわめながら、玉名市の学校給食のあり方について研究していくことは必要であると考えております。今後とも、それぞれの施設において、食育の重要性を一層認識し、栄養士、調理員、学校、そして家庭も含め、子供たちの心身の成長のため、バランスのとれた給食が提供できますように取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 教育長 池田誠一君。

[教育長 池田誠一君 登壇]

○教育長（池田誠一君） インクルーシブ教育システムの構築に対する市の見解についてお尋ねですんで、北本議員に対しましてお答えしたいと思います。

北本議員も御承知のとおり、平成18年に学校教育法の一部が改正され、特殊教育が

すべての子どもを対象とした特別支援教育に改正されました。障がい者が自立し、積極的に社会に参加する共生社会の実現は、我が国の喫緊の課題であります。教育への期待を大きく、学校における障がいのある者となない者が同じ教室で共に学ぶインクルーシブ教育の推進は重要であると考えております。玉名市の全27小中学校中、特別支援学級が設置されている学校は21校あります。それぞれの学級で個別の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導と支援を行なうと同時に、この状況に応じて通常学級との交流を初め、近隣にある特別支援学級の仲間との共同学習に参加することで、豊かな人間性や社会性、多様性を尊重する心を培う場を数多く設けております。毎年6月には特別支援学級の子供たちが一斉に会し、合同の運動会が開催されます。いろいろな競技の練習をして参加しますが、それぞれの子供たちが交流している通常学級の子供たちは、たくさんの激励の言葉を大きな広用紙にまとめて渡し、送り出します。この運動会には、通常学級の中学生がボランティアとして参加し、障がいのある子供たちと障がいのない子供たちの交流を図っております。また、現在も通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒への支援を充実させるために、すべての小学校に特別支援教育支援員を配置し、子どもの実態に応じた支援体制をとっているところでございます。今後、個別の教育的ニーズのある児童・生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最も的確に答える指導や支援を提供できるように学校内、他校及び特別支援学校とのネットワークをさらに工夫してまいりたいと考えております。

最後になりますが、このような取り組みの成果のひとつといたしまして、当時玉名町小学校4年生の両角藍さんが、車いすに乗った子どもとそれを支える他の児童との交流を描いた絵が、平成26年度障がい者週間ポスターの最優秀賞として内閣総理大臣賞に輝き、全国で活用されたところです。玉名市におきましては、そのポスターを2月1日の広報たまなの最終面のほうで写真つきで載せておりましたので、ご覧になったんじゃないかなと思います。

以上で答弁を終わります。

○議長（作本幸男君） ただいま北本将幸議員の一般質問の途中でございますけれども、議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時05分 休憩

午後 1時01分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 答弁いただきまして、引き続き再質問をしたいと思います。

まず、学校体育事業における小学校部活動の社会体育への移行についてですけれども、

今後考えていかれると思いますけど、指導者不足とか児童数の減少などがあって、県としては社会体育へ移行するという方向性なんですけれども、玉名市として仮に社会体育へ移行したとして、移行した時点で考えられるメリットとかデメリットとしてはどのようなものがあると考えているのかお伺いします。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 学校部活動から社会体育への移行後のメリット、デメリットということでございますが、メリットとしては児童の部活動での代替種目の選択肢が広がる、それから指導者の専門性が高まる、教職員の負担感が軽減されるといったメリットがあるというふうに考えております。また、デメリットにつきましては、活動場所のあり方では、送迎の面で保護者の負担感が増大する。また、クラブチームの場合は、勝利至上主義になりがちではないかと、それから先ほども答弁の中で言いましたが、指導者の確保に課題があるといったデメリットがあるものと考えております。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） メリットとして、確かに選択肢がふえるということは確かにあると思います。現時点で、小学校でどれくらいの人が部活に入っているかとかいう加入率がわかったら教えていただきたいと思います。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 部活動の加入率ですが、先般、市民サッカー場建設計画の検討の中で、アンケート調査を実施したところですが、その調査では約57%の子供たちが部活動でスポーツをやっているという結果になっております。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 今現在で57%なんで、半数以上の人部活に入って運動していることになりまして、実際のところ学校に部活があるから入ってるという生徒も多いと考えられると思います。今後もし社会体育へ移行したとして、送迎などが必要になれば入らない生徒も出てきて、体力の低下にもつながりかねないと思います。やはり部活というものは体力的な面において非常に大きな面があると思います。社会体育に移行するとやはり運動をする子、しない子、もう極端に二極化してしまうように考えられるんですけども、その部活動加入率の低下とか体力の低下につながる可能性に関しては、どのように市としてお考えかお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 部活動の社会体育への移行ということで、二極化するんじゃないかと、体力づくりに心配があるということでございますが、基礎的な体力づくりについては、学校教育の中の教科の中の体育という中で取り組んでおりますので、そちらのほうで大丈夫なのかなと、また、先ほどメリットの中でも申しましたが、部活動の

選択肢が広がるということで、これまで部活動参加できなかった子供たちも参加ができるというようなところで、メリット面も考えられるんじゃないかというふうに考えております。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） やはりその社会体育へ移行した場合は、選択肢がふえるというメリットもあるんですけど、その選択肢ふやすためにはそのクラブチームというか、受け皿的なものをしっかり玉名市として、体制づくりを今からになると思うんですけど、つくっていったら、本当に部活やってる子供たちが、そのまましっかりできるような体制を今後つくっていただけるように取り組んでいただきたいと思います。

食育における学校再編に伴う自校式給食ですけれども、玉名市は今給食センターもまだ新しいということで、考えていないとのことですが、自校式給食へ切りかえている地域では、地域でとれるものに合わせた献立づくりや生産者、調理現場、子供たちの間で生まれる交流など、費用対効果では考えられない食育の重要性があるとも言われています。今後給食センターでも地元の産物を多く取り入れるなど、食育に力を入れて今後将来的には自校式給食の可能性も含めて、食育教育を進めていただきたいと思います。

3点目のインクルーシブ教育システムの構築に対する市の見解ですけれども、市としても特別支援教育支援員など増員されて対応とられていると思います。インクルーシブ教育の基本は、先ほど申したように自分の地域の学校で、地域の児童生徒と同じ環境、空間で教育を受け、必要に応じて特別支援教育を受ける体制づくりが基本となっていくわけですけれども、最終的には、社会に出たときに支え合って共に生きることができる共生の社会を目指していくということになると思います。実際、今のところ車いす体験など体験学習なども実施されていると思いますが、そのような体験学習も継続して、共生の社会を目指して、今後もしっかり教育体制をとっていただきたいと思います。

それでは次の質問に移ります。

[1番 北本将幸君 登壇]

○1番（北本将幸君） 次に、小中一貫教育の推進、学校適正化分野における質問をいたします。まず、1点目、小中一貫教育における「玉名学」の導入について質問いたします。「玉名学」は、現在グローバリズム、ナショナリズム、ローカリズムをキーワードとして、発達段階に応じた教育内容を構成することを基本理念に、道徳、礼節、探求、日本語の4領域に分けて行なわれていますが、現在、研究推進校の大野小学校と玉南中学校で実施されており、今後全校に導入されていくわけですが、玉名市として「玉名学」の学校教育における位置づけや役割についての見解をお伺いいたします。

次に2点目、学校規模・配置適正化事業の今後の計画についてお伺いいたします。現在、玉陵小学校の建設が進められ、新しい学校づくり委員会の活動も活発に行なわれて

いると思います。学校規模適正化においては、今後も他の地域で計画されていると思いますが、玉名市としての今後の計画についてお伺いいたします。

3点目として、学校施設・整備の充実における空調設備導入の検討についてお伺いいたします。今年の夏も各地で猛暑が続き、暑い夏となりました。ある調査によりますと、真夏日、猛暑日は昔と比べるとゆうに増加しており、35度を超える猛暑日においては、30年前と比べると約8日間増加しているという報告があり、昔と比べるとかなり暑くなってきています。これに伴い、学校教育における教育環境の悪化も懸念されています。最近の調査では、全国小中学校の普通教室のエアコン設置率は、1998年時点では3.7%にすぎなかったのが、2014年には32.8%にまで上昇しているとの報告があり、空調設備導入が進められていますが、玉名市としての見解をお伺いいたします。

最後に、体育施設の整備充実における市総合体育館の空調設備と競技スポーツの組織強化と指導者育成について質問いたします。市総合体育館の空調設備については、過去にも多くの質問がされていますが、なかなか具体的な動きがないので、再度質問させていただきます。市総合体育館では、多くの方が毎日運動に励まれています。夏になると、本当に蒸し風呂のように暑くなります。以前の質問でもありました、宇土市が市民体育館に導入されている空調設備「エコウィン」は、平成26年度省エネ大賞において審査委員会特別賞を受賞されました。人がいる場所を集中して効率のいい放熱を行なうため、従来の冷暖房設備に比べ導入コスト、運用コストが大幅に削減でき、利用者の負担軽減につながるということが要因に上げられています。宇土市では導入後は予定どおりコストの削減により、空調利用料金を安く設定でき、利用者の大幅増加につながっているとのことです。先ほど学校施設のところで申しましたが、昔と比べると本当に気温も高くなってきています。夏などは熱中症の危険性もあるので、桃田体育館ではなかなか試合等を開きにくいという声も聞きます。生涯スポーツ、競技スポーツを推進していく中で設備もしっかりとしていく必要があると思いますが、市総合体育館空調設備についての計画はどうお考えかお伺いいたします。あわせてスポーツ組織の強化と指導者の育成についてのお考えもお伺いいたします。

以上、答弁お願いいたします。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 北本議員御質問の小中一貫教育の推進、学校規模適正化についての中の、小中一貫教育における「玉名学」の導入についての御質問についてお答えいたします。

玉名市が進めています小中一貫教育は、小中学校が同じ教育目標を掲げ、子供たちの

発達段階を考慮しながら、9年間を見通した系統性、一貫性のある教育課程を編成、実施することで、滑らかな接続を図ると同時に、子供たちのより豊かな人間性や社会性の育成と、さらなる学力の向上を図ろうとするものです。玉名学につきましては、生まれ育った玉名への誇り、日本人としての尊厳、そして国際社会を生き抜く力を持つ子供たちを育てようという目的で導入を目指している、玉名市独自の科目であります。内容につきましては、礼節、規範意識、基本的な生活習慣等について学ぶと同時に、玉名の歴史や伝統文化、自然と産業、日本の伝統文化、国際人としての知性、自己の生き方等について学習していくこととしております。現在、研究指定校で研究を進め、平成28年度から全小中学校で一斉にスタートする準備を進めているところです。

次に、学校規模・配置適正化事業の今後の計画についてでございますが、玉陵中学校区においては、議員も御存じのとおり、当初計画の平成29年4月から1年遅れの平成30年4月開校を目指して進めているところでございます。ほかの中学校区においても、当初計画より1年遅れで取り組んでいく予定といたしております。次に取り組む予定の天水中学校区においては、まず、本年9月29日から10月2日までの3日間、各小学校の体育館にて、学校再編等準備説明会の開催を予定しているところでございます。天水中学校区におきましては、平成32年4月開校を目指して進めていく所存でございます。また、平成24年10月に策定しました学校規模・配置適正化基本計画では、計画期間を24年度から平成33年度までの10年間とし、天水中学校区の次に、玉南中学校区での取り組みを計画しておりました。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、1年遅れの計画となっており、玉南中学校区におきましては、平成34年4月開校の予定で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ほかの校区においても玉陵中学校区と同様に、小中施設一体型を進めていくという考えでありますが、現在、本市では中学校区ごとに小中一貫教育を推進しており、一元的な教育活動が展開でき、より高い教育効果が期待される施設一体型を基本と考えております。しかしながら、それぞれの校区における立地条件や地域の実情等が異なることから、計画の推進に当たっては、地域の方々や保護者の皆さんの御意見をいただきながら、小学校と中学校の敷地が別として設置する分離型についても視野に入れて、施設のあり方について検討してまいりたいと考えております。

次に、学校施設・整備の充実における空調設備導入検討についてでございますが、近年異常気象により温暖化が進行し、児童・生徒等への健康被害、また、学習意欲への影響、さらにはPM2.5などの大気汚染などさまざまな要因により、学校施設への空調設備導入の要望が、保護者の方々を初め、この市議会でも取り上げられているところです。市といたしましても、空調設備導入の必要性については認識しているところです。しかしながら、国においても設備導入のための補助制度があるものの、現在国において

は、学校施設の耐震化、老朽化対策等を優先施策として推進されており、補助事業としての採択が厳しい状況にあり、市単費での空調設備導入には多額の費用を要することから、まずは小中学校の体育館の照明設備などの非構造部材の耐震化に取り組んでいるところでございます。先ほど申し上げましたとおり、児童・生徒等の学習環境の向上のためには、空調設備導入は必要であると認識しております。国の動向等も注視しながら、できる限り早い時期の計画的な導入に取り組んでまいりたいと考えております。

今後、現在取り組んでいる玉陵中学校区の学校編成はもとより、その他の小中学校も含めた全体的な整備計画を引き続き庁内関係各課及び学校、PTA等と協議、検討し、国の補助制度の活用を視野に入れながら、積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、地域に根差した生涯スポーツの推進についてという御質問の中、体育施設の整備充実における玉名市総合体育館空調設備についての御質問にお答えします。県内他市の体育館における空調設備の整備状況につきましては、県内14市のうち、11市において少なくとも1つの体育館に空調設備が整備されている状況です。総合体育館への空調設備の導入につきましては、これまでの議会一般質問の答弁の中でも申し上げておりますとおり、財源的な問題がございます。しかしながら、整備することによる効果であります大会誘致等による利用促進、スポーツ振興、熱中症などの健康被害対策、災害時の避難所としての機能向上など、導入効果は大いに期待できるものと考えております。空調設備につきましては、空調システムの内容、整備費用、ランニングコスト、使用料などを踏まえた運用形態、工事期間など多面的に調査研究しながら、整備計画を検討しているところでございます。

次に、競技スポーツの組織強化と指導者の育成についてでございますが、小学校部活動の社会体育への移行などを踏まえた指導者の育成につきましては、玉名市体育協会におきまして、小学校部活動に対する社会体育での1つの受け皿として、また、地域間や他世代におけるスポーツや健康づくりなどを図るため、本年7月30日に玉名市総合型地域スポーツクラブ設立準備委員会が発足し、関係団体等の御協力を得ながら総合型地域スポーツクラブの設立検討が行なわれている状況でございます。また、競技スポーツの組織強化や指導者の育成として、体育協会におきまして加盟の30種目団体に対し、強化費として平成27年度ベースで総額226万1,000円、指導者の育成や審判講習費として25万円の予算措置を行ない、強化育成を図っているところでございます。教育委員会としましては、今後とも体育協会と連携し、各種スポーツ団体の育成や人材育成、小学校部活動の社会体育移行への対応を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 答弁をいただきました。まず、玉名学の導入についてですけど、玉名学の導入に当たっては、今までの教育課程の中で時間で取り組んでいかれるとのことですが、玉名学を導入するに当たって、今まで本来その時間で行事とかやってたかもしれないというのに影響が出てきたりというのはないですかね。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 玉名学の実施につきましては、小学校で生活科、総合的な学習の時間、特別活動の学級活動、それから中学校では総合的な学習の時間と特別活動の学級活動で確保しております。現在の授業時数に新たな時数を加えるものではございませんので、影響はないものと考えております。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 今後、小中一貫教育進められていく上で、玉名学も導入されていくということなんで、しっかりと今研究指定校でされている課題とかをちゃんと生かしながら取り組んでいっていただきたいと思います。

学校規模適正化事業ですけど、平成32年に天水で、平成34年に玉南中校区での計画があるとのことですが、玉陵小の件もあっていろいろ問題点、課題点など多くわかってきた部分もあると思うんで、しっかりと説明会など開いて、しっかりと地元の住民の方、現場の先生の方、意見しっかりと聞きながら、今度説明会もされるということですが、順を追って進めていただきたいと思います。

学校施設の空調に関してですけど、まだ照明とか耐震化のほうに費用がたって、まだすぐは進まないということですけど、先ほどの学校再編の件でもありますけども、もし新しい学校建てていくんだったらそこで設置するチャンスでもあると思うんで、その設備についてもしっかりと整えていきながら進めていただきたいと思います。

最後の市総合体育館の空調設備と競技スポーツの組織強化ですけれども、体育館の空調においては14市の中で、もう11市はつけられているということで、つけてないのが3市しかないということなんで、玉名市としてまだ検討している段階とのことですけど、冒頭にも申したんですけど、今週熊本市で第70回の熊本県民体育祭が開催され、玉名市からも多くの選手が参加されます。各種目時間の合間をぬって、暑い中練習に励まれ大会に挑まれます。先日の新聞記事にも、この県民体育祭というのはスポーツ王国熊本を支えてきた大会と掲載されていました。また、施設面においてもやはり県体というのは順を追って地域を巡回するので、その都度施設の整備、維持・管理にもつながっている大会と書かれていました。平成32年には県民体育祭の荒玉大会が開催されますが、それまでに玉名市においても、いろんな整備を再度していくことが必要であると思いますが、空調設備のほうも最低でもそれまでには整備したほうがいいと思いますが、それについてはどうお考えでしょうか。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 体育館の空調設備については、先ほどの答弁の中でも言いましたけど、いろいろな効果が期待できるということでもあります。平成32年県民体育祭荒玉大会の開催ということも視野に入れながら、今後整備について検討をしてみたいと思います。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） ぜひとも前向きに検討していただきたいと思います。

競技スポーツの組織強化にも、今後いろいろ取り組まれていくとのことですが、やはり各種目において競技の組織自体が活発になっていけば、先ほど言いました社会体育への移行においても指導者も自然と育成されてくると思います。結果的に社会体育への受け皿、拡大にもつながってくると思います。学校現場でのスポーツ、また、競技スポーツ、生涯スポーツそれぞれに力を入れていくことは、体力向上、健康維持において本当に大きな効果があると思います。元気な玉名市を目指して、今後もしっかりとスポーツの発展にも力を入れていただきたいと要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（作本幸男君） 以上で、北本将幸君の質問は終わりました。

引き続き、3番 松本憲二君。

[3番 松本憲二君 登壇]

○3番（松本憲二君） 3番、自友クラブの松本です。

今回は、私は新玉名駅の駐車場、それと農地の暗渠補助事業、それともう一つイチゴの高設栽培の補助事業、この3点について質問をいたしたいと思います。

まず最初に、新玉名駅の駐車場についてですが、先ほど私の前に、北本議員も駐車場の問題ということで質問をされました。今年の、前回の6月議会でも永野議員も質問をされております。類似するところもあると思いますが、私は私なりの質問をしたいと思います。駐車場は257台分の駐車スペースを保有し、駅開業以来、無料駐車場として現在に至っております。しかし、駅利用者の増加かどうかはわかりませんが、駐車場が足りないということで、駅前の交流広場まで駐車場として開放されている状態でありませぬ。最近駅に行かれた方はわかられるとは思いますが、その交流広場もタイルがなくなりアスファルト舗装がされております。駐車場拡張ということでしょう。交流広場はもともと駐車場に対応するつくりではなかったということで、幾度となく補修工事もされているとお伺いしております。その費用は多分にかかっているんだろうなというふうに思われます。補修工事も、最初のほうは業者に委託をされ、改修をされていたようですけども、費用がかさむということもあり、あとでは市の職員が補修工事の対応をされていたというふうにお聞きしております。職員がすべき仕事なのかなというふ

うに私は思いますけれども、駐車場拡張の件では、私が議員になる前、平成24年3月議会で駐車場用地取得資金などが計上されたということで、しかしながら、反対多数ということで否決になったというふうにもお伺いしております。駐車場に関しては、以前、警備会社のほうに委託をされて、駅利用者かどうかを確認をして駐車をしていただくということをなんか実施されたというふうにも伺っております。その警備会社ですかね、そこにまずは委託して、そのきっちり確認をとったときには駐車台数が減少したというふうにも伺っております。先ほど建設部長のほうからも北本議員の答弁でもありましたけど、1週間、今回は実施をされたということですが、その警備会社とかです、どこに委託をされてその1週間、ちょっと1週間じゃちょっと短いのかなというふうにも私は思っています。1カ月間ぐらいはきっちりもう1回検証する必要があるのかなというふうにも私は思っております。本当に駅を利用される方々が今困ってらっしゃる状況の中で、駐車場混雑の苦情が、駅を利用される方は新玉名駅のほうに苦情をおっしゃられる方が多いというふうにもお聞きをしております。駅の職員さんたちも苦情に対応をされるのが、新玉名駅、JRの駐車場は持ち物でもないですし、もちろん玉名市の持ち物ですから、なかなかその対応が非常に困っておられるのかなというふうにもお聞きをしております。実は、私の先輩が先月の8月11日の日、高校野球の応援ということで甲子園に行くということで、8月12日が九州学院、地元の九州学院の試合ということで前日から行こうということで、6時11分発の「さくら」に乗車しようということで車で駐車場に向かわれた、そしたら駐車場の出入りに鎖がかかっておって、その鎖が開けてない状態で車が10台近くその駐車場に入ろうと待っておったと。やっどぎりぎりになって職員さんがいらっしゃって鍵を開けられて、やっどその6時11分発になんとか間に合って乗れたという話を聞きました。私も鎖が出入りにかけられているということを全く知らなかったもので、本当にびっくりしたわけですね。で、そのとき一瞬ぱっと思ったのが、もしその出入りの、駐車場の出入りの鎖の鍵が、開閉を職員が、玉名市の職員がやっていたとしたら、これは職務上始発は6時11分、最終は23時47分、夜の11時47分が最終なんですね、だから12時以降に鍵を閉めなきゃいけないということで、その鎖の鍵の開閉をだれがやっているのかなというのもちよっと疑問です。

私たち自友クラブは、自友クラブで佐賀県の鳥栖市、新鳥栖駅を視察に行ったことがあるんですけど、鳥栖市の例を挙げますと、あそこは約700台分の駐車場を持っておられて、駐車料金に関しては、駅に近いところは時間単位で料金が加算される方式、それ以外の駐車場は1日100円ということで、出入りにカード式のゲートが設置してありました。その出入りのカード式ゲートに関しては、管理業務委託ということで6社による入札で1社を決定されて、その会社が設置をされたそうです。新鳥栖駅駐車場

でも料金が安いことから、1日100円ということですから、料金が安いことから駅周辺の方々がやっぱり一般駐車場みたいな感じで利用されて非常にちょっと鳥栖市も困っている状態ということもおっしゃっておられました。それとまた民間企業の、民間の方々が駐車場を運営されているということもあってか、料金改正を非常に早い段階で検討しなきゃいけないなというふうにもおっしゃっておられました。新鳥栖駅周辺は開発も非常に進んでおり、市が率先して地域を誘導して基盤整備事業、換地も終わり、インフラ整備もできて、民間企業が続々進出されておられました。他の新幹線駅周辺では開発が進んでいるようです。筑後船小屋駅でもソフトバンクホークス2軍の球場が着々とできています。新玉名駅周辺の開発はどうなっているんでしょう。開業5年目に入り、市民の方々も不安視される話も聞いております。

そこでじゃあ質問をいたします。駅駐車場の年間の維持管理費はどれくらいかかっているのか、開業以来、交流広場の改修費用が今までで幾らぐらい総額でかかっているのか。駐車場の現在の状況、駐車場の管理状況、駐車場の無料をその続ける趣旨ですね、それもお聞きしたいと思います。それと、駅周辺の開発の計画予定、以上6点について答弁をいただきたいと思います。

○議長（作本幸男君） 建設部長 礒谷 章君。

[建設部長 礒谷 章君 登壇]

○建設部長（礒谷 章君） 松本議員御質問の新玉名駅駐車場の現状と今後についての中の1の駐車場の年間の維持管理費についてお答えいたします。

平成26年度における新玉名駅駐車場の維持管理費は、シルバー人材センターに委託しております駐車場や公園、トイレの清掃や出入り口の開閉業務等で約376万円でございます。また、電気や水道等の経費といたしましては、約285万円を支払っております。また、その他で駅前広場監視カメラリース料等で49万5,000円の借上げ料がございます。

次に、2の駐車場の現在の状況についてでございますが、今年度6月8日から1週間、駐車場の利用状況調査を測量会社と職員で実施いたしました。その結果、週末から月曜日にかけて毎日約60台から100台が不足している状況でございました。このため現在は、多目的広場や交流広場を臨時駐車場として利用し混雑解消に努めているところでございます。

次に、3の駐車場の管理状況についてでございますが、駐車場の開閉業務につきましては、午前5時に開錠し、午前1時に施錠業務であり、年間73万円でシルバー人材センターへ委託を行っております。また、駐車場の利用が多いと予想される時期につきましては、臨時的に駐車場の警備を行っており、これもシルバー人材センターに年間約75万円で委託を行っております。また、平成25年のゴールデンウィーク時から

交流広場を臨時駐車場として開放してまいりましたが、路面の傷みが激しいため、駅利用者の安全性を確保する観点から舗装の修繕を行ないました費用が、開放当初から約127万円かかっております。また、今年度8月に交流広場の全体的な舗装改良工事を約1,100万円を実施したところでございます。

次に、4の駐車場無料化を続ける趣旨についてでございますが、新玉名駅は県北地域の協力により設置された広域の駅であり、県北地域の利用促進を図るために無料化を継続しているところでございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 議員御質問の5点目の駅周辺の開発の計画予定についてお答えをいたします。

新玉名駅周辺開発につきましては、これまでの方針に従い、構想区域内における民間事業者の具体的な進出の動きに応じて、市が開発にかかる諸手続やインフラ整備を支援することといたしております。よって、駅周辺の整備構想区域につきましては、現段階で道路、水路、上下水道などの各種インフラを先行して整備することは考えておりませんが、エリア一帯の適正な土地利用の推進に向け、無秩序な開発とならないよう注視し、県北の玄関口にふさわしい都市空間の形成に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 答弁をいただきました。

先ほど建設部長のほうから答弁があった中で、後ろのほうから「え、そんなにかかっているの。」というような多分あれだったのかなと思いますけれども、シルバー人材センターに、1年間26年度だけで367万円、電気代が285万円、そのほかに防犯カメラ等ですかね、それが45万円ぐらい、それとあとそのこれは駐車場の管理のその鎖の開閉、この73万円はまた別ですよ、さっきのとはですね。

○議長（作本幸男君） 建設部長 礒谷 章君。

○建設部長（礒谷 章君） 再質問にお答えいたします。

その73万円は含まれております。

○議長（作本幸男君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） そしたら含まれてるということでしたら、しかしながら年間大体700万円ぐらいはその維持管理でかかっているということですね、その先ほど県北の皆さんの協力があってから新玉名駅の設置ができたというふうに建設部長のほうから

も答弁がありました。市長のほうも6月の議会の中でも、永野議員の質問に対しまして、県北の皆さま方に、非常に近隣の市町村あたりに協力をしていただいて実現できたこの新玉名駅ということをおっしゃいますけれども、この毎年700万円、玉名市が負担をしているわけですね、そのアンケートも先ほど北本議員の質問の中にも部長のほうから答弁があつて、無料化が63%、有料化が13%ということで、このアンケートに関しては、その駐車場を現在利用されてる方にアンケートを行なわれたのか、それとも駐車場を利用されてない方、ほとんど無作為にそのアンケートを利用されたのか、その辺をちょっとお願いします。

○議長（作本幸男君） 建設部長 磯谷 章君。

○建設部長（磯谷 章君） 再質問にお答えいたします。

この調査の対象は、新幹線を利用される方を対象にしております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 新幹線を利用される方ということなんですけども、多分利用されてる方はそこに駐車場にとめられて利用されてる方が多いのかなというふうに思っております。大体1日の乗降者数が560人から570人ぐらいというふうに玉名駅のほうですね、いうふうに大体聞いております。それ割る2ということで、乗る方が約280人ぐらい、降りる方が280人なのかなと、駐車場台数といたしまして大体257台ということで、大体その数字的にはあうのかなというふうにも思いますし、そのアンケートで多分お書きになった方々は、やっぱり駐車場は結局自分たちが料金を払わんといかんというふうになれば、63%の方が無料のほうがいいよなどと、しかしながら、13%の方はいやお金を払ってでもて、これは受益者が負担しなければいけないんだろうなというようなやっぱり気持ちを持たれて、13%の方が有料ということで回答なされてるのかなというふうに思います。今議会で条例の一部改訂ということで、スポーツ施設の料金が改正をなされるような案が上がっております。これは旧町ですね、合併する横島、天水、岱明、そこのスポーツ施設はほとんどの施設が無料ということで、市民の合併前の町民の皆さんに利用していただいておつたと、そんな中で旧玉名市の場合もともとからスポーツ施設に使用料金というのがあったということで、合併10年を期に料金を統一を図ろうということで、見直しということで今度のこの9月議会に上程をされているわけですが、その中のその説明で、スポーツ施設でも維持管理費がかかりますということで、受益者に負担をしていただくのは当たり前じゃなかろうかと、しかしながら義務教育ですね、その辺に関しては考慮をしようということで案が出されておりますけれども、片やスポーツ施設では受益者に負担を求める。しかし、駐車場、駅の駐車場ですね、駅の駐車場を利用されてる方というのは、ほとんど仕事に行かれてい

るか、学校に行かれてるか、でもその学校でも多分義務教育の部分じゃないと思うんですよね、ほとんどが大学だったりとか、専門学校だったりとか、自分の結局その仕事につくためにいろんなその資格を取ったりだとか、そういう面で多分福岡方面だったりとかに行かれてる方がほとんどだと思うんですよね、それとましてや、その自分で給料をしっかりと稼ぐために福岡まで行っているというような方々ほとんどだと思うんですよね。そこにその受益者に負担を求めない、片やスポーツ施設では受益者に負担をさせていただくと、これはどうもその整合性が合わないんじゃないかというふうに思うんですよね。その辺は市長、どういうふうなお考えをお持ちか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（作本幸男君） 市長 高崙哲哉君。

○市長（高崙哲哉君） 松本議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

この新玉名駅の利用につきましては、当初、誘致する段階の時に何回も申し上げますけれども、県北地域の19市町村で結成をして誘致をしたというようなことがございます。そういう広域的な駅でございますので、多くの皆さんに利用していただきたいということのために無料として運営をしているということでございますので、そういうことを踏まえながら、そしてまた利用者の御意見も聞きながら、今回、これからも無料化ということで継続してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 無料化を市長が推し進められというか、そのずっと継続したいというのは、もう再三答弁で伺ってわかってるんですけども、片やスポーツ施設ではその受益者負担を求めるといふ条例案のこの改正が、今議会で、この9月議会で出てますよね。しかしながら、駅駐車場は受益者には負担を求めない、この整合性のそのかけ離れというのをどうお考えなのかというのを、ちょっとお聞きしてよろしいですか。

○議長（作本幸男君） 市長 高崙哲哉君。

○市長（高崙哲哉君） 松本議員の有料化というようなことの整合性というようなことでございますけれども、今回も学校施設を有料化するというようなことで提案を申し上げました。しかしながら、ほとんどの方が無料にせいというような状況でございましたので、学校の部分につきましては無料にしたということでございますので、やはり皆さん方無料が本当にいいのかなというふうに感じをいたしておりますし、また、玉名駅につきましては、やはり多くの皆さんに利用していただいて、玉名ににぎわいがあるようなということで無料化を続けているというような状況でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（作本幸男君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 義務教育が使用するときには施設の無料ということで、そのスポーツ施設も、一番最初は料金を半分ぐらい取るということだったということだと思っておりますけど、しかしながら議会からの反対とかいろいろありまして、無料ということになったわけですね。この駐車場も、もうやっぱり開業から5年目に入りまして、その先ほど来、部長のほうから答弁であってましたように、土曜日から、週末から月曜日までは若干60台から100台分ぐらい不足をするということなんですけれども、その方々は観光で多分福岡方面に行かれるのか、多分、西鹿児島の方に行かれるのかはわかりませんが、費用対効果ということでは玉名駅に駐車場に置いて、そこから新幹線に乗ってお金を使いについてらっしゃるわけですよ、どっかでお金を、向こうのほうで落とされるわけですよ。宿泊をされたり、西鹿児島で結局その鹿児島の方にお泊まりになったり、大阪に行かれるのか、京都に行かれるのか、福岡に行かれるのかという面ではですね、その費用対効果の部分に関しましても、玉名市にはあんまり、市としてはですよ、メリットがないのかなと。ましてやその駅前の開発も原口部長のほうからですね、今のところでは計画はないと、市としては計画はないというふうにおっしゃいましたけれども、開業後ここから見えるようにケーズデンキさんとグッデイさん、この2件しか進出があっておりません。遺跡があつた辺はものすごく出るというのも多分民間の方々は新聞等々かでも多分わかっておられるんだと思いますけれども、もし自分でどこで何かをしようと思ったときに、なかなか遺跡の発掘とか費用がかかってしまうので、やっぱり避けたいなというふうに思っておられると思うんですけれども、その遺跡の発掘の費用は大体どれくらい平米だったりとか、大体どれくらいかかるのかというのはいちよつとわかりますかね。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の再質問でございますけども、まず費用の前に、文化財の調査につきましては、確認調査と本調査2段階に分かれております。確認調査を行なって、どれだけの本調査が必要かということを確認させていただきます。必要な調査の範囲が決まりましたならば、そこを発掘調査するわけですが、事例といたしまして、新玉名駅前広場の整備前に行なった調査におきましてはですね、広場の面積の約18%が本調査の対象となったというふうな例がございます。これの本調査にかかる費用でございますけども、当然これは土地の条件、高いところにあるか、低いところにあるかというふうな条件で変わってくるわけでございますけども、平方メートル当たり1万円程度で、高台であれば平方メートル当たり1万円程度、それと低湿地でありますならば矢板をあててポンプで水をくみ上げるというふうな作業が出てきますので、平方メートル当たりが3万円から4万円程度かかるといったところが一般的な単価でございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 結構平米当たりに、ちょっと下のほうだったらポンプとかなんとかを要するというので、3万円から4万円、結構お金がかかるんだなと。やっぱりその民間の方々もそういうことを多分恐れて進出をされないのかなという思いもあるんですね。やっぱりその辺は市がきっちり責任を持って、ある程度の区画、基盤の整備だったり、インフラだったり、安心して入ってきてくださいよというような形態をとったほうが、駅前活気だったり、そういうのも出てくるんじゃないかなと思うふうには思うわけですね。やっぱりその今、在来線の玉名駅がありますけれども、やっぱり新玉名駅ができて、1つのまちがやっぱりこっちに移管するというような、ほとんどのその東北新幹線だったりにしても、やっぱり旧在来線の駅よりも新駅、新幹線の駅のほうにやっぱり集中して新しいベッタウンであったり、商店街だったりというのがほとんどできています。そういうのも一つはあって、この新幹線、その高速鉄道ですね、が開発され、開業されてるんじゃないかなと思うふうには思うんですね。県市協定もありますし、やっぱり民間の活力をというふうにおっしゃいますけども、なかなか発掘とか、遺跡の調査ということがやっぱり民間の方々には幾らぐらいかかるのかという懸念もあって、なかなか進出が進まないというふうには思うわけですね。だからその辺もやっぱり5年目を迎えて、入りまして、きっちりその整備をしていかんと、本当に玉名はですね、何もないというふうに言われるような状況になって、結局観光客も少ない、それと地元を離れる方も多いいということになればどうなるのかなというふうには、非常に心配をするわけですね。やっぱりその辺も踏まえた中でですね、財政はやっぱりどこでも厳しいと思うんですよ、やっぱりそこを県、国あたりに要望をしながら、一つ一つ確実に補助事業、補助金なんかをいただき、そしてそのまちの発展、その市の発展ですね、市の発展のためにやっぱり努力をしていかないといけないというふうには思います。そしてまた駐車場もですね、新鳥栖駅では周りに土地を持っていらっしゃる方が民間で駐車場をされてる方がいらっしゃるということで、私はその駐車場に関しましても1回あの辺、新玉名駅の近隣に土地を持っていらっしゃる方々に、アンケートじゃないですけども、意向調査をしたらいかがかなと思うわけですね。TPPの問題もあります。お米の値段がどこまで下がるのかというのには、本当今まだはっきりした数字は出てないですけども、地元の永野議員にお伺いをしますと、後継者も、農業の後継者もないということで、そのどうやっていこうかと。今の段階では結構お米もつくられてるような状況なんですけれども、これから先はどうなるのかなという不安も持っていらっしゃるということで、駐車場だったら埋め立てて機械を設置すれば、そこに駐車をしていただければやっぱりお金も入ってきます。それはそれとして、市のほうでちゃんと税金と

して、また納めていただくというようなことも考えられますよね、その辺に関して、あの辺の土地を持ってらっしゃる方々に意向調査というか、一つはそれも民間活力だと思うんですよね、民間の方々にそのしていただいて、民間の方々にある程度お金をもうけていただいて、市の税金にも払っていただくと、そういう意向調査というか、そういうのは1回も考えたことはありませんか。

○議長（作本幸男君） 建設部長 礒谷 章君。

○建設部長（礒谷 章君） 再質問にお答えいたします。

アンケート調査ということでございますが、無料での増設を今考えておりますので、そういうアンケート調査、意向調査を行なう予定はございません。

○議長（作本幸男君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 原口部長の答弁の中にも民間誘導ということもあったんですけども、玉名市もその駐車場も民間誘導をしてもいいのかなと、そしたらもちろん民間を官が圧迫するわけにはいかんから、玉名市が持つてる駅駐車場ももちろん有料化にせんといかんから、それはしませんということなんでしょうけれども、700万円毎年かかっているわけなんですね、維持管理が、そしてまた無料の駐車場を広げようということになったらますますお金がかかっていくわけですよ、何台ぐらいの駐車場を考えておられるのか、その257台という数字があるじゃないですか、これはその他目的広場だったり交流広場の臨時駐車場て先ほどおっしゃいましたけれども、それには入ってないわけですか。

○議長（作本幸男君） 建設部長 礒谷 章君。

○建設部長（礒谷 章君） 再質問にお答えいたします。

257台には入っておりません。

○議長（作本幸男君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） そしたら大体その多目的広場とその交流広場で、大体その今度交流広場もちゃんと駐車場ということでアスファルト舗装がされてますけれども、大体そこで何台ぐらい多目的と交流広場、今度駐車場にされたところで大体何台ぐらい駐車できるんですか。

○議長（作本幸男君） 建設部長 礒谷 章君。

○建設部長（礒谷 章君） 再質問にお答えいたします。

多目的広場と交流広場合わせて、約95台程度でございます。

○議長（作本幸男君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 先ほどの北本議員のときに、答弁なされて257台で週末が60台から100台足りないということだったんですね、その他目的広場と交流広場で今95台、だから全部合わせたら約360台ぐらいとまるんですよ、そしたらもう今の

段階では十分足りてると、週末でも結局足りてると、この257台には足りないけれども、多目的広場と交流広場を合わせれば十分足りてるという状況で理解していいんですよね。

○議長（作本幸男君） 建設部長 磯谷 章君。

○建設部長（磯谷 章君） 確かにおっしゃるとおり臨時駐車場を入れますとなんとか足りてる状況でございますが、本来の目的がございます。多目的広場、交流広場、それをもとに戻す観点からいきますと、257台からすれば約100台程度不足するという状況でございます。

それと通常の週末はそれぐらいですけども、ゴールデンウィークの時は120台、あるいは秋の連休、最高で140、50台の不足が生じております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 多目的広場と交流広場を合わせれば今のところでは足りるけれども、その交流広場と多目的広場は大体その使用目的がもともと違うんだということで、駐車場の拡張の用地を、多分何月議会になるかわかりませんが、多分計上されるんだろうなと、今の答弁からお伺いしますとですね。なかなかその費用対効果の面とですね、そのやっぱりその辺をもう少しやっぱり検討されて、先ほども答弁じゃないですけどもお金がないと、桃田の体育館の空調もお金がないから今はできないと、しかしながら毎年ここに700万円、毎年駐車場の維持管理費で毎年700万円出てるのは、これは問題ないということなのは、私はどういうものなのかなというふうに思います。これはずっと各議員さんたちが有料化を求める議員さんたちは、そのやっぱり受益者負担とそれと費用対効果ということですね、やっぱりその辺ももう少し検証すべきだろうということでおっしゃられております。私もそういうふうに思います。これはずっと水かけ論じゃないですけども、そういうふうになってしまうんで、本当にきっちり精査をされて、何で無料が必要なのかということも、本当に私たちが納得できるような回答じゃないですけども、そういうのもちゃんと検討されてですね、進んでいただきたいなというふうに思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

[3番 松本憲二君 登壇]

○3番（松本憲二君） 次に、暗渠事業に関して質問いたします。これも私は何回か質問をしておりますけれども、平成23年度から始まった暗渠補助事業ですが、今年の27年度事業採択要件が非常に厳しくなりました、今までのような暗渠事業の補助事業が受けられなくなったということになっております。玉名市では23年度から始まったんですけども、本格的な事業着工は多分25年度からだったのかなと私は思っております。

すが、そのどうしてその補助事業への取り組みが遅れたのかとですね、あとはそのこの暗渠事業が27年度本年度から事業採択要件が非常に厳しくなって、土地利用型だったり中間管理機構を入れてのそういう集積だったりとかいうのをしなきゃ、その暗渠事業はできませんよという回答というふうに伺っておりますけれども、玉名市では要望面積が約900ヘクタールぐらい、事業完了が300ヘクタールというふうに、私は認識しております。残りの600ヘクタールに関してはどのように対応されていくのかお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

〔産業経済部長 吉永訓啓君 登壇〕

○産業経済部長（吉永訓啓君） 松本議員の御質問の暗渠排水事業についてお答えいたします。

本事業は、平成23年12月20日に国民の安心・安全を確保する観点から、必要性緊急性の高い追加財政事業に適切に対応するため、補正予算が政府で閣議決定され、これに伴う予算の中でのスタートしたものでございます。この事業は、農業基盤整備促進事業として定率助成ハード事業と定額助成ソフト事業からなり、暗渠排水事業は定額助成事業に含まれております。本市に本事業の要望調査照会がありましたのは、県を通じて閣議決定後の年末のことで、新年早々までの回答には期間的に非常に短く、特に定額助成の暗渠排水につきましては、個人申請ということもあり周知に要する時間と取りまとめ事務に無理があり、平成23年度は定率助成の排水路事業で横島地区4路線、ほか1路線の計5路線の1,670メートルの申請を行ない、排水路事業につきましては、平成24年度からの申請となった次第でございます。

現在までの暗渠排水事業の進捗状況につきましては、市全体で1,000ヘクタール弱の要望があっており、今年度末までに昨年の繰り越しも含め300ヘクタールの整備となり、30%の補助整備率になります。

今後、予算につきましては、県に伺いましたところ、国からも非常に厳しい状況であるとの見解であり、今後事業採択には耕作条件の改善が必要になるとお聞きしております。具体的に申しますと、農地中間管理機構を活用し、農地集積が最低限必要であると伺っております。そこで先月8月20日に開催されました玉名市土地改良区臨時総会のお借りしまして、理事及び役員の方々に国の予算の状況及び耕作条件改善の必要性について、県より説明を行なっていただいたところでございます。その中でもまだまだ30%と進捗率も低く待ちわびている方も多く、早く整備ができるように国に申し入れをとの御意見が多くありました。今後も県を通じ、強く国へ要望を行なってまいりたいと考えております。

○議長（作本幸男君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 非常に厳しくなったということで、まだ進捗率が30%という今答弁をいただきました。すぐお隣の長洲町は、ほとんどのところが暗渠事業を終わっているわけですね、整備が。これ岱明町と長洲町、川を1個挟んですぐ見えます。やっぱり今年のように、ここ何日ちょっと天気がいいんですけれども、台風以来ずっと雨も多くてですね、その前からもちょっと雨が多かったですけれども、そういうときにやっぱり長洲町では早期米のお米を刈ったと、もうすき込みができると。川を挟んですぐ隣の岱明町ではもうぬかるんでぬかるんで仕方がない。事業23年度から、先ほど部長がおっしゃいましたように12月25日でそれ個人申請だったということなんで、それどこでも条件は多分一緒だったと思うんですね、じゃあどうして長洲町は取り組めて、玉名市は取り組めなかったのか、その辺はどういうふうにお考えかちょっとお願いします。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） 議員の再質問にお答えいたします。

なぜ施工時期が他の市町村に遅れたのかについてお答えいたします。先ほど答弁でも申しましたように、本市に本事業の要望調査依頼がありましたのが年末の12月25日ごろだと記憶しております。そして新年1月5日までの回答ということで、個人申請ということもあり、周知に要する時間と取りまとめ事務に無理がありました。また、10アール当たり15万円の補助に対し、実際に現場の方がこの金額でできるのかという当課の積算もできてない状況で、さらに市全体でどれくらいの要望があるのかも未知数でありました。県と協議を行ない、暗渠排水事業につきましては、平成24年度からの申請ということにした次第でございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） その部長の答弁でも25日から1月5日ということで非常にその日にちがなかったということはわかるんですけれども、長洲町はその段階で申請を行なわれておると、その農地面積ももちろんその広い、狭い、あるとは思うんですけれども、やっぱりこういう補助事業なんかはよく何でもそのいっぱい補助事業があるわけですね、農業関係もですね、それを見ても一番最初、一番最初にその補助事業が新しく新設をされたときには要件が非常に緩いですよ、年々とやっぱり厳しくなっていくんですよ。だからやっぱりその補助事業が、なんか新たにつくられてどうですかというときにはその条件緩和、ものすごく緩いんでやっぱりそのときにががっと申し込むというのが一番いいのかなと。年々とやっぱり23年度から始まって、結局は27年度になったら、今度はちゃんと中間管理機構をちゃんと入れていかないかんよ、要件緩和もものすごくやっぱり厳しくなっていて、やっぱり予算が取れないと。そういうんじゃない

くて、やっぱりきっちりその始まった年、事前になんかのその何ですかね、県あたりとか、農林水産省だったり、その辺のいろんなその動向なんかでもすね、注視してみただいて、いつでも何にでもさっと事業に乗っていかれるような体制をつくっていただきたいというふうに思います。

それともう一つ、ちょっと再質問で、中間管理機構を通して集積とかいろんな農地活用、土地利用型、米、麦、大豆、野口牟田がいい例だと思うんですけども、そういうところで中間管理機構がどれくらいまでこういう事業に取り組んでくださいよ、そのこの地区でということが多分あると思うんですよ、そういうのをやっぱり説明を今から各地区、地区にさせていただいて、取り組まれる地区は意欲を持ってやっぱりどうしてもぬかるんでやっぱりだめだから暗渠排水が必要なんだよという地区は、多分地区で頑張られると思うんで、その説明会をやっぱり開く必要があるんじゃないかろうかと思えますけど、それに関して、よかったらお願いします。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） 議員の暗渠排水に対する農地中間管理機構を利用したの説明会についてはどう考えるかということにお答えいたします。

農地中間管理機構につきましては、平成26年4月から運用が開始されておりまして、各地区認定農業者連絡協議会の総会及び農業委員会等認定農業者の意見交換等を利用して、今までにたびたび説明会は実施してきております。今後、暗渠排水事業の採択条件として機構を活用し、農地集積が必要となれば暗渠排水事業要望者を幾つかのグループに分け、関係機関とともに説明会を実施していきたいと考えております。この要件が出たところで、今月の25日に1地区説明会をお願いしますというところが出てきておりますので、実施するつもりでおります。

以上です。

○議長（作本幸男君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） ぜひ、やっぱりそうやってその条件の採択要件が非常に厳しくなっても、やっぱり自分たちの地区は頑張っていていこうという思いがあられるところがあると思うんですね、その辺はきっちり市のほうも率先して対応をしていただきたいなというふうに思っていますので、よろしく願いいたして、次の質問のほうに移らせていただきます。

[3番 松本憲二君 登壇]

○3番（松本憲二君） 最後に、イチゴの高設栽培の補助事業についてということで、私はこのイチゴの高設栽培も何度も何度も質問をしているわけですけども、それは玉名市において基幹産業である農業、農業の中でも重要品目ということだからです。それと生産現場からの強い要望もありますし、もちろん労働条件の緩和や生産コストの抑

制、それと高収益の実現化が望めると思っているからであります。イチゴの高設栽培補助事業につきましては、県選出の国会議員の先生方に陳情をしたり、さまざまな関係機関に要望をしてきました。本当そのかいあって今年、8戸の生産農家が「攻めの農業」という補助事業に採択していただき、約40%の補助を受けて高設栽培を導入されております。農家の方々も大変喜んでおられますし、よかったなというふうには思っていますけれども、その補助事業の「その攻めの農業」という補助金が、残念なことに本年度27年度で終わるということですね、そのあとの28年度からの補助事業が全く、今の現状のところでは30%の補助の経営体育成事業しかないということですね、イチゴに特化した補助事業と申しますか、それがちょっとないというような状況に今陥っています。この状況を踏まえて、玉名市ではどういうふうに関後そのイチゴの高設栽培だけの補助事業に関して対応をされていかれるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

〔産業経済部長 吉永訓啓君 登壇〕

○産業経済部長（吉永訓啓君） 松本議員のイチゴの高設栽培補助事業の今後の対応についての御質問にお答えいたします。

イチゴ高設栽培システムは、低姿勢での労働が解消され、身体的負担軽減につながることからイチゴ農家に特に注目されている栽培システムの一つになっているところでございます。こうした中で平成26、27年度で実施しております国の「攻めの農業実践緊急対策事業」における取り組み状況についてお答えいたします。本事業は、高設栽培システムの4年以上かつ耐用年数未満までとしたシステムリース事業とガイド導入への補助を行なうもので、今年度に天水地区と横島地区、農家8件がリース事業として約5割の補助を受けられ現在施設整備をされているところでございます。当初事業希望者20名程度を対象に説明会を開催し、最終的に8名の方が申請されました。自制された農家の理由といたしましては、事業費が一般的に10アール当たり600万円程度と高額であることや熊本県が推奨します新品種VS03の茎の徒長の見きわめ実績がないため高設栽培を置きかえられたのが主な要因と思われまます。この事業につきましては本年度限りの事業であることから、今後高設栽培システムに特化した補助事業につきましては、現在国の経営体育成支援事業交付金事業の3割補助しかないのが現状であります。これまでイチゴ高設栽培に市の単独補助事業としての実施の御要望もありますが、公共性、公益性の視点から厳しいものがあると思われまます。イチゴは、トマト、ミカンとともに玉名市の農業の基幹作物の一つであり、玉名市が全国に誇る特産品であります。今後、イチゴ施設、とりわけ高設栽培システムにつきましては、熊本市や八代市とのイチゴ栽培が盛んな自治体とも連携を図り、情報交換を図るとともに、熊本県へ単独補助事業としての事業創設を要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 答弁いただきました。

もちろん部長もこの労働力緩和というふうなのもわかってらっしゃいますし、その補助事業が本年度でなくなると、「攻めの農業」のですね、補助事業がなくなるということで、県のほうに要望していくと、他産地と連携をとってということなんですけれども、平成27年玉名市は、食料・農業・農村基本計画というのの策定に入っております。その概要というか、その案の中で、文言を読んでみると、農業をきっちりやっつけける基盤をつくるというふうなのも文言の中に入っているようなんですけど、先ほど質問をしました暗渠事業もそうだと思うんですね、この事業もそうだと思うんですよ。やっぱり農家が安定して収入を得ていただく。今のこの雨がずっと続いて今大体イチゴの生産者というのは、今が地づくり、うねをつくる作業に大体入る時期なんですけど、長雨で今、地ができないような状態なんです、土耕の栽培の方々は。しかしながら、高設栽培システムを導入されてる方々は全然問題なく、そのベッドの上ですからもうじゃんじゃん植え付けを今されてるような状況なんです。したら安定して収穫もできるだろうし、生育もしっかりできていくと、もちろん本年度県が新品種を出されて、そのランナーがものすごく徒長するというので、その辺の懸念もあるわけなんですけれども、もちろん試験栽培で本年度から各生産地に試験的に高設でも栽培試験をやってくれと、土耕でも栽培試験をやってくれと。一応、来年はすぐ結果が出ると思うんですね。やっぱりそれに対応して高設栽培補助のシステムの補助もいろんなところに要望をしていかんといかんと思っているわけですね。やっぱりこの食料・農業・農村基本計画を策定するんですから、やっぱりそこに見合うようなやっぱり行動をしていかんと。やっぱり市のほうも、行政としてもただつくったはよか、計画だけはつくりました。そらですね、てお金のなかっですよ、お国の補助事業はなかですもんね、それじゃいかんと思うんですよ。やっぱりこっちの方からも県、国に要望をしてですね、うちもこうやって基本計画をちゃんとつくってやってるんですよ、基本計画に沿って生産をちゃんと上げていただきたいという思いからこういうことをしてるんですからという要望もしていかないといけないというふうに思っております。中央省庁では、平成28年度の当初予算の概算要求が各省庁から財務省のほうに今上がってるというような状況もあります。この2つの補助事業は、本当やっぱり急いで玉名市も申請をまた上げて、要望も上げていかないと。来年度本当にその28年度の当初予算で補助金が獲得ができるのかどうかというのはまだ不透明なところなんです。いろんなところで呼びかけをしていただきたいと思います。

この2つ、本当その食料・農業・農村基本計画を策定に入りましたので、もうしっか

り農業基盤のですね、で農業基盤で生産を上げていただいて、ちゃんと食料の受給率をちゃんと確保していただくというなのが必要だと思います。この暗渠事業、イチゴの高設栽培補助事業に関して、2つとも非常に難しい事業になっておりますんで、また、いろんなところで要望活動をしていただきたいと思いますが、そのことに関して市長のこの暗渠事業、イチゴの高設栽培補助事業に関して市長としてはどのように進めていこうというふうに思っておられるのかを最後にお聞きしたいと思います。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 松本議員の質問にお答えをいたします。

イチゴにつきましても玉名市の大事な作物の一つだというふうに記憶をいたしておりますし、農業につきましても、やはり基幹産業であるということも事実でありますので、今回基本条例をつくるというのは、それをバックアップするためのいろんな施策がしやすいというような状況のもとに、今回基本条例をつくるということでございますので、これができたならばいろんな国の事業等々につきましても大いに活用しながら、また、いろんなことを要望しながらこれからも農業が発展できるように努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 答弁いただきました。

しっかり何の事業に対しても、やっぱり市長が一番権限を持っておられるんですから、やっぱりそこをしっかりと考えていただきながら、事業を進めていっていただきたいと思います。

これをもって、私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（作本幸男君） 以上で、松本憲二君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時31分 休憩

午後 2時47分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

16番 前田正治君。

[16番 前田正治君 登壇]

○16番（前田正治君） こんにちは。日本共産党の前田正治です。通告に沿って質問をします。

1. JR新玉名駅に関して。九州新幹線が全面開業してから4年が経過しました。新幹線は、朝6時から夜12時近くまで走っております。線路近辺のお宅は、騒音や振動

は大丈夫でしょうか。私の家は線路から2、300メートル離れておりますが、列車が通過するときの音は、開業当初より現在が大きく感じますし、蛍光灯が小刻みに振動するときもあります。博多まで40分で行きますので、とても便利になったと思いますが、料金が高いのがいま一つであります。また、皆さんから駐車場があいてなくて列車に乗れなかった。車がとめられるかどうか心配などと苦情があります。新玉名駅利用者の利便性を考慮して駐車場に無料にしたことが、今日ではあだになってるような気がしております。

駐車場混雑解消について3点質問します。1. 駐車場の混雑解消に向けて、今後有料化するのか、無料駐車場を拡張するのか、執行部の見解をお聞きします。2. 民間が有料の駐車場をつくる場合、農業振興地域との関係はどうなるか。3. 新玉名駅駐車場や交差点には街灯がありますが、迫間方面や大坊方面から線路に沿って新玉名駅に通じる市道は明かりがありません。暗闇の中を歩く人にとりましては危険であり、駅周辺の防犯灯整備が必要ではないかと思えます。その計画はないかお聞きします。

次に、ホーム無人化に関して質問します。新玉名駅ホームの無人化計画は、市長が新玉名駅に停車する列車の増便を要望した翌日に、新聞報道で明らかになりました。玉名市市議会、市民、住民、利用者には全く知らせない状況で進行しているこの計画は、公共交通機関としては、余りにも身勝手な計画であります。そして住民説明会も実施しないなど、市民、住民の不安に背を向けたものであります。ホームでの忘れ物や不審物への対応、利用者や見送り家族が列車を待つ間の通過列車危険への対応、利用者がホームで係員に聞きたいことへの対応等々、利用者からすればサービス低下の何者でもありません。重い荷物をホーム係員が改札口まで運んでくれたので助かったというお年寄りの声も聞きました。安心・安全の一番重要な部署が、経費削減の対象になることは看過できない大問題であります。新幹線建設におきましては、地権者の協力が不可欠でありました。全国初の新幹線ホーム無人化は、駐車場の無料運営など、今日までの地権者、行政、議会の努力を全く無視した計画と言わざるを得ず、市民の理解を得られることは決してありません。議会も市長も断固拒否をすることが市民の声に答えることだと思います。

ホーム無人化に関して3点質問します。市長からの答弁をよろしくお願ひします。1. 7月17日新玉名駅停車列車の増便要望についてのJR回答を知らせていただきたい。2. ホーム無人化による利用者の安全性について、市長の見解をお聞きします。3. 7月19日の新聞によりますと、市長はホーム無人化問題で記者から取材の際に、利用者の安全にかかわる問題なので撤回してほしいと訴えたそうです。ところが8月5日にはJRに来年以降に先延ばししてほしいと延期要請を行なったそうであります。撤回発言からわずか2週間余りで延期とはどういうことなのか、市長が延期を要望したことは条

件つきで無人化賛成という意味でしょうか。ホーム無人化は、利用者や市民の安心・安全について大問題であります。議会は、8月31日の開会日に無人化計画の見直しを求める意見書を全会一致で採択しました。市長は9月にも正式な文書で、延期や安全確保の決定を要望するということですが、撤回から延期に考えが変わったのはなぜなのか、ホーム無人化の延期要請を行なった真意をお聞きいたします。

○議長（作本幸男君） 建設部長 礒谷 章君。

[建設部長 礒谷 章君 登壇]

○建設部長（礒谷 章君） 前田議員御質問のJR新玉名駅駐車場に関しての中の混雑解消について、アの有料化するのか、無料駐車場を拡張するのかにつきましてお答えいたします。

新玉名駅は当市を初め、県北19市町村の協力により設置認可された駅であり、より多くの皆さまに利用いただくため、現在まで無料として運営してきたところでございます。本年度実施いたしました駐車場の利用状況調査の中の地域別の調査では、駅の誘致に協力いただいた県北地域の利用者が約7割を占めており、駐車場の有料、無料の調査では、無料化継続が約63%、有料化希望が約13%でございました。このようなことから、今後も無料化を継続し、北本議員の御質問の中で市長が答弁しましたように、駐車場を増設する方向で解消してまいりたいと考えております。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

[産業経済部長 吉永訓啓君 登壇]

○産業経済部長（吉永訓啓君） 前田議員の民間が駐車場をつくる場合、農業振興地域との関係はどうなるかについてお答えいたします。

現在、新玉名駅周辺は、農用地区域として定めておりますので、民間が駐車場を建設する場合、農用地区域からの除外の手続きが必要となります。農用地区域から除外をするには、年2回行なわれます玉名市農業振興地域整備促進協議会にて、具体的な開発計画のもとに法律が定める要件を満たす場合に限り除外が可能となります。なお、区域からの除外につきましては、端部からの除外が基本と考えられます。その後、農業委員会の農地転用手続きも必要となってまいります。また、現在実施しております5年に1回の全体見直しにおいても同様に、法律が定める要件を満たす場合に限り除外が可能となります。

以上です。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） 前田議員の駅周辺の防犯灯整備が必要。その計画はないかとの質問にお答えをいたします。

現在、駅周辺での照明については、県道玉名立花線と市道新玉名停車場線の交差点部分の街路灯と駅前広場内の街灯がございます。議員御質問の駅から大坊地区、また駅から迫間地区へ抜ける市道への照明の確保ですが、もともと本市においては市道への街路灯の設置は行なっていないため、当地区への街路灯設置の計画はございません。また、他の方法として地域を照らすことを目的に防犯灯整備事業を行なっております。防犯灯整備事業につきましては、行政区等から要望を出していただいております。今後、行政区からの要望に対しましては、地元の維持管理費等の負担も発生することから、防犯灯の補助金制度について十分な説明を行ない、適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（作本幸男君） 市長 高崙哲哉君。

[市長 高崙哲哉君 登壇]

○市長（高崙哲哉君） 前田議員のＪＲ九州新玉名駅のホーム無人化に対する質問にお答えをいたします。

初めに新玉名駅停車列車の増便要望へのＪＲ九州の回答についての質問でございますが、７月１７日に福岡市のＪＲ九州本社を訪問し、新玉名駅の利便性向上に向けた要望活動を行ないました。具体的には、新玉名駅に停車する新幹線の大阪直行便が現状では上下合わせて３便と少ないために、観光やビジネスなど利用者のさまざまな利用形態に応えることができるようにと、その増便を要望してまいりました。ＪＲ九州側からは、「九州新幹線のダイヤ編成は、速達性、利便性を考慮し、ＪＲ西日本やＪＲ東海との合同での協議も必要であると、新玉名駅の現状は確かに大阪直通便の停車本数は少ないものであるが、博多駅での連結は利用者の利便性を考慮したものであることを御理解いただきたい。要望の意図は十分理解できるので、今後も勉強させていただくと思っております。」というコメントをいただきました。

次に、ホーム無人化による利用者の安全性についての見解をという御質問ですが、ＪＲ九州からは、３億円以上の費用をかけて安全確認用のカメラとモニターを増設し、駅員と無人化以降にホームドアの開閉を担当する車掌が通話できる装置の設置などで安全性は担保できるという説明を受けております。市といたしましては、安全性について確実に担保できるかどうかを判断する立場ではございませんので、発言は差し控えますけれども、新幹線の駅で全国初の試みということで未知数の部分も大きく、懸念を抱いております。また、ホーム無人化の延期要請を行なった真意はとの質問ですけれども、今後は無人化計画の実施延期を文書で要望することも予定いたしております。今回の玉名駅ホーム無人化の計画は進められていることを知ったのは、ＪＲ九州本社に赴き、要望活動を行なった翌日の突然のことであり、そのとき非常に憂慮いたしました。しかしながら、その後ＪＲ九州から複数回市役所に足を運ばれ、最も懸念をいたしていただきました利

用者の安全確保対策等についての説明がございました。もちろんその説明ですべての不安が払拭されたわけではございませんが、JR九州の言葉を借りれば、無人化計画は社内の配置転換であり、行政の立場で一企業への経営方針に対しての異を唱え、事業計画の中止を、撤回を強く求めることは避けたいと現在は考えております。10月から実施予定のホーム無人化計画を知ったのは7月でしたので、計画の確実な状況を把握するには余りにも時間がなく、いきなりホームに監視駅員が不在になるという状態、また、利用者にとりまして寝耳に水という状況を避けるため、計画の延期を要請したところでございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） まず、一番最初に市長に再質問を行ないます。

市長は無料駐車場の増設をお考えのようです。私も無料がよいと思いますが、無料市営駐車場がある限り、民間の駐車場進出をちゅうちょさせることになりませんか。市長の見解を求めます。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 民間の駐車場につきましては、それぞれやはり民間でございますので利益を追求するというような状況でございますので、無料駐車場がある横に無料駐車場を設置するということはまずあり得ないことでありまして、これを圧迫するというような概念は全くございませんので、有料にされてもしたいという希望があれば、それはできることだろうというふうに思いますので、決してそういうものとは関係ないというふうに思います。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） それでは、玉名市の道路附属物自動車駐車場条例には、別表によりまして、新玉名駅北口と南口広場自動車駐車場の2カ所は示してあります。この2カ所の駐車場が新玉名駅利用者専用の駐車場として条例化してあるのかどうかお尋ねいたします。

私はこの条例を読む限り、新玉名駅利用者専用の条例としては読めません。駐車場の混雑に関して、先ほど来、目的外駐車ということが言われておりますが、専用駐車場でない限りは、だれがどんな目的で駐車しようが制限することはできないのではないかと、思う次第であります。専用かどうかをお聞きいたします。

○議長（作本幸男君） 建設部長 磯谷 章君。

○建設部長（磯谷 章君） 再質問にお答えいたします。

条例上では、その利用目的を限定しておりませんが、目的外利用は駐車場の管理に支障を及ぼすため、駐車場を駅利用者限定したいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 結局そのこの条例は、駅利用者の専用駐車場になるということですか、今は。

○議長（作本幸男君） 建設部長 礒谷 章君。

○建設部長（礒谷 章君） 再質問にお答えいたします。

専用であるかどうかということになりますと、条例上は専用でないと考えます。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） それじゃ条例上専用でないということは、目的外、どんな目的で市民がですよ、止めても別に問題ないということですよ。

○議長（作本幸男君） 建設部長 礒谷 章君。

○建設部長（礒谷 章君） 再質問にお答えいたします。

そのような問題ないということになりますが、この条例の中で「駐車場の管理に支障を及ぼす場合は」ということも駐車禁止の条例の中に入ってますので、そういうことからすると管理に支障を及ぼしてるという観点からふさわしくないと考えております。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） じゃあやっぱりですね、その専用である目的外駐車はまかりならんというようなことをですね、やっぱり条例ではっきりとうたうべきじゃないかなというふうに私は思います。

それで、この駐車場が専用である、なし、いずれにしても、今の条例では最高14日まで無料で駐車可能なことが駐車場の混雑に影響をしているのではないかと私は思います。違法駐車として今の条例に沿ってですよ、違法駐車として車を移動させる場合は、駐車したその日から14日をカウントするのではなく、この車は駐車が長いなど、だれかが判断をしてですね、それからの14日間でありますので、最終的には14日を超過する駐車場になっていると。こういったことを考えますと、無料は継続しながらも長時間駐車対策として駐車期間を5日程度に、例えばですよ、5日程度に見直しをしてはどうかと、そういった条例改正をしてはどうか、先ほどの専用も含めてですね、思いますが、執行部の見解はいかがでしょうか。

○議長（作本幸男君） 建設部長 礒谷 章君。

○建設部長（礒谷 章君） 過去に海外出張等で14日程度の長期駐車もあった経緯がございますので、基本的には14日を継続したいと考えておりますが、駐車場の管理に影響を及ぼすということも考えられますので、駐車日数につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） じゃあちょっとまた、市長にお伺いします。

先ほどJR九州の経営についていろいろ異議を唱えることは避けたいとおっしゃいました。私は、JR九州は全くの民間ならそういったこともありかなと、しかし、JR九州に対しては市長、課税標準額の特例ということで、3等特例、継承特例、こういったことで税金ばまけてやっていると玉名市が、こら玉名市だけじゃなくてほかの自治体もそうだと思います。全くのやっぱり民間じゃないわけですよ。どういうことかと言いますと、北海道、四国及び九州旅客鉄道株式会社が所有し、また、借り受けている固定資産にかかわる固定資産税及び都市計画税の課税標準額を2分の1に特例措置。平成28年度までこれが続いている。継承特例ということで国鉄が民営化になったときに引き継いだ固定資産税に対する特例もあると。継承特例に至っては、先ほどの2分の1かけるの5分の3が継承特例ですので、継承特例に至っては10分の3にまけると。市長、やっぱりこういったことを考えるとですね、やっぱり自治体としてはですよ、言うべきことははっきりものを申すということが必要じゃないかと思いますが、市長はこの課税特例に対していかがお考えか、そのことも考慮して、今私が言うたようなことに対してどがん思いなはるか、ちょっとお願いします。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 税金に関しましては、また調べ直しますけども、いろいろ民間企業に対しての減税等々は、我々市の条例等々で決めながらそれ優遇するとか、あるいはいろんな場合において減税をすとかというような処置をとっておりますけども、この新幹線の固定資産税につきましては、国が決めて決定をしておりますので、我々は国の決定に従いながらやっているというようなことでございますので、御了解をお願いしたいと思います。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 了解はしませんが、ちょっとかみ合わんけん、次の質問に移ります。

防犯灯の問題についてです。防犯灯、街路灯、種類はあると思いますが、要は暗かけんどがんかしてくれという話であります。防犯灯につきましては、防犯灯整備の施策で進めながら、街路灯についても計画的に進める必要があるのではないかと思います。特に新幹線は税金もまけてやってる、公共交通機関でありますし、地元の人はそれこそ駐車場の混雑を避けるために徒歩で駅まで来る人もいることでしょう。列車に合わせて朝は5時半から、そして夜は12時半ぐらいまでは闇を照らすことが必要ではないでしょうか。玉名市総合計画後期基本計画策定の際、市民アンケートでは、玉名市の将来あるべき都市像はどのようなものだと思いますかとの問いに、「生活環境が整備された、安

全で安心して暮らしやすい市」という回答が最も多く46.5%であります。防犯灯整備と平行して街路灯の計画的な整備を求める市民の声ではありませんか。市長の見解をお尋ねします。

○議長（作本幸男君） 市長 高嵯哲哉君。

○市長（高嵯哲哉君） 街路灯の質問でございますけども、通学路への市で照明の設置はないかというふうな質問でございますけども、先ほども申し上げましたとおり、市道への街路灯設置は行なっておりません。また、防犯灯につきましても行政区等からの要望に対して適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） いやいや、あのですね、高嵯市長がつくった総合計画の後期基本計画の策定の際、市民アンケートを行なって、その中で生活環境が整備された安全で安心して暮らしやすい市という回答が最も多くて46.5%もあったと、こういった声を市長はどのように受けとめられますか。

○議長（作本幸男君） 市長 高嵯哲哉君。

○市長（高嵯哲哉君） 市民が安全で安心して暮らせる市というものにつきましては、市の行政の中でいろんな施策をしながら、最終的には安全で安心、そしてまた暮らしやすいというようなことも含めて、我々はそういうものを求めながら行政の施策をやっているということでございますので、いろんなものを通じながら安全・安心につなげてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） そうなんです。いろんな施策を通じながらそういったまちづくり、玉名市づくりを進めていかなんわけですよ。ですからそのいろんな中にですね、街路灯整備も入れるべきじゃないかと、わざわざアンケートとってですね、こういった声も一番多いというふうな状況になってるわけですから、そこら辺はしっかり考えていただきたいと。

次に進みます。

8月18日に共産党の国会議員、熊本県議、私など、総勢6人で新玉名駅ホームの調査をしました。通過列車は時速200キロメートルだそうです。見送りの人が開閉柵の中に入って、列車の乗車口といいますか、乗り込み口まで近づいて見送ったり、子どもが稼働柵の下をくぐって中に入っていったり、子どもをホームの仕切り柵の上に乗せたりなどなど、危ない話もお伺いいたしました。ホーム係員の人は、列車が入ってきて出ていくまでに目視点検を繰り返していました。市長はホームの無人化による利用者の安

全性につきましては、いろいろ考えることはあるけど、無人化に対する異議は唱えられんということでありまして。市長にお聞きします。市長は、新玉名駅構内で利用者の安全について、駅の職員が一番気にするところはどこだと思いますか。また、乗降客がふえるほどお客さんの危険性はどうなると思いますか。市長にお聞きします。

○議長（作本幸男君） 市長 高崙哲哉君。

○市長（高崙哲哉君） 安全性についてどこかというような御質問でありますけども、JRの職員の皆さん方はすべての面において安全を優先というような形で努力をされておりますし、どこかというようなことを言われると、大まかここじゃないかなという想像はつきます。しかしながらJRはJRとして過去の実績、あるいは危なかったとかいろいろなことを考えながらそういうところに重点的に安全な施策をされてるだろうと思いますので、私としては全体的に安全を確保するということについてJRの職員が一生懸命やっているというようなことだと思います。

以上です。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 乗降客がふえるほどお客さんの危険性はどうなると思いますか。

○議長（作本幸男君） 市長 高崙哲哉君。

○市長（高崙哲哉君） 乗降客が多くなれば危険性はどうかということでございますけども、逆に乗降客が少なくなると安全だということも言えないということだろうというふうに思いますので、一般的な物事の考え方としては、多くなれば、車の多くなれば事故も多いと、車が少なければ事故も少ないというような一般的な考え方から見ればそういうことだろうと思いますので、一般的な考え方を申し上げるというふうなことで、多くなればそういった心配も多くなるんじゃないかなというふうに思います。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 乗降客がふえればふえるほど、ホームでのリスクは高まるものと思われまして。市長の一般的にはそうだろうというふうな御答弁でした。新玉名駅がホーム無人化の対象になった理由として、JRは乗降客が少ないことを上げています。それだけではないですよ、しかし、乗降客が少ないことを上げております。地元が駐車場を無料にして、より多くの人利用しやすいようにすることや、新玉名駅停車列車の増便でお客さんが増加することは、これは同時に駅利用者のリスクが高まることとなります。そして無人化は、ホームの無人化はそのリスクに拍車をかけることとなります。つまり、ホーム無人化は地元の努力と矛盾するものだと思います。市長は9月に改めて文書でホーム無人化延期の要望をするということですので。延期ではなく、無人化撤回がこの件について市長のとるべきスタンスだと思います。無人化撤回の考えは全くないのか

どうか、市長にお聞きします。

○議長（作本幸男君） 市長 高崙哲哉君。

○市長（高崙哲哉君） 何度も申しておりますように、今回のホームの無人化につきましては、突然の報道だったということでもございましたので、びっくりしたというのが基本的な考え方でもございますけども、JRの本社のほうからこの無人化について説明をされて、安全については責任を持って安全対策をとるといふようなことでもございましたので、地元の心配もいろいろあるかといふふうに思いますけども、地元の皆さんにとりましては無人化といふような言葉を聞いたとたん、玉名駅の駅員が全部なくなるといふようなことを思っている方もおられますけども、あくまでも玉名駅のホームの中の6名が異動になるといふようなことでもございまして、そういった説明を受けた中で、突然でございましたので延期をお願いするといふことで決定したといふことでもございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 市長はあくまで延期といふことであります。じゃあですね、市長、延期ならばどういったことがクリアになればよいかですと、どうぞ市長は考えておんなはるとですか。

○議長（作本幸男君） 市長 高崙哲哉君。

○市長（高崙哲哉君） これはJR九州の本社に要望するわけでもありますので、どうすれば納得するかといふようなことは一切ございません。私たちはあくまでお願いをしているといふような立場でもございますので、JR九州としては、安全対策について責任を持って安全対策をするといふようなことでもございますので、それ以上のことで、どこまですれば満足するかといふようなことにつきましては先方の意向の状況で、どの程度延期をしてもらえるのかといふことで判断をさせていただきたいと思っております。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） これまた新聞報道によりますと、その安全対策をする、するておっしゃっている先方JR九州はですね、住民説明会の予定はないと、そういった中で市民や住民、利用者が何で安全で判断すつとかなと、不思議な気がします。住民説明会を丁寧に行なうことは、これは利用者や市民の理解を得るために最低限必要な、一番最初に実施すべきことだと思います。市長は住民説明会の開催を、今後JRに要望するそういったお気持ちはありますか。

○議長（作本幸男君） 市長 高崙哲哉君。

○市長（高崙哲哉君） 何度も申しますが、今回のホーム無人化といふようなことの突然の報道を受けて、我々が対処すべきことは、最終的には10月からといふものを延期していただくといふような要望をするといふような状況でもございますので、そのこ

とをしっかりと要望をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） なかなかかみ合わんけん、どうもいかんと思いますけど、何回もいいますけど、私も。ホーム無人化延期ということが報道された新聞記事ではですね、延期要請の理由を市長は、市民の理解が深まっておらず、市として対応を検討する時間が必要と、このようにおっしゃったと。どぎゃんやって対応すつとかなと。私は今やっぱり言いましたように、例えば、JR九州に対して、市民会館あたりを借りてですね、何日かに分けて説明会を開催するとか、そういった丁寧な対応がこの理解を深めるということにやっぱり一番つながってくるんじゃないかなと思います。市長は、JR九州に対して、その住民説明会を開催してほしいということすら要求はできんて思っとなはるとですか。ぜひ私は、住民説明会を開いてくれて要求すべきだと思うんですよ。その辺いかがでしょうか。

○議長（作本幸男君） 市長 高峯哲哉君。

○市長（高峯哲哉君） どのように対応するかというふうなことだろうというふうに思いますが、あくまでも今回はJR九州がホームの無人化をするというようなことのでございますので、かみ合わないというふうに言われますけども、私たちは、あくまでも10月から無人化するというのを延ばしてもらおうということが最善だというふうに思っておりますので、そのことをそれともう一つは安全性についての徹底的な安全を図るようということをお願いしてまいりたいと思っております。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） やっぱり私は、これは延期じゃなくて、市民の立場から言えばですね、これはもう断固こういったことはもう認められんというような立場に市長も議会も立ってほしいというのが、市民の正直な偽らざる気持ちじゃないかなというふうに感じています。

次に進めます。

[16番 前田正治君 登壇]

○16番（前田正治君） 2番目の地方創生に関して質問します。平成27年度は、「まち・ひと・しごと創生」いわゆる地方創生の元年と位置づけられています。そして、玉名市におきましても、国の地方創生施策に基づき、人口減少や雇用創出などの対策を示す人口ビジョンと総合戦略づくりを進めています。27年度末までの策定に向けて、今大変忙しいことだろうと思っております。

地方版総合戦略策定について、4点質問します。1. コンサルタントの選定はどのようになされたか。2. 地方版総合戦略策定の進捗状況はどうか、平成27年度中に策定

が間に合うか。3. 地方版総合戦略策定に当たり、市民参加・市民の意見反映をどのようにするか。4. 地方版総合戦略策定に当たり、議会の意見反映はどのようにするか。

次に、玉名市定住促進補助事業について質問します。平成26年度決算の資料を見ますと、玉名市定住促進補助事業については、利用件数57件で、内訳は住宅取得補助新規49件、980万円、継続118件、2,300万円、住宅リフォーム補助5件で250万円、新幹線通勤定期補助3件で29万7,000円となっております。この事業については要綱で定めてありますが、私は要綱でなく、議会にかかる条例で制定すべきと思います。そして私はこの制度について、過去の一般質問で補助の対象になるのは、玉名市に引っ越してきてから1年以内に申請したものに限るから、転入して2年目、3年目、4年目などで新築やリフォームしても補助金の対象にならないと見直しを求めました。執行部からは、平成27年度までこの事業が継続するからという答弁が返ってきて、27年度まで見直しはありません。しかし、この間も何人もの方から、制度改善の声を聞きました。おそらく担当課にもその声は届いているものと思います。熊本県内では、転入者に限定しない、定住化促進の住宅リフォーム補助制度を実施している市や町があります。ここで天草市のことを紹介しますと、平成26年度では2回の補正予算、総額1億600万円の事業でありました。27年度では当初で1億円が予算化され、8月初旬の実績で450件7,200万円が補助されて、市民の住まいの安心・安全に答えています。また、総工事高は6億1,300万円、8.5倍の経済効果につながり、地域を元気にしています。まち・ひと・しごと創生、いわゆる地方創生で言う「しごと」とは地方に安定した雇用を創出すること、「ひと」とは地方への新しい人の流れをつくること、「まち」とは仕事と人の好循環を支えるまちの活性化だとされています。

このような観点から、2点質問いたします。定住促進補助事業の今日までの評価と平成28年度からの取り組みについてお聞かせください。2. 住宅リフォーム、店舗リフォーム補助事業実施についての執行部の見解をお聞きいたします。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 議員の、まず初めに、地方版総合戦略策定についてにお答えをいたします。

議員お尋ねの地方版総合戦略策定に関する玉名市人口ビジョン及び玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の支援業者の選定までの経緯でございますけども、地方版総合戦略につきましましては、本年の4月14日から5月1日までの18日間、市ホームページで、玉名市人口ビジョン及び玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務として、公募型プロポーザル方式により提案を募ったところでございます。プロポーザ

ルに関する問い合わせ等は数社あったものの、応募があった業者につきましては、結果的には1社のみにとどまり、実施要項に基づき、5月20日にプレゼンテーションによる審査を実施いたしました。今回公募が1社になった原因としては、地方版総合戦略は全自治体に策定の努力義務が課せられており、本市が募集した期間は、他の自治体の募集期間と多数重なっていたことが原因であると推察をしております。また、平成27年、28年度の玉名市入札参加資格登録をしていることなどの応募資格を実施要項に上げておきまして、その資格を満たさないことから応募を見送った業者も数社あったようでございます。最終的には玉名市総合計画等策定支援業務委託事業者選定委員会におきまして、企画提案書及びプレゼンテーションや質疑応答による審査の上、妥当であると判断をし選定に至ったところでございます。

次に、地方版総合戦略策定の進捗状況は、平成27年度中に間に合うのかという質問でございますけれども、総合戦略策定の進捗状況については、現在策定に向け外部有識者等からなる玉名市総合戦略審議会や、全庁的な取り組みを行なう目的で玉名市まち・ひと・しごと創生推進本部会議を開催しております。現在の状況といたしましては、7月から8月にかけて実施した結婚・出産・子育てに関する意識調査などの各種アンケートを分析し、人口ビジョンにおける本市人口の将来展望を示すための作業を行なっているところでございます。今後は人口ビジョンと総合戦略の骨子を9月に、また、素案を10月にまとめ、玉名市総合戦略審議会等で十分な検討を重ね、最終的には12月策定を目標に取り組んでいきます。

次に、地方版総合戦略策定に当たり、市民参加・市民の意見反映はどのようにするのかという御質問でございますけれども、市民参加や市民の意見反映に関しましては、玉名市総合戦略審議会の委員を一般公募により1名任命しております。また、若い世代の意見も積極的に取り入れたいとの考えから、九州看護福祉大学から学生2名の方に委員として参加をしていただき、総合戦略策定に際しての貴重な御意見を承っております。審議会の委員以外からの意見を聴取する手段といたしましては、人口ビジョンと総合戦略の素案をある程度取りまとめた段階でパブリックコメントを実施し、幅広い市民から意見をいただきたいというふうに考えております。

それから次に、地方版総合戦略策定に当たり、議会の意見反映はどのようにするのかということでございますけれども、議会の意見反映につきましては、パブリックコメントを実施する時期に合わせ、全員協議会において説明を行ない意見を伺いたいというふうに考えております。また、この協議会で総合戦略の素案を説明する際には、事前に資料を配付する予定でございます。今後も地方創生プラン策定に向け、本市の特色を生かした総合戦略となるよう努めます。

続きまして、玉名市定住促進補助事業についての御質問にお答えをいたします。平成

23年度から5年間の予定で実施しております定住促進補助事業は、御承知のとおり住宅取得補助金、住宅リフォーム補助金及び新幹線通勤定期券購入補助金で構成をされるものでございますが、平成23年度の制度創設以来のそれぞれの実績は、本年8月末時点で、住宅取得補助金が194件、618人、住宅リフォーム補助金が33件、新幹線通勤定期券補助金はこれまで議員先ほどおっしゃられたとおり3人の方が交付決定を受けておられます。

この事業の評価についてでございますけれども、事業を活用し、現に約600人の方が玉名市に転入していること、交付決定者は20代から30代が約6割と若い世代が多く、転入後子どもが生まれる世帯も見受けられること、アンケート調査では、交付決定者のうち約半数が、補助金が本市を転入先に選ぶきっかけ、決め手になったと判断されており、この制度が定住先に決定する上での大きな理由になっていると推察ができることから、一定の成果をおさめているものにとらえております。この制度につきましては、今年度末をもって終了するわけでございますけれども、制度終了後につきましては、先ほど申しました理由や今般の地方創生の流れを考えますと、引き続き本市に住み続けたいと考えている人を後押しする何らかの施策を打ち出す必要があると認識をしております。今後、アンケートでの意見、移住希望者からの実際の相談事項、例えば、先ほど議員がおっしゃられた転入から住宅を取得するまでの間に一定の猶予が必要であるなど、こういったことでありますとか、他団体の例、そして戦略21の重要施策の1つである移住者が市内業者により住宅を新築した場合の助成制度の創出等を総合的に勘案し、平成28年度からの事業実施に向け検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、リフォーム補助に関する質問でございますが、現行では、定住促進補助事業の一環として、住宅取得補助金の交付決定となった当該住宅が、市内に主たる事業所を置く法人又は個人によって20万円以上の費用をかけてリフォームされた場合に、上限を50万円としてリフォームに要した金額を補助しているところでございます。この制度につきましても同じく今年度末をもって終了いたしますので、平成28年度からの定住促進の一環としての取り組みの中で、移住希望者からの実際の相談事項、空き屋バンク登録物件の改修費用であったり、Uターン希望者からのUターン者の実家等の改修要望等、他団体の例等を総合的に勘案し、平成28年度からの事業実施に向け検討を重ねてまいりたいと考えております。

なお、店舗リフォーム補助事業につきましては、類似する事業として商店街空き地・空き店舗対策事業補助金交付要綱を整備し、空き店舗の解消を図ることで商店街のにぎわいの創出、活性化につなげる取り組みを行なっているところでございますけれども、これら現行制度の補助対象を拡大していくことについては、今後の研究が必要だと考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君）　　ここでお知らせをいたします。本日の会議は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

前田正治君。

○16番（前田正治君）　　じゃあ再質問をします。

部長、コンサルタントの応募は1社のみ、その1社について審査した結果、これはインターネットで見ますと点数は800点満点で537点の評価だったと、それで業務委託したということであります。私は1社のみで果たして適切な評価ができるのかどうか疑問であります。そして審査する際の審査基準を見てみますと、第1次の審査書類では100点満点の配点、第2次のプレゼンテーションと質疑応答で100点満点の配点、1次、2次ともに満点の評価でも最高200点であります。どうも537点という評価点ですね、これはどういうふうな計算によるものなのか、具体的に示していただきたい。

○議長（作本幸男君）　　企画経営部長　原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君）　　議員の再質問にお答えをいたします。

ちょっと点数に関しては、あとでもよろしいでしょうか。ちょっと資料を持ってきておりませんので。

プロポーザルがこれで妥当なのかというふうな御質問ですけども、公募型プロポーザルの最大の利点は、提案内容を審査委員、選定委員ですけども、が実際にやりとりしてプレゼンを聞いて、それを判断するというふうなところに利点がございます。それともう1つは、確かに数社応募があつて、その中で優劣をつけて1位を決めるというのが一番理想的ではありますが、先ほど申しましたとおり総合戦略プランについては、先ほど申しました理由で1社しか応募がなかったというところですが、ただ、その1社の応募であっても要項の中に1社であっても不採択にする場合があるということを前提としてですね、審査委員の方に審査をしていただいております。その中で受託候補者といたしまして実績、受託の実績であるとか、実施の体制、業務内容や手法、計画の妥当性などを委員各それぞれが質問などをして、採点をして、妥当であるというふうに判断したところでございます。当然、今議員おっしゃったとおりホームページで公表しておりますし、選定委員の中で妥当であると、1社であっても妥当であるというふうな判断をしたところでございます。

また参考に申し上げますと、通常の一般競争入札においても手を上げる業者が1社であっても、それが基準を満たすような入札等であれば、1社であってもそれが落札業者であるというふうなことになりますし、1社に、ほかの業者が手を上げなかったということは、その手を上げなかった時点で競争性、競争の中で負けたというふうな判断で

すね、その1社を選定するというふうな選定の仕方をしております。

済みません。評点についてはあとでまたお答えいたします。

以上です。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 募集のときですね、1社でもOKよというようなことを書いておったということなんですけど、公募がですね、1社であってもそれに対して評価してOKだよと、評価してその点数が足らんならだめですけど、そういう意味ですよ。しかしそのこの時期というのは、さっきおっしゃいました全国の自治体がこの総合戦略策定に向かってですね、一斉に走り出してるわけですので、やっぱり業者もある意味不足するというのが予測されたんじゃないかなと、そういう意味で1社でもというふうな条件がついたのかなと、そうではなかですかね。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 今の御質問でございますけども、プレゼンテーションをその選定を1社でもやりますよということを業者に対して言ったのではなくてですね、選定委員会の委員さん方に、1社であってもそれが条件を満たすであるとか、その値しない業者であればそれを選定することもないということを前提にですね、選定委員会を実施したという意味です。

以上です。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 流れについては大体わかりました。この業者も公開されてますので、調べてみると、玉名市ブランド戦略のなんとかで、玉名から元請けになったところの下請けでですね、実績は確かにありました。ほかのところもかなりこういった業務に精通されてるなという気はしました。

それで次進みますけど、地方版総合戦略策定のための手引きありますね。手引きでは、具体的な施策として、すべてが新規である必要はなく、これまで実施されている施策で効果の高いものが含まれていても差し支えないとしてあります。それで27年度中の策定で、12月までにはある程度まとめたというふうな答弁でありましたが、間に合わせるために新規にこだわらず、既に行っている施策で、名前を変えて期限内に申請をして、創生交付金を受ける、そしてそれによって浮いてくる現在実施事業の一般財源を基金にしておき、住民の声を丁寧に反映させる時間を稼ぎ、事業案がまとまったらこの基金を使うと、これは知っとんなはるかもしれんですけど、元総務大臣の片山さんがですね、いろんところでこういったアイデアを出しておられます。期限が迫っているから大変じゃありませんが、既に行っている事業でこの地方創生にかなう事業、これはないのかどうか、先ほど定住化促進補助事業について、部長の答弁を聞いてます

と、これはちょっとこの地方創生の事業にかなうんじゃないかなというふうに私は判断したんですけど、現在行なっている、既に行なっている事業の中で、地方創生にかなう事業はないかどうか、その辺の検討はされておられませんかお聞きします。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の御質問でございますけども、今具体的にどういった事業を挙げるということは、まだ策定中でございますので挙げることはできませんけども、先ほどおっしゃった新規の施策だけではなく、継続中の施策でも名称を変えて総合戦略プランに挙げたらどうかというふうなことだろうと思っておりますけども、当然、この既存の事業をただ振りかえてその補助事業に挙げるということではなくて、その事業が地方創生に沿った施策であれば、そしてまたそれが拡充ができるようなところがあればですね、当然、この5年間の計画の中に挙げていきたいというふうには考えております。当然、そういった案が提案されたときにですね、その検討というのはしていくつもりでおります。

以上です。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） この間ずっと玉名市においてもですね、さまざまな例えば、子育て支援で乳幼児医療費の補助とかですよ、先ほどの定住化促進とか、いろいろよそから見れば先進的なものもあるかと思っております。効果の高いものもですね、そういった中で、地方創生にかなうような事業は1つや2つは必ずあるんじゃないかなというふうに思っております。ですから新規にこだわらず、そういったいいものがあればですね、生かしていただきたいと。

それと、先ほどの手引きでは、議会の十分な審議を保障するということがうたわれておりますが、そのために事前に資料も配付して、全員協議会なんか開くということでありました。ぜひ、そういった議会の意向をしっかりとくみ入れるというような努力をしていただきたいと思っております。

再質問で、住宅リフォーム補助事業について、この近くでは山鹿市、長洲町、南関町などで取り組まれております。これは、私は先ほど来言っております地方創生の事業にも当てはまる立派な事業ではないかなというふうに、山鹿市とか長洲町とか南関町にある住宅リフォームのことですよ、も思っております。玉名市でも、先ほど27年度まで継続した定住化促進補助事業については何らかの形でですね、残していくみたいなの、そういうふうには私はとらえたんですけど、その定住化促進補助事業をさらに生かす事業として住宅リフォーム、店舗リフォーム補助事業を実施してみてもどうかというふうに思っているわけです。

部長、この事業については、全くそぎゃんとは論外ですよというようなことでしょう

か。それとも十分検討してもらいたいということでしょうか。検討するというようなことでしょうか。住宅リフォーム補助事業、店舗リフォーム補助事業の実施について再度ちょっと今までの議論を踏まえてですね、部長の答弁をお願いいたします。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 前田議員の御質問でございますけども、以前の議会の中での一般質問でも質問があったかと思えますけども、今のやっってる5年間の制度の中でもいろんな課題がございます、それらをクリアするような、そしてまた充実するようですね、先ほど答弁の中で申しましたとおり、リフォーム補助も補助金をもらったその対象のやつだけではなくて、いろんなよその事例であるとかいうふうなことを勉強しながら、新たな制度を構築したいというふうなことで、今検討を進めているところで

す。

以上です。
それから、先ほどのプロポーザルの審査の配点でございますけども、審査基準は先ほどおっしゃったとおり100点満点ということで、実施しております。審査員は8名です。よって1人当たり100点ということで、537点というふうな結果になっております。

以上です。

○16番（前田正治君） ああ、点数のことはわかりました。1人が、持ち点がそこということですね、なるほど。

住宅リフォームについてはですね、過去の議会の質問に対して、当時の部長はですね、それは次年度からでも実施したいみたいな答弁があったからですね、楽しみにしてたんですけど、とうとう今日まで実現してないというのが状況です。それで、今後、どういった総合戦略が出てくるかわかりませんが、やっぱりさっき言いましたまち・ひと・しごと創生、しごととは地方に安定した雇用を創出すること。ひととは地方への新しい人の流れをつくること。まちとは仕事とひとの好循環を支えるまちの活性化だと言われておりますので、これに沿ったしっかりとした戦略ができますことを期待いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、前田正治君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 3時58分 休憩

午後 4時11分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

10番 田中英雄君。

[10番 田中英雄君 登壇]

○10番（田中英雄君） 市民クラブの田中でございます。

先だつての台風16号は、玉名市を直撃しましたが、一部では台風の目に入りしばし風雨が和らいだおかげで、予想よりも玉名市では被害は少なかったかと思いますが、被災された皆さまには心よりお見舞い申し上げますとともに、有明消防初め、玉名市消防団及び防災安全課を初めとする関係各課の皆さんの御努力に感謝し、また、菊池川のハゼ並木の倒木に対する迅速の対応など、敬意と感謝の気持ちでいっぱいであります。まだまだ台風や豪雨、突風の心配が続きますが、これからも玉名市民の安全を守るために御活躍を期待いたします。

それでは通告の順に従いまして質問いたします。まず、公共施設建設及び跡地利用計画についてであります。新市民会館建設の現計画の位置取りについてと題しておりますが、去る8月27日に開かれました公共施設等建設特別委員会において説明があり、その中で私も意見を述べたところでございますが、改めてこの場でお伺いいたします。新市民会館については、玉名合同庁舎及び玉名市社会福祉協議会の南側、現市民広場に、客席826席の大ホールと300席の小ホール、大小2つの練習スタジオを含んだ建物で、西側に48台、北側に14台、正面となる東側に49台の駐車スペースをもった計画案との説明がありました。特別委員会では建設計画の場所である市民広場案そのものに反対との意見ともありましたが、私は建設場所にはもちろん熟慮した結果、計画案に賛成であります。ただ、本日は計画案について、計画案に計画されている建物の位置よりさらに東側に、敷地の東側に建物を移動し、西側の社会福祉協議会前の駐車場を広げて福祉センターを利用する高齢者の方に特に配慮して、平常時西側の駐車スペースをふやして、市民会館での大きな催しの際には、当然市役所駐車場の利用と北側の市役所職員駐車場を主に利用してもらうことになるとは考えますが、入場、退出時における交通混雑と安全対策を考えて、新市民会館と市役所駐車場を結ぶ歩道橋をつくるべきだと考えております。執行部の見解を伺いたいと思います。また、要望としまして、歩道橋をつくるのであれば、新市民会館の2階部分から出入りできる広い屋外テラスを延長して、道路の上まで広げ、道路そのものを渡らないで市役所と市民会館及び福祉センターへ行き来できるようにしてほしい、したほうがいいのではないかという見解を持っております。また、現在計画にない、新市民会館内に軽食のとれる食事処を入居させてはどうかという見解を持っております。もちろんこういったものには民間の活力を導入するべきかとも思いますが、見解をお伺いいたします。

2番、旧市役所庁舎跡地利用についてお伺いいたします。6月議会においては、私は民間事業者者に売却し、周辺の土地も取得して集合住宅、いわゆる10階から15階建てのマンションを建設してはどうかとの提案をしたところであります。執行部の見解と

して、それも視野に入れながらではあるが、答申に基づいて検討するとの説明でありました。先の特別委員会では、第1保育所の建てかえと、児童センターとの複合施設を建設したい旨の説明がありました。第1保育所建てかえについては、老朽化と耐震不備に耐震化を図るため、早急な対応を望まれるところであり、児童センターも玉名市には不足していると思われ、複合施設建設には私も大いに賛同するところではありますが、しかし、現第1保育所は、公立保育所として運営されていますが、移設、建てかえ後も公立として運営される予定との計画には違和感を覚えます。奇しくも8月31日の全員協議会において、保育所民営化の計画案の説明がありました。その際、平成29年4月1日から滑石保育所、睦合保育所の民営化を予定しているとの報告があり、豊水保育所については統廃合を慎重に検討するとのことでありました。玉名市内公立保育所の民営化については、推進すべきものと考えますが、委託先の事業所の経営を考えれば、入所希望の多い市内中心部の公立保育所を、先に民営化することを念頭に置くべきであり、また、建てかえの費用負担と運営コストの削減、保育サービスの向上と利用者の利便性の向上及び市中心街活性化の観点から鑑みれば、第1保育所はまず民営化を中心に考えて検討されるべきものであります。さらに建てかえ場所については、新市役所跡地、新しい市役所や保健センター、新市民会館の利用も視野に入れれば、現在の市民会館跡地が最適ではないかと思う次第であります。また、児童センターについては、人口が1万3,000人を数える旧岱明町に、公立の高道保育所と合わせて、例えば旧岱明町中央公民館、現在の岱明町公民館の建てかえを検討する際に、複合施設として旧岱明町中央公民館の場所に建設するべきではないかと御提案申し上げます。市役所跡地検討委員会での市役所跡地利用計画の策定においては、議論を前提として周辺施設の土地の利用は、一切考慮しないでくださいとの条件がついていたと思います。この間の特別委員会の説明では、市役所跡地、文化センター、教育センター、第1保育所などを含めた利用計画に変更になっています。これは跡地利用検討委員会の方々にも意外な話ではないでしょうか。改めて、周辺住民や保育所利用者の意見も聞いて方向性を定めるべきではないでしょうか。また、特に今後地方交付税の減少が予想され、財源不足が懸念される現状では、公共施設を減らすべきであり、新しく建設すべきではなく税収確保の観点からも、民間資本との協力を模索していくべきだと思います。

次に、旧岱明町役場、岱明支所役場利用計画についてお伺いいたします。8月27日の特別委員会においては、有明広域行政事務組合事務局及び有明広域行政事務組合議会の移転が計画されています。これは旧岱明町役場へ公民館・図書館の移転計画にさまざまな意見があり、議会の意見を踏まえて、有明広域行政事務組合へ移転を申し入れされているところでもあります。市長の責任ある決意とリーダーシップ、担当部局の御苦勞には心より感謝いたします。このように議会と執行部が一丸となって真剣に議論した結果、

すばらしい方向性が見えたことはとても意義あることだと思います。多くの玉名市民が求めているのは、議会内での対立でもなく、執行部と議会の対立でもなく、真剣な議論であり、よりよい解決策であると思います。そこで、今後の計画とスケジュールをお伺いいたします。2階部分には図書館を設置する計画があったと思いますが、今後の計画、また、1階部分にはまだ未利用のスペースがあると思いますが、どう計画なさるのか、私は1階部分には飲食のスペースを設け、できれば市内の障がい者の方が働けるようなそういったスペースをつくってはいかがかと思っております。

4番、現岱明町公民館敷地の有効利用策についてお伺いいたします。先ほどのように、旧岱明町役場の活用案が見えてきますと、老朽化した今の岱明町公民館及び敷地の有効活用について議論はされるべきだと考えております。執行部としては、公民館施設は旧岱明町役場へ改修移転の計画もありましたが、先に述べましたとおり、勇気ある決断をもって計画を変更されました。つきましては、天水町自治区にも新しい公民館が新設される計画が発表されておりますが、岱明自治区にも公民館を今後どうするか検討すべきと思いますが、現時点での執行部の見解をお伺いいたします。私はあの広い敷地は岱明自治区の活性化のために、住民を含め、皆が知恵を絞って買い物難民対策や子育て支援、高齢化対策、人口減対策になる、そのようなハード物件、あるいはソフトを考えて、一生懸命な議論をして地元の意向を踏まえて計画をつくるべきだと思っております。

まずは、以上のことについて見解をお伺いいたします。

済みません。市民サッカー場建設計画についてもお伺いします。高寄市長の公約でもあります市民サッカー場の建設であります。3月議会において上程された予算は否決され、結果として合併特例債の利用を考えれば、用地の選定、買収、造成、建設期間を考えれば、今が時間的にはぎりぎりのタイミングとなっております。8月13日に担当であります文教厚生委員会において、陸上競技協会、ラグビー協会、ソフトボール協会の皆さんと意見交換会がありました。陸上競技協会の皆さんは全天候型の400メートルトラックをサッカー場建設にあわせて整備してほしいとの要望を、納得の理由を含め述べてくださいました。また、ラグビー協会の方も、私はラグビーは詳しくは知らないのですが、今、菊池川河川敷グリーンベルトにおいて、ボランティアでラグビークラブチームの運営をされているそうですが、玉名市内でも多くの子供たちがラグビーに親しんでいるとの説明を受けました。私もそのような切実な要望を伺って、400メートル陸上トラックを含め、ラグビー、サッカー場を合併特例債を利用して、ぜひ建設すべきであるとの強い思いを持つに至りました。また、他の文教厚生委員の皆さんもほぼ同じ思いを持たれたのではないかと思うところであります。執行部の見解をお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 議員の御質問にお答えをいたします。

まず、新市民会館建設の現計画の位置取りについてということでございますけども、議員御承知のとおり、昨年12月に契約をいたしました基本設計業務の全体配置計画や平面計画を初め、大ホール、小ホール、スタジオなどの特徴などについても公共施設等建設特別委員会の委員の皆さんに御報告をし、御意見をお聞きしながら設計を進めているところでございます。市民会館の配置計画を進めるに当たっては、隣接する福祉センターや合同庁舎側の景観や空間デザインへの配慮に努めることは重要なことと認識をして計画をしております。また、福祉センターの駐車場の問題につきましても、特別委員会並びに定例議会でも答弁をしてきましたとおり、長年にわたり市民広場公園に駐車している福祉センターに勤務されている職員の方の通勤用車両が多くを占めておりますので、他の場所へ変更するよう社会福祉協議会や自治振興公社などと昨年協議を行ない、承諾をいただいているところでございます。市民会館建設にあわせ、西側の駐車場の舗装も行なうことで、福祉センターへ来館されるお客様にとりまして改善が図られるものというふうに考えております。また、議員御提案の歩行者の安全確保の観点から、市役所庁舎の敷地と市民会館を連結する歩道橋を設置し、市民会館2階へ直接出入りするアプローチを兼用した広場なども新たに考えられないかという御提案でございますけども、実現するためには、道路上を横断する歩道橋やエレベータを建設するために必要な建設費を初め、現設計の抜本的な見直しなど、さまざまな課題も発生いたします。例えば、現在の全体配置計画では、1階東側の中央部にメインとなる正面玄関を配置し、車両及び歩行者の導線も計画をしております。1階と2階の両方に玄関が配置となりますと、あらゆる導線が変更になりますし、隣接する福祉センターや合同庁舎との景観や空間デザインの変更、2階にも玄関やエントランスホールも必要になりますので、建築面積や床面積にも影響が出てまいります。先日、27日の特別委員会で御報告をしましたように、昨今の建設資材の高騰や建設労務単価も、平成23年度の計画当時に比べますと現在は建設費も上がっている状況でございますので、今後も現在の基本設計で進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。また、事業主体を民間でできないかという御提案でございますけども、現時点では玉名市が事業主体となって事業を進めるという方針で現在のところ考えております。

続きまして、旧市役所庁舎跡地利用についてでございます。昨年度外部委員15名で組織した検討委員会での議論を含め、6月議会でも市長が答弁されたとおり、活用の基本方針として、本庁舎跡地は新たなにぎわいを創設し、中心市街地の活性化に資することを念頭にして、人が集まる便利でにぎわいのある市街地環境の維持を図るため、市民

や来訪者の世代間交流や人的交流を促すと期待される他世代交流機能、居住促進機能を備える施設の整備を図ることという答申がなされております。また、民間資本による活性化については、あくまでも昨年10月14日の活用検討委員会からの答申の趣旨に沿った形で民間資本投入のお話があれば、そのタイミングにもよりますが、積極的な活用や支援を行なっていきたいというふうに考えております。議員の提案を貴重な御意見として承っております。

次に、これも議員御提案の現市民会館移転後の跡地に、第1保育所を建設することについてでございますけれども、既に現市民会館の近くに民間の保育所がありまして、認可保育所2カ所が近隣となることで、競合や比較の対象となり、運営方針が違うため、保育所、保護者、園児にストレスが生まれる可能性があることや、保育所の場所が国道208号より北に移転することで遠くなり、もちろん南側から来る人でございますけれども、遠くなり、不便になる方が出ること、また、新市民会館建設に伴う駐車場不足の緩和のために、周辺施設の駐車場としての利用を現市民会館跡地については予定していることなどを鑑みて、現時点では難しいというふうに判断はしているところでございます。御指摘の子育て支援施設を老朽化している岱明町中央公民館の跡地に建てかえることについては、現在のところ考えておりません。また、利用者や跡地周辺の方々に高層マンションの建設がいいのか、それとも複合的な子育て支援施設の建設がいいのかを質問してみてはどうかというお話もありましたけれども、昨年度、外部委員15名で組織をいたしました検討委員会の中でもマンションを建設したらどうかの議論がありました。市全体としての定住人口増加のための効果は少ないなどの意見や当該跡地のこれまでの土地利用を踏まえ、今後も公共施設として活用してほしいとの意見が出され、結論としては答申書に盛り込むには至らなかったという経緯がございます。さらに答申では、第1保育所と子育て支援施設の複合施設の建設、玉名市公共施設適正配置計画でも、第1保育所については旧本庁舎跡地での建てかえも含めて検討するとされております。そこで想定される子育て支援センターや児童館などを併設した複合施設を整備し、子育て支援事業の総合的拠点を創出するよう、今年度構想検討委員会の中で検討してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、旧岱明町役場再利用計画についてお答えをいたします。現在の岱明支所庁舎である、旧岱明町役場については、市役所新庁舎の完成に伴い機能を移転しました教育委員会と企業局の配置先であった支所庁舎の2階と3階のすべてが、今日まで未利用の状態が続いているところでございます。また、1階につきましても総合支所から支所への移行等の機構改革により、一部に余剰スペースが発生しているところでもあります。このような行政財産の非効率な運用が長い時間続いているところでございますけれども、この問題の早急な解決を図るために、先の公共施設等建設特別委員会で進捗状況に

ついて報告させていただきましたように、現在、有明広域行政事務組合事務局と市との間で、支所庁舎3階を組合事務所の移転先として有償貸し付けについての公式な事務レベル協議を行なっているところでございます。また、2階につきましては、これまでも市議会や地元住民等に御理解を求めてまいりました岱明図書館の移転を計画しており、その詳細について庁内協議にて協議中でございます。さらに1階につきましては、当然引き続き支所として利用をいたしますけれども、一部に生じた余剰スペースにつきましては、必要な改修等を加え、支所として機能性や利便性の向上を図りたいというふうに考えております。ただいま申し上げましたとおり、未利用スペースの有効活用を図ってまいりますけれども、全体的なスケジュールにつきましては、3階への移転が見込まれる有明広域行政事務組合が組合の要望もありまして、平成29年1月には業務を開始できるように、平成28年12月にはすべての改修を終える行程で考えております。なお、2階図書館につきましては、平成29年4月には業務を開始できますよう調整中ではありますが、現に市に対し、早期の開館を要望される地域住民の声が地元説明会のあと等にも寄せられていることもありまして、開館時期につきましては、今後関係先と十分に協議をして決定してまいりたいというふうに考えております。

最後になりますけれども、図書館来館者や支所来庁者等の飲食スペースの配置につきましては、図書館内での飲食は書籍の汚損等が心配されることから、現在も飲食は不可とされております。したがって、庁舎内に飲食スペースを設けるとなれば、2階以外での場所での飲食となりますので、1階ロビーであるとか通路等の配置につきまして、その必要性等も含めて検討したいというふうに考えております。

最後に、現岱明町公民館敷地の有効利用策についてお答えをいたします。現岱明町公民館につきましては、図書館と同様に老朽化や耐震安全性の問題を抱えていることから、新たな施設の整備について検討してきたところであります。この検討に当たっては、多くの地域住民が集う公民館は、地域コミュニティーや生涯学習等の活動拠点として重要な役割を担っており、岱明地区に引き続き残すべき施設と判断しております。なお、これまでの検討では、大幅な未利用スペースが生じております岱明支所庁舎に公民館を集約し、複合施設として活用する計画をいたしました。昨年実施いたしました岱明地域の区長会初め、全小学校区の住民や地域協議会等関係団体の説明会で、この集約化については賛否両論がありました。市としましては、地域の皆さまから十分な賛同が得られたとは判断しがたいということから、公民館の支所への集約はいったん白紙化し、新たな配置方法について現在も再考中でございます。市としましても合併前から建設計画が存在した岱明町公民館は、建てかえを前提とし適正な配置と評価できる新たな整備方針をできる限り早い段階でお示しをしたいというふうに考えております。また、仮に公民館が別の場所に移転した場合の現公民館敷地の有効活用につきましては、未利

用の私有財産となるため、当然有効活用策を検討することになります。この検討に当たっては、玉名市未利用市有財産利活用基本方針にのっとり考えることとなります。けれども、昨年実施した住民説明会等での御意見や御要望、また、周辺住民を初め岱明地域住民の皆さまのニーズに最も適した地域活性化につながる活性方法を探ってまいります。

以上です。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 田中議員の市民サッカー場建設計画についてお答えいたします。

平成26年第1回市議会定例会において、玉名市サッカー場建設検討委員会条例が可決されたことにより、玉名市サッカー場建設検討委員会を昨年8月26日に設置し、サッカー場の建設方針に関する事項、サッカー場の機能及び規模に関する事項、その他市長が必要と認める事項について、玉名市におけるサッカー場及びスポーツ施設の現状や課題、近隣市町の現況等について考察を加えた後、途中で再検討していただく場面もありましたが、望ましいサッカー場の建設に向けて、慎重な審議を重ねていただきました。その結果である建議書をもとに、建設候補地を施設の規模、市民から見た交通アクセス、公共施設適正化に伴う施設の集約化及び複合化による既存のスポーツ施設との連携等から、桃田運動公園正面進入道路南側を考えたところでございます。

次に、規模について、サッカーのみならず、ほかの種目でも大会等が円滑に運営できるようなメイングラウンドとサブグラウンドの計2面を整備することを考えております。また、グラウンドの種別や夜間照明設備については、当初メイングラウンドを人工芝、サブグラウンドを土舗装とし、夜間照明設備の設置をメイングラウンドのみとしておりましたが、サッカー競技等の特性によるけが等の安全面や稼働率の向上を考慮し、2面のグラウンドとも人工芝及び夜間照明設備の設置を実施したいと考えております。田中議員の御意見にありましたラグビー競技についても、十分に対応できる施設として整備するものでございます。なお、この変更により概算事業でございますが、1億円から2億円の増額になるものと考えております。

次に、400メートルトラックの陸上競技場の整備についてでございますが、サッカー場建設において、玉名市陸上競技協会等の要望により、400メートルトラックの陸上競技場もあわせて整備が可能であるかを検討してまいりました。しかしながら、全天候型400メートルトラックの陸上競技場は、サッカーグラウンドの必要面積2.1倍、かつ当然のことながら平坦な敷地を要することになります。また、用地購入費、造成工事、その他外構工事を除くグラウンドのみの概算事業費で約2.4倍となります。また、新市建設計画や市長の公約に基づく計画である「輝け玉名「戦略21」」に位置づ

けてあるサッカー場建設計画とは大きく相違するものであると考えております。また、陸上競技を行なう上で、十分とは言いがたいですが、現状の社会体育施設には300メートルトラックを有する桃田運動公園運動広場及び岱明中央公園グラウンドの2カ所がございます。しかし、サッカー場を行なう社会体育施設は玉名市には全くない状態であるため、競技人口等を考慮し、今回の整備に当たっての優先順位としては、サッカー競技が上位であると考えております。また、サッカー場建設を検討するに当たって、熊本県サッカー協会や玉名市サッカー協会等のサッカー関係者の皆さまから、ぜひ陸上競技場併設としないで、専用サッカー場で整備をしてほしいとの御意見をいただいております。理由としては、サッカーグラウンド以外の陸上競技場トラックをサッカー用スパイクで移動する場合、移動する場所が限定されるため、大会等で円滑な運営ができづらくなり、また、大会等で観客とグラウンドとの距離が遠くなるので、応援しづらい状況になるということでもございました。専用サッカー場であるならば、このような支障もなく、多くの大会等の誘致が可能となり得るとの御意見をいただいております。このような理由により400メートルトラックの陸上競技場は、今回での整備は実施しないものとしております。しかしながら、多くの皆さまの御意見、御要望により400メートルトラックの陸上競技場整備の必要性も感じており、将来的な学校再編による学校跡地利活用の動向なども見ながら、今後の整備計画に盛り込んでいきたいと考えております。

最後に、市民サッカー場建設につきましては、子どもから高齢者の方々までだれもが身近にスポーツに親しめる環境整備を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） 踏み込んだ御答弁、本当にありがとうございます。

幾つか再質問させていただきます。市民会館の位置取りについては、計画通りやるしかない。要するにまとまった費用がかかってくるということは、それはわかりますが、だからと言ってはなんですか、旧玉名市役所を売却することによって、その財源はある意味確保できるのではないか、なおかつ市の公有地ではないということは、毎年固定資産税等が、もしくは住民の方がふえれば所得税、地方税等が入ってくるということも計算すれば、要するにセットですね、旧市役所跡地を売却なんなりすることによって市民会館をグレードアップすることができることも含めて、やっぱり御検討して積極的に民間の力を活用して、検討するとはおっしゃいましたので、検討していただきたいと思っております。あの地域は、やはり玉名市内では一等地でありますから、いろんなデベロッパーの方に提案すれば、もちろん条件次第ではあると思っておりますけれども、手は上がってくるのではないかと考えております。

第1保育所は公立ということで、そのまま計画通りだと旧市役所跡地ということで

ございますけれども、ちょうど手元に平成25年3月に策定されました玉名市公共施設適正配置計画というこの冊子がありますけれども、その中にも市が保有する施設にかかる今後40年間の年平均トータルコスト（施設にかかるコスト・事業運営にかかるコスト）を65%削減するとあります。市が保有する施設の面積は、40年間で37%削減するともあります。そういうふうに思い切った削減計画を実行しないと、今後減っていく地方交付税等に行政運営ができないような状況になってしまうということを踏まえて、極めて危機感のある計画であります。ですから、そういう意味で優良物件は売却を含め、税収増を考えればまずは売却を考え、売却に手の上がらないところであればみずから利用するというのが手順ではないかと思うところであります。多分、非常に執行部の、特に企画は、もう私がこう言って質問するのが非常に恐縮でございますけれども、とても忙しい部署でありますから、売却となればさほど手がいらなくなるではないかということも含めまして、市の負担もいろんな意味で軽減できるということも考えまして、そういったことを御提案させていただく次第であります。ちなみに、第1保育所は、民間委託すれば玉名市が独自に公立保育所として建設する場合と比べて、コスト的にはメリットがあると思いますけれども、例えば、旧ちどり保育所は最近新設されて民間委託されましたけれども、あれは大体玉名市の負担としては、総額幾らぐらいの保育所の建設費用がかかって、どのくらい玉名市が負担したのかということのをちょっとお伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 田中議員の再質問にお答えいたします。

直近で建設されました市の公立保育園から民間に移設しまして、そしてそこで建設されたちどり保育園の建設の内容でございますけれども、総事業費で1億6,600万円、県の補助等が5,900万円、それから市の補助が2,900万円でございます。事業主さんが7,800万円程度の負担ということになっております。

それで民間の施設が今そういう状況で、もしも公立で建てた場合比較いたしますと、同じ1億6,600万円として、そして合併特例債の期限が32年、平成32年までということで、それ以内の建設で建てたという想定で計算いたしますと、1億6,600万円で、合併特例債がその95%の合併特例債になります、が許可されます。それで合併特例債が1億5,700万円で、そしてその財源的には、その70%が交付税で、あとで交付されるというふうなことで、約、総事業費の3分の2が国の交付税でされる補助という形でございますので、市の持ち出しといたしましては、総事業費の3分の1、約4,700万円でございます。ですから私立で建てた2,900万円が市の持ち出し、それから市で建てる、合併特例債で建てますと4,700万円、比較しますと約1,800万円程度市の持ち出しが多くなると、市のほうで建てればですね、そういうふうな計

算になるということでございます。

○議長（作本幸男君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） ありがとうございます。

やはり特例債を使ってでもそれだけ公設すると、行政の負担が高くなると、また、運営におきましても、一般的に民間委託した方が保育所としての機能は充実すると言われておりますし、現実的に市内の保育所の皆さんの事業所さんのおかげによりまして、民間委託したところはおおむね好評だというふうに伺っております。そういう意味では、あの有用な公共用地であります旧玉名市役所跡地は民間活用しながら、なおかつ第1保育所は広々とした敷地に、ほかの敷地に民営化を検討して、民間の事業所さんに建てていただいているかどうかと、建てるべきではないかと改めて強調させていただきます。また、敷地を探すのも大変でございますから、私は市民会館の跡地ではどうかと申し上げました。近くに保育所があるから競合するので、いろんなストレスになるということでありましたけれども、まずはそちらの保育所さんに民間委託が委託できないかということをお諮りしていただいて、なおかつ場所が離れば遠くなる人もいれば、逆に近くなる人もいらっしゃるわけでございますから、むしろ新しい市役所でありますとか、合同庁舎、保健センター、社会福祉協議会等にお勤めの方であれば、むしろ職場に近くなって非常に便利な、また、近くにも広い道路と駐車場もあるし、スーパーもありますし、御家族にとって、子育て世代にとって非常に使いやすいというか、利用したくなるような保育所ができるのではないかと思いますので、市民の皆さんの意見も含めて改めてお考えいただきたいと思っております。

サッカー場についてでございますが、この前の公共施設等建設特別委員会におきましても同じような説明があったと思います。その中でやはり陸上競技場もつくって、一緒につくれば賛成だというような御意見もありましたものですから、私も2面つくるのか、陸上競技場も一緒だったら1面しかできないのだろうかと、どっちがいいのかなど非常に悩ましいところではございますが、先ほど教育部長の御答弁では、今後陸上競技場もつくる方向で考えていくというふうな踏み込んだ御答弁をいただきましたので、ぜひ具体的に時期及び計画用地等も含めたところでお示しいただければ、サッカー場、ラグビー場を含めたところで建設に1歩近づくのではないかと思います。それでもう1つ、この間も申し上げたんですけれども、2019年にラグビーのワールドカップが福岡県、大分県、熊本県で開催する熊本県もその開催地として認定を受け、蒲島知事も積極的にラグビーのワールドカップ成功に向かって一生懸命頑張っておられるところがございます。つきましては、ラグビー場をつくるということであれば、そういった県に対しても玉名市も一生懸命頑張っておられるワールドカップ成功のために協力するので、ぜひとも協力して、県にも協力していただけないかというお願いをすれば、県としても「ああ、

そういうことなら応援しますよ。」という形で、何らかの助成が得られるのかと思いますが、それについては担当課としてはどういうふうに計画、もしくはアプローチされておりますか。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） ラグビー場建設ということで、2019年ワールドカップ、こちらのほうと関連づけて、県の補助が使えないかということでございます。現時点ではそっちのほうについては、県のほうには何ら接触はしておりません。ただ、そういった補助についても広く検討していきたいと思っております。

○議長（作本幸男君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） ありがとうございます。

ぜひ、もう玉名市役所というか、一丸となって、我々も含めて、いいラグビー・サッカー場ができる方向に頑張っていけば、市民の皆さんが喜ぶような施設ができるのではないかと思いますので、今後とも御検討を、御努力を期待するところであります。

それと旧岱明町中央支所及び公民館の利活用についてでございますけれども、公民館の建設が一応、有明広域行政事務組合事務局のほうに変更になったということで、今後公民館の建設も含めて検討されるということで、そういった御答弁を伺って安心したところでございますけれども、今後は、もちろん執行部も含めて、また、地元の皆さんも含めて十分に私は公民館という名前はともかくとして、あの地域というか、全体が活性化するような施設、例えばコンビニであるとか、スーパーであるとか、それこそ児童センターであるとか、必要な施設やソフト事業を含めたところで、よりよい地域、地域という敷地の活用ができればと思っているところでありますので、今後ともよろしくお願いたします。

[10番 田中英雄君 登壇]

○10番（田中英雄君） では、大きな2番の公職選挙法改正に対する玉名市の対応についてと題しておりますが、ハローポイントについて、まずお伺いたします。今議会の議第94号一般会計補正予算に、まち・ひと・しごと創生関連の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を利用して、御当地カード行政ポイント付与事業に3,427万円が計上されております。ハローポイントとは、旧玉名市の玉名スタンプ会の皆さんが運営されているハロースタンプのことだと思いますが、この事業を行なうに当たっての経緯と事業内容について詳しく御説明をお伺いたします。また、玉名市全域におけるハロースタンプ加入事業者の数、また、割合、加入会員数、また、その人口割合等もわかれば御説明をお願いいたします。

2番、公職選挙法が改正され、18歳以上の国民が選挙権を有することとなり、今後、選挙の際にもハローポイントカードへ行政ポイントの付与が可能となるやもしれま

せん。それが法的に可能なのか、また、そこまで視野に入れて、こういった御当地カード行政ポイント付与事業を計画されているのかお伺いいたします。

3、ハローポイントとは違いますが、ハローポイントは置いておきまして、期日前投票の本人確認方法は、今現在は身分証明書等で確認はされていないと思いますが、今後若い18歳以上の方が投票所に来られた場合、地元での投票ならばまだしも、臨時投票所、期日前投票所においては、本人確認が極めて今まで以上に難しくなるのではないかとと思うところがございますが、本人確認を厳密にされるような必要性について、どうお考えなのかお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 村上隆之君。

[健康福祉部長 村上隆之君 登壇]

○健康福祉部長（村上隆之君） 田中議員のハローポイントについての御質問にお答えいたします。

今回の行政ポイント付与事業は、地方創生先行型上乘せ交付金を活用し、健康福祉を中心に取り組む事業でございまして、くらし応援を手段に市民皆さまの保有率が極めて高い御当地カード、ハローポイントを活用し、市の取り組む事業にもポイントを付与することで、商店街の活性化だけではなく、市民皆さんの福祉への参加の促進や健康福祉事業に対する関心度の向上を図るものでございます。

具体的な事業内容は、健康福祉事業を柱とした食育フェアや各種健診などの健康増進及び予防に関する事業、育児学級や乳幼児健診などの子育てに関する事業、手話奉仕員養成講座などの障がい者支援につながる事業といった福祉事業についてポイントの付与を行なうほか、結婚、出産した市民や子育て世帯、転入者に対してもポイントを付与し、本市での暮らしを応援する事業でございます。

事業予算につきましては、総事業を3,400万円程度計上しております。ただいま国へ申請中であります。なお、ハロースタンプのただいまの現在での加入数といえますか、カード保有者数は、玉名市15歳以上の人口5万9,380人に対しまして、カード保有者が3万8,309人、約64.5%の方が保有をされております。ここに一応着眼をし、この保有率の高いこのカードを活用しながら、現在はこの加入店舗が130店舗でございまして、少ない状況にあるのではないかとということも判断をし、この市の事業をもって、この加入店舗数を今後ふやしていただければという観点もあつての事業の取り組みでございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） 田中議員の御質問の選挙におけるハローポイントカードへ

の行政ポイント付与についてお答えをいたします。

ハローポイントへの付与には、選挙の投票時において投票した旨を証する書面として、投票者へ投票済み証明書等を交付する必要があるがございます。この証明書は勤務先への提出や商店等において割り引きサービス券として扱われ、結果として投票率向上を図るものとして、各自治体の判断により発行されております。しかし、この証明書の交付に関して、総務省及び熊本県選挙管理委員会の見解では、法的根拠がないこと、交付制度が悪用され買収や誘導投票、選挙の自由妨害につながるおそれがあることから、本市におきましては証明書の発行等は行なっておりません。

次に、選挙における期日前投票における本人確認方法についてお答えをいたします。議員御指摘のとおり期日前投票所における選挙人の本人確認は二重投票、あるいはなりすまし投票等を防ぐため大変重要であります。選挙管理委員会では、各選挙において、事前に投票事務説明会を開催し、従事する職員には受付及び名簿対象の際に、必ず本人確認を行なうよう指導を徹底しているところでございます。御承知のとおり、選挙時には全有権者へ個別に郵送で投票所入場券を発送しております。期日前及び当日の投票所において、選挙人が持参したこの入場券と選挙人名簿を照合し、性別及び年齢的に一致するか確認した上、さらに選挙人の氏名を読み上げて本人確認を行なっております。また、期日前投票所におきましては、入場券の裏面の宣誓書に選挙人が自筆で氏名と生年月日を記入することになっております。これらのことから、選挙人の本人確認は十分かつ的確に行なわれているものと認識をいたしております。また、玉名市におきましては、過去に二重投票等があったという事実は確認されてはおりません。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） 御答弁ありがとうございます。

ハローポイントについて、加入店舗が130店舗ということはやはり若干少ないのではないかという、また、地場のなかなか余裕のない産業においては、ハローポイントに加入すること自体が非常にハードルの高いことであって、これに一過性のハローポイント事業であればともかくといたしまして、こういった事業を今後も推進し、また、福祉事業だけでなく、私は例えば市役所全体、ありとあらゆると言ってはあれですけども、ちょっと質問しました選挙の投票制も考えてはどうかといった具合にいろんなものにポイント事業をすることは悪いことではないと思っておりますが、やはり130店舗しかないということであれば、事業の推進に当たりまして、公平性がいかなものかという指摘はあるところではないかと思うところであります。ちなみに、こういった事業をするに当たって、ハロースタンプの会員獲得と加入店舗獲得策について、何か計画されているところ、もしくはインセンティブを玉名市のほうで促進策を協力してやるといった

ことを、今後考えるということでございますけれども、何か現時点で決まっていることはあるのでしょうか。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 田中議員の再質問にお答えします。

現時点におきまして、ハローポイント会の皆さん方といろいろお話をしておりますが、やはりこれは地方創生事業という事業を活用しながらやっていくものでございまして、特に今年につきましては上乗せ交付金という特別な交付金が出ました関係で、非常に使い勝手のいい事業で、これを生かしてなんとかできないかというふうなことで、いろいろスタンプ会のほうでも今検討をなされているところでございます。

そして一番やはり、これは継続性のある事業が、ぜひとも私どもも必要と思っておりますし、地域の皆さん方もそういう観点があるのではなかろうかなというふうに思っております。ぜひ、来年から始まる地方創生事業にも絡めます観点がありますので、次年度以降ぜひ、この事業自体を続けていくという具体的な策よりも、そういう補助制度が継続されるというものを望んでおるというところでございます。

○議長（作本幸男君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） ありがとうございます。

とにかく何事も1回やってみて、いろんないいところ、悪いところ、メリット、デメリットあって、修正していかれるそのチャレンジ精神と申しますか、その辺非常に表すところではありますので、頑張っていただきたいと思っております。

私といたしましては、先ほど、先だってプレミアム商品券というものがやはり活性化という観点から発行されましたけれども、あれは非常に大変、事業された担当の方は大変だったと思っておりますけれども、基本的に現金を持ってらっしゃる方が利息じゃないんですけど、得をするような商品券を発行したような感じで、必ずしもいい政策だったとは思っておりません。ですから極端な言い方をすると、例えば、このハロースタンプを使っていくのであれば、給食費をきちんと納めたとか、きちんと地方税を納めたとか、納税したとかいう方には、昔納税組合というのがあって割り戻しといったそういったインセンティブと申しますか、もありましたけれども、そういった形でそれをハローポイントにしてもいいのかなと、ただもちろんそれには加入者なり加入店舗がもっとふえなくてはいけないと思っております。この間のプレミアム商品券は、大手のチェーン店じゃないですけど、そういった事業者さんが参加されるとニュースでも言うておりましたけれども、なかなか地場産業にはその恩恵がおりてこないということもありますので、もうどうせやるならそこまで踏まえたところで考えていただければと思っております。

それと公職選挙法に関してお伺いいたしましたが、残念ながらと申しますか、玉名市としては選挙を投票したからといってハローポイント等を発行する予定はないというこ

とでございましたけども、期日前投票の際の本人確認につきましては、怪しいと思ってもなかなか身分証明書を見せてくださいというふうには担当の方も言いづらい部分があるのではないかと思います。つきましては、一応基本的には身分証明書を拝見することがありますというようなことを前提に、期日前投票をしてはどうかと思うんですが、そういうことに対して御見解はいかがなんでしょうか。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 田中議員の再質問にお答えをいたします。

免許証等の身分証明書を提示いただくことについては、法令上は義務規定はございません。このことによって、かえって選挙人の投票行為等を阻害することも考えられますので、今のところそういうあれは考えておりません。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） ありがとうございます。

先だつての熊本市議選において、全く同数の票でくじ引きで結果として当選が決まったというような事例もありますので、そういう意味合いにおきましては本来的にはきちんと本人確認をする方策及び状況をつくっておくべき、また、万が一そういったことがあった場合に事後に確認できるようなシステムを投票所付近に導入しておくべきではないかというふうに、例えば防犯カメラ等ですね、投票しているところではなくて、入退場の何時にこの人が来たとか、来なかったとかいう顔を確認するぐらいの設備はあつてしかるべきだと思っております。

済みません。で、以上の私の質問は以上で、1つだけちょっと聞き忘れておりましたけどよろしいでしょうか。

これから市民会館でありますとか、サッカー場でありますとか、旧玉名市役所の跡地利用でありますとか、公民館建設でありますとか、さまざまな公共施設、学校、小学校、玉陵小学校も含めてですね、合併特例債の利用が計画されております。現計画、現状で予想される合併特例債の何と申しましょうか、金額と予定のこれぐらいかかるだろうと、使用金額というのをちょっとこの場でお伺いしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 田中議員の質問にお答えをいたします。

今後、計画されている事業につきましては、例えば庁舎跡地とか、玉陵小学校、市民会館、玉名町小、サッカー場等々ございますけれども、現時点ですべての事業費が不確定ではございますけれども、これらの事業に対しまして約80億円程度の起債を予定しているところでございます。

○10番（田中英雄君） 総額は。

○総務部長（西田美徳君） 総額はですね、失礼しました。

発行可能額は、本市では267億円でございます。

○議長（作本幸男君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） 260億円発行が可能であって、だから今後80億円ですけど、じゃあ今までもの発行した部分を含めて、あとどのくらい使えるのですかね。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 質問にお答えをいたします。

現在の発行、26年度末ですけども発行累計額は142億円となっております。残り残額が125億円でございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） 要するに40億円ぐらいまだ余裕があるというところで、私がこの合併特例債を全部使うのがいいのか、悪いのかちょっと定かでは、個人的にはわからなかった部分があるんですけども、いろいろな方にお話を伺いますと、もう使い切ったほうがいいよという意見の方が責任ある立場の方がいらっしゃると思いますので、そういう意味ではもう期限がありますので、もう積極的に使うのであればどんどん使っていただければ、そういう意味では何と言いますかね、陸上競技場も建設可能ではないかと思うところがございますので、大変執行部の皆さんも大変忙しいところではありますけれども、もうあと5年ぐらいしかありませんので頑張って、5年もないですね、頑張っていただければと思います。

本日は御答弁ありがとうございます。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（作本幸男君） 以上で、田中英雄君の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明9日は定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 5時19分 散会

第 3 号

9 月 9 日 (水)

平成27年第4回玉名市議会定例会会議録（第3号）

議事日程（第3号）

平成27年9月9日（水曜日）午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 1 23番 吉田 喜徳 議員
- 2 5番 城戸 淳 議員
- 3 13番 福嶋 譲治 議員
- 4 2番 多田隈 哲二 議員
- 5 15番 宮田 知美 議員

散会 宣告

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 1 23番 吉田 喜徳 議員

- 1 教育問題について

- (1) 子ども議会について
- (2) 総合教育会議について
- (3) 学習指導要領について

- 2 少子化対策と婚活について

- (1) 婚活推進について

- 3 防災無線について

- (1) 防災無線の点検と計画について

- 4 玉名市総合体育館について

- (1) 玉名市総合体育館の整備・修復等について
 - ア 冷房完備について
 - イ 床の点検・修復について
 - ウ トイレ・洗面所点検について
 - エ 建物の塗装修復について

- 2 5番 城戸 淳 議員

- 1 ご当地カード行政ポイント付与事業について

- (1) 行政ポイントを企画するに当たって、行政・商店街・市民との仕組みと効果は
- (2) 協同組合たまなスタンプ会の実績と今後の展開は

- 2 地域商業の活性化について

- (1) 商店会加入促進条例について
- (2) 商店街振興組合について
- 3 学校給食費未納問題について
 - (1) 給食費の徴収方法の状況と未納の実態は
 - (2) 未納者に対するの状況把握・対応について
 - (3) 学校入学時の給食費についての説明は
 - (4) 子育て支援からの給食費の軽減について
- 4 市民会館建設について
 - (1) 新市民会館のコンセプトは
 - (2) 新市民会館の建設費と維持管理費の見込みは
 - (3) 建設場所について
- 3 13番 福嶋 譲治 議員
 - 1 市民会館の建設場所について
 - (1) 6月定例会での答弁に対する疑問について
 - 2 天水地区公共施設建設の今後のスケジュールについて
 - (1) 区長会、地域協議会への説明後の建設へ向けてのスケジュールを問う
- 4 2番 多田隈 哲二 議員
 - 1 マイナンバー制度について
 - (1) 制度導入に係る予算の内訳について
 - (2) 制度導入に当たっての担当課の業務体制の整備について
 - 2 本市商工行政について
 - (1) プレミアム商品券について
 - 3 教育行政について
 - (1) 学校部活動の社会体育への移行について
 - (2) 体育施設の使用料の改定について
- 5 15番 宮田 知美 議員
 - 1 ふるさと納税額はこれでいいのか
 - 2 少子化対策として第3子は3歳以上児も保育料無償化へ
 - 3 小島橋からJR鹿児島本線をまたぐ高架橋及び踏切の設置について

出席議員（24名）

1番 北本 将幸 君

2番 多田隈 啓二 君

3番	松本憲二君	4番	徳村登志郎君
5番	城戸淳君	6番	西川裕文君
7番	嶋村徹君	8番	内田靖信君
9番	江田計司君	10番	田中英雄君
11番	横手良弘君	12番	近松恵美子さん
13番	福嶋譲治君	14番	永野忠弘君
15番	宮田知美君	16番	前田正治君
17番	森川和博君	18番	高村四郎君
19番	中尾嘉男君	20番	田畑久吉君
21番	小屋野幸隆君	22番	竹下幸治君
23番	吉田喜徳君	24番	作本幸男君

+++++

欠席議員（なし）

+++++

事務局職員出席者

事務局長	吉川義臣君	事務局次長	堀内政信君
次長補佐	松下匡君	書記	松尾和俊君
書記	富田享助君		

+++++

説明のため出席した者

市長	高寄哲哉君	副市長	斉藤誠君
総務部長	西田美德君	企画経営部長	原口和義君
市民生活部長	上嶋晃君	健康福祉部長	村上隆之君
産業経済部長	吉永訓啓君	建設部長	磯谷章君
会計管理者	北本義博君	企業局長	宮田辰也君
教育委員長	桑本隆則君	教育長	池田誠一君
教育部長	伊子裕幸君	監査委員	坂口勝秀君

午前10時00分 開議

○議長（作本幸男君） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（作本幸男君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は通告の順序によって許すことにいたします。

23番 吉田喜徳君。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） おはようございます。早速でありますけれども、質問に移らせていただきます。市民クラブの吉田喜徳です。今回もよろしく願いいたします。

1、教育問題、（1）子ども議会について。

子ども議会は8月18日、玉名市立6校と県立玉名中学校、7校の生徒が各中学校で選出された生徒が1日議員として開催されました。まず、議員となった生徒は、主に学校の生徒会役員でした。この議会に当たるのが生徒会とすれば、それはそうかなと思ったのです。質問の内容は、どれをとっても市民生活に直結する大事なことばかりで感心しました。子ども議員はもとより、学校も大変だったかなと思います。本番までの経緯についてお尋ねしたい。

次に、その評価は本人がいちいち申すより、最後の副市長の講評が実に適切な指摘と実感を目の当たりに聞いて、それに尽きると思いましたので、副市長、いま一度この本会議でお願いをしたい。それが子ども議会の成果、評価だと思うからです。

（2）総合教育会議について。

市長と教育委員会が教育行政の指針となる、その大綱や学校問題などを話し合う改正地方教育行政法であります。4月施行されてから7月31日現在で、都道府県47自治体、政令市20、そして市区町村1,718自治体、合計1,785自治体であります。このうち、1,718の市区町村自治体で既に開催されたのが684自治体、7月までに開催されることに予定されたのが647自治体、開催未定は387自治体であると文部科学省の調査公表であります。県内45自治体のうち、6月1日時点で、1、未定は12自治体、2、開催予定25、3、既に開いたのが9、9月10日時点では、県内ももっと進んでいると考えますが、玉名市は、このうちに1、2、3いずれなのか。未定でない限り、その内容、テーマはどのようなものでしょうか。

（3）学習指導要領について。

学習指導要領は小中高などで教える内容や目標を示した国の基準で、約10年に一

度を目安に見直されています。ですから、次は2020年度を目指して小中高で順にスタートするようであります。これは高校のことですが、主に社会のマナーを学ぶ公共、歴史総合と地理総合、数理探求が新設されるのでありますが、中学校の対応というか、これに伴う変動や影響があるのかどうなのでしょう。その見通しをお聞きしたい。ただ、英語の外国語活動の開始時期を正式には5、6年から3、4年に前倒しし、5、6年は英語を教科として授業時間が倍増されるとなっています。既に玉名市では、いち早く英語に取り組む1年生からのエンジョイ・イングリッシュが行なわれていることは、大変時期を得たものと考えますが、次に、総合的に6中、21小学校では、教科内容が共通しているのかどうなのか。共通していると思いますが、つまり、教科書は同出版社であるのかどうか、お尋ねをいたします。

2、少子化対策と婚活について。

少子化対策と言えば幅広い分野があります。安全・安心、結婚、妊娠、そして子育てができる環境を整えること。また、成立した女性活躍推進法には直接関係しないが、安心して職場復帰、社会復帰ができる、出産、子育て制度の充実。このような背景も大事でありましょうが、あるいはまた、イクメン、近ごろはイクボスの普及、啓発などあります。どれをとっても環境整備ということで大事なことでもあります。私は、何と言っても子どもをふやすには、婚活も大事だと思います。婚活推進は民間主催が主で市ではどのような考えなのでしょう。

市の公共施設での独身男女を知りたいのでありますが、このことについては、いろいろと問題もありますので、パーセントをもってお尋ねを、できればお尋ねしたいと思います。具体的には、平成17年と平成22年を比較した数値を申し上げます。男性は15.96%が20.14%に、女性は7.25%が10.61%となっています。また、平成22年度の年齢階級別の未婚率を見ても、男性が25ないし29歳で71.8%、30、34歳で47.3%、35歳、39歳で35.6%、女性の25、29歳で60.3%、30、34歳で34.5%、35、39歳で23.1%はほとんどの層で未婚率が昔よりも上昇していることが数字で示しております。日本人の晩婚化や非婚化が進んでいることは統計からも理解できるのであります。晩婚化や非婚化の増加がもたらす弊害については、現在、我が国が抱えている大きな課題である少子化問題の直接的な原因にもなっていることから、晩婚化や非婚化を緩和する方策を社会が一体となって実施することが重要であり、地方自治体にとっても看過せず、その対策を講じる責務が生じていると申しても過言ではありません。

よって、晩婚化や非婚化を抑制、改善する有効な方策である結婚する相手を見つけるための積極的な活動、いわゆる婚活は、市としても積極的に推進すべきと考えますが、これについての市の所見をお尋ねしたいと思います。

あるいは、本市は、平成25年4月から結婚活動支援に関する事務も自治法上の共同処理する事務として、有明広域行政事務組合で処理しているということですが、具体的な推進方法や成果の状況についてもお尋ねしたい。

3、防災無線について。

市は本年度から新たに防災安全課を設置し、大自然災害や交通対策、消防行政に対してよりよい対応ができるようにと、今日にあって適切な課の設置だったと評価しています。

さて、一般市民の関心と要望が、防災無線放送が聞き取れないので何とかならないかということで、この一般質問でもたびたび取り上げられていますが、本年度がスタートして間もなく課長にそのことを話したところ、今後、設置場所等は平成30年を目標に現在総合調査中とのことでありますが、詳しくお聞かせ願えれば幸いです。

また、新規に機具の取り替えや導入システムなど、新規の導入システムなど計画されていればお尋ねしたい。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） おはようございます。吉田議員御質問の子ども議会についてお答えをいたします。

議員御質問で、子ども議会の本番までの経緯についての御質問でございますが、子ども議会は、中学生に議会、行政の意義や仕組みを理解してもらうとともに、玉名市の将来について考え、積極的に意見を述べる議会づくりを通じて、市政への興味、関心を深めることを目的として行なうもので、今回は8月18日に議会本会議場で開催し、身近なテーマについて、生徒さんから一般質問形式で市や教育委員会に質問、提案がなされたところでした。

開催までの流れとしましては、まず玉名市内中学校と玉名の玉名高校附属中学校を含む7校への子ども議会議員の選出と質問項目の提出について、6月初旬にお願いをいたしました。質問項目につきましては、質問が偏るのを防ぐとともに、参加者全員が幅広い分野での質問、答弁を体験できるよう、中学校ごとに質問について、福祉や環境、教育行政ほか大まかなテーマをあらかじめ事務局で決めて依頼をいたしました。6月末には、各中学校の参加議員名簿と質問項目が提出され、7月中旬に子ども議員から質問書が提出されたところでした。質問書は、テーマに沿ったもので、将来の玉名市を担うであろう生徒さんたちのしっかりとした考えや意見を感じとることができました。提出された質問書におきましては、答弁する担当部課を選定し、答弁内容について担当課で協議、対応をなされたところでした。

また、子ども議会側のスケジュールとしましては、質問書を提出されたあと、8月1

1日に議会本会議場にてリハーサルを行ないました。まずは、議会事務局から議会の仕組みについて説明を受け、議場にて、一般質問においての基本的な動きや注意事項を確認されたあと、本番を想定しての一連の動きを通して練習し、本番当日を迎えた次第です。

子ども議会の開催などの流れにつきましては以上ですが、参加される生徒さんたち、御担当される先生方には、スケジュールの都合上、夏休みの開催となるため、過度に御負担にならないよう開催までの日程や内容については、御意見を伺いながら今後も進めてまいりたいと考えております。

○議長（作本幸男君） 副市長 齊藤 誠君。

[副市長 齊藤 誠君 登壇]

○副市長（齊藤 誠君） おはようございます。吉田議員の御質問にお答えします。

去る8月18日開催されました子ども議会において、講評を申し上げましたが、まあ本会議においてまた申し上げるという想定はしておりませんでした。当日聞かれた議員さんもおられますし、一部割愛をさせていただきたいと思います。

まずもって、皆さん、大変お疲れ様でございました。子ども議会本番では、子ども議員の皆さんは大変緊張されたと思います。また、私もいつもと違う雰囲気ですり緊張したところでした。そのような中、子ども議長を務められた2人の態度、また、質問された子ども議員の皆様の姿勢、実に堂々と、自分たちの疑問や提案をされるなどすばらしく、頼もしく、心強く感じたところです。

今回の子ども議会の開催により、子ども議員の皆さんは玉名市のことを各学校のテーマに沿ってそれぞれに取り組み、いろいろと勉強されたと思いますので、玉名市を知るよききっかけになったと思います。また、勉強していくうちにもっともっと玉名市をよくしたいという思いを感じられたと思います。

質問の中身といたしましては、玉名市の将来像、教育、農業、観光、防災、それと福祉や環境問題で、どれも玉名市について大切なことで考えていかなければならないことばかりでした。子ども議員の皆さんには、今回の貴重な体験を今回だけのこととしなくて、常日ごろ、家族や友人と行政や地域のことについて話し合い、玉名市をよりよくしていくためにはどうしたらよいか考えてもらえればと感じたところです。私たちも子ども議員の皆さんが一生懸命調べられ、発言されたことについては、責任を持って考えていかなければならないと改めて考えさせられました。執行部、市議会が一緒になって考え、まちづくりを進めていかなければならないと、改めて考えさせられました。これからのいろいろな機会を通して、まちづくりの提案をしていただければと思います。

玉名市は合併して10年になりますが、まだまだ若々しい市であります。無限の可能性を秘めております。この玉名市の未来は、そう遠くない将来、若者に託されることと

なります。

来年夏の参議院議員通常選挙から選挙権が18歳以上に引き下げられます。今回、子ども議会参加の中学2年生、3年生の方は、あと3、4年後には選挙権を。また、25歳になりますと被選挙権を得て、立候補することもできますので、玉名市のことをもつと関心を持ち、深く知ってよりよい玉名市の実現を目指してほしいと思います。

私たちが将来を担う子供たちを初め、皆さんが安心して暮らせるまちづくりの推進をさらに目指していきたいと、今回の子ども議会を通じて感じたところです。

最後に、子ども議会開催に対して、関係者の皆様に感謝と今後とも子供たちが豊かでたくましく育つよう御協力をお願い申し上げて講評とさせていただきました。

なお、子ども議会の目的ある玉名市の将来について考え、地域の一員として市政への興味、関心を深める意義ある子ども議会であったというふうに感じました。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 市長 高崙哲哉君。

[市長 高崙哲哉君 登壇]

○市長（高崙哲哉君） おはようございます。吉田議員御質問の総合教育会議の開催についてお答えをいたします。

平成27年4月1日から施行された、改正地方教育行政法では、市長が教育総合会議を設置し、教育行政における大綱の作成とともに、市長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくための協議・調整の場とすることが規定をされております。

議員御質問の玉名市における総合教育会議の開催状況でございますが、第1回目の会議を9月16日に開催することといたしております。また、今回の会議では、玉名市の教育行政における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定める大綱の作成について、教育委員会との協議、調整を行なってまいります。この総合教育会議が、市長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議及び調整の場と位置づけられております。そのために、玉名市の教育行政を推進していく上で重要な役割を果たしていくことが期待をされており、今まで以上に教育委員会との相互の連携を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 教育長 池田誠一君。

[教育長 池田誠一君 登壇]

○教育長（池田誠一君） おはようございます。教育問題の学習指導要領についての吉田議員のお尋ねにお答えしていきます。

議員がおっしゃいましたように、本年8月5日に文部科学省が次期学習指導要領改定

骨格案を公表し、高校社会科、数学、理科等に新しい科目を設置することや、小学校5、6年生に英語を教科として設置し、さらに、現在5、6年生で実施されている外国語活動を3、4年生で実施することなどが示されました。この骨格案は、中央教育審議会の特別部会が取りまとめました。本年8月20日に公表されました論点整理によりますと、中学校の改訂の方向性として、現行の各教科の授業時数や指導内容を前提としつつ改善を図るとあります。教科の編成の変更や高校に準じて新しい科目を設置することなどは示されておられません。したがって、現時点では、中学校は現行の教科、科目編成を保ちながら新しい学習指導要領に移行していくと考えられます。

また、小学校における英語の教科化に向けては、本市では、児童生徒の英会話力向上を目指すエンジョイ・イングリッシュの取り組みが本年度からすべての小学校でスタートしています。小学校5、6年生での英語の教科化及び3、4年生での外国語活動の実施にもスムーズに対応できるものと考えております。

本市でも次期学習指導要領に係る各方面の動向を見守りながら情報を収集し、全面实施に向けた準備を進めていきたいと考えています。

最後に、小中学校の教科内容についてですが、本市では、すべての小学校と中学校が学習指導要領にのっとり、教育課程を編成し、共通の学習内容で教育活動に取り組んでいます。教科書についても、玉名地区、管内2市4町になりますが、玉名地区教科用図書採択協議会において採択された同一の教科書を使用しており、どの学校で学んでも同じ教育内容を受けられるようになっております。今後もその趣旨に沿ってすべての子供たちに充実した学びを提供できるよう教職員1人1人の指導力の向上や、児童生徒の学習習慣の定着などを目指し、教育委員会といたしましても指導、助言をしていく所存でございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

〔企画経営部長 原口和義君 登壇〕

○企画経営部長（原口和義君） おはようございます。議員の少子化対策と婚活についての質問にお答えをいたします。

我が国の重大な課題であります、少子化の直接的要因でもある非婚化、晩婚化は個人の得失感情、価値観、ライフスタイルの多様化や女性の社会的自立化の進展などが原因であると考えられますが、特に地方におきましては、結婚を望む男女の出会いの機会も過少でありまして、社会問題として認知されてきております。

このような中、本市では、有明広域市町村圏計画に基づき、有明広域行政事務組合を事業主体としまして、平成22年6月から厚生労働省のふるさと雇用再生特別基金事業を活用し、荒尾・玉名地域の婚活支援の拠点となる、荒尾・玉名地域結婚サポートセン

ターを開設するなどして、近々1市4町とともに婚活を支援してまいりました。

また、平成25年4月からは、婚活支援をさらに積極的に推進するため、結婚活動支援に関する事務を有明広域行政事務組合に改めて位置づけ、きょうに至っております。なお、組合により婚活推進のための婚活支援は、結婚サポートセンターを拠点とし、出会いの場の提供、結婚に向かうためのアドバイス、各種情報提供、結婚相談業務などを実施されておりますけれども、具体的に、例えば、出会いの場の提供では、月1回のペースで山歩き、ボーリング、バスツアーなど結婚を希望する参加者に楽しんでもらえるように企画が練られ、定期的に出会いのパーティーも開催をされております。その成果といたしましては、ある回の男、女20人ずつ、計40人のパーティーでは、参加者の1割にあたる4組のカップルが誕生するなど、徐々に実績もあがってきているところでございます。

また、平成27年4月、今年度ですけれども、婚活事業の利用拡大を図るため、組合を構成します各市町に受付窓口を開設し、結婚サポートセンターへの登録者の増加に努めているところでございます。

なお、平成22年度開設から平成27年8月末までの登録会員数については、男性が670人、うち玉名市は279人、女性が583人、うち玉名市は147人でありまして、合計が1,253人、うち玉名市は426人となっております。このうち、27組が成婚または婚約をされております。この27組の中では、玉名市では男性が10人、女性が5人ということになっております。

成婚者の結婚サポートセンターに対するメッセージには、「結婚サポートセンターに登録をして本当によかった」という趣旨のものが多くことから、今後も結婚サポートセンターを中核とした婚活推進事業を継続し、事業内容の拡充についても、地方創生を図る総合戦略や市の最上位計画でもあります総合計画などにしっかりと位置づけをしまして、女性と男性が子育てしやすい環境づくりも含めて、さらに積極的な婚活推進に努めてまいりたいというふうに思います。

それから、例えば市役所、他の公共的団体等での独身、男女の比率につきましてでございますけれども、これは個人情報とまではいきませんが、その答弁については控えたいと思いますので、御理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） 議員の防災無線の点検と計画についての御質問にお答えをいたします。

本市の防災行政無線の整備計画は、平成30年度にアナログ方式からデジタル方式へ

完全移行を目指しております。今後のスケジュールについては、平成28年度に実施計画の作成を行い、平成29年から平成30年の2カ年で本体工事を実施する計画でございます。

調査及び点検につきましては、平成28年度に予定している実施設計の作成時において、既存施設の有効活用を行なうための状況調査、それから、新庁舎からを含む各エリアからの電波調査、屋外子局の適正配置の調査などを行ない、実施計画に反映させたいと考えております。

また、本年度中にデジタル方式の導入に伴う声だけの情報発信から文字情報を含んだ情報伝達など、設備面や運用面について複数の自治体で視察研修を行ない、現状の玉名市に即した防災行政無線の整備を行なっていきたいと考えております。

○議長（作本幸男君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） 最初の子ども議会についてお尋ねします。

夏休みでありまして、現在、学校が始まって間もなくであります。副市長の講評にもありましたように、ここに参加した生徒じゃなくて、仲間や学校に帰ってからの彼らの行動というか、そういうものについて、いわゆる意識の普及、そういうことですね。18歳になるといよいよそういうことになりますので、中学3年のころからですね、自治問題、政治経済はもちろんでしょうけど、社会情勢、そしてそれから自治体、いわゆる玉名市のふるさとの問題について関心をもっともっと深くしていけば政治に対する関心度も深くなっていくという観点から、これを帰って全生徒にどのように写しているのかをお尋ねします。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） この子ども議会の内容といたしますか、取り組みについて、各学校でどのように広めていくかという御質問だと思います。

この開催に当たっても学校の代表を決める中でいろいろな取り組みがなされていると聞いております。この議会が終了したあとについても担当の先生から見た、生徒にとって子ども議会参加の意義や生徒、先生方の今回の議会での御負担、そういったところのアンケートについてもお願いをしているところでございます。まだ回答のほうは集まっておりませんが、そういった取り組みの中で学校の広がりについても把握をしたいというふうに考えております。

○議長（作本幸男君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） はい、わかりました。

総合教育会議は、本年度から一斉に1,718市区町村でも始まりました。玉名市は9月16日に予定されているようでございます。市長も大変でありますけれども、これ一つの、私から言えば進歩した法律でもありますので、まあどうぞこれから粛々とそれ

に対して熱を入れていただきたい、このように要望する次第であります。

学習指導要領については、まあ当然と思いましたが、荒玉地区一斉に同じ教科書で同じことを学んでいる。まあ指導の仕方とかというのは、一応これも学習指導要領、あるいは指導、市に対してそれに沿って行われているので、ほぼ同じじゃなからうかと思えますけども、肝心なところにおいても力を入れるところと力を入れないところもあるんじゃないかと思いますが、玉名市においては、6中学校、21小学校でその点も考慮しながら頑張っていたらと、このように。

少子化対策についてであります。統計を見てみると、先ほど少し述べましたとおり、今から3、40年前ですね、1965年、男が1.50%、未婚率ですね。女が2.53%、ずっとこの2010年度までの統計を見てみますと、段々とやっぱり先ほどから申し、あるいは答弁にもありましたように、未婚率、非婚化がですね、上がっていると。これはですね、極端にいいますと、2010年、男子が20.14%、女性10.60%、こうなっています。ということはですね、同性であります男性の皆さんに対して頑張ってもらわなきゃならんというような、私としてはこういうふうに思うわけがあります。有明広域事務組合で真剣に取り組んでおられ結構なことではあります。27組ですかね、の誕生、結婚の誕生を見ました。玉名市もですね、有明広域事務組合だけに一存せんで、独自のものがあればこれから考案をしていってもらえばいいんじゃないかなと、思う次第でございます。原口部長ですね、よろしくお願ひしたいと思います。

一つ、世界の例の二つをですね、2015年の8月3日の報道機関で見ましたけれども、子どもを産んだほうが有利な制度を構築、どんなことかというところ、世界のところでフランスとか、あるいはロシアの例であります。女性の社会復帰や出産、子育て制度が充実するフランスや北洋諸国は、合計特殊出生率が1.8ないし2まで改善している。1.8あるいは2まで改善しているそうでもあります。フランスは、半世紀前少子化に直面したが、2子以上を持つ家庭への家族手当拡大、3子以上を持つ世帯への大幅な所得税減税などが導入され、産めば産むほど有利なシステムと言われて結果が示しております。また、ロシアもソ連崩壊後、合計特殊出生率は1.1程度まで低下したのですが、プーチン政権は10年前から2人目を産んだ母親に100万円以上の手当を支給する政策を導入し、現在は同1.6前後まで回復した。子どもを産んだほうが有利という社会システムを構築することが有効なようだ。アメリカも1960年、70年代の暗い時代に少子化が進んだが、レーガン大統領になって中絶を戒めたり、家族の評価を訴えたりして、その後、出生率は段々上がっていると。これは国の政策でありますけれども、各自治体によっても、いわゆる家族手当を拡大したり、3子以上に何がしか手当をしたり、こういうのは自治体でも行なわれております。

玉名市ではどうかなというふうな考えもありますが、今後御検討、原口部長、検討

していただければいいんじゃないかなと思います。決断は市長でありますけれども、行政を扱う皆さんでも総合的に研究していかれればいいんじゃないかなと提言を申し上げたいと思います。

防災無線についてはですね、インターネットや、あるいは安心メールとかというのがあります。しかし、まあ安心メールぐらいは私も見えますけれども、寝たきりのお年寄りとかですね、もっとお年寄りになったらそういうのを見ることも不可能な状況でありますので、やはり耳をすましてばちっと聞こえる防災無線の対策が必要じゃないかと思っておりますので、これからもアナログからデジタル、あるいは導入システム、機械の導入システム等に取り組みされるそうですが、よろしくお願いをしたいと思います。

以上は再質問じゃありませんので、次に移らせていただきます。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） 玉名市総合体育館について、8月22、23日、レスリング第6回ジュニア玉名杯がこの体育館で開催されました。玉名市からは副市長が参列されておられました。今回は、36クラブ、405名の参加出場選手でありました。東京や千葉、中国、四国、地方からは広島、山口、愛媛、高知、四国からは高知なども参加があり、1番年少は4、5歳でしたかね、と思っておりますが、年少・年中で16キログラム、体重がですね、年長で18キログラムの子供たちが、あるいはまた女子レスラーがよって、最高ですね、体重が中学生で53、59キロ、このあたりでありましたけど、ちびっ子は本当にかわいかったですね。そういう人たちの参加で行われました。そういう小さい子どもさんもレスリングのスタイルがちゃんとできていて、本当にかわいいレスラーでした。女の子も男の子と区別なく男女で戦う、男と、女子と男子で戦う。終わったあとは泣きべそになる子もいますが、至って爽やか。会場は激励の声と拍手の波、暑さにも負けず、みんな頑張っていました。今日、全国レスリング人口は約1万数千人、幼少年少女は年々上昇して、現在、全国連盟に登録されているのは4,504名、約半数近く、男子3,369名、女子1,135名だそうです。以上は、九州少年少女レスリング連盟、青山会長さんの祝辞の中の言葉でありました。玉名は坂口会長、大野理事長率いるタイガーキッズレスリングクラブが45名もおられまして、参加しておられました。

レスリングは2020年の東京五輪に備えて、キャンプ地誘致を目指すに当たって、参考まで申し上げましたが、この体育館は築約20年、正式には18年とどれだけでしょうか。競技にとって大事なものは、まず床、各学校の体育館もそうであります。この床の老化、劣化現象が起きていないか。メインアリーナ1,814.4平方メートル、サブアリーナ1,080平方メートル、もちろんアリーナは冷房なし。ラウンジや足踏み場もなく、ひしめき合い、これはレスリング競技だけではないそうであります。スポ

一つのあらゆる室内競技もこういう状態だとお聞きしております。また、自分もそう思うのです。以前暑さのためか、試合後気分が悪くなり、救急隊員が駆けつけて救急隊員ではどうしようもなく、ドクターヘリで救急運ばれたこともあったとの事実があります。

また、正面の建物の塗装具合はどうなのか。オリンピック、パラリンピックが決定以前から特に冷房完備、きのうの質問でもありました。ことは問題され、広く市民の声でもあります。そういうような市民の声でもあるということで、きのうの答弁でもありましたが、整備計画についてお尋ねしたい。

空調だけじゃなくてですね、先ほど申しました、床張り、あるいは電灯のLED、そういったようなことを中心に調査等が行なわれているようでありますけれども、この点についてお願いをしたいと思います。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 吉田議員の総合体育館の整備・修復等についての御質問にお答えいたします。

桃田運動公園の玉名市総合体育館は、平成9年度の供用開始から18年を経過しております。議員御推察のとおり、本施設を含め、多くの施設で経年劣化という現象が生じております。総合体育館の現状は、御指摘のあったアリーナの床面、外壁、トイレの劣化のほか、アリーナのドア、配水管等に経年劣化の現象が見られます。日常の点検、管理、改修等につきましては、現地の確認や利用者の声を聞きながら安心・安全な利用が図られるよう管理を行なっております。

また、空調設備につきましては、昨日の北本議員の答弁でも申し上げましたが、空調の使用、整備費、ランニングコスト、運用形態、工事期間など多面的な調査、検討を行なっているところでございます。

施設への指定管理者の導入や大会等の誘致、施設の長寿命化の観点からも早期の施設劣化調査や改修等の整備計画を検討してまいりたいと思います。

○議長（作本幸男君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） きんのどのなたかの答弁に対して、空調は平成32年までに、32年度ですかね、これちょっと確かめたいんですけど、整備の考えというか、計画でいるとのことですが、これちょっと確認したい。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 昨日の北本議員の御質問だったと思いますが、2020年に県民体育祭の荒玉大会が行なわれるので、それまでに体育館の空調設備について整備をしてもらえないだろうかという御質問があっております。その中で、その2020年

についても視野に入れて、この整備計画のほうを検討したいという答弁をしておりますので、2020年に整備するというものではございません。今、現にこういった、先ほど言いました空調の使用、整備費、ランニングコスト、運用形態、そういったところ多面的な調査、検討を行なっているというところでございます。

○議長（作本幸男君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） そうしますと、先ほど言ったほかの整備ですね、床の調査、あるいは外面、だいぶんあせてますよね、あれ以来、20年たっている。それと上水道関係ですね、悪臭はトイレでしないのかとかですね、少しするなあと僕は感じましたけども、そういうようなことが対外的に対して非常に大事な、衛生的に大事なことじゃないかと。その調査はいつごろ大体発表できますか。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） はい。施設の管理に関しての劣化調査というのは、その都度、現場の状況を見ながら進めておりますので、先ほど答弁をしましたとおり、施設の長寿命化等の観点からもですね、早急に進めていきたいと考えております。

○議長（作本幸男君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） 最後にお尋ね申し上げたいと思います。

これはレスリングのことを中心にですね、申し上げましたけど、これレスリングばかりじゃないんですね。いろんな玉名市、あるいは玉名地域、荒玉地区の会場にもですね、なろうとしている。しかし、空調がないためになれない。床がね、つまづいて、劣化してたらそういうところに試合等持ってこれない。こういうことでありますので、以上述べたことをですね、早くやってもらいたい。というのはですね、2019年にはいわゆるインターハイですね、インターハイが熊本に決定されておって、玉名に関係あるところのスポーツは玉名に持ってくるというようなことを決定しているわけですね。また、再来年にはですね、選抜、これはレスリングの話でまた恐縮です。選抜大会、1,000名ぐらい全国から来ると。これは玉名レスリング協会が誘致をされております。こういうのがめじろ押しにですね、レスリングだけでもこういうことなんですよ。だからほかの部が必ずですね、それに対してやっぱり注意を払っているんじゃないかと思っておりますので、最後に市長、市長の御決意のほどをお聞かせ願えれば幸いです。

○議長（作本幸男君） 市長 高嵯哲哉君。

○市長（高嵯哲哉君） はい。吉田議員の総合体育館の改修等に対する私の考えということでございますが、玉名市総合体育館につきましては、先ほど部長からも御案内がございましたように、供用開始から18年が経過をいたしているというような状況でございます。施設を末永く使用していくためにも適切なメンテナンスが必要であるというこ

と。そして、今後の改修計画等につきましては、施設を管理、所管いたしております、教育委員会の判断、あるいは財源的なものを考慮しながら適切に判断してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○23番（吉田喜徳君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（作本幸男君） 以上で、吉田喜徳君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時06分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

5番、城戸 淳君。

[5番 城戸 淳君 登壇]

○5番（城戸 淳君） おはようございます。また、朝から傍聴の皆さん、本当にお疲れでございます。新生クラブの城戸 淳です。よろしくお願いいたします。

6月議会はですね、私は初めて一般質問を休憩というか、しませんでした。ただ、今この議場に立つとですね、背筋がぴっと伸びてですね、何か心地よい緊張の感があります。そして気合も入ります。そういう意味ではですね、ぜひ一般質問をされていない方々もですね、たまにはされてみてはいかがでしょうか。

それでは、さて、2017年4月に消費税を10%に上げるのに伴い、自民党、公明党は、酒を除く飲食料品の2%分を購入後に消費者に戻す還元制度導入について、大筋に合意したと思われま。制度案は、財務省がまとめた与党の説明によれば、例えば、1,000円の飲食料品をお買い物をすると消費税10%を加えて1,100円を支払うのが、そのうち増税分の2%に当たる20円が戻ってくる仕組みです、これは来年1月から始まるマイナンバーのカードのお店の機械に通すことで戻る金額を記憶され続け、一定時期にまとめて登録した金融機関に振り込まれる構想でございます。

一方、マイナンバーのカードを使う制度については、個人情報が出ることや、カードを読み込む機械の準備などに時間が、経費がかかることが懸念する声もあります。そもそもカードの普及が増税時期に間に合わない可能性があると思われま。今、地方創生が叫ばれている今、このことは注視していかなければならないと私自身は思っております。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。今回、4項目質問いたします。

まず、1項目め、御当地カード行政ポイント付与事業についてです。行政ポイントとは、行政と商店街振興の良循環をもって市民に還元するシステムです。この事例を今

回2つの行政ポイントを紹介させていただきます。

一つは、北海道の大空町です。ここは人口7,800人でございます。そちらにはソラッキーポイントカード会がございます。この会は、平成23年10月に加盟店62店舗でスタートされ、24年には町長の2期目のマニフェストで税収の1%を町民に還元できるシステムとして商店街が運営するポイントを利用して町民に還元することを決定されました。そして、自治体自身が加盟店になって、今では10課41事業で発行をされております。特に、町への転入者ポイント進呈、また、結婚、出産、おめでとうポイントなど、約35万ポイントを発行されております。年間予算200万円も計上をされております。そして、多くの町民がカードを活用され、その効果もありまして、加盟店も拡大につながっております。

そして、二つ目、次に、この九州のですね、柳川市でございます。ここは人口6万9,000ですね、玉名市とほぼ変わりませんが、ここはおもてなしカード会というのがありまして、こちらは今年になります、4月から商店街まちづくり事業補助金を確定され、総事業費6,500万円でICカードオンラインシステム、これはですね、今たまなスタンプ会ではもう既に導入しております。そのシステムを導入してですね、加盟店250店舗で開始をされております。こちらは行政ポイントとして、転入者、出生ポイントはもちろん、おもしろいのはドライバーに交通を呼びかけるセーフティステーションや防災訓練など11事業にポイントを付与されています。年間50万200ポイントを計画をされております。

そこで、玉名市では、地方創生上乘せ交付分の地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金を利用して、この御当地カード行政ポイント付与事業を計画をされました。そこで、この企画に当たって、行政・商店街・市民との仕組みと効果をお答えください。

そしてまた、2番目の質問で、玉名市が委託した協同組合たまなスタンプの実績と今後の展開もお答えください。

よろしく願いいたします。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 村上隆之君。

[健康福祉部長 村上隆之君 登壇]

○健康福祉部長（村上隆之君） 城戸議員の行政ポイントの仕組みと効果についてお答えいたします。

行政ポイントとは、行政が行なう事業に参加、協力することでポイントが貯まるものでございます。この事業を通して市民と商店街及び行政が三位一体で連携し、市民サービスの向上と商店街の活性化による地域コミュニティーの確立に取り組みます。効果といたしまして、まず市民にとりましてはポイント獲得による消費、買い物の割安感や行政事業への関心を高め、商店におきましては、行政連携でポイントの魅力や信頼性が

向上し、新たな加盟店の増加や集客増で商店街への活性化が見込まれます。また、行政といたしましても、行政事業の告知拡大や事業参加の拡大が見込まれます。今回の提案は、地方創生上乗せ交付金を活用し、市民の保有率が極めて高い御当地カードであるたまなスタンプ会のハローポイントカードを活用し、市の取り組む事業にポイントを付与するものです。

具体的には、食育フェアや各種健診などの健康増進及び予防に関する事業、育児学級や乳幼児健診などの子育てに関する事業、手話奉仕員養成講座などの障がい者支援につながる事業といった福祉事業への参加やボランティア従事者などが対象でございます。

さらに、結婚、出産した市民や子育て世帯、転入者に対してもポイントをプレゼントする予定でございます。

今回の狙いといたしまして、市民の皆様の暮らし、応援を主眼に、市の取り組む事業に行政ポイントを付与することで、市民の福祉への参加の増進や健康増進及び予防の促進を図ることができ、健康で住みよい、優しいまちづくりに寄与することができるものと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

〔産業経済部長 吉永訓啓君 登壇〕

○産業経済部長（吉永訓啓君） おはようございます。城戸議員のたまなスタンプ会の実績と今後の展開についてお答えいたします。

協同組合たまなスタンプ会は、平成8年に設立され、現在、130店舗の加盟店があり、ハローポイントカードの発行により、市内加盟店の販売促進に取り組んでおられます。スタンプ会は、満点ポイントにより、お客様への還元を行なうと同時に、注目すべき点で、玉名地域貢献事業に取り組んでおられます。その内容を申し上げますと、まず、教育面では、満点ポイントに付与された地域応援券を利用して市内小中学校27校にお買い物券を進呈され、これまでに352万5,000円が実績となっております。

また、安全面では、玉名交通安全協会への協力として、高齢者が運転免許証を自主返納される際にお買い物券2,000円分を進呈され、これまで144万円が実績となっております。その他、環境面で、家庭から出た廃油のリサイクル時にポイントを付与。福祉面では、若人健診の受診者へのポイント付与といった、さまざまな地域貢献活動を行なっておられます。

さらに市内で行なわれる多くの祭りにも協賛し、地域コミュニティーの担い手として参加、促進を図っていただいているところでございます。

今後は、防災意識の向上を進めるため、消防団の応援も行なうと伺っております。

市といたしましても、今回提案いたしました行政ポイントを付与した事業効果を検証し、今後展開につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） はい、答弁ありがとうございました。

まず、この行政ポイントですね、もう私も少しかかわっておりますけど、本当に市民サービスの向上という狙いは一番抑えておかなければいけないところでございます。そして、それを委託されたたまなスタンプ会、こちらですね、先ほど述べられたように、実績はですね、いろんな社会貢献をされております。ちなみにちょっと補足しますが、今、たまなスタンプ会が設立してポイントをですね、ポイントの発行高、これ今10億ありますね。そのうち御客様に還元されているのが8億6,000万円、これだけ御客様に還元されて玉名市の環境を促しながら、御客様に少しでもですね、そういうサービスができないかということとされております。そういう意味でですね、先ほど部長が言われましたように、地域のコミュニティがこの行政ポイントを行なうことによって確立されるんですね。ここが一番のポイントでございます。そして、きのうやったでしょうか、田中議員の質問にお答えされたように、今後継続をしていくということですね、村上部長のほうから昨日言われました。これはですね、もちろん国の確定もまだあっておりません。継続といたらまた市の予算を組まなければなりません。ただ、それだけ価値があるこの行政ポイントです。というのは、ほかの事例でも証明をされております。今からはこれがいろんなところに発信されることになるでしょう。その一つに玉名市が展開をしているということであれば、玉名市のアピールにもなっていくんだと、私は思います。

そういうことで、福祉関係ではなく、これからはですね、各課と連携をしていただいて、私の考えでは最低でも5年は継続をしていただいて市民サービスにもしていただきたいなと思っております。

これに対してはもう再質問しません。次の質問に移りたいと思います。

[5番 城戸 淳君 登壇]

○5番（城戸 淳君） それでは、2項目の地域商業の活性化についてです。

最初に、商店街加入促進条例についてです。

商店街は、地域住民の暮らしに密着して成立、発展し、その暮らしを支えながら特徴ある住みよいまちづくりを担ってまいりました。少子高齢化を迎えた今、歩いて行ける身近な商店街の重要性がますます高まっています。しかし、残念ながら商店街を取り巻く環境が厳しさを増しており、大型店の進出、コンビニエンスストアなどの立地に進み、地域商業の競争は一層激化している状況にあります。商店街加入促進条例について

は、平成25年12月の定例会で一般質問をさせていただいております。そのときに、答弁はですね、条例の文言は違いますけど、熊本県や山鹿市、菊池市で熊本県中小企業振興基本条例が制定をされております。また、商業の基盤強化、市民生活の向上、活力ある地域社会を実現する上では、この条例の制定は必要だと答弁をされております。そして、今年、商店街連盟というのが玉名市にありまして、これから先の商業のあり方を考える上で、地域商業の発展や地域社会の役割など一からいろんな団体と、今意見交換会をされております。その中で、今ゆめタウンがありますけど、ゆめタウンにですね、連盟として行かれて、そして説明をされて、ゆめタウンとしてもですね、商店街連盟に加入する前向きな返答をされました。これはですね、今西部商店街だとか、高瀬商店街だとかありますけど、それと一緒に、ゆめタウン商店街ということで、中に入っている20店舗をですね、加入していただく予定になっております。

そこで質問です。平成25年12月に私が一般質問でしました当時、全国でこの条例がですね、90カ所制定をされておりました。それから2年、現在、今どれくらい制定をされているのか。

そして、また制定については、玉名市はどのような考えを持っているか。さらに、今後の進め方についてと、もし制定するのであれば、いつごろ予定しているのかお答えをください。

次に、2番目の商店街振興組合についてです。

近年、商店街の衰退が全国的に深刻な問題になっています。その原因として、経営者が高齢化などによる後継者難、魅力ある個店の欠如、地域間競争の激化など、商店街の諸環境がますます厳しくなっています。このような現状に対応するためには、商店街を構成する皆さんが一致団結し、組織をつくって、これからの諸問題に取り組まなければなりません。魅力ある商店街、まちづくりを推進する組織こそがまさに商店街振興組合なのです。振興組合は、商店街が形成されている地域でサービス業、その他の事業を営むなど団結して、共同して環境整備事業や販売促進活動、共同経済事業を行ない、商店街の振興発展と地位の向上を図る法人の組織です。全国で商店街振興組合数は1,750あります。そして、店舗数は約10万店あります。

そこで質問です。玉名では商店街連盟を今中心に、もちろん先ほど言ったたまなスタンプ会やその他の団体と振興組合の話が出ています。振興組合をつくるに当たっての市の展開とメリット、さらには課題をお答えください。

また、設立に当たっての補助金や設立後の運営補助などがあればお答えをお願いいたします。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

[産業経済部長 吉永訓啓君 登壇]

○産業経済部長（吉永訓啓君） ただいまの質問の商店街加入促進条例についてお答えいたします。

地域商店街は、近年の消費者ニーズの変化、郊外大型店の立地、店主の高齢化、後継者不足などさまざまな諸問題により商店街の活力や地域コミュニティとしての機能が失われつつあります。そのような中、全国では商店会組織への加入を促し、商工業の基盤強化及び持続的な発展を基本理念として、条例の整備が進められております。97カ所の県市町村が作成しているところでございます。

市といたしましても、商店街は地域を活性化させ、人と社会がつながる地域コミュニティの核として大切な場であると考えており、条例の整備につきましては、今後商工関係団体と協議を重ねるとともに、遅くとも28年度中に策定に向けて取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、商店街振興組合についてお答えいたします。

地域商店街の環境は以前として厳しい状況にある中、任意団体である各商店街を構成する団体が共同体として商店街振興組合へ進化されることは、今後の商店街活動を行なう上で有効であると考えております。

特にメリットといたしまして、まず、個店単独では解決できない課題点を組織の力で解決できる機会がふえ、商店街の組織強化が図られる。次に、法律的に認められる組織、いわゆる法人となるため、対外的に、社会的に信用が増すとともに、国や地方公共団体の各種振興施策が活用しやすくなる。さらに、連帯感や仲間意識が強くなることからマンパワーが発揮しやすくなるなどのメリットが考えられます。

次に、課題につきましては、振興組合として事業の拡充は図れるものの、以前として各商店街における個店の経営は厳しい状況であり、空店舗の増加、少子高齢化に伴う後継者不足は課題であると考えております。

次に、商店街振興組合を設立する際の補助についてでございますが、本市におきましては、補助制度は設けておりません。また、国・県のほか全国商店街振興組合連合会等の商工関係機関へ補助の有無について確認いたしましたが、補助はございませんでした。

今後、商店街の皆さんが商店街振興組合などへの組織強化を目指されるのであれば、新しい補助についても検討を進めながら、市といたしましても積極的にかかわっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） はい。答弁いただきました。

まず、商店街加入促進条例についてですが、これはですね、ちょっと去年の9月で

すか、私が一般質問して街路灯のLED化や防犯灯、カメラ等の設置事業を質問しまして、ただいま西部地区繁栄会、繁根木繁栄会、亀甲商店街組合、伊倉商店会の街路灯LED化や防犯カメラの設置ですけど、おかげさまで4地区商店街とも設置が終わりました。しかしですね、各商店街ともこの事業の自己負担分をですね、やっぱりどっかから持ってこないかん、やっぱり銀行借入れをしたり、しながら苦勞をされました。そこにですね、大型店やまあ未加盟店もありますけど、地域の課題の解決のために取り組む積極的な参加がですね、応分の負担の協力がなされていないことが問題で、この不公平さを考えるとですね、こういう条例でですね、いち早く網をくくるといふか、条例を制定していただいて進めていくのが私は重要だと思います。

また、商店街振興組合につきましてはですね、商店街振興組合法というのがあってですね、これはもう法人であって、法人性が認められております。個々の構成員とはですね、独立して、法的に社会を構成する一分子になることができ、さまざまな社会活動を独自で行なうことができます。例えばですね、今、商工会議所が主体となって花火大会や大俵まつり、先ほど、先だつて行なわれました、商品券事業ですね、こういうのもですね、玉名市は商工会議所、商工会しかございません。そこにそういう社会活動のできる団体としてですね、振興組合があれば、そういう事業に関してもですね、目指していかなければならないと。そこに商工会議所、商工会、振興組合が三位一体となってこの玉名市の商業のことを考えていかなければならないのかなと、私はそういうふうに思っております。だから今後はですね、おそらく人口減少が進んでまいりますので、間違いなくコンパクトシティ化を見据えて、地域商業の活性化を進めていくことが重要だと思っております。

この質問に対してもですね、もう再質問はありませんけど、とにかく商業者は厳しい状況の中、本当に頑張っております。そこをですね、我々もそういう組合をつくるのであれば、応援しながら進めていきたいと思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

[5番 城戸 淳君 登壇]

○5番(城戸 淳君) それでは、3項目目の学校給食費未納問題についてです。

これは全国的に問題になっております。文部科学省が行なった給食費未納の実態に関する全国的な調査によると、平成17年度に関する未納調査では、全体の1%にあたる全国約9万9,000人の小中学生が給食費の未納であります。未納金額は、年間22億円と報告をされております。そして21年度には、抽出調査ではありますが、未納者割合はさらにふえ1.2%でございます。未納金額は26億円と推定をされます。学校が認識する未納の主な原因のうち、保護者としての責任感や規範意識がないというのが54%、保護者の経済的な問題というのが44%であるという調査結果が出ておりま

す。

そこで、最初に、玉名市の給食費の徴収方法と未納の実態、26年度の未納金額と未納率、また未納金額残額累計をお答えください。

次に、2番目に、未納者の保護者に対しての状況把握と対応についてはどうなっているのかをお答えください。

そして3番目に、学校入学時のときの給食費については、説明をされているのかお答えをください。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 城戸議員の給食費の徴収方法の状況と未納の実態についての御質問にお答えいたします。

現在、玉名市には、玉名中央・岱明・天水学校給食センター、それから、玉名町小学校・横島小学校の自校式の給食、5つの調理場がございます。まず、それぞれの調理場における給食費の徴収方法についてお答えをいたします。玉名中央学校給食センターが給食を提供しております16校中、保護者が徴収している学校が14校、口座振替による徴収が1校、児童の学校への持参が1校となっております。岱明学校給食センター関係5校につきましては、すべての学校が保護者による徴収、天水学校給食センター関係4校につきましては、すべてが口座振替による徴収、玉名町小学校におきましては、児童が学校に持参しており、横島小学校におきましては、口座振替となっております。

次に、未納の実態についてですが、平成26年度の未納額としまして、玉名中央学校給食センターは23万2,887円となっており、全体の0.23%を占めております。また、未納額の累計は110万760円となっております。岱明学校給食センターの未納額は9万4,696円となっており、全体の0.17%を占めており、未納額の累計は44万6,836円でございます。天水学校給食センターの未納額は8万9,492円となっており、全体の0.33%、未納額の累計は9万3,857円となっております。玉名町小学校と横島小学校においては、未納はございません。

次に、2つ目の未納者に対しての状況把握・対応についてでございます。

未納のそれぞれの実態、並びに課題についての状況は、学校及び給食センターで共有いたしております。未納者への対応については、現在、学校側で対応を行っております。また、小中学校卒業また転校した未納者に対しても、各学校と各給食センターで状況を把握しておりますが、未納金の回収にまでは至っていない状況です。

今後は、給食センターと学校との連携を図りながら、未納防止に努めてまいりたいと考えております。さらには、未納者の給食費の児童手当からの徴収等のあり方につきましては、児童手当本来の目的等を慎重に検討し、関係部署とも協議を行なってまいり

たいと考えております。

次に、学校入学時の給食費の説明についてでございます。

保護者への説明は、それぞれの小中学校において体験入学、PTA総会等で給食費の額及び徴収方法等の説明を行なっております。今後はこれまでの説明に加え、入学時において給食の制度や給食の大切さなど丁寧な説明を行ない、その上で、例えば、給食の申し込みと給食の支払いの確認を兼ねた給食申込書等を提出していただくなど、給食費納入の徹底を図ってまいりたいと考えております。説明につきましては、新入生だけでなく在校生についても同様な取り組みが必要かと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） はい。ただいま答弁いただきました。未納金額は130万円近くあるんですかね、未納金額は。先ほど言われてましたように、玉名町小学校と横島小学校は自校式になっております。そこに未納がないということも今聞きました。学校給食センター、天水・中央・岱明ですね、そこでまあ徴収方法はいろいろ違いますけど、そういう未納があるということは、ふえていっているということだと私は思っております。その学校給食費の未納は、まあ本当にこれは学校給食法で定められている、給食に対しては保護者が担うということであつたわけしております。そしてまた、未納に対しては一番御苦労されているのが学校関係の担任の先生だったり、教頭だったり、事務の先生だったりが一番苦労をされていると思います。玉名市としてはですね、そういう未納者に対して、保護者に対してのそういう説明の仕方とか、そういう流れをですね、結局保護者にまず文書で出して呼び出しするとか、そういうマニュアルは今つくっていらっしゃるのか、再質問でございます。お願いいたします。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 給食費の徴収につきましては、各学校のほうになっております。各学校の状況については、教育委員会のほうではそこまでは把握をしております。

○議長（作本幸男君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） はい。えっとですね、先ほど私が言いました、一番苦労されているのは先生方と。そこにはですね、おそらくその担当者と言いましょか、その未納の保護者にいろんな連絡したりする時間をですね、かなり費やされながら、本来の教育活動が支障が出ているのではないかという心配が私にはあるわけですね。もともとですね、この学校給食、これは先ほど私が学校給食法で保護者の負担とするということで法律ありますけど、実際聞いたところはですね、これは文部科学省ですかね、学校給食法11条2項は、負担する範囲を定めただけと、そういう回答がございました。というこ

とはですね、学校給食法に基づいて市が学校給食の主体者となって、そして学校がそれを処理すると。そして、学校側が保護者に徴収を依頼すると、こういう流れだと今思っております。ただこれは、じゃあ聞きますけど、この保護者の皆さんは毎月のように学校給食費を納めておられる。その保護者の皆さまはだれに対して学校給食費を納めていると思っていらっしゃいますか、部長、お願いいたします。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 保護者のほうが、この法律の中で負担するということが書かれております。ただ学校給食のほうは、設置者が給食の提供に努めるということになっております。当然、玉名市が学校給食の事業主体でございますので、それぞれセンター方式、自校式違いますが、市のほうにその食材費、保護者の負担分を払っておられると。ただその管理につきましては、各学校、自校式であれば各学校、センター方式であればセンターが、その把握をしているということでございます。

○議長（作本幸男君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） あのう言葉は悪いということはいけませんけど、私の感覚では、給食に対しては、行政は学校に丸投げというイメージがございます。そこにいろんな課題が出て、本来の仕事ができない先生もいらっしゃる中で、これは保護者がだれに対して給食費を払っているかというのは、恐らくだれも答えられないと思います。なぜならば、私が考えるのは、玉名市にこの給食費を払う条例がないからだ、私は思います。条例をつくれれば、恐らくそういう流れからすると学校給食法で決められ、そして市が学校給食の主体者となり、なおかつ、条例、規則で保護者の支払い義務が生じるという流れをですね、つくったほうが、私は法的にも未納者の中にはですね、本当に卑劣というか、もういろんな人がいらっしゃいます。そういう人も含めてですね、そういう流れをつくったらどうなのかなというのが、私の要望でございます。この未納を解決、全国的にこれ解決いくためにですね、いろんなところでは、給食をストップしたり、弁当を持たせたり、未納金額がふえて食材を買えないというところもあります。そういう中ではですね、やはり条例とか、そういうのをつくった上で説明を、保護者に説明をしないとなかなか保護者はだれに対して払うんだという思いが出てくる人もいるんじゃないかと思って、この学校給食費の未納の問題について質問をいたしたところでございます。

それではですね、この4項目目の子育て支援からの給食費の軽減については、こちらから質問をさせていただきます。

給食費に関しては、北海道の三笠市ですね、ここでは給食費は完全無料化でございます。私はですね、無料ではやっぱりいけないと。受益者負担を考える中では、やっぱりある程度の金額の給食費はもらわないといけないと。ただ、その今小中学校1人頭

5,000円、1カ月かかっております。それでも3人、小中学生にいたら月1万5,000円、なおかつ18万円、年間ですね、払うことになるわけですね。そういうことを考えれば、やはりこれは私の思うところではですね、今までいろんな市がですね、子育て支援、子育て支援ということでいろんな施策を打ってらっしゃいます。本当に子育て支援というのは何なんだろうかと、私も深く自分なりに考えた中では、この子どもに対しての、まあ義務教育の中でやっぱり健康ですくすく育てほしいという思いの保護者の中では、これをですね、削減をしてほしいと、軽減してほしいと。これは軽減した中では、食材をですね、地産地消で使っていただくというとも、少し割高になっても使っていただくという手もあります。そういう意味でですね、軽減はできないのか。そういうことをですね、市として、子育て支援から給食費の補助はできないか。その歩みの見解をよければ市長にお尋ねをしてみたいと思います。

○議長（作本幸男君） 市長 高峯哲哉君。

○市長（高峯哲哉君） 議員御質問の子育て支援からの給食費の軽減についてでございますけれども、学校給食の提供に対しまして、市の助成を行なってはどうかということだというふうに解釈をいたしました。

子育て支援策といたしましては、児童手当や児童扶養手当、生活保護費の教育扶助などさまざまな制度がございます。1日目の徳村議員の御質問でもお答えいたしましたけれども、就学援助費、低所得者に対する学用品や通学用品費、学校活動費、修学旅行費、新入児童生徒学用品、クラブ活動費、PTA会費とともに給食費の実費を支給をいたしているところでございます。

また、学校給食法におきましても、給食の経費の負担につきましては、先ほど話が出ておりますように、学校給食の実施に必要な施設や設備につきましては、そして、並びにそれに対する経費につきましては、学校給食の運営に要する経費ということで、設置者、つまり市が負担をするというふうになっておりますし、食材費につきましては保護者が負担するというふうに規定をされております。こういう意味合いから学校給食提供に対する補助金等につきましては、軽減する予定は今のところございません。

○議長（作本幸男君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） はい。答弁いただきました。先ほど児童手当とかですね、で、引き引きはという部長の返答がありました。いろんなアンケートがあるんですけど、児童手当あたりを使う目的というか、どこに使っているのかというと、ほとんどが子どもの医療とか、将来の貯蓄とかに回っていると。その中で、給食費にはほとんどそういうのには使っていないというのが何かアンケートで出ておりましたけど、そういう意味でですね、もちろんいろんな手厚い、子ども支援という名目でいろんな手厚い支援がされているのももちろん重々わかっております。ただ、これは今熊本県のほうにもですね、

私がですね、いろんなお話をさせていただいて、熊本県がその一部を負担できないものですかという話もさせていただいております。ただこれには予算もかかることであり、そういう意味じゃなかなか厳しいですけど、そこは県と市とあわせた形の補助はできないものかと、私は考えているところでございます。

先ほど市長が、今のところは補助については考えておりませんということをおっしゃいました。まあきのうもいろんな駐車場の無料化とか何とかの話がきのうもありましたですけど、やっぱりみんな無料は大好きなんですね。市長がやっぱり新玉名駅駐車場を無料ということであって、やっぱり中学生まで医療機関無料というの也被言われてますけど、よければ給食費も無料ということでしたらいただければ本当にいいのかなと思いますけど、そういう意味ではですね、この子育て支援としての給食費の補助については、また今から私もいろんなところで勉強させていただいて、全国の事例あたりも今からですね、その辺も調べてみて、またそういう要望を出したいと思っております。

これで未納の問題は、質問を終わります。

[5番 城戸 淳君 登壇]

○5番（城戸 淳君） それでは、次に、市民会館の建設費について質問いたします。

この市民会館の建設について、その前に、先ほど言いましたけど、昨日から新玉名駅ホーム無人化に対しての質問がございました。私は自分なりにこの場で見解を述べたいと思います。

まず、なぜJR九州は、玉名を全国初の無人化計画をしたのか。説明では、経費節減とも言われておりますが、本当にそれだけでしょうか。近隣の市や町と協力して新玉名駅を誘致しました。そこには、駅ができたなら城北の玄関口として周辺は発展していくものとだれもが思ったはずですよ。そのもちろんJRもそう思ったはずではないと、私は思っております。それが5年目を迎えて一向に進まない。ホーム無人化計画が、ここにホーム無人化計画がされたと思います。市長、議会、我々の責任は重いと思います。特に、市長は、いつも市民目線と言われておりますが、市民のだれもが駅ができたあとの周辺の開発を恐らく望んでおられます。このままだとケーズデンキ、グッデイも撤退しなかねないと私は思います。

そのことを踏まえて、新市民会館建設の質問をいたします。

今、市民会館建設の基本計画がなされております。いま一度この市民会館のコンセプトをお答えください。そしてまた、今の市民会館の維持管理費と、今度計画されている新市民会館の維持管理費の見込みをお答えください。

3番項に関しては、議席からまた質問をさせていただきます。

○議長（作本幸男君） ただいま城戸 淳議員の一般質問の途中でございますが、議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時01分 休憩

午後 1時00分 開議

○副議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 議員の市民会館建設に関する質問に答弁をいたします。

まず、市民会館のコンセプトについてでございますけれども、昨年から進めております基本設計において、その冒頭部分に言葉で整理をするよう準備をしているところでございます。その内容については、平成23年度に玉名市民会館建設検討委員会からの検討報告を受け策定をいたしました、玉名市民会館整備基本計画書に示している基本方針とほぼ同様でございます。

要約して説明をいたしますと、第一次玉名市総合計画にあります、人を育むまちづくりの主要施策の一つであります音楽の都玉名づくりにふさわしい施設とすることはもとより、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した計画とすること。また、音響的に特徴を持ったホールを目指すとともに、講演会や研修会にも利用できる機能的な施設であること。また、日常的な練習の場としても、その機会拡大に寄与できること。さらには、市民の鑑賞機会の充実と芸術文化活動人口の拡大を目指すということでございます。

続きまして、新市民会館の建設費と維持管理費の見込みについてお答えをいたします。

まず、本体工事費、建設費につきましては、先般の公共施設等建設特別委員会において報告したとおり、約30億円と見込んでおります。この金額は、昨年度から基本設計を進めておりますその過程で、新市民会館に必要な機能を整備基本計画書の中から拾い上げ、実際に図面に落とし、過剰とならないよう効率的な配置を目指しましたところ、延べ床面積が4,500平方メートル程度となりまして、これに現時点で見込まれます建築単価を乗じて得た金額でございます。この金額は、市役所新庁舎の建設工事を契約しました平成25年当時と比べましても、労務単価を初めとする単価が上がっておりますし、あわせて、消費税等も10%で見込んだものでございます。もちろん詳細設計でありますので、実施設計が済んでおりませんし、今後の建築単価の動向によっては変動をし得る金額でありますので、その点は御理解をいただきたいというふうに思います。

次に、維持管理費についてでございますが、現段階で詳細な数値が出ておりません

ので、現市民会館の管理費について申し上げますと、昨年度までの3年間の平均で約3,800万円、うち1,800万円が人件費でございますので、それ以外で2,000万円程度かかっているという計算になります。

新市民会館では、現在と比較して延べ床面積が約2倍となりますので、空調等に必要電気料がそれなりに上がることが見込まれますが、老朽化等により発生しております修繕料等については安くなるというふうに見込んでおります。

なお、電気代につきましても、新しい空調機は以前のものほどは電力を消費しませんし、照明をLEDにすることなどにより、このような面からの費用削減も図られるものと期待をしております。

市民会館のような施設は、その性質上少なくともは維持管理費を必要としますので、少しでもその削減が図れるよう今後も取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） はい。答弁いただきました。コンセプトというのはですね、確かにこの23年度の玉名市民会館整備基本計画の中に人を育むまちづくりと書いてありまして、その内容も私も見ました。実は、要するに、検討委員会がこの中であつとるわけですね。それに対して答申をされておりますけど、私独自でですね、まあ30代未満の人にいろんな、まあ公共施設の今、計画している中で、市民会館のことをちょっとお尋ねを100人程度、私の独自のですね、調査をさせていただきました。そして、なおかついろんな団体の長の方にもですね、意見交換会をさせていただきました、この市民会館のあり方ということでいろんな御意見を承っております。

まず、1番驚いたのがですね、市民会館が建てかわることさえ知らない人が半分近くいました。若い方です。そして、場所に関しては、ほとんどが知らないという状況でございました。これはもちろん、我々議員、私も含めて議員の責任もありましょう。いろんな告知というのもありましょう。そしてその中で、その市民会館の場所もわからない人に聞いたところ、ならどこが一番よかねて、ただ若い感覚で意見を聞かせてくれと言った中では、まあ一番いいのは、やはり新玉名駅の周辺ですよと。なぜかという、やはり親戚とかいろいろ新幹線で来られて、もちろん友だち、大学に行っている友だちもいる中で、やっぱり、例えば、福山雅治あたりが長崎でこないだされましたけど、そういうのが玉名に来たらいいよねと、そういうのだったらやっぱり新玉名駅周辺が一番いいですよという意見がかなり多くございました。そういう意味も含めてですね、いま一度このコンセプトを聞いた次第なんですけど。私が思うには、玉名の人口が減少している中で、これを食いとめるのは何かと、3月議会でも言いましたけど、玉名中央病院

が周辺に移転すれば間違いなくニュータウン構想ができると私は思っております。そういうことで、新玉名駅周辺、公共施設がございません。そういう意味でもですね、この市民会館を新玉名駅周辺ということで、再度、若い人の意見を聞きながら私も認識したところでございます。

ただ、最初に県市協定が結ばれた中では、新玉名駅の前の3.2ヘクタール、この用地にですね、県市協定の文言として、交流施設をこの場所にとということであってあります。ただ、これは皆さん御存じのように、県市協定が破棄された状態になって、今までそういう開発もなされていません。ただ、県に聞きますと、まだこれは生きてますので、ぜひこの辺もですね、前の3.2ヘクタールに建設をとというの、県の方もそういう意見を言われる方もいます。ただ、合併特例債の問題、財源の問題があるのも確かです。ただ私が考える中では、合併特例債の期限には間に合わない。今、2020年、東京オリンピックもございます。おそらくどこの市町村も駆け込みでこの特例債を使う段取りで行っていると思います。仮に、合併特例債の期限がまた延びる可能性もないことはない、ある国会議員の方からお聞きもしました。そういうことも踏まえてですね、私はいま一度この建設場所の、3番項にもう入りますけど、建設場所のことについて質問をしたいと思っております。

まず、建設場所を決めるに当たって、玉名市民会館建設候補地比較対象というのがございます。そこに評価基準の項目がいろいろとございます。その項目ですね、いろんな項目、そこには用地の問題、そして周辺の利便性の問題とか、いろんな項目が何項目ありましたですかね。かなりありました。その中で、おそらくどういうふうに分けられていて、その最終的には3候補地に絞られた点数によって今の芝生公園に決定されました。その点数の配分の項目について、だれが、どこで、そして何か審議会のようなものを通して、その候補地を決められたのかお尋ねをいたします。

○副議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の御質問にお答えをいたします。

建設位置につきましては、平成23年9月の基本計画の段階で新庁舎建設地、南側と一旦決定をしていたものを、同年10月に合併特例債適用期限の延長によりまして未定と変更をしました。その後、関係各課による再検討を経て、平成26年2月の企画審議会におきまして、候補地、市民会館の候補地を現市民会館南側に拡張する案、それと市民広場公園案、それと新玉名駅前の3カ所に企画審議会の中で絞り込みを行ないました。同年の8月に同じく企画審議会候補地ごとの特性を評価することで最終的な結論に結びつけたわけでございます。先ほどおっしゃった評点について点数づけをして決定したということです。

この評価方法及び評価項目につきましては、担当課であります管財課において立案

し、設定をしたものでございます。こういった方法につきましては、複数の建設候補地を1カ所に絞り込む際に多く用いられる手法でありまして、合理的かつ客観的であることが求められます。

本市におきましても、新庁舎、ここ新庁舎の建設位置を決定する際に、同様の比較表を作成をいたしまして、土地収用法に基づく事業認定を市役所庁舎申請しておりますけれども、この事業認定申請の際にも県に提出する書類として、同じような比較表を提出したという事例がございます。

また、この評価を行う上では、候補地ごとの特性が明確に数値化されてあらわれるよう、評価項目を設定し、先ほど議員がおっしゃったような項目を設けまして、事案に応じてその項目は任意に設定できるものでなければなりません。今回の市民会館の評価項目につきましては、例えば、立地条件、経済性といった一般的に必要な項目のほか、独自に設けたものもございまして、例えて言いますならば、閉館期間の有無、現市民会館の閉館期間の有無でありますとか、新しく建つ建物の周辺の周辺施設の機能集約の可能性でありますとか、周辺を含めたゾーニングなどがございます。

いずれにしましても、市民会館につきましては老朽化が進んでおりまして、少しでも早く着手しなければいけないというふうな事情もございまして、建設位置を市民広場公園に決定したのはですね、早急に取り組む必要があるというふうに考えております。

また、この市民広場公園については、費用対効果が最も早期に得られ、後世への負担が少ないといった点が大きな点であるというふうに考えております。

以上です。

○副議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） はい。答弁いただきました。私は、なぜこの評価の項目を言ったのかという点ですね、まさしくこれはお役所仕事というか、お役所の項目だと思います。将来を考える民間の方の発想だとこういう項目にはならないと思います。私もそう思った限り。というのは、今玉名市が一番抱えている、まあどこの、県も一緒ですけど、人口減少、これを食いとめるための目的、それをとめるためにこういう公共施設をですね、建てていくのも一つ考えなければいけないと思うんです。なぜかという点ですね、この交流人口、ここなんです、交流人口。交流人口をふやすためにはどうしたらいいのか。だったら、その市民会館をそこに建てて、まあいろんな新市役所、極端に言えば、事務機能の場所でございます。そしてなおかつ、あそこは私も地元議員でこんなことを言うのは何ですけど、そこはですね、私が小さいころから言えば、もうこれは言葉は悪いですけど、じゅったんぼだったんですね、そこは。今でもだから木が枯れています、上のほうは。そこの芝生公園は。そういうところであるし、なおかつハザードマップでも、これ庁舎ができたときに、いろいろ御議論があったと思います。またそうい

うところに公共施設、市民会館が建っていくと。そして、まずこれはここには水は間違いなくつかれないと皆さんが思っているかもしれませんが。今はもう何が起こるかわかりません。そして、この近くには機場、岩崎機場、高瀬機場あります。岩崎機場なんかもうポンプが壊れて、機能していません。まずはですね、やっぱりそういう、もちろん県のですね、県のあれでいかないかと思えますけど、玉名市がそこに建てる前に周辺のそういう安全性をしてから建てるのが普通なんですね。そこに建てるのが目的で、将来人口をふやすという観念がこの項目に入っていないと、多分そういう項目とかハザードマップとか入れれば、市民会館、新玉名駅が点数上がると思います。そういう意味ではですね、新玉名駅周辺にそういう核が、交流施設ができれば間違いなく商業もつきますし、そういう住宅もふえますし、まさしくニュータウン構想を打ち出さんともう人はふえんとですね、このままでは。そういう意味では、この市民会館、また中央病院あたりが一番の鍵となって、これを踏み違えればかなり将来汚点として残る可能性もあります。だから、慎重にいかねばならないと思って質問をしておりますけど、ただ合併特例債が間に合わないからといって、一番経費がかからない芝生公園に建てるのはいかがなものかと、それよりは、我々先ほど30代以下の若者にどこがいいかというのを聞いた、そこにはこれから先、彼らたちがこの施設を使っていくんです。我々じゃないんです。そういう意味では、その建設地に関しては、平成21年に、ここにありますが、玉名商工会議所が策定しました、新玉名駅周辺整備提言書というのを、これは永野議員あたりがずっと言われておりますので御存じだと思いますけど、これがまさしく民間の知恵なんですね。いろんなコンベンションホールとか、今はもうそういうコンサートとかじゃなくて、いろんな講演会、コンベンションホールあたり機能をもった講演会、今熊本ではありますが、あそこでは全国医師会の勉強会あたりがあっております。ただ言われるのが、駅、遠くから来たとき、駅の前だったらいいよねという、そういう意見もございます。やっぱり駅に、周辺にそういう公共施設があるのは、全国見てなかなかありません。私調べましたけど。それを玉名がつくることによって、全国から新幹線を利用して交流人口をふやせば、まさしく将来、子どものために住みよい玉名ができるんだと、私は確信をしております。

そこで、この場所については、もう質問してもあまりそういう答えはできませんので、私の今発言したことを鑑みて、再度、建設場所については検討をしていただきたいと思って、この一般質問は終わらせていただきます。

以上です。

○副議長（永野忠弘君） 以上で、城戸 淳君の質問は終わりました。

13番 福嶋謙治君。

[13番 福嶋謙治君 登壇]

○13番（福嶋讓治君） 無会派の福嶋です。福嶋讓治です。緊張せんつもりで上がりましたが、何かちょっと緊張しております。

東海近畿を襲っております台風の被害が非常にこう心配されるところであります。先日、5日、6日に私、れんげ国際ボランティア会の縁でミャンマーから15歳の少年と、それについて来られました24歳の通訳の方を1泊受け入れました。やっぱりこう発展途上の意欲のある、何でもこう聞きたい、何でも知りたいというような意欲のある姿勢が本当に非常に新鮮に映りましたし、通訳は流暢な日本語を話されるんですけれども、ミャンマーを出たのは初めてだというような、よく勉強しているなど思いました。本当にこう我々もすべて初心に戻らなきゃいけないのかなという感じを受けました。

それから、新玉名駅前に工事中でしたので、私ちょっと工事中のときに見に行きまして、駐車場の様子をちょっと見に行ったわけですが、大方いっぱいでした。それで係の人がいらっしゃいまして、その人に話をこうちょっとしばらく聞いてたわけですが、3、4台まとめてきて、置いて1台行かすもんなど。きのうの答弁では、目的外駐車は2台だったということでしたけれども、私が実際見て聞いた感じではそういうふうな感じではありませんでしたし、日ごろ聞く話もそうでもありません。それで、その駐車係の人が、ここにとめらす人、どうし有料にせんとなというて、結構言うていきなはっですもんねと、普段聞く話も、私の耳には、もう有料にしてくれと、有料にせんといかんばいたというような話が多ございます。

それと駐車場修理が1,000万円かけたということで、前の広場を修理されました。駐車場用地じゃないところに車を止められたので、非常用に停めたのでブロックが傷んでしまって、私も一般質問もしましたけど、カタカタ言うてもうだめになったというところで、アスファルト舗装を、きのうまた見に行きましたら、真っ黒なアスファルト舗装になって駐車区切りをつけてありました。

開業5年ですけれども、4年前か5年前か、私、今議長席におられる永野議員と近松議員と駅前に玉名の産業を思わせる柑橘類を、ミカンの木でも、柑橘類でもいいから植えてくれないかということで、そのときの部長とこっちの今、磯谷課長その当時課長だったかなと。もう大体大方決めるとことも10本ぐらいだったら植わるなど。大方決めてたんですけれども、トップからの指令で、もうあそこの庭はそういう、今コンセプトという言葉が出ましたけれども、そういうコンセプトじゃないと。森をイメージした前提なので、駅前の前提なので、ミカンは合わないからだめだということで却下された経緯があります。そういう中で5年もたたないうちに、それをこう真っ黒なアスファルトでやりかえる。非常にこう朝令暮改といいますか、一貫性がないといいますか、非常にこうその辺は疑問に思っております。あとでいろんな感想も述べますが、ちょうど私、市民会館の建設場所についてということで、前議会での答弁に対する疑問とい

うことで出しております、ただいまの城戸議員の質問と本当にこうちょうどつながっていいなど。まさしく城戸議員がいろいろ最後に意見を述べられましたけれども、私も非常に相通ずるものがありました。

私、6月議会で市民会館が合同庁舎前の市民広場に建設されることに反対の立場で質問しました。原口部長よりるる答弁をいただきましたが、疑問に思う点があり、市長にもう一度市民会館建設に対する考えを聞きたいと思って質問します。

部長の答弁では、市民広場に建設する理由として、1、用地拡張、買収の必要がないこと。このことにより事業費とスケジュールへのメリットがあるということ一つ。2つ目、現在の市民会館を利用しながらの建設が可能であるということ。周辺公共施設の駐車場との共同利用が可能である等をあげておられました。これらの理由をみますと、単に建設のスピード、効率だけを考えての決定としか思えません。本当に市民にとっていい市民会館をつくろうとか、玉名の50年、100年の経緯を考えた、その市の発展につながることは考えにくく、非常にこう場当たりの計画だと感じております。ただいま城戸議員がおっしゃいましたように、本当にこう住民を少しでも、今500人減っているのをつなぎ止めて、逆にふやすような方向で、トータルで考えて市民会館の配置等々も考えてやっておられるとは思いません。

まず、市長の答弁を聞いてからまたいろいろ述べてみたいと思います。

○副議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

〔市長 高寄哲哉君 登壇〕

○市長（高寄哲哉君） 福嶋議員の質問にお答えをいたします。

市民会館の建設に関しては、先ほどの城戸議員への部長答弁にもありましたけども、平成23年度に玉名市民会館建設検討委員会の皆様からの検討報告を受け、策定されました玉名市民会館整備基本計画がございます。この基本計画書には、来館者や主催者など、市民を中心とした多くの方々からのアンケート調査結果というものも含まれており、それが現在進めております新しい市民会館の基本設計において反映された形となっていることに加え、建てかえによる老朽化や耐震性の問題も解決ができますので、このまま順調に進むよう努力していかねばならないと考えております。

確かに、建設場所につきましては、さまざまな御意見があります。50年先、60年先の将来を見越し、新しいまちづくり、市街地形成での視点で新玉名駅周辺に建設という声もたくさんあることは、私自身も承知をいたしております。しかしながら、6月議会で福嶋議員の質問に答弁したとおり、駅の周辺に建設する場合、新たに広大な用地の取得をしなければならない。開発造成工事、そして何よりも文化財の発掘調査を必ずやらなければならない場所がございます。それに必要となる事業費や建設のスケジュールなどを考えましたときに、合併特例債が使えないということになりますと、将来の市

民の皆様には大きな負担を残すことになってしまいますので、断念せざるを得なかったという経緯がございます。市民会館につきましては、早期に完成させることにより、利便性の向上と安全性の確保を両立させ、かつ高額な費用負担を後世に残さないといった観点から、合併特例債の適用期限内に完成させることが建設位置決定に当たっての大きな要因でございましたので、その点は御理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○副議長（永野忠弘君） 福嶋謙治君。

○13番（福嶋謙治君） はい。答弁いただきました。前議会の答弁を、部長の答弁を読み返してみますと、非常にこう「あっ」と思うようなことがあるんですけど、まあ例えばですね、もうあんまりここで、議会であなたがたが質問しても、もう淡々といくんだというような、「現在、基本設計の作業を進めておりますので、今後もその進捗の都合に応じて、公共施設等建設特別委員会へ御報告をいたしまして事業の推進を図っていく所存でございます。」というような答弁がございました。そんなときは何ともなく聞いてたんですけども、「もうあながここで聞いたてちゃ同じこつばいた」と、そういうふうにもとれます。その前に、もう十分あなたの言うことはわかっているんだと、そういうことはこっちも把握しているんだというような答弁もありました。あとで読んでみるとすごい答弁がなされているなと思った次第です。ただ、部長は、きょうの答弁も聞いておまして、どうしてもただいまの市長の意向を受けて、答弁されなければいけないというようなこと、計画も進められなければいけない。そういうようなところは感じますし、わかります。ただ今の市長の答弁でも、市民会館をどういうふうに市民のためにつくるんだと。愛情、市民会館に対する愛情といいますか、市民にとっての市民会館でどういう、一番あなたがたが思っていた市民会館をつくってあげるんですよというような内容が伝わってこない。だから今回も同じ質問をさせていただいたわけでして、ただいま城戸議員が質問された、意見を述べられた、まったく同感であります。本当にこう玉名を少しでも発展させようという思いが、私には伝わらない。

それと大きな負担ということ、市長は必ずおっしゃいます。後世に負担を残さない。本当に大きな、それ大事な要因の一つであることは私もわかりますし、感じておりますけれども、冒頭に述べました、新玉名駅の修理等々を考えますと、無駄遣いじゃないですかね。私は大きな無駄遣いだと思っております。それと一貫性がない、計画に一貫性がない。言ったことにも一貫性がない。あの広場はちゃんとこういう目的のためにつくったんだ、ほかのはできませんよということで、我々の提案は却下された経緯があります。その辺には憤りを感じます。

以上述べまして、この質問は終わります。

次に、天水の公共施設集約建設の今後のスケジュールについてということで質問い

たします。

[13番 福嶋謙治君 登壇]

○13番(福嶋謙治君) 済みません、2番目の質問。天水公共施設集約建設、今後のスケジュールについてということで質問いたします。

天水地区の支所、公民館等の集約施設については、私の記憶では、平成26年6月2日に最初の説明会が開かれたのかなと思います。その後、地元からの請願提出等々ありまして、執行部と地元の話し合いがありました。地元からの要望、執行部からのいろんな提案、方向を少し変えていただいて、随分歩み寄っていただきまして、去る8月11日の区長会、またそれを受けての8月28日、地域協議会への説明で大筋こう合意を見た聞いております。この間、執行部には非常にこう努力をいただいて、最初の提案よりも大きく、まあ見ようによっては大きく変更いただいて、要望、地元の要望を聞いていただけたのかなと思っております。そういう中で、こう合意を得た以上は、すばやい対応での建設を地域の人たちも望んでいるところであります。

そこで、建設へ向けてのこれからのスケジュールをお示しいたきたい。

○副議長(永野忠弘君) 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長(原口和義君) 議員の天水地区公共施設建設の建設に向けてのスケジュールについてお答えをいたします。

本市では、平成24年度に玉名市公共施設適正配置計画を策定いたしまして、中・長期的な視点による計画的な公共施設マネジメントに取り組んでいるところでございますが、その中で、特に課題や問題を抱えております施設や地域については、可能な限り早急に対応策を講じることとし、本計画の推進のために4つのモデル検討を示しているところでございます。

これがモデルケースの一つ、天水支所周辺施設の集約化に向けた検討については、庁内担当課長会議を昨年度までに計8回、また、担当者会議を計6回行なっております。この計14回の検討を経て、作成をいたしました集約案を天水区長会等にお示しをしましたが、総延床面積が狭すぎる等の理由から、当該集約案に反対する旨の請願書が本年3月、市議会に提出をされたところでございます。

そこで、今年度に入りまして、再度計3回の庁内会議を開きまして、区長会等からの請願内容や要望等を十分に踏まえ、再検討した結果、若干増床となった修正案を作成をいたしました。その修正案は、先ほど議員がおっしゃったとおり、8月11日に天水地区の区長会、公民館支館、地域協議会、図書館協議会、食生活改善推進委員会の各代表者の方々に、また8月28日には、天水地域協議会へお示しをした次第でございます。その中で、市に寄せられた意見や要望には、施設内でのイベント開催時にはトイレ

数が不足をしないか。また、蔵書が充実した図書室にしてほしいなどなどございましたが、これらのことにつきましては、今後の設計段階において再度関係団体の意見交換の場を設けるなどして、進めていくよう説明をいたしました。

結果として、修正案に対する地元合意が得られたところでございます。

なお、お聞きの今後のスケジュールといたしましては、平成30年4月の供用開始を計画をしております。平成28年度、来年度でございますけれども、設計及び既存公民館の解体、平成29年度中には集約施設の工事及びふれあい館の改修を終えたいというふうに考えております。

いずれにしましても、集約の対象施設は、老朽化や耐震安全性などの問題を抱えておりますので、できる限り早い供用開始を目指し、また天水地区住民のコミュニティー形成の場となり、地域振興や活性化につながるような複合施設と整備をしてみたいと考えております。

以上です。

○副議長（永野忠弘君） 福嶋謙治君。

○13番（福嶋謙治君） はい。今スケジュールについても平成28年解体ということ、30年4月の供用開始ということでお示しいただきました。その中で、ちょっと未使用期間、使えない期間というのはどれぐらいになりますかね。2年間ですか、1年半になりますか。その辺をちょっとお示してください。

○副議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 現段階での計画でございますけれども、公民館解体につきましては、平成28年度の、公民館解体をですね、29年になりますけど、29年の1月から3月、それから、平成29年いっぱいです。かかります。で、この使用できない期間につきましては、年間でこういった行事等が行なわれているかというようなことを調べまして、それにかわるような施設を、がどこでできるかというのを調べてですね、そこでできるような対策はとっていききたいというふうに考えております。

○副議長（永野忠弘君） 福嶋謙治君。

○13番（福嶋謙治君） はい、ありがとうございます。まあこれはどうしても新しくなるときに解体されたりして使えない時期があるのはしょうがないと思っております。ぜひなるべくこう支障の起きないような対策を考えていただきたいと思っております。

合併10年が来ますし、合併10年のお祝いも、記念式典も用意されております。合併後、高寄市政2期目、2年が過ぎました。もうちょうど中間点にきております。非常に安定した高寄政権ということで、市のこの庁舎の中も非常にこうどっちかという高寄市長の方向を向いてというふうに、私は感じます。中には、高寄市長より雇われて

いるんじゃないか、雇われているという勘違いをしておられる職員さんも中にはおられるんじゃないかというような感じも受けます。やっぱりこう市民、常に、市長もですけども、我々も、職員も市民の方向を向いて、いつも市長はおっしゃいます、市民の声を聞いて、市民の意向を受けてと、すべてがそうなくてはならないと思いますけれども、市民から選ばれた高崙市長ですので、高崙市長を中心に動くのは当然かもしれませんが、ただ高崙市長のされることがすべて正しいとは思えない、言えない。議員ここに24名、今23名ですけど、いる議員も市民から選ばれて出ております。それぞれいろんなところから話を聞いてきております。例えば、先ほど言いました、駅前の開発の問題、駅前の広場の問題、あまりにも一貫性がなさすぎる。それと駅前駐車場におきましても、かたくなに無料を主張される。市民の声というのは市長にも届いていると思うんですけどもね、市長の周辺の方はみんなもう無料でいけ、無料でいけとおっしゃるのかなと、非常にその辺疑問です。その市庁舎の問題でも、市長は、もう最初ここはさっきのハザードマップの話が出ましたけど、そういう意味でだめなんだという、絶対ここはよくないんだという主張をされて立候補されてきた。そしてここに建った。そして市民会館も今度はそういう、私たちから見ると手狭なところに建てて

[何ごとか呼ぶ者あり]

○13番(福嶋譲治君) ここは市長は、最初立候補されたときに、ここはあれになる、ハザードのつかってこだけんて言うとなっじゃなかですか。まあ一応あれの資料を見つければわかることですけども、もう少し柔軟性を持って、あんまりそんなに急がなくてもいいと思うんですよ。もともと、しゃんむりそこに建てなしょんなかというように、建てるというのが前提にあるようにしか思えないんですよ。あの点数制でされたというんですけども、執行部のほうが考えを持ってすればそっちのほうに誘導できるんですよ、そういうふうにはしか思えません。もう少し、市長、いつもおっしゃる市民の声、市民の声とおっしゃるので、その辺のことを十分考えてこれからも、これから市民の声を大事にして政治を、行政を進めていただきたいと思います。

私の質問を終わります。

○副議長(永野忠弘君) 以上で、福嶋譲治君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 1時49分 休憩

午後 2時01分 開議

○副議長(永野忠弘君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 多田隈啓二君。

[2番 多田隈啓二君 登壇]

○2番（多田隈啓二君） こんにちは。2番、無会派の多田隈啓二です。昼の眠いときですけど、頑張って一般質問したいと思います。早速ですけど、通告により一般質問を始めさせていただきます。

昨日ですね、北本議員が質問され重なるところがあると思いますが、私もまず1点目、マイナンバー制度について質問させていただきたいと思います。

平成25年5月に行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律、マイナンバー法が成立し、このマイナンバー制度は、国民一人一人に新たな12桁の番号を指定し、番号を利用することで効率的な情報管理や利用を可能にし、個人情報をも一つの番号で管理するシステムのことで、行政運営の効率化、行政分野に公平な給付、国民の利便性向上を図ることが目的とされております。また、この制度は、本市の実際の業務に大変大きな影響を与えるだけじゃなく、民間企業の方も大変心配されているときであり、本年度10月5日からの市民の方にマイナンバー通知が開始されます。これに伴う自治体で必要な事務範囲も広く、この制度はまだまだ市民の皆さまに伝わっていないこともあり、そこで質問します。

1、制度導入に係る予算の内訳について、2、制度導入に当たっての担当課の業務体制の整備について、質問いたします。

○副議長（永野忠弘君） 市民部長 上嶋 晃君。

〔市民生活部長 上嶋 晃君 登壇〕

○市民生活部長（上嶋 晃君） 多田隈議員御質問の制度導入に係る予算の内訳についてお答えいたします。

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）は、日本国内の市町村に住民登録のあるすべての方、一人一人に12桁の個人番号（マイナンバー）を付番し、同一人であることを確認するため創設されるもので、公平・公正な社会の実現や行政手続きの利便性の向上、行政の効率化を図るための社会基盤となる番号でございます。

マイナンバー制度導入に係る予算でございますが、昨日、北本議員への答弁でも申し上げましたように、平成26年度からマイナンバー制度開始に伴う準備をしており、26年度は、主として市民課が取り扱っております住民基本台帳システムの改修としまして691万7,400円、地方公共団体情報システム機構へ中間サーバープラットフォームの利用に係る負担金が98万1,000円、またほかにも住基システム現地影響度調査なども行なっており、これらを合わせた平成26年度の支出総額は984万2,400円で、そのうち国庫補助金が788万1,000円でございます。

今年度についてでございますが、前年同様に地方公共団体情報システム機構へ中間サーバーの負担金653万6,000円のほか、住基システム及び税、福祉、国保などのシステムの改修事業費として5,409万6,200円、このうち国庫補助金は3,9

80万8,000円でございます。そのほか通知カード、個人番号カード関連事務の地方公共団体情報システム機構への交付金としまして、2,389万7,000円なども含め、今年度の事業費は、現時点ではございますけれども、8,485万4,200円となっており、そのうち国庫補助金が7,024万1,000円でございます。

また、28年度以降は、地方公共団体情報システム機構へ中間サーバー運用負担金が毎年必要となり、平成28年度は、全額国庫補助の192万6,000円を支出する予定でございます。

次に、2点目の制度導入に当たっての担当課の業務体制の整備についてお答えをいたします。

市民課では、通知カードの後追い調査、個人番号カード交付などの一連の作業が10月以降に発生をいたしますため、お問い合わせ専用番号を設置しており、また個人番号カード交付の専用スペースを確保することとしております。また、臨時職員2名の雇用を予定しており、対処したいと考えているところでございます。

今後、市民課以外の課でも個人番号を利用する課が多くございます。現時点では、その業務量や内容を詳細に把握できてはおりませんが、横断的な連携を図りながらサービスの向上と、サービスの低下とにならないよう対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） はい。答弁いただきました。今の答弁の中で、平成26年度から本年度にかけ、地方公共情報システムの負担金や公金、またシステム改修費として1億円ぐらいがかかっているということがよくわかりました。ありがとうございます。

業務体制についてはですね、市民課では個人カード等問い合わせの電話は殺到するそうですね、私たちは考えるところであります。ぜひですね、十分な対応と説明をお願いしたいと思っております。また、市民課の職員の皆さんと臨時職員が2名ということですね、通知カードの後追い調査に関しては、やはり徹底してしてもらって、最後の1人まで通知カードがいくように、漏れがないようにですね、よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、再質問いたします。

個人情報漏えいの危険性とその対策は。また、市民にとって利便性と費用対効果についてお伺いいたします。

○副議長（永野忠弘君） 市民生活部長 上嶋 晃君。

○市民生活部長（上嶋 晃君） はい。多田隈議員の再質問にお答えいたします。

まず、個人情報漏えいの危険性とその対策についてでございますけれども、マイナンバーを安心・安全に御利用いただくため、国において制度面とシステム面の両方から

個人情報保護のための措置を講じております。

まず、制度面の保護措置としましては、法律に規定があるものを除き、マイナンバーを含む個人情報の収集や保管を禁止しており、また、特定個人情報保護委員会という国の第三者機関により、マイナンバーが適切に管理されているか監視・監督することとなっております。さらに、法律に違反した場合の罰則も従来よりも重くなっているところでもあります。

また、システム面の保護措置としましては、個人情報を一元管理せず、従来どおり、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理されます。また、行政機関の間で情報のやりとりをするときもマイナンバーを直接使わず、システムにアクセスしてくる人を制限して、暗号を用いて通信することとなっているところです。

個人番号カードのセキュリティー対策についてでございますけれども、個人番号カードを利用いただく際には4桁の暗証番号が必要になります。それによってセキュリティーは保たれております。また、個人番号カードのICチップに記録される情報は、カード面に記載されている情報や市が条例で定めた公的な個人認証の電子証明書等に限られております。税や年金の情報など、プライバシー性の高い情報は記録をされません。

また、個人番号カードの交付を受ける際でございますけれども、なりすまし等によるカードの不正取得を防止するために、市の窓口において運転免許証やパスポートといった顔写真付きの本人確認書類を提示していただくことで確実に本人であることを確認するとともに、本人確認書類を提出できない方には、申請が本人の意志に基づくものであることを確認するために、住所に送付されます紹介書を持参していただき、あわせて健康保険証とか年金証書などの複数の証明証を提示していただくことで本人確認を行なうことになっているところでもあります。

また、通知カードとか個人番号カードを紛失して番号が外部に漏れてしまうおそれがある場合などには、国においてコールセンターを設置して、24時間、365日対応することになっておりますので、直接電話していただきますとカードの一時停止措置がとられ、カードの第三者によるなりすまし利用を防止されることになることになっております。

次に、市民にとっての利便性と費用対効果についての再質問にお答えをいたします。

マイナンバー制度は、住民皆さんへ個人番号をお知らせいたします通知カードと、本人申請により取得可能な個人番号カード、この2種類がございます。通知カードは紙製のカードで、氏名、住所、生年月日、性別の基本4情報と、それとマイナンバーが記載されております。また、個人番号カードにつきましては、ICチップのついたカード

で本人確認のための身分証明書として使用できるほか、e-Tax（イータックス）の電子証明書が登載されております。

平成29年7月からでございますけれども、個人番号を使用した情報連携が開始されます。この情報連携とは、市、県及び国の機関等を情報提供ネットワークシステムで結ぶことを指しております。同一人の情報を適切に管理することができるようになるとともに、各種給付事務などに必要な他の機関の保有する情報をオンラインで共有することが可能となります。例としまして、予防接種の履歴にもマイナンバーを結びつけるようなこととなります。国・県・市が一体となりまして、公平・公正な社会の実現、国民の利便性、行政の効率化を目指して、将来的には市民の方へさまざまなメリットをもたらすものと思われるところであります。

以上でございます。

○副議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） はい。答弁ありがとうございました。答弁の中に、国において制度面、システム面から保護できるということがわかりました。また、その中においてもですね、やはり、日本年金機構における不正アクセスによる大量情報漏えい、見てもわかるように、大変恐ろしい、またそして恐ろしい金額を投資してセキュリティー対策をしても流出事故が発生しております。個人情報漏えいがないように、本市としても全庁を挙げてですね、取り組んでもらうことをお願いし、再質問いたします。

民間事業所や市民への広報周知活動についてお伺いします。

○副議長（永野忠弘君） 市民生活部長 上嶋 晃君。

○市民生活部長（上嶋 晃君） 市民及び民間事業者の広報活動についての再質問にお答えいたします。

制度の周知を図るために広報たまなとか、市のホームページで順次マイナンバー制度についての記事を掲載しており、市のホームページでは、国のホームページにもリンクをさせ、詳しい情報が見られるようにしております。本年9月から市民課内に専用の電話回線を設け、マイナンバーに対します問い合わせへ対応するための体制を強化しているとともに、個人番号カードの交付が始まります来年1月から専用スペースを設ける予定でございます。

また、民間事業者への周知ということで御質問ございましたけれども、民間事業者におきましても、平成28年1月以降、従業員からマイナンバーを記載してもらって報酬等に係る支払い調書、あるいは源泉徴収票、給与支払報告書などに税務署とか市役所にマイナンバーを記載して提出しなければならないようになっております。また、社会保険関係でもマイナンバーを記載してもらって年金事務所とか、健康保険組合、ハローワークへの提出が求められております。こういったことに対応するために、聞いたとこ

ろによりますと、玉名商工会議所では、平成28年1月までの間に民間事業者向けのセミナーの開催を予定されていると聞いております。市としまして、その開催情報を広報たまな等に掲載するなどして、連携した対応をとりたいと考えているところでございます。

以上です。

○副議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） はい。答弁いただきました。答弁の中でですね、私たちも今民間事業者、また中小企業の対応の遅れということで大変今心配されている会社の方がですね、多数いらっしゃいます。また10月から始まる個人番号通知で、まあ1カ月ぐらいに迫ったんですけど、企業は従業員の番号の収集、管理が必要で、システム改修費など準備がまだ完了している企業がですね、2.8%と留まっており、来年1月の制度に間に合わない、また、混乱が生じるおそれがあると新聞の記事でも述べられており、また、企業はですね、来年1月以降、従業員の番号を源泉徴収票などに記載しなければならないということももう始まっておりますので、ぜひですね、今答弁にもありましたように、玉名商工会議所さんあたりとですね、連携を密にしながら、そして企業にも、やはり早急な周知がいるんじゃないかなと思うしております。その中で、答弁の中ではありませんけど、内閣府が発表しているマイナンバー制度に関する世論調査によると、5割以上の方が、まだやっぱり内容がわからないということで、玉名市民の方もですね、多くの方が内容も知らないと考えられるので、本庁の専用スペース、先ほど話にありました。また、その専用スペースでですね、よければ、私たちの考えからいけば、やはりどうしても個人番号カードをつくりに来られ、わからないで質問されて、お年寄りがですね、通知カードと一緒に来たカードに写真を自分で撮って、また送るというのはですね、なかなかこうされる方は少ないんじゃないのかなと、その辺の周知はですね、していかなければならないというのはありますけど、せっかく、そうやって本庁でそういう場所をつくるのであれば、ぜひですね、撮影して、そしてこれを同封して送ればいいんですよというぐらいの配慮をですね、してもらいたいと思います。もしよかったですらそういう撮影なども検討していただければと思っております。

また、住民票の住所にですね、マイナンバー通知カードが書留郵便で届き、同封されている個人番号カード交付書に、やっぱり今言いました、顔写真を貼りつけて返信用封筒に入れて投函するときですね、住所がどうかでよく問題になってですね、やっぱり玉名市の方が玉名市役所に出せば安心するんですよ。しかし、その返信用封筒は玉名市には届かないのでですね、やはり、これは騙されているんじゃないのかなと思われる方が多数また出てくると思うんですね。だからそういうことで、一応心配されるので、返信封筒に入れて投函する住所はどこなのか、お伺いしたいと思います。

○副議長（永野忠弘君） 市民生活部長 上嶋 晃君。

○市民生活部長（上嶋 晃君） 個人番号カードの交付申請書の送付先についてでございますけれども、先ほどちょっと申し上げましたが、10月以降に通知カードと個人番号カード交付申請書、それと返信用封筒、それに説明文が入った封筒が送られてまいります。個人番号カードの交付申請書を入れた封筒、返信用封筒の送付先、返送先でございますけれども、これは議員おっしゃいましたように、市ではなくて地方公共団体行政システム機構個人番号カード交付申請書受付センター宛てという宛名になっております。この地方公共団体情報システム機構というのは、通知カードとか個人番号カードの作成、発送などを全国の市町村が委任をしている機関であり、今後もそのマイナンバーの関連事務に関してはこの機構が行なうこととなっているところであります。

以上です。

○副議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） はい。答弁いただきました。ありがとうございます。やはりですね、そうやって心配されることがですね、やっぱりこのマイナンバーには大分ありますんで、その辺のですね、もう周知も1カ月しかありませんけど、ぜひですね、徹底してもらいたいと思います。

引き続き、再質問いたします。

通知カードの届かない不着世帯数、把握しているのか。また、カードが届かない不着世帯はどのように対応するのか、お伺いしたいと思います。

○副議長（永野忠弘君） 市民生活部長 上嶋 晃君。

○市民生活部長（上嶋 晃君） 通知カードが届かない不着世帯数についてでございますが、実は、その把握がちょっとできないというのは当然あるかと思えます。ただひとり暮らしの方で10月に住民票の住所に不在住、住んでおられない方、あるいは住民票と実際住んでいるところが違うというような方については、当然届かないケースがあるかなと思っております。そのために、10月に不在住の方とかについては、居所情報の登録の申請を促しており、その送付先の変更をお願いいたしているところであります。特に施設とか病院などからの申請に対する問い合わせ、あるいは受け付けなど既に事務を開始しているところです。

また、不着世帯、いわゆる届かない世帯につきましては、市民課に、先ほど申し上げましたが、臨時職員を雇用いたしまして後追い調査を行ないまして、できる限り通知カードの配付に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） はい。答弁いただきました。その上ですね、割り振られた番

号が手元に届いていないと、もう来年のですね、1月以降、介護保険などの給付手続きの際に番号記入を求められるためですね、手続きが遅れる可能性がある。やはりそういう早急な、やっぱり通知カードは全員に配付するようにお願いしたいと思います。

また、1,300ぐらいの不着世帯が予想され、またそれにですね、後追い調査が市民課の職員の皆さんと臨時職員の2人でできないのであればですね、やはり増員してでもこの通知カードだけは配付を徹底してお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。再質問、東日本大震災の被害者やDV、また児童虐待により玉名市に避難している人たちに対してどのように対応、周知するのか、お伺いいたします。

○副議長（永野忠弘君） 市民生活部長 上嶋 晃君。

○市民生活部長（上嶋 晃君） 東日本大震災の被害者、あるいはDV被害者、または児童虐待等により避難している方にどのような周知をするかということでございますけれども、東日本大震災やDVの被害者及び児童虐待等で要支援者などに対しましては、積極的に、先ほど申し上げました、居所登録の申請、こちらのほうを促しているところであります。対象者の方をできるだけ、できる限りやはり把握したいと考えておりますので、関係機関等に対しましてその周知などの対応について協力を求めており、今後できるだけ幅広い展開を行なってまいりたいと思っております。

以上です。

○副議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） はい。答弁いただきました。やはりですね、不在届がないことで懸念されているのは、住民票の住所を移さないまま転居した人や通知カードを受け取れない人は、庁舎に申請すれば現住所で受け取る特例も設けられております。じゃあ設けられておりますんで、その辺もやはり周知をしていかなければならないのかなと思います。

また、問題はですね、DV被害者及び児童虐待で、周知が9月25日と期限を切っておられます。もう1カ月もないんですね。そして通知カードがこのまま発送されればですね、DV等の今度は加害者、加害者世帯にですね、送付されるため、やっぱり悪用される、またいろいろトラブルになる問題があります。本市のですね、広報紙の締めにも間に合わない。どうして周知をするのか、お伺いいたします。

○副議長（永野忠弘君） 市民生活部長 上嶋 晃君。

○市民生活部長（上嶋 晃君） おそらくDVの対象者などについてのことかと思えますけれども、DVにつきましては、その法に基づく被害者の申請によりまして、住民基本台帳事務における支援措置、いわゆる「住民ロック」をかけております。その支援者の対象としましては、警察とか福祉事務所などの相談をされ、相談の内容に相違がない

と認められる方々になっているところであります。今回もその居所情報等の登録申請につきまして、原則それらのDVの被害者、支援者、被害者とかについても申請をさせていただくように話を促しているところであります。確かに、9月25日という一つの期限、その登録の申請の期限というのはありますけれども、おそらくそういう形で我々としなくてもその被害者の方には直接何らかの形で促すような形になろうかというようなことで考えておるところであります。

○副議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） はい。答弁いただきました。やっぱり今述べられたとおりですね、警察や福祉事務所とか、裁判とかされる方はですね、ある程度本市でもやっぱり把握されているんじゃないかなと思っております。しかしながらですね、やはりそこまでいかんで、やっぱりまあ一緒に住所におられない方が、多数玉名市内にもおられると思います。やはりですね、そういう人たちには、何かしらのやっぱり、本当は前回の広報で載せてもらって、やはりそういう方は早急に市役所の窓口に来てもらえばいろんなそういうお話ができますよと。住所もそっちに送られますよということですね、できるんじゃないかなと、私は思いますけども、広報もないのでなかなかそういうこともいかないのかなと思いますんで、ぜひですね、そういう人たちのためにもですね、何かしらの通知をしてもらう、広報をしてもらう方法で考えていただきたいと思います。

また、最後になりますが、通知カードが市民全員の皆さんにまずは配付され、個人カードが、そして28年1月以降、本市の窓口でですね、スムーズに受け取れる。また、スタートできる体制づくりをお願いし、次の質問に移ります。

[2番 多田隈啓二君 登壇]

○2番（多田隈啓二君） 2番、プレミアム商品券について。国の事業で地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金により、玉名市合併10周年記念スーパープレミアム付きキラリかがやけ玉名商品券が過去最高のプレミアム率20%で購入限度額1人当たり5万円という玉名市民の皆さんが期待される商品券が発売されました。また、それにあわせて、子育て支援のためのプレミアム商品券助成事業で、就学前の子どもを持つ1世帯につき2,000円の補助に関し質問いたします。

1、プレミアム商品券の販売方法、広報、実際の販売状況、また市民の皆さんからの苦情内容はどのようなものがあるのか。質問いたします。

○副議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

[産業経済部長 吉永訓啓君 登壇]

○産業経済部長（吉永訓啓君） 多田隈議員のプレミアム商品券についてお答えいたします。

このプレミアム商品券事業につきましては、3月の定例会の一般質問でその事業概要について答弁いたしました。今回、多田隈議員の御質問は、実際に事業が動き出して最初の入口である商品券の販売を受けての御質問と思います。現在実施しております商品券事業は、玉名市の合併10周年を記念しまして、国の施策による地域活性化、地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用して2割増し分のプレミアムつき商品券を発行し、地域内における購買意欲を喚起することにより、地元消費の拡大及び地域経済の活性化を図るため実施しているものであります。

まず、販売方法についてですが、休日のお買い物等を求めていただけるよう連休日であった7月19日（日曜日）と20日（祝日・月曜日）を先行販売日として設定し、21日以降を平常販売日として計画いたしました。このことは、平成26年の商品券の販売が当初伸び悩んだという反省点もあり、2日間に渡る休日販売を行なった次第でございます。また、販売に当たりましては、購入限度額を1人当たり5万円と設定し、購入を希望される方に1人に1枚、所定の購入申込書に氏名、住所、連絡先、購入種別、冊数、購入金額等を記入いただき商品券を購入していただきました。

広報につきましては、商品券の販売を特に市民の皆さんにお知らせするため、広報たまな6月号において、先行販売日の事前の告知を行ない、市や玉名商工会議所、玉名市商工会のホームページのお知らせ、商品券取扱店舗の店頭におけるポスターの掲示などを行ない、さらに広報たまな7月号と同時配付による商品券販売の再度のお知らせと購入申込書の全戸配布を行ないました。

そして、実際に販売日を迎えたわけですが、その状況につきましては、販売開始時刻の午前10時より3時間ほど前から多数の方々が会場付近にお越しになり、暑い中にもかかわらず長時間並んでお待ちいただきました。体調管理には十分注意いただくように御案内しながら販売を開始しましたが、商品券の数にも限りがあり、残念ながらお並びいただいたすべての方々への販売はできておりません。2割増しのプレミアムつきということで、過去2回の商品券事業と比べ、皆さんの関心も高かったと認識しております。

また、さまざまな御意見、苦情もいただいております。具体的には、「長時間並んだのに買えないのはおかしい。」、「高齢者や子育て世帯は長時間並んで買うことは困難だ。」、「みんなに行き渡るように販売方法をもう少し考えてほしい。」、「子育て世帯分は確保してほしい。」、「家族の分など購入限度額を再考してほしい。」などがありました。

以上です。

○副議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） はい。答弁いただきました。やっぱり3時間ほど前から並ば

れたり、いろんなですね、やはり今答弁を聞きますと、苦情もあったんだなというのを改めて感じるところでございます。私たちもですね、やはり地元の人から、何で買えなかったつかいといってからですね、やっぱり大分お叱りを受けました。やはりですね、この販売方法にはですね、やっぱりこれはもうどうなのか。まあいろいろ市町村でも違うんですね、今から一つずつ質問していきたいと思いますので、答弁よろしく願いいたします。

再質問いたします。再質問、販売を玉名市民に限定しなかったのはなぜか。また、玉名市民はどれくらい買うことができたのか。お伺いしたいと思います。

○副議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） 議員の再質問にお答えいたします。

まず一つ目の販売を玉名市民に限定しなかったのはなぜかのお答えいたします。

現在、実施しております商品券事業は、平成22、26年度の商品券事業と同様に玉名市域内における購買意欲の喚起等を図り、地域商工業の反映につなげることを第一の目的としております。事業を実施するに当たりまして、市民の皆様はもとより、市内に勤務されている方々などの多くの方々に、玉名市内のお店や事業所を利用していただくことにより購買意欲の増加や市内のお店の認知度向上を目指すという観点から、より多くのお客さんに来店していただくよう玉名市民には限定しておりませんでした。

次に、実際に玉名市民はどれくらい買うことができたのかにお答えいたします。

現在、購入申込書のデータ化作業を商品券事業事務局で行なっていただいておりますので、この状態の中での途中経過ではありますが、8割程度であります。購入者5,127人、販売額2億4,522万5,000円、1人当たり購入額4万7,830円という状況でございます。購入者5,127人のうち、玉名市民の購入者数は4,797人で93.6%であり、金額にして2億2,953万円ほどとなっております。

以上です。

○副議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） はい。答弁いただきました。これはですね、やはり今結構問題になっておりまして、やはりまたあとからも質問するんですけど、やはりですね、玉名市民に限定しなかった、今答弁にもありましたけど、そこもまあ平成22年、また26年の市の単独のプレミアム商品券においては1割ということですね、まあそれを換算してまあこういうやり方ばされたんじゃないかなと思いますけど、まあそこをですね、2回ちょっといろんなことを改善しながら今回の販売方法だったり、いろんな上限の限額だったり決められたことと思いますけど、やはりですね、やはり玉名市民が、まあほかのどこの市町村から来てもこうやって玉名市のやつを買えるというですね、やはりそういう玉名市民に限定しなかったやり方がですね、今結構問題になっておること

だと思っております。

また、よその市町村で、やっぱり大変大量購入問題にもなっております。いろんな感じですね、この問題はですね、今よその地区でもですね、問題になっておるところでございますけど、やはりですね、この限定しなくて買えなかったという不満の声がですね、玉名市民の皆さんにはいっぱいおられまして、その辺をですね、やっぱり改善しなければいけないんじゃないかなと思っております。これもですね、まあ1人当たり5万円上限でいけばですね、6,000人分しかないんですよ。全員6,000人買ったらもう売り切れてしまう。3億円分というのは、やっぱり6,000人分しかないということになっております。だからですね、やっぱりそういう配慮がもう少し欲しかったなというところでですね、他市の状況を、再質問したいと思います。

○副議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） はい。議員の質問にお答えします。

他市での販売状況といたしましてが、県内14の市の状況を見てみますと、市民に限定して販売したのが11市で、市民に限定せず販売したのが本市を含め3市でございます。

以上です。

○副議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） はい。まあ14市でいけばそうなりますけど、まあ熊本市の政令指定都市を抜けばですね、玉名と荒尾ですね、荒玉しか、荒玉がその住民外に売ったということになっております。あとの市町村はですね、やはりですね、高寄市長がいつも言われております、市民目線で、やはり市民に販売されたと思います。やはりですね、そういったやっぱり、市民、住民の方を考えた販売方法をしなければいけないんじゃないのかなと、私はですね、これを調べてですね、改めて思いました。こうやって6,000人しか買えないことを、ほかの市町村ではしている。そして、でも玉名と荒尾はできなかったというのはですね、やっぱり今後の課題でもあるんじゃないかなと思っております。

部長、その辺に関してはですね、どう部長はお考えなのか。再質問したいと思います。

○副議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） はい。ただいまの御質問ですが、平成22年、26年度におきましても、正直なところ玉名市民に限定はしておりませんでした。で、26年度の販売状況をみてみますと、今回もそういうおそれがないかという心配もありまして、そのままのような形で販売しておりましたが、これだけの皆さんの関心が高かったということが私たちも反省すべき点だと思っております。今後、こういう商品券事業に

つきましては、玉名市民の皆さんを対象にした販売を行なってまいりたいと思っております。

以上です。

○副議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） はい。答弁いただきました。ぜひですね、やはりその辺もですね、ほかの自治体はちゃんとやっているんだから、やっぱり玉名市だけできないということはないと思いますんで、ぜひですね、市民目線にもう一回立ちどまってですね、またこういった、まあ今回は特別国がした施策でありますけど、ぜひですね、この経験をまた次のプレミアム商品がもしあるのであれば生かしてもらいたいと思います。

また、再質問をいたします。先行販売をですね、7月19日、また20日に販売されております。その日のですね、販売受付時間や終了時間、金額はどうなっているのか質問したいと思います。

○副議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） はい。議員御質問の先行販売日、19日と20日の開始時間と販売金額についてお答えいたします。

19日、販売開始につきましては、19日、20日も同日10時でございます。販売の金額といたしましては、19日が1億249万円でございます。それと20日が3,453万円でございます。

以上です。

○副議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） あのう終了時間等はわかりますかね。

○副議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） はい。失礼しました。終了時間につきましては、19日につきましては、正直販売の商品券の在庫の状況をみながら12時半過ぎに終了しております。それと20日につきましては、正直なところ開始時間は10時ではあります、10時の時点で相当並んでいただいておりますので、その時点で在庫の数と人の数でここまでですよというようなことでお帰りいただいた方もいらっしゃいます。

以上です。

○副議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） はい。私もですね、まあ私はやっぱりこれ控えるべきじゃないのかなと思って、買いはしませんでしたけど。いやですね、あのう買いに行った人が私の知り合いにおりまして、まず1日目、やっぱり今部長が言われるとおり、やっぱり昼過ぎまで売ったんですよ。で、これがですね、また問題であって、なぜ19日がその1億249万円で、2日目が3,453万円なのか。私たちならですね、やはりここ

をやっぱり同じ数ぐらいで売るんじゃないのかなというところがありました、実際。やはり日曜日行けない者は祭日に行ける人もおまして、やっぱりここで販売を一緒にしなければ、また不公平さが出てくると思い、なんかですね、調べるうちにやはりある人たちから聞けば、今答弁には10時までぐらい、10時販売なのに10時になかったて。それはそうでしょうね、9時6分に着いた人がもう販売中止になってたんですよ、2日目は。やはりですね、こうしたこの販売額の2日間しか販売しない、先行販売しないのに額が違いすぎるというのはですね、やっぱりこれはやっぱ市民の方は納得されないと思います。やっぱりこういう売り方だったりですね、そして、またその中においてやっぱり行列をもってですね、特に19日、すごく多かったらしいです。そして19日は、私が知り合いの方は、途中でもうこれから売れませんで。もうないから帰ってくれと言われてたそうです。だれかにですね。それは言われて、いや、でも何枚1人が買うかわからんし、少なく買う方がおられれば回ってくるしということで、その方はですね、もう前のほうで切られたけど、まだ残っておられました。そしたらですね、実際どうなったかという、19日の日は。その人は買えたんですよ、そして、また帰られたあとにまた並ばれた方がまたいっぱい買えたんですよ、そういう売り方を、不公平な売り方をされたんです。そして、そのときに帰った方は、本当にですね、そのまま並んでおけば買えたんですよ。やっぱりですね、そういうですね、やっぱり平等性に欠く売り方は、私たちはどうなのかなと思いますけど、部長、その辺はどうお考えなのか、質問します。

○副議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） はい。先行販売日の数の振り分けという御質問ですが、正直、先行販売日、19、20日におきまして、全体額の半分程度、1億5,000万円程度を当初予定しておりました。ただし、19日、日曜日につきましては、どうしてもその初日ということで、お客さんの数も多いということは予想されますし、また20日の日がいくら祝日とはいえ、どうしてもその一番最初の日、19日が一番多いと予測しておりましたので、そこで少しの金額の差、まあ少しというと、ここで言いますとまあお叱りを受けるとは思いますが、正直すごい数の人たちが並んでいただいておりますので、まあ実行委員会としてもなるだけなるだけというような形でされてはいたんですが、どうしても明日の、20日の日も先行販売日として予定しておりましたので、とっかないかんということで、途中で切らせていただいたという次第でございます。

○副議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。私がですね、まあ考えるには、やはり初日の販売数を決められておったのかなて、私はそれすら疑いを持たざる得ません。やはりですね、初日売りすぎたので、20日の日はもう9時6分に並んで買えなかったと

ということがですね、起こったんじゃないかならうかというですね、勝手な、そこは自分の勝手な思いじゃありますけど、そういう販売枚数は19、20日で本当に決められていたのか、質問いたしたいと思います。

○副議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） はい。一応全体で販売額といたしましては3億円分でございます。この半分を先行販売日、19、20日で振り分けて販売するということは当初から決めてありました。

以上です。

○副議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。まあ答弁がどうだったのかなと思いますけど、私はですね、やっぱりそういう不公平な売り方はどうだったのかなというところがありますので、ぜひ次のときには改善してもらいたいと思います。

また再質問ですけど、玉名市内の郵便局の販売はどういう状況だったのか、質問したいと思います。

○副議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） 市内の郵便局の販売状況につきまして、一応郵便局15局があります。で、その中で郵便局に6,000万円分をお願いしております。21日以降の分として、で、その内訳につきましては、幹事局1局が1,020万円と、あと720万円と500万円が1局ずつ、それと420万円が4局、260万円が8局でございます。

以上です。

○副議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。やはりですね、私たちはこの先ほど言った、19、20日の販売方法もありますけども、このですね、やっぱりなぜこの郵便局に、例えば、一番少ないところで260万円が8局あると、まあ答弁いただきましたけど、その260万円ていえばですね、13人並べば20万円ですね、なくなるんですよ。例えば、大浜も多分この8局に入っとつとかな、まあわかりませんが、入ったってであれば、20万円上限いっぱい買えばですね、13人で終わる金額しかこの郵便局にはこなかったというのがですね、私たちは残念であり、また、地域の方がですね、郵便局はですね、やっぱり地域に根づいた郵便局なんですよね。ここまでですね、車がない人はやっぱり19、20日買いに来れんとですよ。やっぱりそういう方に対してのほうですね、やっぱり郵便局で販売されるというのがですね、一番のメリットだし、そして足が悪い方、いろいろなかなか出歩かない方もですね、郵便局までは送ってもらえとか、郵便局までは歩いていけるとかですね、やっぱりそういったですね、や

っぱ配慮も必要じゃなかったのかなと思っております。もちろんですね、郵便局でも販売時間9時から書いてありますけど、もう即日、その日のもう9時に、やっぱり私たちの、私は大浜出身ですけど、大浜ではありませんでした。もうやっぱりですね、その前に並んでおられてですね、やっぱり買えなかったという苦情がですね、やっぱり来ております。もう少しですね、そういうこう地域に根づいた郵便局、また今回のですね、郵便局は初めてということもありましたんで、なかなか難しいところもあるかとは思いますが、やっぱり郵便局の皆さんにはですね、大変あのうボランティア的にしてもらったんじゃないのかなと思っております。郵便局としては何にも利益が上がらない中、やっぱりそういうとこ、手続きをしてもらったというのはですね、まあ今、今後のやっぱりあるべき姿じゃなかろうかなと、そしてもう少し郵便局で売ってもらいたいなという思いがあります。

引き続き再質問で、購入額はですね、この部長も知っとらさばってん、この5万円で書いてあつたですね。これはもう通知にあったです、これと広報のやつでですね。もちろんスーパープレミアム付キラリかがやけ玉名商品券というとばこう書いてあります。その中でですね、質問したいのは、1人5万円だったはずが、先ほども私は言いましたけど、広報もなしに、周知もなしに20万円まで購入できるようになったのはなぜか、お伺いいたします。

○副議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） はい。再質問の購入限度額が1人5万円だったはずだが広報もなしに20万円まで購入できるようになったのはなぜかということにお答えいたします。

購入限度額につきましては、当初から設定しておりました1人当たり5万円という原則を厳守しつつ、高齢者や障がい者のため販売所に行くことができない方々のことも考慮し、同居の家族に限り4人分までの購入できるように先行販売日直前の7月16日に実行委員会会議で決定いたしました。また、あわせて、他市で大量購入の事案も出てきておりましたので、第三者による代理購入はできないということも決定いたしました。

以上です。

○副議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） はい。答弁いただきました。今の答弁の中にですね、先行販売直前、7月16日（木曜日）3日前ですね。3日前に実行委員会の会議で決まって、本当は5万円だったですよ。これ5万円てしか書いてなかです、これには。みんなどうやってその例えば先行販売の19日に来られたかというのは、ほとんどの方は5万円握り締めてきたんですよ。1人5万円だから。そが20万円買えるともわからんもん

で。皆さんで言うておられたのは、中には知っておられる方がおったんですよ。やっぱり20万円持ってきて家族分20万円買わすとですよ。みんなですね、これこういう、やっぱりこう3日前に決まって、そしてそれをもう何の通知もなく20万円上限で販売するというのはですね、やっぱりこれはですね、あまりにもこれ不公平すぎるし、そしてそういう皆さんのですね、すごく私は申し訳なく感じております。やはり一生懸命お金を下ろしに行つて、5万円を握り締めてきたら、他の人は20万円買いよつたて。そして、その会場ではそがんして書いてあつたということに関してですね、私はこういうやり方はどうなのかと思ひますけど、部長はどう思ひますか。

○副議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） はい。1人頭5万円という数字は当初から決めておりました。ただ家族の中でどうしてもその高齢で、高齢や障がいのために販売所に行けないという御相談も正直あつたのは事実でございます。そういった場合に、どうしても私たちがお答えしたのが、その中で家族分のそういう方々の分は1枚、1人1枚ずつ書いてきていただいて購入は可能ですよというようなことで答弁も、お答えもしていた状況でございます。

以上です。

○副議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） はい。答弁いただきました。私はですね、こういった売る3日ぐらい前から決めて、そしてそれで決まつたからといって周知もなしに、やっぱり住民、また市民の皆さんは多分納得されんと思うとですよ。私もこれ調べよつてわかつたですけど、まだ玉名市民の方は知らんとじゃないのかなと思うぐらいですね、こういう販売がなされたというのはですね、事実でありますね。ぜひですね、こういうことがないように、やっぱり監視してもらいたいと思ひます。

次の質問に行きます。

商品券をですね、受け取つた取扱店の換金方法はどうなつてゐるのか。再質問いたします。

○副議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） はい。ただいまの商品券取扱店舗の商品券の換金手続きについてお答えいたします。

今回の商品券事業につきましては、現在、取扱店468店舗を数え、御客様にとって利便性が高くなつてゐるものと感じております。さて、それらの店舗が商品券を現金に換える換金手続きについてですが、玉名農業協同組合の本所金融課において一手に引き受けていただいております。取扱店店舗の換金に関する利便性を高めるため、また、資金繰り等への影響が極力ないようにするため、商品券販売直後、7月27日（月曜

日) から換金業務を開始し、祝祭日を除く月曜日から金曜日までの午前9時から午後3時まで対応していただいております。平成26年度の商品券事業においては、商品券事務局で換金を行ない、小切手を発行し、その小切手を金融機関に持ち込んで換金するという手間があったため改善したものでございます。

また、今回は、換金の際の換金手数料を交付金で賄うことができるため、取扱店舗の換金手数料が要らないということも補足させていただきます。

以上です。

○副議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） はい。答弁いただきました。やはりですね、これはやっぱり生かされたなど、私も思います。やっぱり平成22年、26年、プレミアム商品券をして、やはりこういった換金するためにですね、日にちがかかって、お客さんがどっと来たところには、もうお金がなくなるわけですね。換金するまでに時間がかかりすぎてですね。だけんそういうですね、配慮をなされたという答弁でしたので、やっぱりすばらしく、ここはですね、いい点じゃないのかなと思います。

また引き続き質問いたします。

商品券の購入の分析をされると思うが、大量購入はあったのか。また、大量購入者がいた場合、情報公開はするのか、質問いたします。

○副議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） はい。ただいまの商品券の購入の分析をされていると思うが、大量購入はあったのか、なかったのか。また、大量購入者がいた場合、その情報は公開するのかについてお答えいたします。

商品券の大量購入につきましては、データの作業の途中でありますので、確定した答弁はできかねますが、データ化が済んでいる分について、限定していえば、大量購入者は見受けられませんでした。

しかしながら、最終的にデータ化の作業が完了した後に分析を行なってみて、万が一大量購入者の事実があった際には、何らかの形で御報告をしていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） はい。答弁いただきました。ありがとうございます。まあ今データの収集中ということですね、なかなか全部はわからないということの答弁でした。

再質問、質問いたします。

他市町村のですね、申込者の確認はできるのか。また、家族の重複購入は確認でき

るのか。質問いたします。

○副議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） ただいまの再質問で、他市の購入者の確認ができるのかという御質問ですが、これにつきましては、購入される際に住所等を記載していただいておりますので、確認は可能と考えております。

以上です。

○副議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） はい。いや、今確認できるとおっしゃいましたが、そこはちょっと調べてもらった方がいいと思いますけど、一応、商工観光課に1回聞いたときにはですね、個人保護法、情報だったりですね、いろいろあって、ちょっとその担当の人はですね、なかなかそこまで調べるできないんじゃないのかなみたいな感じを言っておられました。また、玉名市だけだったらですね、全然調べるができるんだと私は思いますけど、他の市町村に対してはですね、まあ調べる事ができればまあ調べてもらい、最後は結果を出してもらいたいと思います。

次の質問に移ります。

このスーパープレミアムつきキラリかがやけ玉名商品券においてですね、これは子育て支援のための購入助成金について、その周知方法、実際の利用者数についてお伺いしたいと思います。

○副議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） はい。多田隈議員の子育て支援のためのプレミアム商品券購入助成についての再質問にお答えします。

この事業は、熊本県の地域支援交付金を活用した子育て支援策で、市が実施するスーパープレミアムつき商品券を販売する際に、就学前の子どもを持つ世帯に対して、1世帯につき2,000円分の購入補助を行うものでございます。

周知方法といたしまして、スーパープレミアム商品券と同様、7月1日より市のホームページ、それと広報たまな7月号に掲載をいたしております。7月9日には対象の2,374世帯へ改ざん防止用紙で印刷した助成券と販売店、購入方法を記載したチラシを同封して郵送をいたしております。助成券の注意書きとして、商品券の購入を予約、また確約するものではないこと。商品券が売り切れた時点で販売は終了するため、早目の購入をお願いいたしているところでございます。

商品券の購入方法は、実行委員会と協議し、7月19日、20日の先行販売と21日以降は販売店の混乱を避けるため、市役所売店、商工会議所、岱明・横島・天水の商工会の計5カ所に限定したところでございます。予想を上回る購入者で早々に完売となり、助成券を利用したの購入件数は、実行委員会からの報告によりますと、未集計であ

りますが、概算で400件程度ということでございます。

以上でございます。

○副議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） はい。答弁いただきました。まあ400件ぐらい売れたということですね、やはりこれも先ほどと関連しております、1世帯当たり2,000円の補助を、県の補助で行うということですね、プレミアム商品券と一緒に子育て支援の一環としてですね、されたわけでございますけど、やはりですね、これもですね、いろいろ調べてみますと、やはり7月19日に発売するにもかかわらず、27年の3月議会の補正にて復活要求されておりますね。そして、27年度の繰り越しとして事業実施をされ、また6月3日の月例記者会見で発表され、広報たまな7月に掲載されたと、7月1日にですね。して、7月9日、助成券を対象とした世帯に発送して、19日販売だったということで、もう助成券を販売してから10日ぐらいしかないわけですね。やっぱり、他市ですね、やり方といいますと、やはりいろんなやり方はその市町村で決めることなんでとやかく言うつもりはありませんけど、参考とまでにですね、熊本市あたりはですね、やはり4分の1、全体のプレミアムの商品券の4分の1をですね、子育て世帯に申し込みを、前もって申込書を出してもらって、その中でやっぱり熊本市もその数より多かったということで、最終的には抽選になったということもされております。他の市町村でもですね、5市あたりもやはりそうやった未就学の子供たちですね、対応あたりもですね、いろんな市町村でですね、やはり考えられて、やっぱりなだけ子育て世代にもせっきゃくプレミアム商品券と違う県の補助金であるために、やっぱりどがんか活用したいということですね、大変活用をですね、一生懸命された市町村もおると聞いております。やはりですね、そういうこともですね、やはり今からはですね、考えながら、そしていかなければならないのかなと思っております。そのためにはですね、やっぱりどうしても日にちが、私はそれわかりませんが、足りなかったんじゃないかなというのもですね、感じるところでありますので、今後、そういうこともですね、考えながら取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

[2番 多田隈啓二君 登壇]

○2番（多田隈啓二君） 3番の教育行政について。熊本県教育委員会での部活動及びスポーツ活動基本方針が出されており、熊本県として、部活動のあり方について触れられております。その中には、小学校部活動の社会体育への移行期間とし、平成27年度から移行に向けた検討を開始し、移行準備が整った地域、学校種目から順次移行を進め、平成30年度末には各市町村において社会体育移行と記載されており、保護者が今後の小学校の部活動は大変心配されております。

また、地域でのボランティアでされているクラブチームの方が体育施設使用料負担について、大変心配されているため、質問いたします。

1、学校部活動の社会体育への移行について質問いたします。

○副議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） はい。先ほど議員の御質問のときに、19日の販売の金額等につきまして訂正をさせていただきます。1億249万円と申しましたが、1億294万円でございます。よろしく申し上げます。

○副議長（永野忠弘君） 教育長 池田誠一君。

[教育長 池田誠一君 登壇]

○教育長（池田誠一君） 多田隈議員の学校部活動の社会体育への移行についての質問にお答えいたします。

スポーツは人類が生み出した世界共通の文化であります。我々が生涯にわたり心身共に健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものであります。特に成長期の子供たちが体力を向上させるとともに、他者を尊重し、他者と協働する精神、生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものです。このようなことから、学校教育の一環として運動部活動が行なわれてきた経緯があります。

しかしながら、その一方で、加熱しすぎる指導や結果のみにこだわる勝利至上主義、さらに部活動を指導する教職員の負担増など、さまざまな課題が指摘されてきたのも事実です。

私といたしましても、学校における運動部活動がこれまで築き上げてきた教育的効果は十分承知しておりますが、多田隈議員も御承知のとおり、平成26年2月に県教育委員会が設置した外部有識者による検討委員会が、運動部活動及びスポーツ活動のあり方についての提言をまとめ、それを受けて県教育委員会は、児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針を策定しました。

その中の基本方針1に、平成31年度4月から小学校の運動部活動は社会体育へ移行することが明示されました。

本市といたしましても、この決定を受け、各学校の実情や児童、保護者の部活動に対する思いをしっかりと受けとめ、地域に密着した運動部活動の受け皿づくり、社会体育への移行に取り組んでいく所存であります。

次に、県教育委員会が示す小学校部活動の社会体育への移行の進め方についてお答えいたします。

県教育委員会は、市町村の関係機関に基本方針の周知を行ないました。内容として、市町村の実態に応じた小学校部活動の社会体育移行を進めるための委員会の設置、並びに市町村コーディネーターを活用した社会体育移行に向けた取り組みを推進すると

いうものです。さらに、県教育委員会は、本年度より、市町村コーディネーター連絡協議会を開催し、実施状況等について情報交換を行ない、足並みをそろえた取り組みが開始されたところです。

しかし、現時点において、移行検討のための委員会設置、並びにコーディネーターの選任が完了している市町村はごくわずかで、特に規模の大きな自治体においては、その設立、選任の方法自体を知恵を絞りながら模索している段階であります。関係機関との連携を図りながら早急に委員会の設置、コーディネーターの選任に取り組んでまいります。その上で、設立された委員会でコーディネーターを活用し、地域における社会体育関係者が小学生の受け入れについて協議し、児童の社会体育活動を可能とする環境整備等を行なってまいりたいと考えております。

次に、総合型地域スポーツクラブと地域における社会体育の現状と課題についてお答えいたします。

玉名市における、総合型地域スポーツクラブの現状についてですが、本市においては、玉南中学校にある玉南コミュニティクラブが1個ございます。クラブ加入者は、約130名程度で小学生から70歳代の高齢者まで幅広い年齢構成となっております。活動内容としては、サッカー、バレーボールなどスポーツ7種目と文化活動としての郷土芸能の「にわか」も実施され、玉南中学校の体育館及びグラウンドに週に1回から3回程度、15名の指導体制で活動されております。

次に、クラブの課題といたしまして、加入者の確保、指導者の確保、財源の確保、学校との施設利用に関する連携などがあります。特に指導者については、無報酬であることから、その確保に大変苦慮されております。また、現在、小学校部活動の社会体育への移行を契機に、新たな総合型地域スポーツクラブの設立に向けた検討が始められており、玉名市体育協会においても同様の検討を行なっているところでございます。

さらに、既存の学校部活動存続の受け皿となり得る方法として、地域でのクラブチーム設立によるスポーツ少年団への登録による方法についても検討が必要であると考えております。

この現状を踏まえ、現在、本市におきましては、次の3つを社会体育の受け皿として検討しているところです。

1つ目は、総合型地域スポーツクラブによる活動。2つ目は、各種スポーツ協会団体による活動です。この2つは、各個人が選択することにより提供される活動の場があります。3つ目は、先ほど述べましたが、スポーツ少年団による活動です。このスポーツ少年団活動は、現在、学校が主体になって運営している部活動を保護者会などで運営を行なうものであり、地域住民等の中から指導者を2人以上選任し、10名以上の団員とともに登録をすることにより、現在と同じように学校施設を使い、活動するもので

す。部活動の社会体育移行に伴い、多くの県で採用されている部活動形態でもありません。これらの選択肢の中から、学校、地域の実態、並びに児童・保護者のニーズに応じて選択していくことを考えております。

最後に、県教育委員会の提言を受け、玉名市教育委員会としての取り組み状況についてお答えいたします。

玉名市教育委員会としましては、これまで県教育委員会が開催する会議に学校体育の担当指導主事、並びに実質的に総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、体育協会などを管轄している生涯学習課の担当者が会議に参加して研修を受け、他市町村との情報交換を行ないながら方向性を模索しているところです。

ただ、検討を進める中で次のような課題も浮き彫りになってまいりました。本市の地理的規模と児童数に対する部活動の受け皿としてのスポーツクラブの数や指導者の確保、活動場所や開始時刻、さらに保護者の送迎や活動費等の問題です。県教育委員会が考えている社会体育の活動としては、放課後のできるだけ早い時間に活動を開始すること。並びに、保護者の送迎、活動費の負担等を考慮することなどの提言があり、指導者の発掘など、現実的に厳しい課題があるのも事実です。これらの課題を一つ一つ解決すべく学校が吸い上げた保護者等の意向を含め、学校及び関係団体との協議を行ない、同時に、他市町村との情報を交換しながら、鋭意検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） はい。答弁いただきました。池田教育長が述べられた指導者確保、また部活動開始時刻、またさらには保護者のですね、送迎、活動問題、これがですね、一番だと思っております。私たちも。やはりですね、先ほど答弁にもありましたように、学校が吸い上げ、また保護者の意向をまず受けとめてもらい、協議するとおっしゃいましたが、玉名市PTA連絡協議会や単位PTAの学校との協議の考えはお持ちなのか。また、これがですね、もう移行するに当たって、もう27年度から移行する期間に入っております。それにもかかわらずまだ何の話もないということで、どうお考えなのか、再質問したいと思います。

○副議長（永野忠弘君） 教育長 池田誠一君。

○教育長（池田誠一君） はい。今、多田隈議員がおっしゃいましたように、学校への周知、そのほかにつきましてですね、どのようになっているかということでございますが、学校のまず校長会あたりの組織のですね、理解と、それから取り組みの体制を整えなければならないと考えております。そこから今度はPTAの方々への周知に入っていくと。あるいは、先ほど申しました、各スポーツ、体育協会スポーツ、体育協会等に関係の団体を通しながらですね、周知を図っていかなければならないというふうに思っ

おります。

以上です。

○副議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） はい。答弁いただきました。まあ体育協会における地域総合型スポーツクラブ等はですね、もう立ち上がっておるのもわかっております。しかしですね、やはり保護者の中には、今までの、やはり学校で行なう部活動を願っておられる保護者の方がですね、やっぱり多いんですよ。やっぱり地域総合型スポーツに行けば、それ子どもからお年寄りまでスポーツできるかもしれないけど、やはりそこまで行く送迎問題だったり、また費用の問題だったり、そしてまた学校が終わってすぐできることでもないということですね、いろんな課題がまだ山積みしております。ぜひですね、まあ体育協会が行なっておられます地域総合型スポーツは、そのまま引き続き進められて私はいいと思いますけど、やはりですね、教育委員会のほうもですね、そうじゃなく、また学校と話し合ったり、PTAとの話をやはり密にしながら、また今答弁にもありましたけど、校長先生たちと校長会で話をしていくということもありますけど、ぜひですね、保護者の方が大変心配されております。もう部活動がなくなったらうちの子はどうなるのかということで、大変心配されておりますんですね、これはもうなかなかですね、もう移行期間に入っているんで、いつ話し合いをされてもいいと思います。そして31年度からは必ず移行していくんですけど、30年度の1年間はですね、やっぱり移行期間として、まずその体制でできるような体制をつくっておかなければまあ運営ができないというのもですね、あると思いますので、そうしたときに、あと2年半ぐらいしかもうないわけですよ。だけん2年半でそうやって本当に単独のPTAの話の中でですね、その学校の部活動を継続、まあ部活動というか、社会体育になるんですけど、社会体育をですね、学校の中でできるかというのをですね、やっぱり探すためにはやっぱりもう時間はないと思います。ぜひですね、教育長、また伊子部長、ぜひですね、市PTA連絡協議会あたりでもですね、ぜひ話し、また協議をですね、してもらってですね、この問題の解決に向けてですね、旗を振ってもらいたいと、切にお願いいたします。

そして、2番の体育施設のですね、利用料の改正について。1番、なぜ地域でのボランティアクラブチームの料金の改定を周知しなかったのか。また、部活動の使用料を取るようになったのか。質問いたします。

○副議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） ただいまの御質問、なぜクラブチームに周知をしなかったのかについて、まずお答えをいたします。

体育施設使用料の改定を推し進めるにあたって、地域住民の御意見をお聞きする場

として、各地域協議会に諮問をさせていただきました。各地域協議会からの答申では、条例に示す基本的な使用料を変更するような御意見はございませんでした。ただ使用料の減免措置についての御意見をいただきましたので、その内容を調査・検討し、対応した次第でございます。このように、地域を代表する方々で構成する各地域協議会に諮問し、条例案として市議会へ上程しているものでございます。

また、体育施設使用料改定案を策定する際には、一部の利用団体へ利用実態調査を実施し、参考とさせていただいておりますが、多田隈議員の御質問にある小学校による地域のクラブチームを含め、利用者への周知につきましては、改定案が決定し、実施するものとその時点では考えておりました。今回、抜本的な体育施設使用料の見直しを実施しているところですので、市民への周知に関しましては、十分に対応するように努めてまいります。

もう一つ、なぜ部活動の使用料を取るようになったのかについてお答えいたします。

今回の抜本的な体育施設使用料の見直しの目的の一つに、利用者の不公平感を解消することとしております。例えば、市内の同じ種目の部活動においても、同じ施設で無料の場合と有料の場合があります。利用者の公平性を確保するために、当初の改正案の説明では、市内小中学校運動部活動について、高校生以下使用料の2分の1軽減としたものであります。しかしながら、地域協議会を通じて一部の学校関係者からの御意見があり、再度調査・検討するに当たって、一部の学校に限定するのではなく、全小中学校を対象とすることとし、運動部活動については、無料化を実施することといたしました。ただし、実情に応じて一般利用に大きく影響がないように調整を行いたいと考えているところでございます。

○副議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） はい。答弁いただきました。地域協議会から答申で、そしてまた、基本的な使用料を変更することに関して意見がなかったのもそのまま進められてきたということもありますけど、やはりですね、その中において、やっぱりもう議論大分されてきましたけど、小中学校の使用料の改定についてですね、本当にPTAの方はですね、一生懸命今回戦われました。やはりですね、これから、今から再変更案までたどりつくまでにはやっぱりですね、強い気持ちがあったんですよ。岱明、天水、本当にこれはもう何十万円で学校で負担がかかる、その中のお金をどうするのかで、本気でやっぱり悩まれたPTAの方が多数おられました。それでですね、今回は今伊子部長からは、地域協議会からなければそのまま条例改正も何でもするんだという話でありますけど、やはりですね、使用している人にですね、地域協議会はもちろん代表かもしれない。しかし、やっぱり使用している人にですね、まずは話をしてもらいたい。私では

すね、そう思います。地域の代表だからとおっしゃいますけど、地域協議会でできなかったことは、今回のように、当初は、また変更案、また再変更案としてですね、こうやって減免措置がとられたんじゃないかならうかなと思っております。ぜひですね、やはり問題は地元、している人にあるんだという思いでですね、やはり1回ぐらいはですね、そういう一生懸命しておられるところにですね、足を運んでもらいたいと思います。

再質問で、2の地域のクラブチームを受け入れた使用料について質問いたします。

○副議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 地域のクラブチームを入れた使用料の改定の検討ということによろしいですか。

地域のクラブチームは、社会体育の団体として位置づけられるものということで、原則的には考えております。原則的に、社会体育の団体については、通常の使用料となることを想定をしております。しかしながら、小学生が加入している学童のクラブチームについては、県が示しております平成30年度末までに運動部活動の社会体育への移行という課題がございます。議員も御存じのとおり、クラブチームにはいろいろな運営形態がございますので、今後どのように社会体育へ移行できるかを協議する中で、体育施設使用料の減免措置についても判断していきたいと考えております。

現在、小学校が加入している学童クラブチームで既に減免措置を行なっているクラブもございます。少年野球クラブなど9団体がございますが、こちらについては、県が示している小学校の運動部活動の社会体育への移行期間である平成30年度末までは経過措置として新料金体系の中での減免措置を継続してまいりたいというふうに考えております。

○副議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） はい。答弁いただきました。今、やっぱりすごいことを言われたなと思うんですけど、私も初めて今、伊子部長が答弁されて、旧3町の少年クラブだったり、9団体については小学校の運動部活が社会体育へ移行する間である30年度末まで経過措置をとられるんですか。でいいんですかね。今ですね、そう言われたんですね。私はですね、またこれもですね、さっきの話みたいに矛盾するんですけど、私は公約ですね、これをだれが決めたかわかりませんが、今回の会議の開会に当たってもですね、全員協議会においてもですね、このクラブチームと話もしていないというのがですね、全員協議会の際の答弁の内容でした。それがですね、今になってみれば、経過措置を取ると、減免はするということですね、今こう出されたというのはですね、さっきの、その前の質問からいけば、各地域協議会から答申が出なければ議会にも上程しないというさっきの答弁でありましたよね。ですね。じゃあもうこのクラブチームに話をし、地域協議会にしたから今こう答弁されたんですか。

○副議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 地域協議会への条例案の諮問につきましては、あくまで条例そのものでございます。以前から文教厚生委員会、それから、公共施設等の委員会の中でも御説明をしてきております。先日は全員協議会の中でも御説明をいたしました。が、条例自体はですね、変わっておりません。その中の減免条文がございます。規定がですね。その規定の考え方について検討を進めているということでございます。今申し上げました、小学校の学童スポーツクラブでございますが、先日の御意見をいただいたあとに担当課のほうで調査をしまして、9団体あるということで、その内容についても調査をしたところでございます。

以上です。

○副議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） はい。答弁いただきました。まあ減免の考え方という答弁だったと思いますが、やはりですね、このさっきのPTAのやつはですね、PTAが本当に一生懸命頑張っていて、やっぱりこれじゃだめなんだということでされたんですけど、これ今ちょっと初めて聞いてあれなんですけど、そのだれかこう申し入れをされたのか。されたけんしたのか。まあ教育委員会が、部長かだれかが、これいるなて言うて、こういきなりこう降って沸きはしないと思いますけど、出てきたのか。その辺だけちょっと1点だけお願いします。

○副議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） はい。これまでのいろいろな会議といえますか、全員協議会を含めた意見交換の中で、こういったスポーツクラブの減免の話も出てきておりましたので、こちらのほう担当課のほうで詳しく調べまして、今までどれだけの減免措置が取られているのか、そういったところ、長年減免措置の中でクラブチームの運営をされておりますので、その辺は考慮した方がいいんじゃないかと。ただ原則としてはですね、クラブチームでございますので、これは社会体育の一つというふうに考えております。小学校の部活動が31年度から社会体育へ移行するということであれば、その受け皿としてもクラブチームは考えられますので、そういったところで、この4年間の中でですね、その取り扱いについても考えていきたいと。その考えていく中で4年間は経過措置を取りたいという意味でございます。

○副議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） はい。答弁いただきました。まあ経過措置を取るということですね、私は実際ですね、まあ松本議員が横島も野球があるぞと、教えてもらってですね、私は横島のピエドールというクラブがですね、サッカーされているんで、ちょっと行ったときに、そしたらやっぱり松本議員言われたとおり、やっぱり野球をされてい

たんですね。そして、やはりそのされていたピエドールの監督さんだったりですね、コーチだったり、そして聞いたら、やっぱり負担が増になる。野球で言えば5万円ぐらいやっぱり年間負担が出てくるんですよ。そして、野球の保護者の方が言っておられましたけど、私たちはボランティアでやっとしよるで、その中でいっぱいいっぱいの1人1,000円しか取らんで、頑張って保険から何から掛けてしよるというんですね、嘆きとも言われるんですね、悲痛な叫びでした、本当に。やはりですね、そうやって、そして野球をされている方がおられるからこそですね、またグラウンド整備、きれいにされております。やっぱり維持管理の問題でもですね、やっぱりあればさっさんだったらどんくらいお金のかかっとやろなて思えばですね、やはりこういう減免措置はですね、してもらいたいと思います。ぜひですね、部長も1回ぐらいですね、そのクラブを一生懸命されるんですね、保護者の方と話をされてですね、ああこういう気持ちでされているんだというのをですね、感じるのもいいんじゃないかなと思うっております。

まあ今回、まあそこで私が思うのは、今回条例が出ております。6月議会も条例出ました。その条例のまま、また今会議にも条例がかかっております。その中で、私たちも申し上げていたのは、やはりそういうクラブチームまでその減免ができなければ、条例はこれほどがんなるのかというのもですね、私自身はですね、本当に考えておりました。そしてやっぱりこのいろいろですね、また私も文教厚生委員としてですね、またこの使用料金の問題、まだ中身はいろいろあるんですね、金額等ですね。またそれはですね、常任委員会の文教厚生委員のほうでですね、私も一質問が終わったら、常任委員会のほうでですね、またいろいろ伊子部長たちにですね、まあ話をしていきたいなと思うところであります。まあこうやって前向きに考えられたというのは、まあ評価するに値するのかなという思いです。

そしてですね、やっぱり最後に、高寄市長、やはりですね、今回いろいろ出ました。プレミアム商品券の玉名市限定じゃなかった。また、部活動だったりですね、一生懸命しよるボランティアスポーツの方がですね、本当に、何でも子育て切り捨てなのかと、そして、やっぱりどう何でもここにお金を取らなければならないのかというですね、話がすごく多くありました。ぜひですね、市長のきょうの答弁の中のいろんな話を聞いておられるかと思うんで、見解だけお聞かせいただきたいと思います。あのそのいろいろこう市民目線でどうなのかということですね。

○副議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 多田隈議員の再質問にお答えをいたします。

いろいろ今御質問の中に指摘をされたものもございましたし、また行政がやっている中で不備なところも出てきているというような状況もございます。市の職員はそれなりに一生懸命やっているというような状況でありますけども、なかなか最終的には、完

壁にやるというところまで行き届かないというのがまあ指摘をされるところかなというふうに思いますけども、これからも精いっぱい努力してまいりますので、議員あたりのアドバイスをいただきながら、またこういったほうがいいとかいうような指摘があれば御提言をいただければ大変ありがたいなというふうに思います。

以上です。

○副議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） はい。答弁いただきました。やはりですね、本当にきょうはですね、いろいろな質問させていただきました。私もですね、もうやっぱり思いは、玉名市はよくなるほうに、少しでもよくなるほうにと思うことですね、まあ耳が痛かったかもしれませんが質問させていただきました。これはですね、やはり未来ある子供たちのために、また玉名の宝である子供たちの笑顔のために、やはり高崙市長初め、また教育委員会、先頭に立ってですね、学校での安心して社会運動ができるよう強く強くお願いし、私の一般質問を終わります。

○副議長（永野忠弘君） 以上で、多田隈啓二君の質問は終わりました。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 3時46分 休憩

午後 4時01分 開議

○副議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

15番議員 宮田知美君。

[15番 宮田知美君 登壇]

○15番（宮田知美君） 27年度9月議会2日目、5番目、一般質問、市民クラブの宮田知美です。よろしくお願いいたします。

子ども議会が8月18日に開かれ、文教厚生委員として傍聴いたしました。県立玉名中学校を初め、各中学校の方々が執行部を相手に市政への要望や疑問をぶつけられていました。生徒の皆さんも緊張した面持ちでしたが、質問内容は、聞いている人にもわかりやすく、答える執行部の皆さんも本会議より緊張されていましたが、明快に答えておられました。傍聴されている方々も論点がわかりやすく真剣に聞いておられました。一つの質問に対して、質問時間と答弁時間は合計約17、8分でした。お互いに緊張感を持って集中できる時間は約15分から20分と言われておりますので、私も長くないように中学生を見習って疑問点を、改善点をはっきり質問したいと思います。

それでは、質問第1、玉名市に納められたふるさと納税額はこれでいいのか。

出身地など応援したい地方自治体に寄附すると税金が軽減されるふるさと納税は、

2015年から減税の上限が2倍になり、手続きも簡素化されました。これは政府が掲げる地方創生の一環で、地方の各自治体は寄附の増加を期待しています。ふるさと納税による2014年度の寄附総額は142億円と、導入された2009年度から倍増いたしました。その理由として、寄附した人に自治体を送る返礼品の充実があげられます。返礼の品は、農産物や海産物、工芸品といった各自治体の特産物が多く、各自治体にとっては税収増だけでなく、地元の産業や観光PRする格好のチャンスととらえ、各自治体とも頑張っておられます。ふるさと納税による寄附額が多かった自治体、ランキングによれば九州内では、平成14年度に13億円の寄附を集めた長崎県の平戸市、佐賀県玄海町の9億3,000万円、宮崎県の綾町8億3,000万円など多く集められています。昨年度13億円の寄附を集めた長崎県の平戸市は、特産品を特典にすることで経済活性化につながっている。制度拡大を機にさらなるPRをしていきたいと意気込み、地魚や和牛など地場商品の特典をふやす方針のようです。それを農林水産業の振興や観光、教育、子育て支援など住民の生活に充てられています。

そこで、玉名市のふるさと納税額は平成24年度、寄附件数18件、寄附額170万円、平成25年度、寄附件数同じく18件の寄附額223万円、平成26年度は寄附件数61件の寄附額292万円、毎年ふえてはいますが、ふるさと納税寄附金額が多かったところと比べると少し桁が違いすぎるように思います。玉名市においてのふるさと納税額はこのままでよいと思っているのか。

また、改善点はないのか質問をいたします。

○副議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） 宮田議員のふるさと納税額はこれでいいのか、についての御質問にお答えをいたします。

ふるさと納税につきましては、メディアなどで大きく取り上げたことで全国的に寄附額は増加傾向にあります。さらに、民間事業者の参入により、複数のポータルサイトが存在し、各自治体のふるさと寄附金に対する取り組み、PRに対する意識も高まってきているところでございます。このような中、国においては、税控除の限度額の拡充や給与所得者の確定申告が不要となり、ワンストップ特例の導入でより寄附がしやすい制度となったところでございます。

まず、本市の寄附金の実績でございますが、宮田議員も言われたとおりに、平成26年度は県内5名、県外56名の方から総額292万円の寄附をいただいております。また、本年度から1万円以上3万円未満の寄附をされた方に対し、玉名市6次産品を、3万円以上の寄附に対し、イチゴやミカン、トマトなどの地元農産物を御礼として送っておりますが、残念ながら寄附金の増加にはつながっていない状況でございます。市内

外の方から積極的に寄附金を受け入れることが財源確保だけではなく、多くの方に市の施策に共感をいただき、協働で施策を進めていくという観点からも大切な取り組みと考えております。

そこで、本市といたしましては、寄附者の利便性の向上のため、インターネットを利用したクレジットカードによる寄附金の受け入れと、また、地域経済の活性化のため、お礼の品の企画、開発、あるいは効果的な情報発信のため、インターネットによる本市のアピール等を一括して民間業者に業務委託するため、本議会にキラリかがやけ玉名応援寄附金推進事業業務の債務負担行為の補正をお願いしているところでございます。平成28年4月からの業務委託により、これまで継続して寄附されている方に加えて、新たな寄附者層に対し、本市をPRし、関心を持っていただくことでふるさと納税額の増加を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（永野忠弘君） 宮田知美君。

○15番（宮田知美君） はい。今部長のほうから今までの施策ではなかなか寄附金が集まらないというようなことで、今度はいろんな施策を投じ、民間業者の方にコンサルなどを入れてですね、コンサルかどうかわかりませんが、そういう方に知恵を拝借してですね、納税額を高めたいというようなことでした。やはりですね、このふるさと納税というのはですね、今までの寄附金というか、そういうのと扱いが少しみんな違うように、各自治体もはまり方がですね。そのやはり人口減少などでですね、なかなか自主財源が上がらないというようなところでですね、こういったところに頼りながら、こういうところに力を入れながらですね、やっているところが多いと思いますので、ぜひ来年度、再来年度はですね、一気に1億円、2億円というふうにはならないと思いますが、頑張っていかれるようお願いいたしておきます。

ちなみにですね、玉名市における今年の当初予算はですね、市税や使用料、手数料などのですね、人口減などによりですね、自主財源は先ほど言いました、かなり減って当初予算組んであります。交付税などの国、県からの依存財源にですね、頼った形になっております。ですから、玉名市もですね、ちょっとインターネットなんかで見ますとね、玉名市のその寄附金の額はですね、当初予算の中で100万円しかつけてないですよ。ところが、この長崎県の平戸市はですね、市民税の収入が大体10億5,000万円ですよ。して寄附収入もですね、今年度はですね、同じくですね、10億円ぐらい上げてあつとですよ、もう。ということはもう20億円自主財源としてあげてあるのと似たようなもんですよ。ということは、かなりその自分たちの、その尾がついてないですね、そういう補助金とは違ってですね、自分たちで使えるというお金がもう20億円ぐらいあるというようなことですので、しっかりですね、その辺のところも頭に入

れて、腕のみせどころだと思いますので、頑張ってくださいと思います。

[15番 宮田知美君 登壇]

○15番(宮田知美君) 少子化対策として第3子は3歳以上児も無償化へ。

さて、今年の4月から子ども子育て支援制度が始まりました。都会の待機児童解消のために認定子ども園も新設されました。今まで保育料の算定方法は所得税による算定でしたが、新制度では、市民税にかわり算定されるようになりました。また、以前の所得税による算定の場合は、扶養している子どもの数に応じた額を控除した上で所得税を再計算されていましたが、いわゆるみなし控除です。こうした取り扱いから所得税から市民税に変わり、行なわないことになりました。よって、子どもの数が多いほど優遇されていた御家庭が多くなっても優遇制度が生かされなくなりました。少子化には幾つもの原因があります。なかなか結婚しようとしめない昨今の男女や晩婚化などがありますが、その中において、若いときに結婚された方は以外と3人、4人と持たれています。これが玉名市の危機的な少子化をぎりぎりのところで支えているといっても過言ではないと思います。よって、地方の各自治体も子どもの多い世帯や低所得の世帯には優先的に支援をされています。午前中、吉田議員が少子化対策事業として有効な政策を紹介されています。アメリカ、ロシア、フランスは半世紀前、少子化に直面したが、2人以上持つ家庭の家族手当拡大、3人以上持つ世帯への大幅な所得税減税などが導入され、子どもを多く持てば持つほど有利なシステムと言われ、少子化を改善していると紹介されました。現在、18歳未満のお子さん3人以上の多子世帯では、第3子以降も3歳未満児の保育料は、国の施策に加え、熊本県多子世帯子育て支援事業により無料となっています。これは少子化対策として非常に効果のある政策だと保護者の方々も保護者負担の軽減として感謝されています。玉名市も保護者負担の軽減策として、子ども3人以上の多子世帯家庭には、今の3歳未満児の保育料無料化に加えて、3歳以上児も幼稚園や保育園などの幼児教育無償化として支援していくべきだと思いますが、見解を伺います。

○副議長(永野忠弘君) 健康福祉部長 村上隆之君。

[健康福祉部長 村上隆之君 登壇]

○健康福祉部長(村上隆之君) 宮田議員の少子化対策として第3子は3歳以上児も、保育料無料化にしてはどうかという御質問にお答えいたします。

保育料の算定につきましては、これまで原則として、宮田議員が先ほど述べられましたとおり、御両親の所得税を基準といたしまして計算されておりました。平成27年度からスタートした新制度では、御両親の市民税、所得割課税額を基準として計算されます。また、従来は扶養している子どもの数に応じた額を課税所得から控除した上で所得税を再計算する、いわゆるみなし控除をしておりましたけれども、こうした取り扱いは行なわないことということになっております。このことによる保育料の影響について

でございますが、平成26年度と27年度の保育料を在園児で比較した結果、対象者1,386件のうち、同額が595件、増額が353件、減額が438件となっております。新制度における保育料算定は、同じ所得額では極力同じ階層に、区分になるよう階層を設定しております。

また、市民税の所得割課税額については、扶養の人数に応じた非課税基準所得額が設定されており、中低所得者におきましては、算定方法の変更による大きな影響はなかったものと考えております。

次に、第3子以降の完全無料化についてでございますが、現在は18歳未満のお子さんが3人以上いる世帯について、3人目以降の未満児、0歳から3歳未満1人につきまして保育料を無料化しているところでございます。第3子以降の完全無料化を実施した場合、本年度で試算してみますと、約5,500万円の財源負担が新たに発生するところでございます。これまで本市におきましては、国基準階層の細分化による負担軽減、国基準保育料から平均で約40%の軽減を行なっている状況でございます。本市の財政状況や国・県の動向を見据えながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（永野忠弘君） 宮田知美君。

○15番（宮田知美君） はい。今部長から答弁があり、3人以上の多子世帯で3歳以上児の方を無料化した場合は、5,500万円の負担になるというようなことで非常に市にとっても大変負担増になるというようなことでありました。市としてはですね、国の基準から40%の軽減をしている。しかしですね、この確かに、数字で今こうぱっぱと言われるとですね、大変だなと、軽減もしてある、そしてまた負担増も5,500万円ある。ところがですね、やはりその先ほちょっと冒頭に言いましたが、要は、玉名市にしても、ほかのところも今現在、結婚しておられる方々にかなり依存しているんですよ。だから1点、その方たちだけだとですね、2.1ぐらいいっとですよ。それと結婚していない人までいれると1.2とか3とかに下がるわけですよ。だから、今の結婚されて、若いうちに結婚された方というのはかなり何だって3人、4人というように産んでられるわけですよ。ですから、前の所得税のやり方というのがで計算すると、先ほども言いましたように、その3人目、4人目が持たれたらそこそこですね、軽減措置があつて、熊本県の場合は無料になったり何かしている。保護者負担が軽減されております。しかし、今のその市民税というのは、部長がおっしゃられましたように、まあその何人子どもさんを持つのがですね、あまり軽減されないようなシステムになっております。その辺のところをですね、市として考えられてですね、やっぱりお母さんたちの負担がないようにですね、やっぱりしてあげて、そして玉名市の子供たちの数をですね、ある一定程度確保するというようなことというのは必要な施策かと思っておりますので、よろ

しくお願いいたします。

もう県内ではですね、八代市や宇城市などがこういった問題からですね、所得税から市民税に変わったということで、理由でですね、多子世帯の3歳未満児を3歳以上児まで無料化されているところがありますので、まあその子育て支援の一環としてはですね、ほかにも玉名市は医療費無料化であるとか、中学3年生まであげるとか、いろいろやっておりますが、この辺のところも、この人口減というですね、非常にこう危機たるものの中ではですね、選択と周知をされてですね、こういったところに大にこう出費かさむかと思いますが、頑張っただけでですね、玉名市で子育てしてよかったと思えるようにですね、幼稚園の生徒や保育園の園児のお母さん方にもですね、安心して働いていけるように施策のほうをよろしくお願いいたします。

[15番 宮田知美君 登壇]

○15番（宮田知美君） 3番目、小島橋からJR鹿児島本線をまたぐ高架橋及び踏切の設置について質問したいと思います。

以前もこの質問はいたしました、近ごろは一段と小島橋までの農道尾田北牟田線が開通して以来、竹崎地区にも信号がついて以来、非常に利用しやすくなったということで交通量も多くなりました。しかし、鹿児島本線があり、左右どちらかに迂回し、2トントラックなどは非常に無理をします。狭い住宅街を通るために非常に危険な状態です。

第1案の高架橋につきましては、平成13年度に都市計画道路網の調査において、高架橋をかける検討をされましたが、費用面などで実施に至っておりません。

踏切などの第2案、踏切の設置につきましては、これ私だけの独自の調査なんですよね、実は。私の今の玉名駅には、以前のような6両、8両編成の特急や急行は停車しません。2両編成の電車です。よって、プラットホームは少ししかいらないと思うんですよね。高架橋が高額でかけられないのなら、ハードルは高いと思いますが、プラットホームを半分にして踏み切りを設置してはと思います。意外とですね、小島橋のほうからまっすぐ下って信号を突っ切りましてですね、ミカン倉庫の横を通って鹿児島本線の前に立ちますとですね、意外といけるじゃないかというふうになるんですよ。プラットホームはちょっともう打ち切ってもですね、玉名駅ずっと右側なんです、駅は。電車もそこまでしかとまらないです。だからずっとあいているんですよ。ですから、こういうのもですね、いわゆるちょっと検討していただきたいなと思います。交通量増加による危険回避のためと菊池川左岸地区の住宅増や産業の利便性などを踏まえた発展のために小島橋からJR鹿児島本線をまたぐ高架橋及び踏切の設置については、ぜひ再度考えるべきと思うが、市の見解をお伺いいたします。

○副議長（永野忠弘君） 建設部長 磯谷 章君。

[建設部長 磯谷 章君 登壇]

○建設部長（磯谷 章君） 宮田議員御質問の小島橋からＪＲ鹿児島本線をまたぐ高架橋及び踏切の設置についてにお答えいたします。

小島橋からＪＲ鹿児島本線を高架橋でまたぐ計画につきましては、以前、市南部方面からＪＲ玉名駅へのアクセスの一つとして、将来の幹線道路網のあり方の中で検討した経緯がございます。しかしながら、小島橋から鹿児島本線をまたぐ高架橋につきましては、高低差もあり、駅周辺の道路との取りつけが難しいことや、莫大な費用が想定されるなどの課題があり、計画を断念したところでございます。

また、踏切設置につきましては、小島橋からの沿線上がちょうどＪＲのホームになりますので、現実的ではないと考えております。

今後につきましては、小島橋から六田・松木地区を東西に走る市道松木六田線に取りつく市道改良等の検討を行ないまして、現在事業を進めております小浜繁根木線へ連結し、国道２０８号や市街地へのアクセスが向上するよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（永野忠弘君） 宮田知美君。

○１５番（宮田知美君） 今部長から答弁をいただきまして、ちょっとがっかりしたところでございます。がっかりじゃなく、がっかりですね。現実的ではないと、踏切は。じゃあですね、ちょっと今市が進めてられるですね、この小島橋を渡って左右どちらかに行く、その市が計画している小島橋から六田松木地区に抜ける市道の改良をして、松木地区道路というのかな、あれを通して砂天神のほうに抜けていく道路をこう改良するというようなことだろうと思います。そのそこまで抜けるまでのですね、あの九州プラスチックだったかな、あそこの横とか、例えば向こう側のせぎきクリーニング店の前とかですね、ああいうところを通りながらまあその六田地区の道路に出ると思うんですが、松木地区のですね。その道路に出るための３００メートルぐらいといいますか、その辺のところというのは、道路の幅というのはトラックや大型車も通行できるぐらいになるのか。また、そういうのを今から検討しながら完成するというのはいつごろなのか。再質問したいと思います。

○副議長（永野忠弘君） 建設部長 磯谷 章君。

○建設部長（磯谷 章君） 再質問にお答えいたします。

市道改良の幅員につきましては、車両が離合できるよう６メートルの幅員を確保したいと考えております。また、整備時期につきましては、まずルートの選定を行ないまして、その後計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（永野忠弘君） 宮田知美君。

○15番（宮田知美君） はい。道路幅は6メートルと、完成については、まあ今からルート確定や、またその辺のところとの交渉やそういったものがあるのでまだ見込みはつかないということだと思います。

小島橋から説明の道路をですね、まあこういうふうにかう頭で描かないとわからないんですが、小島橋から説明の道路を使用すればですね、南のほうへ行く。いわゆるその砂天神のほうに行くというのはですね、南のほうへ行くのは確かに便利になると思います。しかし、玉名高校方面はですね、玉名市の中央方面にはやっぱり迂回でしかないわけですね。で、こういうその高架橋をつけてほしいとかですね、どうしてもあそこをこう真っすぐ行きたいなと思ったのはですね、やはり天水から河内を通過してですね、田崎に行ったときに、新幹線とか、田崎橋の高架橋をですね、目の当たりにしたときに、あそこの西里ぐらいからですね、先は川尻までですね、高架橋ばあつと行つとるわけですね。あの延長線というのは、多分10キロとか20キロの世界だと思うんですよ。ほすと、それを見たときですね、玉名のこの小島橋渡って、肥後銀行のほうまで抜ける鹿児島本線ですね、渡る幅というのは、道路の延長幅というのは500メートルもないと思うんですよ、300メートルぐらいだと。何十分の1だと、ある意味何百分の1、いわゆるそれぐらいしかないような感じがしたのでですね、これは最後ですね、頑張ればどうにかなるんじゃないかなと、自分の中でこう妄想したような感じなんですけど、ただいろんな人にですね、私が尋ねてみたり、聞いたりするとですね、やはりその真っすぐ小島橋渡って、菊池川左岸地域とですね、街部との一体感を感じるためにはですね、やっぱり一直線に接続させる必要があるというようなことを皆さんおっしゃいます。

ですからですね、そこでですね、私なりにちょっと見解を述べさせていただきますと、玉東町のオレンジタウンがあと1区画残っていますよと、ラジオ等でPRしていました。購入される方には、転入して購入される方には50万円、中学生以下の子どもさん1人につき20万円、2人いれば40万円、さらに、地元の業者があそこに建築すれば1平方メートル1万円、40平方メートルであれば40万円、ざっと計算しますと大体140万円を補助しますと。その他幾つかの特典をつけて人をふやし、担当に聞きますと、小学校の統廃合など行なわないなど人口増に懸命なんですと。それなぜかというところですね、何年か前に消滅する市町村のリストに載ってたんですよ。ですから、生き残りをかけてやられると。だから必死なんですよ。じゃあ隣の玉名市、ここはどうかと。玉東町と何メートル離れとっとか、隣同士ですね。環境も一緒だと思うんですよ。その中で、やはりこの人口対策やそのそういったものに対してですね、玉名市はどうかと。小学校の統廃合など玉陵地域も含むなどですね、小学校の統廃合など

天水今後含まれてきますが、地域のリストラを進めている玉名市は、人口減や少子化対策を怠っているようにしか私には思えない。特例債の期限や交付税の減額も目の前で。玉名市の地域全体の発展のためにも道路整備や天水、横島や玉陵地域など、各地域に5区画ずつでも新規住宅建設用地確保など、人口減少対策を具体的に市民に見えるように、必死に進めないで手遅れになります。

これはですね、玉名市は、将来の人口予測をし、少子高齢化や人口減少を踏まえ、昨年示された国のまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、活性化策を探る市総合戦略審議会というのを今年度発足させておられます。玉名市はされてますね。5回程度開く中で1回目の会合がっております。若者を定住させ、雇用環境や未整備などの意見も出ており、熊本県立大学の小泉会長も多様な分野の意見を集め、玉名型の施策を提案したいとのことですので、この玉名市の人口減や地域の発展のためにはですね、新市計画の変更も視野に入れてですね、行なってほしいと思います。

私もですね、これからこの橋だけじゃなくてですね、賛同してくださる市議会議員の皆さん、そして県会議員、国の議員の先生方と連携をとりながら、要望して、これから先も要望していきたいと思います。執行部の方々にも、ぜひ今は遠くにいる子や孫たちがそばで、玉名市で、そばで暮らせるように御尽力、またこれから先も努力していただきたいと思いますので、御協力のほど切にお願いいたしまして、私の一般質問を終了いたします。

きょうからその小島橋のただ鉄橋を、高架橋をつくる、踏切をつくるというのはですね、私にとっては始まりですので、よろしく願いいたします。

これで一般質問を終わります。

○副議長（永野忠弘君） 以上で、宮田知美君の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明10日は定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 4時41分 散会

第 4 号

9月10日 (木)

平成27年第4回玉名市議会定例会会議録（第4号）

議事日程（第4号）

平成27年9月10日（木曜日）午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 1 6番 西川 裕文 議員
- 2 12番 近松 恵美子 議員
- 3 8番 内田 靖信 議員
- 4 9番 江田 計司 議員

日程第2 議案及び請願・陳情の委員会付託

散 会 宣 告

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 1 6番 西川 裕文 議員
 - 1 新玉名駅周辺の開発について
 - (1) 新玉名駅のホーム無人化計画があるが、JRに要望するより、市として利用者数向上のため周辺整備が必要と思うが、市長の思いを問う
- 2 12番 近松 恵美子 議員
 - 1 6次産業について
 - (1) 玉名市の6次産業の実態について
 - (2) 今後の方向性について
 - 2 玉名市を元気にする公共施設のあり方について
 - (1) 市民活動の実態について
 - (2) 施設のあり方について
- 3 8番 内田 靖信 議員
 - 1 特別顧問制度における運用・公金支出等の適否について
 - (1) 特別顧問制度設置における行政内部での検討・協議は
 - (2) 特別顧問選任基準と出席状況について
 - (3) 議会への報告を怠った理由は
 - (4) 市長マニフェスト「チェンジ玉名」への助言・提言は私的機関で行なうべきでは
 - (5) 特別顧問制度における総支出額と公金支出の違法性について
 - (6) 3月定例会時の全員協議会における市長発言の真意は

4 9番 江田 計司 議員

- 1 高寄市長の施政方針を問う
 - (1) 特別顧問について
 - (2) 市の公共用地の利用について

日程第2 議案上程

議第118号 平成27年度玉名市一般会計補正予算(第3号)

日程第3 提案理由の説明

日程第4 議案審議(質疑・討論・採決)

日程第5 議案及び請願・陳情の委員会付託

散 会 宣 告

出席議員(24名)

1番	北本 将幸 君	2番	多田隈 啓二 君
3番	松本 憲二 君	4番	徳村 登志郎 君
5番	城戸 淳 君	6番	西川 裕文 君
7番	嶋村 徹 君	8番	内田 靖信 君
9番	江田 計司 君	10番	田中 英雄 君
11番	横手 良弘 君	12番	近松 恵美子 さん
13番	福嶋 譲治 君	14番	永野 忠弘 君
15番	宮田 知美 君	16番	前田 正治 君
17番	森川 和博 君	18番	高村 四郎 君
19番	中尾 嘉男 君	20番	田畑 久吉 君
21番	小屋野 幸隆 君	22番	竹下 幸治 君
23番	吉田 喜徳 君	24番	作本 幸男 君

欠席議員(なし)

事務局職員出席者

事務局 長	吉川 義臣 君	事務局 次長	堀内 政信 君
次長 補佐	松下 匡 君	書 記	松尾 和俊 君
書 記	富田 享助 君		

説明のため出席した者

市 長	高寄 哲哉 君	副 市 長	斉藤 誠 君
-----	---------	-------	--------

総務部長	西田美德君	企画経営部長	原口和義君
市民生活部長	上嶋晃君	健康福祉部長	村上隆之君
産業経済部長	吉永訓啓君	建設部長	磯谷章君
会計管理者	北本義博君	企業局長	宮田辰也君
教育委員長	桑本隆則君	教育長	池田誠一君
教育部長	伊子裕幸君	監査委員	坂口勝秀君

午前10時00分 開議

○議長（作本幸男君） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（作本幸男君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

6番 西川裕文君。

[6番 西川裕文君 登壇]

○6番（西川裕文君） おはようございます。ありがとうございます。一般質問3日目と、トップバッターを務めさせていただきます、6番、新生クラブ、西川裕文です。

まずは、先月8月25日早朝6時すぎ、945ヘクトパスカルと、台風15号が荒尾市付近に上陸いたしました。平成3年の台風19号まではありませんでしたけれども、それに近い勢力でしたので、本当にあの心配をしておりました。台風の目に近かったことや、進行の速度が速かったということなので、被害のほうは最小限に留められたというふうに思いますけれども、農作物に限れば、ちょうどあのトマト、ミニトマトは植え付けの前だったと。またあの稲のほうも、今もう穂が出とりますけれども、穂が出る前だったというふうなところでですね、もし今の時期に来とけば、ほんとにまあ、こういう状況じゃなかったかなというふうに思います。

またあの、ところが個別個別にですね、見たときには、樹齢300年を超える地元のお寺の楠が倒れたり、もうあの総務のほうも大変だったと思いますけど、道路への倒伏、樹木の倒伏はほんとに至るところにありました。

また、家の破損とか、ハウスのビニール又はガラスハウスの破損、まあ梨・栗は少ないですけども、野菜関係もちょっとした、ちょっとしたと失礼になりますけれども、アスパラガスとかきゅうりとかですね、私の園もそうですけれども、みかんの木の倒伏等々も見受けられて、個人個人、全体的にはそのそれまで被害なかったと思いますけれども、個人的にはそれぞれやっぱり被害に遭われた方々もいらっしゃると思います。心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

そしてもう一つあの、一昨日ちょっと話がありまして、防災無線の話がありました。上陸前日の防災無線の中で、「あすの資源ごみの回収は台風接近のために行ないません」というふうな防災無線がありましたけれども、なかなか言葉が聞き取れずに、結果的にあの資源ごみが多く出されとったというふうなこともありました。今後あの、それぞれの家庭の情報の伝達が的確に行なわれるように、平成30年のデジタル化も含め

まして、安心メール等々の含めて、より検討していただくように、お願いしたいと、要望したいと思います。

ちょっと前置きが長くなりまして、それでは、一般質問を行ないます。

今回は一つだけ、新玉名駅周辺の開発について、質問をいたします。

一般質問の1日目、松本議員さんのほうからありました。昨日、城戸議員さんのほうからありましたので、重複するところもありますけども、私なりに質問いたします。

7月19日の熊本日日新聞に突然、「九州新幹線新玉名駅ホーム無人化」の記事が掲載されました。本当に驚きました。そして、8月3日、議会の全員協議会の中で、JR九州より内容の具体的な説明が行なわれました。

新玉名駅の開業並びに九州新幹線全線開通は東日本大震災の翌日、2011年3月の12日だったというふうに記憶しております。ちょうどあしたが9月11日ということで、東日本の大震災より丸4年半になるわけですけども、当然あの新玉名駅の開業も、開業して以来、丸4年半になります。ちなみにバイパスのほうですけども、国道208号の玉名バイパスの開通については、同じ年の2月26日だったというふうに思っております。

本定例会の初日、高崙市長のあいさつの中で、新幹線新玉名駅につきましては、19市町村、33万人の要請でできた駅であるというふうにおっしゃられておりました。そのとおりで、平成8年4月27日に九州新幹線早期実現新玉名駅設置総決起大会が開かれております。

当時、私自身も青年会議所の会員として運動しておりました。また、高崙市長も当時はまあかなり、今より若い市長だったです。あ、今、その時は市長じゃありませんけども、現在の玉名市長の高崙市長も、その平成8年以前から、積極的に誘致活動をされとったというふうなところを、話を聞いております。

このような経過を経て、今の新玉名駅があります。本来、JR九州の大牟田と熊本の中にはなかった駅です。高速鉄道を考えた場合には、当然もう大牟田から熊本までというふうなところで、新玉名駅は計画にはなかったと。

ところが当時玉名市民の皆さま初め、城北の皆さんの思いが、期成会を通して、JR、国を動かしてできた駅であります。JR九州の説明会の、説明の中にもありましたように、現在の新玉名駅の乗降客数は、乗りおりですね。合わせて1日、乗りおり合わせて約1,200名程度だというふうなところのお話を聞きました。

ちょっと全国的に調べてみましたところ、なかなか全国的には公表してありません。東日本ぐらいしか、乗降客数の数は示してありませんけども、公表してある駅と比較しましても、実際に片手の中に入るぐらいのお客さんの数みたいです。中には1日600人弱の駅もありますけども、その次にくるのが新玉名駅のように感じました。

一般質問のきのうまでの2日間で、新玉名駅の駐車場問題について、各それぞれの議員さんのほうから質問がありましたけども、その答弁の中で、高寄市長は新玉名駅は本来、JR九州当初の計画の中にはなく、新駅設置を求める期成会の運動を通してできた駅であり、城北20市町村の住民の皆さまの利用のために、駐車場の無料化があるというふうなところの意味合いで私は受け取りましたけども、これについては私も同感ではあります。

で、今回のホームの無人化ということです。まあ議会のほうも意見書を議決しまして、国交省、県、そしてJR九州への見直しを求めました。ここで、JR九州が示した新玉名駅ホーム無人化に対して、この原因は何かと考えたときに、やっぱり先ほど申しましたように、やっぱり利用客がなかなか伸びないと、いうふうなところにあるのじゃないかなというふうに思います。

それでは、その利用客をふやすためにどういう努力をしてきたかと。今現在駅前にはきのう城戸議員もおっしゃられたように2つの企業ありますけども、駅周辺の開発等をどしどし行なってきたかと。駐車場に関しては何度も討論をしてきましたけども、それ以外について、それではもう具体的ないろんな行動を起こしてきたかということに対しては、ちょっと疑問を私自身、私たち自身も疑問を持ちます。

平成18年2月9日の当時潮谷県知事と、当時の市長の島津市長によって交わされました県市協定、駅周辺の整備計画等、今現在無視しているような状況ではなからうかなと思います。ホーム無人化に対して、JR九州に対してはいろいろ言ってますけども、ホーム無人化の責任ちゅうのは、深く考えれば、市長、それから私たち議会にあるのではなかのかなとそういうふうに思います。

そこで市長への質問です。新玉名駅利用者数向上のために、駅周辺の整備が必要であると思いますけども、市長はどのように具体的に考えておられるか伺います。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

〔市長 高寄哲哉君 登壇〕

○市長（高寄哲哉君） おはようございます。西川議員の質問にお答えをいたします。

九州新幹線新玉名駅は、城北の地に新新幹線駅を、という県北の33万人の熱い思いから、昭和60年7月に官民一体となった、九州新幹線新玉名駅誘致期成会が結成をされました。14年間にわたる懸命な誘致活動を行なった結果、当初計画駅として認可が実現したものでございます。

九州新幹線新玉名駅のホーム無人化の計画につきましては、当初全国の新幹線駅では前例のないホーム無人化が、なぜ新玉名駅なのかというふうに驚いて、憂慮したところでございます。

また市民を初め、近隣住民や日ごろ新幹線を御利用いただいている皆さんの御不安、

御心配の気持ちはいかばかりかと推察をいたしたところでございます。

その後、数回にわたってＪＲ九州からホーム無人化計画の詳細な説明を受けておりますが、計画は九州新幹線の全線開業の前から検討され、安全運行のためどのような設備が必要なのが十分に検討されたことに加え、九州新幹線１２駅の中で、安全設備が設置しやすいホーム構造であることや、必ずしも他の駅に劣っているとは思っておりませんが、乗降客数、乗客数の比較により新玉名駅を選んだとのことでした。

今後は、ＪＲ九州に対して計画の実施時期の延期や、徹底的な安全対策を図ることを文書で要望する予定をいたしております。

議員御提案の、利用者数向上のための新玉名駅周辺整備につきましては、これまでの議会におきまして答弁をいたしておりますが、県と締結いたしております新玉名駅周辺地域等の整備に関する協定書を基本に、県北の玄関口にふさわしい都市空間の形成を目指して、民間事業者の具体的な動きに誠意を持って対応し、積極的な支援をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 西川裕文君。

○６番（西川裕文君） はい。答弁をいただきまして、ありがとうございました。

市長のほうから今、周辺整備については県市協定に基づいて、対応していくというようなどころでの漠然とした答弁をいただきましたけども、私も議員になって、まるまるまだ２年たちませんが、駅の駐車場に関してはいろいろな面での話はありましたけども、今回初めてあの県市協定の中身も見せていただきました。

それからあの、新玉名駅の周辺地域と整備基本計画等々の中身も、詳しくではありませんけども見させていただきました。そういうのが、話には聞いておりましたけども、どういうふうにあったかというのがわかった次第ですけども、再質問を一つ。

先ほど申しましたように平成１８年２月９日に、県市協定がなされておりますけども、現在も知事も代わられましたし、市長も当然もう高寄市長になっておられます。

まああの、傍から見ますと、あまり県市協定については重要視をしておられないような感じを受けますけども、市長の答弁をお願いいたします。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 西川議員の再質問にお答えいたします。

県市協定を無視しているというような言葉じゃなかったかというふうに思いますが、行政は常に継続をいたしておりますので、過去のいろいろな協定とか、あるいは契約とか、というようなことにつきましては、すべて継続的に実行していくということが筋じゃないかなというふうに思っておりますので、決して無視しているということではなくて、やはりそういうものを基本にして、すべてが行なわれているというこ

とで御理解いただきたいと思います。

○議長（作本幸男君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） はい、ありがとうございました。

今市長のほうから答弁いただきまして、県市協定について思いがあるというふうなことで答弁いただきました。はっきり言いましてほっとしました。

先ほど申しましたように、行政並びに議会のほうもやっぱり開発については、あれだけの基本的ないろんなもろもろの計画をする中で、まだ2つしか企業がきてないと。そういうところの、本当に、県市協定の中では県北全域の活性化に向けて、新玉名駅の駅前広場の整備とか、ユニバーサルデザインの理念に基づいた周辺施設の整備、周辺地域への民間機能導入並びにアクセス道路の構築とか、まあ定住の促進、企業誘致等々の文言が盛り込まれた協定書になっております。そして、具体的な整備の基本計画ができております。

これが基本になっておりますので、今後もやっぱりこれを発展するというので、持っていく必要が出てくるというふうに思います。また、新玉名駅周辺の整備についてちょっと、個人的な意見を述べさせていただきたいと思います。

先ほど申しましたように、協定書の中にある整備計画の中に基づいておりますけども、まず一つ、これはもう市民会館についてはきのうもその前もありましたけども、今の現状の市民広場におきましては、景観も含め、またこの道路ですけども、今あの前は乗用車等々だったですけども、今はもう大きなトラック等々もどンドン通るようになって、交通量もふえております。

そういう問題もあって、例えばきのうあの田中議員さんが、上を通る歩道橋等々の話もされましたけども、年配の方々等々が来られるときはもう無理だと。やっぱりそういうところで、ぜひあの、計画の中にある、交流施設計画の3.2ヘクタール、この場をやっぱり当初の計画、公共ホールとしての整備ということで考慮、考えてもらうように要請をしたいというふうに思います。

また、駅周辺35ヘクタールにつきましては、バイパスも通っておりますし、県が整備しております玉名立花線、それから、またきれいになってきております玉名八女線等々もありまして、交通の要所でもあります。

協定書の中にもありますように、定住促進のための取り組み、例えば玉東町のオレンジタウンのような、やっぱり都市型住宅地域とか、またあの逆にこう企業誘致をするための場づくり。それから、観光等の交流拡大。それから今、玉名の中央病院の問題等々もありますけども、中央病院。そういうこともやっぱり考えていけば、いいんじゃないかなというふうなところで思います。

もう一つですけども、今サッカー場の建設問題等々がありますけども、サッカー場の

建設の場所についても、この地域とか、あるいは地域医療センターの北側に今山砂を取った、採取した跡地があるというふうに聞いておりますので、そういうところでやっぱり新幹線駅を活用するといいますか、やっぱりそういうことも考えていただければどうかというようなところを個人的に思っております。

これについて、市長の、突然になりますけども、今現在での思い、御意見について伺いたいと思います。

○議長（作本幸男君） 市長 高崙哲哉君。

○市長（高崙哲哉君） 西川議員の思いというものを今示されましたけども、やはり、いろいろ行政を進める中で、現実的に、ああこれはできるとか、これをやれば成功するとか、これをやれば市民が喜ぶとか、まあいろんなものがございます。

今言われた中で、いろんなことがございましたので、現実的やはりできるものもあるだろうというふうに思いますので、そういうものにつきましては、まあ我々今後努力をしてみたいというふうに思います。

以上です。

○議長（作本幸男君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） はい。あの選択肢の中にですね、これだけのやっぱりすばらしい地域、場所があるというところを、もう一度やっぱり、私自身も反省しておりますけれども、やっぱり確認をして、まあこの地域を、このほんどこ見える場所ですね。あの新幹線玉名駅がなかなか、ただ通過、新幹線通るだけで何もなかごとなってしまう。新幹線玉名駅があるだけで、やっぱりこれだけのバイパスも含めて、流れができると、人のつながりができるといいうところはありますので、今後とも、今後っちゅうか今後ともじゃなくて、今後やっぱりこの地域重視したところのまちづくりも考えていただきたいというふうに思います。

それから、どうしてそういうふうに言うかという、今県北の広域本部というのがもうメインは菊池市になりました。税務関係、ちょっとした手続き等々できますけども、今までできとったやつが玉名の振興局ではできない、わざわざ菊池まで行かんといかんという人も中には、多くではありませんけども、そういうふうなところがあります。

県の施設については、玉名市には高校ぐらいしかないんじゃないかなというふうに思います。ぜひ、県市協定というふうなところの、逆につながりをですね、強めていただいて、こちらから働きかけを持って行って、玉名市にいろんな面で県からも、県に要請ができる、県からもいろいろ来ていただくと、そういうふうなところの検討も今後していただきたいというふうに思います。

それから、もうあの質問は以上で終わりますけども、ちょっと忘れておりました。

ええとこれはもう個人的なところになりますけども、400メートルのトラックの

ほうはまあ桃田の運動公園でお願いしたいと、これは個人的です。

最後になります。今回合併10周年を迎え、次の10周年、合併20周年に向けて玉名市総合計画の策定がなされます。この10年は、最初の総合計画に基づいて行なわれてきたと、基本はですね。そのあとそれぞれの項目については、それぞれがまた部ごとに検討なされて、行動計画をとられてますけども、今回、次の10年に向けての総合計画づくりになります。玉名市としては第2版目になるというふうに思いますけども、玉名市民の皆さんそれぞれのすばらしい力を持っておられますので、ぜひ市民の皆さま方の意見も集約しながらですね、すばらしい総合計画にこれもう、部長にもお願いをしますけれども、知恵を出し合って、県北の雄として九州の中心、日本一いや、世界一の玉名づくりのために、夢あるビジョンづくりがこの計画にあると思います。

当然あの市長が先ほど申されたように、実行できることでないと、夢や幻ではできないということはわかりますけども、その中にも少しでも目標がより高くなるような計画づくりをしていくように期待しております。

自分も、そういうふうなところの中に入ってくるわけですけども、そういうところで、次の10年の玉名づくりのために、この計画をまた広めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、西川裕文君の質問は終わりました。

引き続き、12番 近松恵美子さん。

[12番 近松恵美子さん 登壇]

○12番（近松恵美子さん） おはようございます。西川議員が11時過ぎまでされるだろうからと期待してたので、突然来ましたので、私、心の準備がちょっとできてないんですけど、よろしくお願ひします。

合併10年しまして、あの本当になんか一つの玉名になりつつあるかなということを感じる昨今になります。合併当初は私たちが大切に、それぞれの各町が、大切にしてきたものがいきなり失われたり、そういうことに対するいらだち、悲しみでいっぱい、私は庁舎に来るときは当初戦闘モードで来てたんですけども、10年の月日がたちましたら、よくよく考えてみますと、ここにいらっしゃる一般職の部長さん方、皆さまご立派ですので、私より年上と思ってたんですけども、今になってみると、私が一番年上になってしましまして、もちろん部長さん方の中ですけども。これからはそういう戦闘モードじゃなくて、やはり職員の皆さんとともに、私を応援してくださる方々の声をいかに上手に届けていくか、そして職員の皆さん方が誇りを持って、生きがいを持って、そして仕事に取り組めるかという形で応援していきたいという気持ちに、合併10年してなってまいりました。しかし、一番大事な目の上のたんこぶであるという、そういう

存在をしっかりと大事にしながらやっていきたいというふうに思っております。

ではさっそく質問いたします。

今日は、6次産業についてということと、玉名市を元気にする公共施設のあり方について、質問いたします。

私、漠然と玉名市がしてる6次産業というものを、ずっと大丈夫なんかなと思いついてまいりましたけども、改めて国がどういうふうに考えているかということ調べてみたら、平成22年に地域資源を活用した農林漁業者などによる新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律というのが、平成22年に公布されているということです。

そしてこの事業の目的、法律の目的は農林漁業の経営改善、そして国内農産物の消費拡大、農林漁業者の事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出などに関する施策などなど、まあ簡単に申し上げますと、農漁業者の所得向上、地域の活性化、その結果、食料自給率が高まることなどを目的としたものです。これを略して、6次産業化法というのだそうです。

この法律ができる過程でいろいろ議論があったようで、つまり、国内の農産物を消費してもらいたい、地産地消、地元でできたものを地元で消費することにより、農家を守る、その結果、食料自給率を高めるという、これは自民党の主張だったそうでございます。そして、生産者と消費者との結びつきの強化、地元の農林漁業と関連事業との親交による地域の活性化、つまり、地域において6次産業の製品だけが売ればよいということではないということ、そして消費者の豊かな食生活の実現、食育との一体的な推進などが非常に大きな視点でこの法律ができていくということでございます。

市が取り組み始めた当初は、第1次産業、主に玉名市でいいますと、農業されてる方がその、その作業で精いっぱいなのに、その農産物を加工し、付加価値をつけ、販売まで行なうことにより所得向上を目指すというものは、非常に困難ではないかという思いをしておりました。そしてまた、大分がいち早くしました、「一村一品運動」みたいなものでしたらいいんですが、国が音頭をとる場合は全国一斉にしますので、どこにでも同じような製品ができてしまいますので、その中でどれだけ売上を伸ばしていけるのかと、これも大きな課題になるのではないかと心配しておりました。

最近、国の補助事業で取り組んだ事例を検索してみましたところ、全国的には多くありませんが、優良事例がありましたので、いくつか紹介したいと思います。これはうまくいってるなという事例です。

北海道の牧場ですけども、260頭の牛を飼育してまして、たぶん観光牧場みたいなものもされてるんだと思うんですけども、そこでドリンクヨーグルト、アイス、お菓子などを生産しましたところ、年間30万人が訪れるため、個人の牧場ですね、市民30

万人じゃないんですよ。個人のところに30万人も訪れるため、地元で、地元の野菜で、まあ30万人来てくれるから農家レストランを始めたわけですね。それで、売上が4億8,000万円余り。50人の雇用が創出されたということでございます。

それから、これは玉名でもする方がいたらいいんじゃないかなと思ったんですけども、農協ですね。農協さんが取り組んだんですけども、枝豆を収穫後3時間以内に冷凍加工しまして、販売するというのをしましたら、100人の雇用創出して、農家1戸当たりの所得は1,844万円ということを書いてありました。

今どこか居酒屋さんに行くと、必ずあの冷凍の枝豆がどんどん出てきますけども、この枝豆はおいしいということで、まあ輸入物じゃなくて、非常に売れてるということでございます。

それから、国の場合は玉名市と違って広い範囲で補助してるからと思いますけども、「捨てられる野菜には新たな命」ということで、黒ニンニクの販売。これがですね、非常に当たって、輸出もしており、ここの青果業ですね、野菜売りですね、100人の雇用を創出したというふうなことでございます。

次には今度、玉名市でもあります果樹園ですね。大きな果樹園だと思います、個人じゃなくて。有田みかんの加工、商品開発による高付加価値をつけて、みかんジュース、みかんの加工品、これで46名の雇用創出。香港、シンガポール、台湾、オランダ、ベルギーなどへ輸出してるそうでございます。

それから、徳島県ではマルハ物産。やはりこの青果業だと思いますけども、まあ規格外や端っこですね、蓮根の切れたようなもの、そういうものの加工品の市場を拡大したことで、結果的に農家の所得向上に寄与しているということでございます。ですから必ずしも、農家の方が取り組まなくても、その仲介の方でもその農産物がより売れるようにということで、加工していくことで寄与しているということです。

それから高知県岡林農園。ここの売上高は、ここの農園だけで1億6,759万円なんです。いろんな柑橘類を加工販売しているということで、絞ったものとか、ゼリーにしたりジャムにしたり。まあオーストラリアとか、いろんなところに輸出しております。法人ですと、大規模経営しているところが対象でありますので、やはりこの考える人、それからつくる人、いろいろ人間がいますので、こういうふうな大きなことができるんじゃないかなって。やはり、1軒で例えば夫婦2人で農家をしてる方がここまで大きくするっていうのは非常に、不可能に近いんじゃないかと思うんですけども。法人が取り組んでるということで、これだけやはり何十人という雇用創出し、そして所得向上に対して、非常にこう成果を上げてるところがあるということでございます。

で、「玉名市の場合はどうですか」というふうに私がお尋ねいたしました。皆さん一生懸命してくださってますけども、玉名市の場合にはやはり個人という、まあ法人もい

くつか入ってますけども、大きい法人が少ないもんですから、「個人の方がこれに取り組むことで、どのくらい利益上げてるんですか」と。それから「どのくらいこれに対して市のお金を使ってるんですか」ということをお尋ねしましたら、この4年間で人件費も入れましてね、職員の人件費も入れまして、1億4,600万円余りですか、使って、それだけのお金を使っています。

ここに人件費がですね、1億円余りって書いてあるんですけども、実際のかかっている人件費っていうのは、この間あのJRも言われましたけど、倍ぐらいなんですね。ここに含まれてない退職手当の分もありますし、保険の分もありますし。実際含まれる、実際どのくらいかかっているかという、やはりこの1億4,000万円で済むものじゃないと思うんですけども、そこでまあ現在のところ販売額は1億5,000万円ですから、投入した予算額に対して、1,000万円ぐらいは販売利益が出てますよというふうなことでございます。販売ですので、純利益はもっと下がると思うんですけども。ただ、少しずつ販売額がふえてるので、まあこれからかなという気もいたしましたが、やはり小さい個人単位のところを対象に6次産業を進めていくっていうことは、かなり難しいんじゃないかなということを私は感じたところでございます。

まあ私はそのように感じましたけれども、まあこれだけの一生懸命ゼロから立ち上げてこられたわけですので、具体的に今から2つのことをお伺いしたいと思えます。

まず1点目、玉名市の6次産業の実態ですけども、市の補助を受けて取り組んでいる事業所の数、補助の内容、取り扱っている商品、販売状況、売上。

そしてさらに、今後どうしていくのか。新規に取り組む事業者が減ってきているようでもありますけども、今後どのようにPRして支援していく考えであるかお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

[産業経済部長 吉永訓啓君 登壇]

○産業経済部長（吉永訓啓君） おはようございます。

近松議員御質問の、玉名市の6次産業の実態について、お答えいたします。

議員御承知のとおり、玉名市は全国でもトップクラスの生産を誇る、トマト、イチゴ、ミカンといった野菜や果物等の農産物の産地であり、また、有明海のノリ等の水産物も豊富であります。

しかしながら、これらの産物に付加価値をつけた加工品や、地域の特色を生かした御土産品の流通が乏しい現状であります。このことを踏まえ、本市では、農林漁業者、農業生産法人に新たな商品開発などを支援する目的で、6次産業推進室を平成23年4月に設置し、6次産業化、生産から加工までを推進することで、農業所得の向上、雇用

の確保などを目的としてスタートいたしました。

そこで、玉名市の6次産業化の推進を図るために、地域でとれた農水産物を生かし、地域資源に付加価値をつけた新商品を開発を行ない、販路拡大に向けて実践する必要があることから、本市では市関係職員による6次産業プロジェクト会議を組織し、庁内情報交流、推進化の策定、補助金制度の確立、PRや情報発信の業務を行なってまいりました。

また、市民の代表として、外部から農業団体関係者、技術専門家、製造加工業関係者、流通販売業関係者、学識経験者に参画いただき、玉名市6次産業活性化委員会を組織して、6次産業化に向けかじ取り役として、地域活性化のため検討会、行政として支援可能な制度、施策の検討及び補助金申請に関する審査を行なってまいりました。

一方、6次産業事業者への実質的な支援策といたしまして、市内1次産業者、市内外の2次産業者及び3次産業者を集め、情報交換の場を提供するため、玉名市6次産業推進交流会を年3回開催しております。

加えて、6次産業化の知識向上の場として、1次産業者を対象とした玉名市6次産業推進勉強会を毎月開催しております。

さらに、玉名市6次産業推進事業補助金制度を確立し、平成23年度から26年度までに、12業者に対し、1,992万円の支援を行なってまいりました。

その内容といたしましては、施策研究開発にかかる経費、商品の分析や許可等の取得に要する事業推進費、展示会やホームページ作成に要する販路開拓費等の補助メニューを活用され、黒磯海苔佃煮、乾燥野菜、米・野菜粉、アイス、ゼリー、漬物、さくさくみそ豆、酢ごぼう、朝鮮飴、みかんジュース、赤しそジュース、ウズラの卵のプリン、天白どんこ等の商品が開発されております。

開発された商品は、各事業者それぞれの販売、販路、直売所、物産館、デパート、インターネット等での販売を行なっておられます。

中でも、外部コンクール等で優秀な評価を受けられた商品は、玉名市6次産業推奨品として認定し、銀座熊本館、博多駅前広場で玉名市6次産品フェアを開催し、商品のPR、周知活動を積極的に行なっていくところでございます。

また、新玉名駅構内にある観光物産センターのたまららでは、玉名市の6次産品ブースを設け、市で開発された6次産品を一同に展示・販売を行なっております。

現在、市内外で販売している商品につきましては、みかんチップや皮つきゼリー、トマトジュース、ジャム、ドーナツ、にんにく味噌、みそ豆、うずらの水煮、ハバネロの調味料など、6次産業推奨品を初めとする35品目を販売しております。

平成26年度の市内外別の売上といたしましては、観光物産センターのたまららを初めとする市内の販売店で982万円、市外のデパートや量販店、生協などで7,565

万円で、合計8,547万円の売上となっております。

いくつかの販売事例を申し上げますと、みかんチップにつきましては、全国47都道府県に販売網が行きわたり、多くの消費者に認知されつつあります。

また、イチゴのひのしずくを使ってつくられたジャムは、富山や北陸の生協において定期的に販売されております。

さらに、トマトジュース、トマトケチャップにつきましては、東京都心にある大手レストランチェーン店と取り引きされると同時に、インターネット販売において多くの顧客が確保されている状況であります。

今後も、販路の中から事業者自身が販路先を選択し、どのように開拓していくか、事業者の意向に沿った形で販路開拓支援を行なってまいります。

次に、今後の方向性についてお答えいたします。これまでに、6次産業化へ参入のきっかけとなるべく支援として、加工品の開発に関する食品衛生法や食品表示、パッケージデザインなど専門的なテーマを設定し、月に1回定期的に勉強会を開催し、6次産業に関する研さんを図ってきたところでございます。

また、6次産業事業者の事例につきましても、推進交流会の中で事業者みずからこれまでに苦労された点や課題、これまで事業を継続してよかった点などを発表していただいております。

今後は勉強会、交流会の内容をさらに趣向を凝らし、加工・開発の、加工品開発の魅力を伝えるとともに、6次化に興味を湧くようなテーマづくり、優良事例を集め、発表の場をより多く設定し、事業推進に努めてまいりたいと考えております。そして先に申し上げましたとおり、6次産業化の出口となる販路開拓についても、販売、販路先業者への仲介や紹介等の支援を継続して行ない、事業者の意向に沿った販路拡大に向けて支援を行なうとともに、地元はもとより、県内外に玉名市の6次製品の販売を展開し、優良事業者を育成することで、事業参加の意識を高めてまいりたいと考えております。

その結果として、玉名市の6次産業事業者や、加工業者に活気が生まれ、地域活性化が図れ、各産業の所得向上が達成されるものと考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） はい。

今るるお答えいただきまして、12業者に補助金交付金2,000万円の支援をし、その結果35品目が販売されてるということでした。私がよく目にしますのは、あのみかんチップス、焼きドーナツ、晩柑ゼリー、ジャム、みそ豆です。で、買う頻度が高いのは私はみそ豆で、ちょっとしたプレゼントにも非常に喜ばれております。

先日あのたまララに行きまして、6次産業の製品をまた見せていただきまして、売

れ具合を尋ねてまいりました。

やはり商品の種類や販売を伸ばしてるのは、資本力も人的余裕もある法人だなというふうに感じました。農業をしながら、余剰農産物の加工をして販売するというのは、やはり大変なことであると、当初から感じておりましたが、やはりそのような傾向があるのではないかというふうに感じております。

私も農家出身ですので、農家の方の忙しさ、きりのない忙しさというものを体験してますので、その方々が農産物を無駄にしないために、付加価値をつけて販売に取り組むというチャレンジに対しては、まあ市民みずからが応援していかなければいけないんじゃないかなと思っております。

そういう意味では、担当者の方とても一生懸命されてるんですけども、私は地域にいまして、まだまだ認知度が低いなということを非常に感じております。博多に行ってブースを開いてされたりするのもいいんでしょうけども、やはり物によっては、あのやはり地元を大事にしなくちゃいけないんじゃないかなというふうに私は思いますので、どうして玉名市役所にそのブース、コーナーがないのかなと。どうして農産物をするのにその農協に、農協の直売所がないのかなというふうなことを思います。

岱明のあの支所には、地元の特産物のブースじゃないですけども、あのコーナーがありますよね。部長、御存じでしょ。こういう物がありますと、名産品ですと。それが玉名にないんですよ。玉名市役所にね。

ですから、せっかく職員さんが一生懸命されてても、やはり外で頑張っても、中の人が見えないんですね。「もっと予算つけたらいいんじゃない」とか、「もっと人をやって、あのふやしていったらいいんじゃない」って応援をしてあげたくなるような情報が市内にちょっと少な過ぎるんじゃないかなというふうに思っておりますので、まあこの辺を課題にさせていただきたいんですけども、まあ、市長として、この辺どんなふうにお考えですか。

あのまあ、ロビーコンサートとかもしますので、少し余裕がないかもしれないんですけども、やはりあのブースをやはり今の市民の目に触れる所に置くということ。たまらまで行かないとないんですね。たまらっていうのは、お話ありましたように、玉名だけの物産を出してるわけじゃないもんですから、なかなかその、どれが6次産業で、そうじゃないかっていう見分けがまあ、はっきりするわけじゃないので、その辺を、まあ農協、せめてやっぱり農産物に関する農協とか市は、市民に広く知られるように、「もっと買ってあげよう」とか、「御歳暮にじゃあこれを買おう」とか、そこがはっきりしないんですね、今ですね。

そういうことちょっと、あのこのブースのことで市長の考え、突然ですけどお伺いしてよろしいですか。

○議長（作本幸男君） 市長 高嵯哲哉君。

○市長（高嵯哲哉君） 6次産業につきましては、ブースにつきましては、たまララを中心として、できるだけ出させて、展示できる所は展示しながら今やってるということでございますので、まあ今後もいろんな方法を考えたいと思います。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） じゃあ、いろんな方法ということですので、まあ支所であつたり、それから本庁であつたりということも含めて、また、まあ売店も考えられるかどうかわかりませんが、ぜひお考えになられたほうが皆さんの、担当者の御努力もまた目に見えてくるんじゃないかなというふうに私は思います。

それからもう一つ感じましたことは、あのノリの佃煮売ってましたけども、一つは6次産業で支援してるノリの佃煮なんですね。一つはやはり地元の大浜の方が事業所がされてるノリの佃煮。違いはありましたけど、こちらには応援してて、こちらには応援しないという、その公平性っていうのはどうなんだろうなということを非常に思いました。

やはり、おみやげ品もそうですけども、地元で頑張っておられる品物、目立たない、私はあの高瀬飴を買って帰りましたけども、伝統的で目立たないものが置いてあります。で、そういう物も、やはり同じように光を当てていかなくちゃいけないんじゃないかなと思うんですけども。その辺の公平性をどうするかということを、ぜひ課題として考えていただきたいと。きょうは回答要りませんが、そういうふうに思います。

ただ、6次産業がこのような形で、まあ職員の方がゼロからいろんなノウハウを探して見つけて、販路を見つけて、そしてやってきたというノウハウ。そしてまた、それで思いがけない物をこうつくり出して販売しているというこのことは、まあいろんな人を刺激することになって、そういうことでまあ、別な方も「ノリの佃煮つくってみようかな」と思われたのかなと思いますと、波及効果はあると、そういうふうに考えることもできるんじゃないかというふうに私は思います。

まあ、1番ですね。まだまだ、その市が投資した金額に見合った成果は出ておりませんが、私は最大のやはりあのこの財産は、知的財産がやはり残ったのではないかと。

行政がやはりこう、生産して販売することに対して支援しているという、そのノウハウを積み上げてきたということ。これは、本当の玉名市としての知的財産として残っていきますので、いろんな所でこれを使っていていただきたいなど、そういうふうに思っております。

じゃあ、ちょっと再質問させていただきます。

余剰農産物の活用、そしてまた、余剰時間の活用という点では、家庭菜園をしてい

る人もおりますので、家庭菜園を大きくしてる人。家庭菜園といっても、1反ぐらいしている方もおられますし、その方たちこそまああの、専業農家の方より多少余裕があるわけございまして、お漬物にしる、何にしる、やはり全国展開しなくても、この国の目的である地産地消と。地元の人に貢献するという意味では、その方たちにもやはりこういうノウハウ、販売できるっていうノウハウを、やはりこう伝えていくという意味で門戸を開くべきではないかと考えますが、この辺についての御意見を伺います。

二点目、農家の所得向上のためとはいえ、法人になりますと、農家と言えるのかどうかかわらないと。それでしたらどうしてこの人たちには対象にならないのかという思いが私の中にありますので、線引きはどのようにしてるかということをお尋ねいたします。

それから、先ほど部長のほうから、この事業というのをもっといろいろ、いろんな方に知らしめていきますというふうなお答えを確かいただいたと思いますけども、やはりあの、6次産業に限らずですね、今起業って、業を起こすですね、起業に取り組んでる女性ってすごく多いんですよ。いろんなことで、小さいことで。ですから、そういうノウハウっていうの、市民にもっと知らせていただきたいと思いますので。こういうのっていうのはあの、公民館事業とタイアップしてですね、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

候補を言いますと、6次産業勉強会なんとかって書いてありますけども、ああいうテーマだと、6次産業っていうこと自体、関心がない方が多いですし、飛びつかないんですね。「私は一人で起業してこうだった」とか、「こういう話があります」みたいなテーマで広報に出てますと、飛びついて行こうかなって感じがします。そういう意味でまあ公民館事業の中に入れていただいたりして、そのノウハウということをもっと広く市民に知らしていただきたいというふうに思います。

それから、先ほどの優良事例の件ですけども、毎年あの教育委員会から「スクールプライド」っていうのいただくんですよ。部長さん方も読まれてますか。「スクールプライド」っていうのいただきまして、それを見ると、「ああ、この学校こんなところに力入れてるんだな」ってなことが、よくわかります。ああいう感じで、やはりその優良事例、優良事例に限らず、なかなかうまくいかなかったことも含めて、こういう思いでこういうものを開発して、こういう方法でやってきて、こういうふうな今、売れ行きですと。

やはり市が、これだけ1億あまり、1億何千万円投資してやってきたことですので、きちんとそういう報告書というものをやはり出していただきたいと、そういうふうに思いますのでそのこと、四点について再質問いたします。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） 議員の再質問にお答えいたします。

まず、一点目の余剰農産物の活用と、余剰時間の有効活用という点で、家庭菜園をしている人たちにも門戸と開くべきではないかについてお答えいたします。

現在月1回、6次産業推進勉強会を開催しております。加工品開発に関する食品衛生法や、食品表示、各種申請、販路開拓等についての専門的な講師を招いて、知識習得の場を提供しております。また加えて、加工・流通拡大、収益向上を目指す各分野の事業者が集う6次産業推進交流会、異業種交流会を開催しております。その2つの開催しております勉強会、交流会に家庭菜園をされてる方も積極的に参加していただき、まず6次産業に興味を持っていただくというのが重要ではないかと考えております。

次に2番目の、農家と農業法人の区別はどうなるのかという御質問と理解しておりますが、農家は農地を所有する、所有し、年間60日以上従事する者を農家と定めております。それと農業法人とは、主たる事業が農業者であるということを要件として定められております。

3番目のにつきまして、今までに6次産業で培ってきたノウハウを市民に知らせることはできないのか。公民館事業とタイアップするなどしてというような御質問ですが、これにつきましては、今後6次化で培ってきたノウハウを知らせることはやぶさかではないので、その方法として公民館講座等の中で、郷土料理やお菓子づくりなど、食をテーマとした講座に参加されている方に対し、市の6次産業の内容を紹介し、6次産業が身近なものとして感じてもらえる取り組みを進めてまいりたいと考えております。

最後に、「報告書等の作成はどうか」という御提案ですが、今まで農林水産業の活性化を図るため、平成23年度より6次産業化の推進を図ってきております。その過程で得たノウハウ、食品開発の発想、手法、商品のPR法、取り組み事業者の事例、苦労話等を提案のように何らかの形で残し、市民の皆さんにお知らせし、さらなる6次産業の発展につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） はい。いわゆる農家以外の方にも門戸を開いてくださるということですので、まあできるだけ知らしめていただきたいというふうに思います。

あとは、公民館事業とタイアップするところが、ちょっと私と 생각이違ったんですけども、私、先ほど申し上げましたように、起業って今、はやりなんですよ。起業、起業。会社の企業じゃないですよ。それをしてる女性がすごく多いので、その方たちに参考になるように、「私はこういうふうにして起業した」みたいなテーマの講演会、講座をしてほしいという意味でございます、はい。そういうことで、公民館の方と話し合っ、その御自分たちがそこで培ってきた、つくり上げてきたノウハウで。農

産物じゃなくて、別なところに役立つことがあるわけですよ、どういうふうにしてそこに、生協に入っていたとかですね、あるわけですよ。だから、別にその講座をやるから、農産物をつくる人だけがくると、そういうことじゃないですね。そういう意味で、ぜひ公民館とお話されて、そういう事業をしてもらいたいなど。公民館におすすめていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

で、報告書のほうはまあつくっていただけるということなので、ぜひ期待しております。あの合併しましてですね、婦人学級がなくなりまして、地域にですね、老人大学がなくなりまして、栄養教室がなくなりまして、本当に社会教育っていう、こう勉強の場、情報が、地域の情報を得る場とか、それから仲間と一緒に勉強する場っていうのがすごくなくなってきてるんですね。

ですから、まあ皆さんとても一生懸命されてるということなんですけども、それわかりましたけども、あのやはりそういう組織がなくなったっていうことは、地域において情報伝達がすごくやっぱり滞っているということは事実です。

例えば、婦人会がありましたら、役員さんが出てきて勉強します、婦人学級で勉強します、と必ず伝達っていうのがありますから、また下々にいきます。そういう形で、例えばあの旧岱明町でしたら、「ああ、こんなことしてるらしいね」、「あの人とあの人がかこんなことしてるらしいね」っていうのは、もう即座にこう町中に広がるっていう感覚。部長もきっと、感じていらっしゃると思いますけども。

玉名市になって大きくなったということと、効率化でこういう勉強の場がなくなりました。なんかそういう半強制的に出てくる場がなくなった。老人大学、婦人学級とかでしたら、もうその役割として来なくちゃいけなくて来る、ということで人数が集まって、そして教室で勉強できたんですけど、なくなったということで、なかなか公民館のチラシだけでは人が集まらない、情報が伝達しない。皆さんが一生懸命されてても、それが広がっていかないという、そういうふうな今の現実がありますけども、まあぜひ培ってきたものをもっと広く、いろんなところに活用できるようにお願いしたいということで、この質問は終わります。

○議長（作本幸男君） ただいま、近松恵美子議員の一般質問の途中でございますが、議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時16分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

近松恵美子さん、どうぞ。

[12番 近松恵美子さん 登壇]

○12番（近松恵美子さん） ちょっと元気がないと言われたので、ちょっと御飯前なので元気、元気出してやります、済みません。じゃあ、玉名市を元気にする公共施設のあり方についてということで、御質問いたします。

私ずっと思ってるんですけども、あの役所の仕事で一番難しい仕事は人の意識を変えることだというふうに、すごくいつも思っております。そういう意味で、社会教育に対する期待というものはものすごく大きいんですね。

市民一人一人の力がやっぱり玉名の元気だというのが、私の考えです。そういう意味で、今あのなんか市民活動の動きっていうのが、ちょっと見えにくくなってるんですけども。市民活動の実態、活動の内容と数と育成方法、市の対応についてお伺いします。

それから2番、施設のあり方についてということで、営利目的事業と収益性の高い事業についての扱いをどのように考えているかということについて、お伺いいたします。

あとは再質問で、具体的に一つ一つお伺いしたいと思います。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

〔企画経営部長 原口和義君 登壇〕

○企画経営部長（原口和義君） 議員の市民活動の実態についてという御質問にお答えをいたします。

市民活動は、「営利を主たる目的とせず、社会的な課題の解決に向けて、市民が自主的に行なう公共的利益の増進に資することを目的とする活動」と、大まかではありますけども整理をして答弁をいたします。

このような整理に即した市民活動を行なっている団体の数や活動、内容などの詳細については、現在多様な事情から、正確な把握はできておりませんので、現状でつかんでいる実態について説明をいたします。

まず、活動内容についてでございますけども、その活動分野として、保健や医療・福祉、自然や環境、文化や芸術、青少年育成、観光、国際交流、安全や防犯、まちづくりや地域づくり、農林水産、子育てなど、多岐にわたる多種多様な活動をされておられます。

次に市民活動の数についてでございますけども、NPOやボランティア団体など、市民活動をされている団体は約120から130団体で、そのうち特に活発又は積極的に活動をされている団体は約70から80団体ぐらいではないかというふうに推察をしております。

その根拠といたしましては、団体総数につきまして、平成18年10月1日を基準に、かなり古いデータでございますけども、基準に、旧玉名市において策定をされました「地域づくり団体・ボランティア団体要覧」に掲載されていた団体と、合併後新たに把握した旧3町で市民活動をされていると思われる団体などを対象にして、実施を行な

いましたNPO・ボランティア団体等調査の調査結果から、また、活動が積極的な団体数についての根拠でございますけども、NPOやボランティア団体などが市の申請により無料で利用ができます、市民活動やイベント情報などのさまざまな情報を自由発信することができるポータルサイト、これは玉名市のホームページから入れますけども、「たまな市民活動情報サイトたまりん」への登録数により、推察をいたしました。

次に、市民活動の育成方法、対応についてでございますけども、市では市民活動を育成するために、また市民と行政の協働のまちづくり推進の観点から、地域の課題解決やまちの活性化を図るため、以前にも近松議員にお答えしたと思っておりますけども、市民活動団体が実施する主体的なまちづくり活動を支援いたします「玉名市キラリ輝け玉名づくり応援事業」を実施し、必要に応じて、市民活動への補助金を交付しているところでございます。

その応援事業、その実績につきましては、平成26年度では各校区のまちづくり委員会など23団体で、また本年度は6月に実施した第3回受付分までで11団体補助金を交付をしております。

続いて、施設のあり方についてでございますけども、これについては、営利目的事業と収益性の高い事業についての扱いについて申し上げます。

営利目的事業と収益性の高い事業についての扱いについてでございますけども、まあ教育委員会所管以外の公共施設についての考え方でございますけども、現状におきましては、営利目的事業にも貸出しなどを行なう、市が所有する公の施設では、市民会館並びに農産物直売所等の物産販売施設のみというふうになります。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 近松議員の市民活動の実態についてということで、玉名市公民館における市民活動の実態についてお答えをいたします。

各公民館における自主グループ活動や、公民館で活動されているさまざまな市民団体がこの市民活動に挙げられます。

まず、平成26年度における公民館自主グループの活動内容と数につきましては、中央公民館がダンス、茶道、中国語、書道、着つけ、生け花などの自主グループが24団体。

岱明町公民館は料理教室や陶芸クラブ、元気野菜づくり、よさこい踊り、養生を考える会など32団体。

横島町公民館は、舞踊、フラダンス、大正琴、生け花など15団体。

天水町公民館は、ダンス、太極拳、大正琴、カラオケ、俳句などの13団体でござ

います。

次に、公民館を利用されております市民活動団体の活動内容と数につきましては、中央公民館が、美化ボランティア、音楽活動グループ、外国語、スポーツ団体、子育て支援、自然食グループなど66団体。

岱明町公民館が、水環境保全、子育て支援、まちづくり委員会、商工会、スポーツ実施委員会など11団体。

横島町公民館が、外国人技能実習事業、横島町潟担い節保存会、外平区神楽など25団体。

天水町公民館が、グランドゴルフ愛好会、天水町文化協会、JA女性ビーチバレー愛好会など8団体でございます。

公民館自主グループや、市民活動団体の育成方法につきましては、公民館にコミュニティボードを設置し、さまざまなグループの会員募集のチラシ等の掲示コーナーを設けたり、活動の高齢化が目立っている自主グループ等については、活動が継続していくように相談にのるとともに、学んだことを発表する場をつくるなど、グループの輪を広げるきっかけづくりを行なっております。

市としましては、今後公民館自主グループの活動紹介や会員募集などについて、ホームページに公開するなど、情報提供を検討するとともに、これから活動を始めようとしている個人やグループ活動の支援を図り、さまざまな団体の育成を図っていきたくと考えております。

また、公民館自主グループは、以外の市民活動団体につきましては、各種団体の方々が気楽に公民館を訪れ、学習の場、コミュニケーションの場、情報交換の場として利用できるように対応していきたくと思っております。

次に、施設のあり方についての中で、営利目的事業と収益性の高い事業についての扱いはどのように考えているかについてお答えいたします。

公民館の運営方針につきましては、社会教育法の第23条第1項第1号で、「専ら営利を目的として事業を行ない、特定の営利事業に公民館の名称を利用させ、その他営利事業を援助すること」を禁止しております。本市におきましても、営利目的の公民館の貸出しは、現在行なっていないところでございます。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） はい。市民活動いろいろあるということですけども、私あのう、もう8年ぐらい前に企画でこう見せていただいたんですね。どういう団体があるかというのを見せていただいたんですけども。

今もそれ更新したその市民活動団体の、今数が出ましたから、そういう資料っていうんですか、要覧がきちっとできてるのかどうかということ、ちょっと確認でお伺い

したいと思います。

お答えいただけますか。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） はい。今の御質問ですけれども、18年、先ほど申し上げました平成19年の3月に1回つくっておりますけれども、それ以降は更新ができておりません。

ですから、先ほど申しました数については、もしかしたらもうなくなっている団体もあるかもしれませんし、また新たに追加でしてるというふうな団体もあるかとは思いますが。

今後、その辺の更新というのは検討いたします。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 私、あのよその市に行きましたときですね、そういうのがあったんですよ。

例えばよそから転入してきたときに、「なんか習い事したいな、どんなグループがあるのかな」というときにそれを見ると、「ああ大正琴があつていくらなんだな、どこに連絡すればいいんだな」、それから「川をきれいにする会があるんだな」とかですね。そういうのがわかる一覧の冊子があったんですね。

ぜひ、今あの企画部長言われたので、お忙しいと思うんですけども、まとめて、その公民館活動におけるグループと、それから企画で把握しているグループと合わせてですね、そういう物をつくっていただきたいなというふうに思います。

これから、あのせつかく定住促進をしているわけですから、転入してきた方に「こんな活動があるんですよ」って、「こんなグループがあるんですよ」って、ということをおね。お友だちづくりができるために、紹介できるようなものをぜひお願いします。

あの子育て関係ではあるんですよ。あの子育て支援のほうでは、いろんな、どんなグループ、グループじゃないんですけども、どういう所に行ったらあの仲間がいますっていうのがありますけども。転入もありますので、ぜひそれをお願いします。

それと、よくあの市民活動を支援する課とかいうのがよその役所にはよくあります。ですから、課はなくても、市民活動を支援するという担当者と言いますか、そういう仕事をしてる係というか、それを役所に設けてあるのかどうか、そのことについてもちょっとお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） はい。近松議員の御質問ですけれども、先ほどお見せしました冊子であるとか、市民活動のいろんなお手伝いというのは、企画経営課の中の地域振興係というところで所管して、私が申し上げた分についてはですね、やっております。

す。

以上です。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 冊子ができてないってことです。実質玉名ではやっぱり市民活動を支援するという体制が、できてないというのが現実じゃないかなと思いますので、まあ重要なことですので、ぜひ今後の課題にさせていただきたいというふうに思います。

それから一番私が今回焦点にしたかった、やはりあの公民館活動はどこまで使えるのかと。市民活動に使えるのかということで、もちろんわかっておりましたけども、営利目的は使えないと。

それから収益性の高いものというのは一体具体的にどういうものになるかということで、これはなかなかわかりにくいことですので、事例をもうお渡ししてありますので、このことについて一つずつお伺いしたいと思います。

例えば先ほどありましたね。伊子部長がお答えになりました、自主グループで会員募集のためにそういうもの、「会員募集何とかにきませんか」というチラシを貼るといふふうに言われましたけども。じゃあ、そこに会費いくらですと。じゃあそのお金はどうなるのかと。そういうことを具体的にお伺いしたいわけですね。

まず、最初から11の事例について私が書いてきましたので、「これは使わせてくれるか、使わせてくれないのか」ということで、お伺いいたします。

例えば、今女性ではアロマだったり、まあいろんなのが盛んであります。だれだれさんが勉強してきたから教えてあげたいなと思って、「アロマを習いませんか」と。それでチラシをつくります。参加費1,000円です。で、教えるのは岱明花子さんが教えますと。そして、連絡先もちろん岱明花子さんですと。そういうチラシをつくって、ポスティングしようとする。それについては、公民館はその人の営利目的だから使えないってことです。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） はい。再質問の中で、営利を目的とする事業、というその範囲ということで考えて、答弁をさせていただきます。

先ほど申しましたように、社会教育法の中では「営利を目的として事業を行ない、特定の営利事務に公民館の名称を利用させ、その他営利事業を援助すること」を禁止しております。

公民館の自主講座の方々が、講演会を開催するために研修室を使用される場合、入場料又は参加費をとられるというふうに思います。こういった場合、おおむね1,000円以内で実施していただけるようお願いし、公民館の使用を現在のところ許可をし

ているところでございます。

また、自主講座につきましては、会費を徴収して運営費用に充てて、その中から講師に謝礼を渡すという形をとっていただいております。

参加費1,000円以内といたしましたのは、開催経費、例えば会場使用料や講師謝礼など、それから日常の練習等の経費、これはまあ、材料代等に当たるかなと思います。その経費の一部を補完する程度の額ということで、言うなら営業、興行的と言いますか、営業的な額でないことや、参加者にとってさほど負担感を感じない程度の額であることが望ましいと判断しております。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 参加費1,000円まででしたら公民館使えるということは、私は初耳でした。これは、たぶん周知されてないんじゃないかと思います、公民館職員に。

私、お渡ししてありますその11の項目について、一つずつもう1回再確認で、マルカバツかでお答えいただきたいんですよ。「これはだめです、いいです」っていうふうにお答えいただきたいんですね。これについてまたあの違う部分、保健センター部分では大丈夫というのがありましたら、そこでまたお答えいただきたいと思いますけど。

再確認しますけども、まあ今言った、私も当然だめとは思いますが、「アロマ習いませんか」という、この個人である場合は営利目的だから使えないということですよね。個人の場合。個人でもいいわけですか。グループの場合じゃなかったですか。

もう1回、これ一つずつですね、はっきり聞きたいんですよ。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） はい。事前に近松議員のほうから、例えばということで11項目いただいております。一つずつ、回答したいと思います。

先ほどもお話ししましたが、基本的な考え方としましては、その開催に伴う経費、それから日常練習等の経費の一部を補完する程度の額であれば、まあ現在も使用をいただいているということでございますので、基本的にはその考え方のもとに、お答えをいたします。

まず最初に、「アロマを習いませんか」というテーマで、参加費3,000円。

1,000円でも、はい。

そして講師が仮名で玉名花子さん。連絡先も玉名花子さん。言うならば、主催者も個人ということで、考えておりますけど。こちらは、主催者と講師が同一人物であり、公民館を会場にした習い事の、言うならば営利目的というとらえ方をします。借用はできません。

次に、「アロマを上手に生活に取り入れませんか」ということで、参加費3,000

円。講師は玉名花子さん。主催は玉名アロマ同好会というグループでございます。こちらについても、主催は市民グループでございますが、玉名花子さんを講師として招聘し、アロマに関する講座の開催であります。参加費が3,000円という金額が高額であるため、公民館の貸し館を許可することはできません。

次に、三つ目がですね、講演会「もっと元気になれる食材の選び方」。参加費1,000円。講師は玉名花子さん。主催は玉名地産地消の会。こちらについては、貸出しを行いません。ただし、この参加費1,000円ではございますが、参加者が例えば100人、200人と多くなっていけば、10万円、20万円の収入につながりますので、その辺が開催を補完する程度の金額とか、講演会を講師謝礼、会場使用料、こういったところとの金額の兼ね合いといいますか、ケースバイケースになってくるかと思えます。資金調達につながるようであれば、許可はできないということになります。

次に講演会「もっと元気になれる食材の選び方」。参加費1,000円。講師は玉名花子さん。主催、連絡先は玉名花子さん。これについても、講師と主催者が同一人物であることから、営利目的として判断されますので、貸し館はできません。

次に、「おふくろの味紹介」。展示と試食会の開催。参加費300円。主催は地産地消の会。個人名で玉名花子さん。ということで、こちらについては、おふくろの手づくり料理の展示と試食会の開催で、参加費300円ということで、会場使用料、材料費、資料代等と判断できるため、貸し館は可能であります。ただし、同時に健康食品等の営業、販売も含めてですけど、その他の紹介や販売など営業活動をされる場合は貸し館はできないというふうな判断をしております。

次に、「スマホを上手に使いこなそう。ブログのつくり方、フェイスブックの活用について」。参加費1,000円。講師は玉名太郎。こちらのほう、主催のほう書いてございませんが、主催も、講師そのもの、同一人であればですね、貸すことはできないと。

スマートフォンの操作に関する講座の開催であり、公民館を会場とした習い事の営利目的の禁止事項として一般的な貸出しはできないという判断をしておりますが、これが考え方によってはですね、スマホを上手に使いこなそうということで、現在の言うならICT関係の教育的な観点で開催されるのであれば、貸し館も可能かと考えております。ケースバイケースなのかなというふうに考えております。

次に、「ヨガ教室を開催します」。参加費は無料です。講師は熊本ゆりさん。主催は玉名市中央公民館。これはもう、玉名市中央公民館主催講座のヨガ教室でございますので、参加費も無料ということで利用は可能でございます。

次に、「ヨガ自主講座に参加しませんか」。参加費2,000円、1時間当たり2,000円。講師は熊本ゆりさん。主催は玉名ヨガの会ということで。

情報として、1時間当たり2,000円ということで考えておりましたので、まあそ

ういう1時間2,000円という金額はちょっと高額であり、貸し館はできないというふうに考えております。まあ内容にもよりますが、月2,000円、何回の開催なのかというところでも関係するかと思いますが、そういったところで、開催経費や日常の練習等の経費の一部を補完する程度の額であれば、これも貸し館は可能かというふうに思います。

次に9番、「がんに効く、私たちの信頼する代替療法講座」。参加費は1,000円。講師は熊本太郎さん。九州がん患者の会ということで、主催は希望の会ということでございます。希望の会という市民グループが主催となり、九州がん患者の会の熊本太郎さんを講師として招聘し、講座を開催するものであり、参加費1,000円についても、会場使用料、講師謝礼等の相当額と考えられますので、貸し館は可能であると考えております。ただし、主催する会の資金調達のための講演会になるという判断がされれば、営利目的とみなされ、貸し館はできないというふうに考えております。

次に講演会、「私は直売所で年200万円利益を上げた」というテーマでの講演会でございます。参加費1,000円。講師は四国太郎さん。主催は家庭菜園の会。家庭菜園の会というグループの主催であり、四国太郎さんを講師として招聘し、家庭菜園の直売所の販売利益向上に関する講演会の開催ということで、参加費1,000円についても会場使用料、講師謝礼等の相当額と考えられ、貸し館は可能というふうに考えております。

ただ、先ほどから申しておりますが、主催する会の資金調達のための講演会であれば、営利目的とみなされ、貸し館はできないというふうに判断しております。

次に、「6次産業商品発表即売会」ということで、参加費はなし。主催は個人又はグループになるかと思えます。個人又はグループの主催による6次産業商品の発表即売会を開催するための公民館の貸し館につきましては、基本、原則的にはですね、営利目的事由の禁止に当てはまるというふうに考えております。

ただし、先ほどの御質問の中であってございましたけど、勉強会とか交流会、そういったところで市の、市がすすめる6次産業商品の発表会であって、そういった交流会、勉強会の市の担当課がございますので、そちらからの申請がある場合には、貸し館が可能であるというふうに考えております。

以上、11点ありました、基本的にはそういう考え方を持っております。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） よくわかりました。

私はよく公民館を使っておりますけども、お金を徴収するものはだめだというふうに大体聞いてるんですよ。

こないだもお話ししたと思えますけども、講師の先生にまあ10万円要るんだけど

も、市民会館もあいてないし、大麻会館もあいてないしということで、中央公民館使うときに10万円、会として負担して無料講演会をしたわけなんですけども。これはほとんど知られてないと思いますし、職員自体も知らないんじゃないかっていうふうに私は思います。

それで、やはりこの事例集、「こういう場合はだめだ、こういう場合はいい」っていうのを、きちっとつくっていただきたいと私は思いますね。この玉名中心部の方は市民会館を使ったり、大麻会館を使うので、全く御不自由がないんですよ。でも、あのいわゆる旧郡部の人にとってはやはり、ここに来るっていうのは非常に大変なことなんです。

それで地元の講演会を、あの公民館を使いたいというときに、お金が出るとだめということが今言われておりますので。こういうふうな考え方をしてるっていうことは私初耳でしたので。ぜひきちっと、各事例を挙げて、そして徹底していただきたいなと思います。

つまり、会の資金調達のための講演会ならだめと、必要経費ならいいというお考えですよ。ですから、講師をちょっとして呼んだら20万円ぐらいかかりますね、その先生次第では。旅費も要りますし、遠方でしたら旅費も要りますし、10万円要りますし、チラシまでしますと、当然20万円、30万円要ります。そうすると、「参加費1,000円で高いじゃないか、3,000円で高いじゃないか」と言っても、「これで赤字になるか黒字になるかわからないんですよ」と。でも結果として会として黒字になるかもしれないけども、でも、見込みとしてどうかかわからないという場合は、いいという見解ですね。はい、わかりました。

じゃああの、岱明のふれあい健康センター、そして福祉センターを管轄してる健康福祉部長としては、施設はどんなでしょうか。お伺いたします。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） はい。近松議員の御質問で、今あの岱明のふれあい健康センターとありましたが、保健センターと横島のほうはどうですか。

あくまでも現状ということと、それから詳細を申請時に確認することで許可もあり得るということです。

ただ、現状といたしまして、基本的には参加料をとるということがある場合は、今のところ許可はしてないということでございます。

岱明につきましては、7番がマル以外は、すべてバツでございます。

それと、横島の総合保健福祉センターにつきましては、1番バツ、2番これは、これも前提がございしますが、実費程度ならばということで、営利目的がないという前提でございます。1番バツ、2番マル、3番マル、4番マル、5番マル、6番マル、7番マ

ル、8番マル、9番バツ、10番マル、11番マルでございます。以上でございます。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 聞いても仕方ないかもしれないですけど、どうして横島はこんなに寛容で、岱明はこんなに厳しいんですか。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） なぜ横島と岱明が、これだけ違うかということですが、まずあの合併当時、その施設の条例というものがございます。

違う経緯には、やはりその旧町時代の設立の大きな目的がございまして、それを現在まで踏襲してきたという事実がございます。

その中で、横島の条例の中にですね、交流を目的とするという、促進するためというふうな設置の要件がございます。それと、岱明にはあのやはり営利を目的としたことに対するものに対しては使用をできないというふうな、まあ規定がございました。その部分、横島にはございません。

ですから、ある程度横島はこの保健福祉センターでございましてけれども、交流という部分もございまして、幅広い使用というものができていたと。岱明に関しましては、そういう部分では非常にこう、より使い、営利という、部門という言葉が入っております。その部分で、やはりそういう判断が、当時からなされてきたところがありまして、こういう違いがあるというふうに今、判断しておるところでございます。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 私は本当にびっくりいたしました。

横島は立派な公民館を持ち、そして、保健センターを持っていて、そして横島の保健センターでは、ほとんどのことができ、公民館もこれだけできると。

岱明も立派な健康センターがありますけれども、この事業が、つまり市主催の事業以外は、お金のついたものは営利目的でなくても使わせないと。まあ、いうのは自分は知ってましたけれども、横島がこんな寛容だということに、非常に驚きました。

この辺で、今回、体育施設の利用料をそれぞれ統一するとか、いろんな問題が出てますけれども、この辺のこの明らかになったこの差について、今後検討のお考えはありますか。お伺いします。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 健康福祉部が所管しております施設、まあこのほかに保健センター、そして福祉センター等もございます。

そういう施設を、やはり合併して10年が経過するわけでございますので、これまで徐々に統一化を図ってまいりました。今後は、そのできるだけ統一する方向ということを考えながらですね、進めてまいりたいというふうに考えております。進行してまい

りたいと思います。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） じゃあ、よろしく願いいたします。

本当に私はびっくりいたしました。もう1個ずつ再確認いたしますけど、じゃあ、こういうチラシに「何とかの講演会をします。1,000円で、岱明町中央公民館でします」というチラシをポスティングしても、かまわないということですね。

○議長（作本幸男君） 教育部長、伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 公民館の使用というところで、まずは申請をされると思いますので、その時点で各公民館のほうに御相談いただければと思います。はい。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） まあ相談いたしますけども、今ここで回答があったことを、下々にきちっとお伝えいただかないと、それが一番大事なことです。

ぜひもう一度御検討なさって、下々の方に、これを職員の方々に御理解いただきたいと、そのようお願いいたします。

では、再質問ですけども、もうここで大分わかってきましたが、質問いたします。

玉名市で市民活動ができる施設で、一番多く使われている施設と、その理由を御存じですかということですね。

それから、2番のその営利目的、収益事業っていうのは今これではっきりしていきましましたので、省きます。お尋ねする予定でございましたけども、結構です。

3番も結構です。これでだいぶわかりました。

4番、市民活動は活発になってきているのか。数、質の変化をどういうふうに感じているのか、企画経営部長、教育委員会にお尋ねいたします。

そして、私がいつも言いました「市民が元気なまちが玉名が元気だ」という思いですけども、玉名が元気なまちっていうのそれぞれどういうふうイメージしておられるのか、企画経営部長、そして健康福祉部長、教育委員会にお尋ねいたします。

そして、また今後玉名に必要な、玉名を元気にする公共施設のあり方ということ、企画経営部長にお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員のまず一点目、市民活動は活発になっているのか。数や質の変化をどう感じているのかという御質問でございますけども、先ほども答弁いたしましたけども、市では市民活動を育成することなどを目的に、市民活動団体が実施する主体的なまちづくり活動を支援するために、キラリ輝け玉名づくり応援事業を実施して、必要に応じて、団体へ補助金を交付をしております。

この補助金の交付を受けている団体が、今おっしゃる市民活動のすべてということ

ではなく、本市の市民活動をすべて網羅はしておりませんが、団体の質の変化を思慮する上では、有効な根拠となると考えますので、その数値を踏まえた見解を申し上げます。

本年度の6月までに、先ほど申しましたキラリ輝けの補助事業ですけれども、6月までに前年度と同様に交付を受けた団体が、去年も申請されてる、今年も申請されてるという団体が、11団体ございます。

交付を受ける前提といたしまして、補助金の交付申請後に当該団体の活動内容等について、庁内審査会の審査を受けることになります。その中で、その審査基準というのがございまして、まあ公益性、事業の目的、独創性、先駆性、自立性、実現性、公開性、公平性、将来性、継続性、この辺をその審査委員会の審査委員で審査をして、点数をつけます。その点数の合格点というのがありまして、その合格点以上の方が、団体が、この交付を受けるというようなことになるわけですけれども、その審査会の合議により、決定をいたします。

この、先ほども申しました11件の、去年も今年も出されている団体について、その評価点を比較をしてみますと、今年度につきましては、11団体中8団体が、まあ73%でございますけれども、前年度よりも高い評価、高い点数を受けて補助の交付を受け取る、というふうなことになります。

こういったことを考えますと、少なくとも補助金の交付を受けている団体に限っては、総じて質の向上が図られているというふうに感じております。

補助金交付を受けた市民活動団体の数は、昨年6月、本年6月時点での昨年度と、昨年度同月比較すれば、11件に対し、今年度12件であり、明確な差異が認められないことから、全体的な市民活動団体についても顕著な増加はないのではないかというふうに推察をいたします。

続きまして、玉名が元気になるまちのイメージをどういうふうに描いているのかということでございますけれども、これはいろんなイメージの話ですから、あると思いますけれども、まあ市民一人一人にとってまずは自分自身や家族が元気で、次に親戚、友だちなどの親近者が元気になりまして、活気があると実感できるまち、その積み重ねというのが、個人から近所、行政区、小学校区、中学校区、それが積み重なって、つまりは最後の玉名が元気になるというふうに考えております。まあこれはいろんな、個人によって差が、いろんなイメージがあると思いますけれども、まあそういったふうに考えます。

本市で市民活動ができる民間施設も含め、一番多く使われている施設はどこかということですが、それについては把握をしておりません。

以上です。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） はい。

近松議員の、元気なまちづくりのイメージをどのように描いているかということでございまして、まあありきたりでございますけれども、人々が元気で生き生きと暮らせることが元気なまちづくりのイメージであるというふうに思っております。そのことを踏まえまして、個人的な思いでございますが、少し申し述べたいと思います。

まず第1に一人一人が心身ともに健康であること。第2に経済的に自立できること。この二つがマッチしている年代が多ければ多いほど、元気なまちになり得ると、要素を持っていると思っております。

この二つに続くものとして、仕事のほかに趣味やボランティア活動ができることでございます。

私は町職員時代に、職務がら人や団体との交流を多く持ってまいりました。議員さんを初め、区長、農業委員、民生委員、老人会、婦人会、商工会、消防団、青年団、農業担い手、その他行政関連の各委員さんたちで、これらの役職にある人と付き合っていました。振り返って今思えば、その任期中は特にそういう方々、キラキラ輝いておられたなというふうに思います。ある種ボランティア活動であります。住民のため、役を受けた以上一生懸命やらねばという思いが輝かせているのではないかというふうに思います。

長い公務員人生の中で、先輩たちから特に印象に残っておる教えというものは、「まちの活性化は人づくりにある」ということでございます。「財産は人である」ということをよく言われました。きのうのように思い起こされます。

特に若い年代の消防団、農業担い手、青年団、4Hクラブなど、これらの人と町幹部、職員、議員さんが交流を頻繁に重ねることで、まちをつくっていく大切さを学び、これらの人々がまちづくりの中心となって活躍してこられたように思います。

内田議員、当時職員、幹部として先頭に立って実践してこられ、福島議員、宮田議員は各種団体長として、また町議会議員として人材育成に、本当に力を入れてこられたなとしみじみ思い起こされます。人をつないでいく文化、これが元気なまちづくりの原点ではないかというふうに考えております。

私は玉名市が元気なまちづくりのイメージを問われ、この7万の都市が元気であるためには、即座にピンとこないところがありますが、私なりに考えていることは、昨年まで保健センターでの食育活動の中で、元気野菜づくりに取り組んでまいりました。今も継続中ですが、岱明元気野菜づくりの会員の皆さん、食生活改善推進委員、それから栄養士会、母子保健推進委員、PTA、薬草の会、農協婦人部、九州農政局、県の保健所と、さまざまな皆さんが参加していただいております。岱明元気野菜づくりの皆さんが中心となり、それに賛同した皆さんが集い、仲間づくりと交流が生まれ、御

苦労もありましたが、「参加してよかった」、「続けてもらいたい」とのうれしい声がたくさんあっているところでございます。

その活動にちょっとだけ行政がお手伝いする。これが一つの元気なまちづくりの方策かなというふうに、今思っているところです。

そして、元気なまちづくりは職員の力が必要不可欠だろうというふうに思います。若い職員、大変優秀な職員が数多くおります。一人一人が「地域を元気にしたい」、「この市を活性化したい」という思いを強く持つことが、元気な玉名市になるというふうに思っておるところです。

さらに望むべき姿といたしましては、市民の皆さんみずからが主体的に自分たちの暮らしや、地域を考え、自分らしい健全な姿を選び取ることが元気なまちづくりにつながっていくと考えます。

そのためには、住民の皆さんが集える場所があり、そこで思いを語り合い、住民の皆さんの声に耳を傾け、みんなで暮らしやすくなるように、住民関係者及び行政がかかわり持つことが大変重要なことだと考えております。

最後に、玉名市が持っている潜在能力、ポテンシャルは非常に高いものがあると信じております。やる気のある、このやる気のある方、この市を郷土を何とかしたいと思っている人が、きっとたくさんおられると思います。そういう人たちと行政が手を取り合い、活動していくことで、この玉名市は日本一の市になることは、全然難しいことではなく、できると信じております。

人が元気で生き生きと暮らせるまちづくりを、一人一人が強く思うことが元気なまちであると思っておるところでございます。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 近松議員の再質問の中で、まず、市民活動は活発になっているのか。数、質の変化をどう感じるかということでございますが、先ほども市民活動の実態につきましては、答弁を申し上げたところです。

各団体の数につきましては、以前とさほど変わりはありません。

質に関しましては、公民館の職員が一丸となって、それぞれ創意工夫を凝らしながら、質の向上に努めておりますので、質のほうも向上しているのではないかとというふうに考えております。今後も、向上するように努力をしてまいりたいと考えております。

また、次に「玉名の元気なまちのイメージ」ということでございますが、公民館における市民活動という観点から、お答えをいたします。

現在、公立の公民館及び自治公民館等を利用して、就学前の子どもから高齢者の皆さんまで、幅広い世代の方々がスポーツや趣味など、活発な市民活動が行なわれておりますが、そのような活動を通して、元気で生き生きとした顔であいさつが交わされ、そ

して笑顔の絶えないまち、そういったところを元気なまちとしてイメージをしているところでございます。

加えまして、玉名市で市民活動ができる施設で一番多く使われている施設とその理由を御存じかということ。こちらについても、実態はちょっと把握をしておりません。先ほどから申し上げておりますが、公民館における市民活動におきましては、先ほどの答弁したとおりでございます。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 本当に心からの答弁をありがとうございました。

私、「元気なまち」というイメージ、私10年前、10年以上になりましたね、13年前でしょうか。出馬したときに、やはり元気なまちって人が集うまち、人と人が手をつなぐまち、人と人が学ぶ合うまち、学び合いをするまち。そういうふうなことを掲げて出馬したことをきのう思い出しました。本当に人は人によって傷つくこともありますけども、多くは人は人によって元気を出していきます。その人が集う場としての公共施設はどうだ、どうあるのかということ。今回問いたくて質問したわけですけども。

一番大事な、玉名で一番多く使われている施設を御存じないということは、非常に私としては残念なことでした。

まあ昨今調べたことではなくて、2、3年前調べたことですけども、非常に利用頻度が多いのは、反公的ですけども、大麻会館でございます。大麻会館の次が市民会館でございます。

なぜかという、それこそ横島ではありませんけども、どんなものでも使われるわけ。有料のものでも使えるから、どんどん、どんどん、使っていくんです。

じゃあ玉名の文化センター、公民館も役所が使わなくなったら、もう閑散としてますじゃないですか。あの立派な建物が。

それは今、「こういうことでも使えますよ」ということが、市民にやはり知れ渡ってなかったんじゃないかと。やはり、市民の交流を活発にしようと、そういうふうな努力が足りなかったんじゃないかというふうに私は思います。本当に大麻会館なかなか借りれないんですね。私も借りたかったけど借りませんでした。

市民会館はですね、あの営利目的じゃない場合は、例えば2,000円と。営利目的の場合は4,000円と。料金体系が変わりますので、大麻会館はその料金体系は変わらないんですよ。そこで、大麻会館のほうが安いから人気があるというのが今の現状でございます。

やはり、人々が集うこと。先ほど各部長さんからありましたけども、やはり、集うことが大事であり、そのためには集う場が大事であり、また、学びの場が大事であり、そのためのやっぱり施設、使い勝手がいい施設ということ、ぜひこれを機にもう1回

考えなおしていただきたいなというふうに思いますので。

岱明のふれあい健康センターの件をどうしていくのか、横島との余りの違いの大きさをどうしていくのかと。きょうは福祉センターと保健センターをお尋ねしませんでしたけど、玉名の場合は大麻会館と市民会館があるから、まあいいかなと思ってお伺いしませんでしたけども。まああの、天水のこともお伺いしませんでしたけども。

やはり、ちょっとこの市民会館から距離のある地域においての、保健センターの扱いはどうなっているのかというあたりを、ぜひ統一をしていただきたいなということを思います。

あとは、私の考えでは市民活動というのは、皆さんの知らないところで非常に質は変わってきております。女性が、小さい動きをちょこちょこ、ちょこちょこしてます。これは10年前考えられなかった動きで、いわゆる起業、自分たちがそういうことを。子どもを連れて人が何の資格があるのかよくわかんないんですけど、御自分で勉強してきた方だと思いますけど。自分で開拓してあちこちに行って、お料理を教えたり、もうおんぶしながらでもしたり、子ども抱えながら勉強に行ったり、非常にそういう動きが。「自分の力を発揮していこう。そして仲間をつくっていこう」という動きが、非常に活発になってきてます。

そんな中で、みんなで勉強できるように。こういう講座を市がするほどの予算がもう、ないわけですから。市が無料で講座してくださるならいいんですけども、余裕がないわけですから、皆でお金出し合って勉強できるように。そのために使える施設であるようにということを、もう一度職員、関係職員が確認しあって、そしてそれを市民に知らせてください。「もっと使えますよ」って。民間ならもっとすると思うんですよ。「使ってください、使ってください」って。役所だからしないんでしょ、がら空きでも。「こんなときも使えますよ、あんなときも使えますよ」ってしないんですよ。ぜひ、そういう努力をしていただきたいということをお願いしときます。

それと、企画部長からありましたキラリ輝けの件は、お金も出てますので、6次産業と同じく、ぜひそういう補助金もらった団体については報告書をもちろんつくられるんでしょうけども、そういうものをしていただきたいということを要望しておきます。

そして、市民活動、趣味の会、ボランティア含めて地域活動している人の要覧、冊子をつくって、そしてよそから来た人に「こんなグループがあるんだよ」って、「ここに行けば仲間づくりができるんだよ」と。そういうものを発信できるようなことに、もっと市民活動に力を入れていただきたいなということを強く要望いたしまして、これで私の質問は終わります。

お疲れさまでした。

○議長（作本幸男君） 以上で、近松恵美子さんの質問は終わりました。

議事の都合により、午後1時20分まで休憩いたします。

午後 0時19分 休憩

午後 1時20分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

8番 内田靖信君。

[8番 内田靖信君 登壇]

○8番（内田靖信君） はい。真打ちは江田議員にお願いしまして、その前座として8番、自友クラブの内田でございます。

まず、特別顧問制度における運用と公金支出等の適否について、一般質問を行ないます。

高寄市長は、就任1期目の途中、2期目の改選を迎える約1年半前の、平成24年5月10日付で、玉名市議会の説明もなく、当然市議会での議論・審査も経ることなく、要綱によりまして、玉名市特別顧問制度の設置をなされております。

この要綱と制度の存在が、3月定例会の前田議員の一般質問により公になり、大きな行政問題として議論を呼ぶに至りまして、開会中の平成27年3月定例会の総務委員会の質疑においても、おいて3月16日付によりまして、この特別顧問制度を廃止した旨の報告がなされたところでございます。

廃止されましたその要綱によりまして、第2条において、「顧問は市長の求めにより」というふうになっております。これはもう、調査・諮問に当たるものだと考えております。「専門的な立場から、玉名市の政策又は施策の推進に関する助言又は協議を行なうもの」と定義付けがなされておまして、第3条においては、その職務について、1に高寄市長が平成21年10月の選挙で提唱されました「チェンジ玉名に掲げる分野の政策等の提言に関すること」、2に「チェンジ玉名に掲げる優先的、重点的施策の推進に関すること」、3には「前2号に掲げるものの他、市長が助言等を求める政策等に関すること」と、定められております。

その他に、「顧問の人数は5人以内とし、顧問の委嘱期間は2年以上とし、再委嘱を妨げない」とされております。いわゆる、時限立法的な要綱ではなく、恒久的要綱であろうかと思っております。

また、第7条では顧問への謝礼として、2時間未満の場合が1人当たり5,000円、2時間以上の場合が1人当たり10,000円と定められております。このような内容の要綱が、先ほども申し上げましたように、平成24年5月10日付にて公布をされておまして、その公布された翌日に当たる平成24年5月11日と、続けて5月12日に、草枕温泉てんすい内にあります草枕山荘におきまして、第1回会議、第2回会議と

位置づけされておりました、特別顧問の橋本太郎氏と坂本健二郎氏、樫山健一氏の3名と、オブザーバーや玉名市の執行部がそれぞれ出席をしまして、午後1時から初会合が開催をされております。

5月11日の午後5時ごろには、市長も参加出席をされたようございまして、午後6時半ごろにその日の業務が終わったようございまして。

また、翌5月12日の土曜日には、第2回目として、早くも午前7時から協議が開催をされておりました、午前10時にその協議が終了をしております。

支払いにつきましては、当初予算にこの事業計画がなされておらず、当然予算化もなされておらず、報酬の予算項目から、報償費へと流用されておりました、この2日間にわたる会議出席謝礼としまして、顧問に対しまして、顧問2人に対しまして、各2万円ずつの計4万円と、坂本顧問は5月の11日の第1回会議の途中で所用により帰宅をされておりました、1万円が支給され、合計5万円の謝礼が支給をされております。

また、第3回目の会議が6月8日の午後3時から、特別顧問の1人であります当会議の座長であります橋本太郎氏の自宅で、午後6時30分まで開催をされており、特別顧問2名に同じく謝礼として2万円が支給をされております。

次に、第4回目の会議が7月6日金曜日に、第3回と同じく橋本座長の自宅で開催をされておりまして、当日出席をされました特別顧問2名に同じく謝礼として総額2万円が支給をされております。

さらに、第5回目の会議としまして、8月11日土曜日で、これ休日に当たりますが、午後3時半から玉名市役所市長室で会議がなされておりました、8月13日月曜日に、玉名市特別顧問チェンジ玉名推進戦略会議座長の橋本太郎氏から、玉名市特別顧問設置要綱第3条の規定に基づきまして、4つの戦略として最終的な報告提言がなされております。

ほぼ、この会議の内容を見て、会議の場所等々を見てみますと、ほぼ衆目を避けて、あるいは内密に、この事業や会議が開催をされているように私には見えます。

この一連の行政運営、いわゆる玉名市特別顧問制度については、設置において、玉名市議会における説明責任をもちろん全く果たしておりません。本来なら、堂々と条例として議会に上程し、議論を尽くすべき事項であるにもかかわらず、秘密裏に事が運ばれているようで、結果として、市民視線を日ごろから強調されております高寄市政は、玉名市民を著しく無視したこともなります。

また、公金支出の適否についても、一般質問や総務委員会での質疑において、十分な説明がなされておらずでした。

このようなことを背景に、玉名市特別顧問制度設置に関する事項を、調査・検証す

る必要があるとしまして、地方自治法第100条第1項の規定、いわゆる100条委員会の設置に関する決議案が、有志議員により提出がなされましたが、新聞の表現を借りますと、僅差で否決をされた。そこでございます。

まず、特別顧問設置における行政内部での検討・協議について伺います。

現在、要綱行政という、非常に余り感心しない行政用語がございます。これは本来、法律・条例等の法規に基づきまして、議会の議論を経て、市民に公開して行政を進めるところを、本来の手法をとらず、行政機関の内部規定であります要綱に基づいて行なわれることを指しております。

今回の特別顧問制度は、この悪しきこの要綱行政の一つ、そして、その典型的なものとは私と考えております。

まず、この全国にあまり例を見ない制度が、玉名市において本当に必要なものか否か、また、この制度を条例化して議会に諮るか否か、それとも公開された議会に諮らず、内部規定の要綱で処理するのか、さらに、年度途中で既に3月には当初予算も成立しておりました。結果としては、報酬から報償費へと流用されておりますが、その公金の支出方法の是非など、さまざまな一つの大きな問題を含んでいる案件が数多く横たわっております。

当然、行政内部では、市長から指示・提案があった段階で、相当の議論・検討・協議が必要であったはずですが、行政内部では、この件についてどのような検討と協議がなされたのかを、まず伺いたいと思います。

次に、特別顧問選任の基準と出席状況について伺います。市長は要綱の規定内で、3名の方を特別顧問として委嘱されておりますが、どのような基準をもって選任をされたのか伺います。

また、5回の特別顧問会議が開催をされておりますが、それぞれの特別顧問の出席、参加状況はどのようであったのかを伺います。また、議会の報告を怠った理由について伺います。

先ほども申し上げましたように、要綱により行政を行なうことは、行政や市民への説明を省き、それがひいては、不透明な行政、不透明な公金の支出となり、市民の政治不信、あるいは行政不信の一つの大きな要因となります。

現在の地方自治体の運営にとって、情報の公開は最も重視すべきものの一つでありまして、情報公開度が、その自治体の行政の高度さと比例すると言われております。

特に今回の事業は、かつてなかった特別顧問を制度化したところでありまして、当然議会や玉名市に対して、その目的・内容等は要綱容認といえども、報告すべき事柄でございます。なぜ、設置後速やかに議会へ報告をなされなかったのかを伺います。

次に、市長マニフェスト「チェンジ玉名」への助言・提言は私的機関で行なうべき

ではないかと考えて伺います。3月定例会での特別顧問制度の目的についての説明では、市長選挙の最後のmanifestoが、政策課題に取り組む、そして「チェンジ玉名」の施策について助言をいただく旨が述べられております。

現在、国政選挙においては、それぞれの政党がmanifestoを掲げて、政権公約として選挙戦を繰り広げております。しかし、玉名市程度の自治体の市長選挙戦では、大部分が政党所属の候補者としてではなく、あくまでも無所属として立候補しております。そしてそれは、候補者個人なり、その後援会なりにざんじたmanifesto政策でもあります。

玉名市が決めました総合計画との整合性、関連性も希薄なものでありまして、この候補者個人、あるいは後援会等が策定しましたmanifestoへの助言・提言はその後援会等が行なうべきであります。このことを公金をもって、特別顧問に求めることは、私は筋が違うものと考えておりますが、市長の見解を伺います。

また、特別顧問制度における総支出額と公金支出の違法性について伺います。3月の定例会において、特別顧問制度における公金の支出額は、平成24年の会計予算の報酬から流用した報償費11万円とのことでありましたが、このほかに、この件についての支出はなかったのかを伺います。

また、3月定例会の答弁では、まず、高槻市が要綱で制定した特別顧問への公金支出の違法判決と、玉名市が要綱で定めた特別顧問への支出の件とは異なるとされております。

その理由として、玉名市の場合は、特別顧問に対して必要な審査や諮問、調査などを求めておらず、合議制の機関としての役割も想定していないので、附属機関ではないとし、したがって違法性はないとの見解を述べられております。

しかし、大阪地方裁判所によれば、地方自治法第138条の4第3項及び同法202条の3第1項による附属機関の任として、「附属機関とは執行機関の行政執行のため又は行政執行に伴い、調査を行ったり、審査を行ったり、諮問を受けて審議を行ったり、調査を行ったりすることを職務とする機関であり、合議制であるか否かや、恒常的に設置されるか否かを問わない」と判じております。

玉名市の場合も、文言は助言・提言とされておりますが、チェンジ玉名推進戦略会議報告書ともなっており、その実体は諮問機関あるいは調査機関としての色彩が強く、市長が答弁されましたように、合議制の件につきましても、裁判所はそうであるか否かは問わないと述べております。

やはり、玉名市の場合も、高槻市と同様に附属機関と位置づけされるもので、これを条例化せず、要綱の上に定め、交付金いわゆる公金を支出したことが、極めて違法性があるものと考えておりますが、この件については監査委員の見解を伺います。

6点目に、3月定例会時の全員協議会における市長発言の真意について伺います。
3月定例会の最終日に当たる3月27日午前9時30分より、玉名市特別顧問制度について、執行部の要請により全員協議会が開催をされました。ここで市長は、今回の要綱制定の一連の手續きと、その運用についておわびをされております。これは、この特別顧問制度の設置と運用あるいは公金の支出を含めて、みずから非を認められたと解釈してよろしいのかを伺います。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 議員の御質問の1番、1点目と2点目について答弁をいたします。

特別顧問制度設置におけます行政内部での検討・協議はどうだったのかということでございますけども、特別顧問制度の設置につきましては、主に秘書課及び企画経営課におきまして、他市における先進的事例を参考に検討しまして、平成24年5月10日に企画経営課にて、特別顧問設置要綱案を起案をいたしました。

その後、玉名市例規審査委員会規程第6条第2項により、審査を省略し、所定の手續きを経て、要綱を施行しております。

続きまして2点目、特別顧問選任基準と出席状況についてでございますけども、顧問の選任基準は、特別顧問設置要綱にも規定していたように、専門的な立場から、本市の政策又は施策の推進に関する助言又は協議を行なっていただける方であるかどうかにより判断をいたしました。

顧問の出席状況につきましては、協議を行なっていただいた期日と人数を具体的に申し上げますと、平成24年5月11日が3名、5月12日、5月8日、7月6日、8月11日がそれぞれ2名で、計5回、延べ11人で行なわれました。

以上です。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） 内田議員の質問にお答えをいたします。

議会に報告を怠った理由は、というようなことですが、特別顧問は附属機関ではないと判断したため、これを規定する特別顧問要綱は議会の議決が必要な条例によらず、告示による発令とし、議会への報告は不要と判断したものでございます。

また、当該要綱が制定されたことについての、支所も含めた全部下、全職員に対する積極的な周知は、特別顧問が市長の附属機関としてではなく、単に市長への政策・施策に関する助言等をいただくために設置したものであったことから、実施をいたしませんでした。

次に、市長マニフェスト「チェンジ玉名」への助言・提言は、私的機関で行なうべきではないかという質問でございますが、特別顧問はその設置の根拠を条例等の法令ではない要綱により設置したものであったため、附属機関であるとは認識をいたしていなかったものの、公的なものには相違ないと考えていました。よって、顧問にお願いをした専門的な立場から、「チェンジ玉名」に掲げる分野の政策等の提言や、優先的・重点的施策の推進に関する助言等にかかわる労務への対価については、全くの私費や後援会の経費で払わなければならない性格のものであったとは思っておりません。

次に、3月定例議会での全員協議会における市長発言の真意は、ということでございますが、当該協議会で議員の皆さまに報告をいたしました特別顧問に関する発言は、平成24年5月10日に施行いたしました玉名市特別顧問設置要綱の一連の手続き及び運用について、議員各位また市民の皆さまに、違法性があるのではないかという疑義を生じましたことに対して、おわびを申し上げたことでございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 監査委員 坂口勝秀君。

[監査委員 坂口勝秀君 登壇]

○監査委員（坂口勝秀君） 内田議員の特別顧問制度における公金支出の違法性についてお答えします。

特別顧問への謝礼は、附属機関の委員に対して支払われる報酬とは異なり、報償費から出ております。支払いの基準について、要綱に定められており、問題はないと考えます。

また、支払機関の帳簿類については、監査委員で会計課の例月出納検査、また、全部課局を対象にした定期監査を実施しており、この件に関する平成24年度の事務執行について、指摘事項はなかったところでございます。

以上のことから、監査委員といたしましては、特別顧問制度への公金支出は適正であったと考えます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） それでは再質問を行ないます。

まずあの、この特別顧問制度を制度化するに当たりまして、秘書課及び企画経営課にて、先進的な事例を参考にされたということでございますが、どのような自治体を参考、参照にされて、この特別顧問制度を検討なさったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） はい、再質問でございますけれども、先ほど質問の中でございました高槻市というふうな名称が出てきましたけれども、そちらのほうの条例等も

ですね、検討しながら他の自治体の例を調べて、検討したっていうことでございます。
以上です。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） それでは、この制度を制度化するに当たりまして、秘書課、企画経営課、あとそれぞれ担当する部課長において、この制度の必要性や、あるいは条例化すべきか要綱化すべきか、議論は当然あって然るべき事柄ですが、行政内部では、当時どのような議論・検討をなされて、このような事務処理に至ったのかを伺いたいと存じます。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 今の再質問でございますけども、当然もう条例にしる、例規ってというのは、各所管で決裁を回しまして、やるわけでございますので、その中で協議をしたというふうなことでございます。

当然、決裁が終わってるっていうことは、協議がなされて、要綱が設置されたということでございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） はい、内田ですが。

結局その、条例化すべきか、要綱化すべきなのか、やはりこれは深い議論がやっぱり要りますですね。高槻市を参考にされたということですが、これはそのあと、これが高槻市で問題になり、裁判になり、公金の支出については違法という判断がなされております。

結局はその当時はまだ、高槻市の場合はそういう裁判所の判断が出ていなかった、それを参考にされたら、このように理解してようございますか。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 失礼しました。

高槻市を参考にしたということじゃありませんで、他の例規を参考にしたということです。高槻市を参考にしたということじゃありません。

以上です。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） わかりました。

それでは、先ほど例規審査会云々が出ましたが、これを、審査会を省略をされておるようですね。審査委員会規程6条第2項の規定で、「委員長においてはその必要がないと認めるときは、審査を省略することができる」とありますが、この必要性を認めなかった正当な理由は、どこにあったのかをお伺いしたいと存じます。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 今の御質問でございますけども、例規審査委員会等では、当然その条例についてはですね、審議をいたします。

それと、通例、議会の定例議会の前ぐらいに、通常は例規審査委員会、開催されます。これが5月10日の施行っていうことでございますので、新年度入っての、例規審査委員会かけないで、持ち回りで決裁をしたと、いうふうな。まあさっき、一番最初に、当初に申し上げましたけども、例規審査委員会規程第6条第2項により、審査を省略して、要綱を施行したと、告示したということになります。

以上です。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） この例規審査委員会、年に4回ほど開かれるという形になっておるかと思います。

結局今の答弁をお聞きしますと、各定例会前にいろいろな条例とか、条例等々を提出なさいますので、当然その前に例規審査委員会を開くと、このように理解してよかろうと思います。

それならばもう、5月の10日に公布されております。もう、6月の定例会の例規審査委員会の直前に当たりはしませんか、これは。そんなに、残りの定例会はもう、定例会の前の1週間前には、議会運営委員会を行なう。当然、事務的には、そういう前々で例規審査委員会は開かれますが、なんでこの件だけが、だけとは申しませんが、特にこの件がその審査を省かれたのか。私にはどうも、論理的な説明には思えませんが、担当部長いかがでしょうか。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 再質問でございますけども、起案につきましては、4月に回議書を回しておりますので、まあ施行は5月10日でございますけども、当然要綱等、例規審査委員会に例えば間に合わなかったりとか、訂正があったりとか、いったときには、現在でも要綱あたりは持ち回りでですね、決裁をもらうということも多々ある事例でございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 私は、この制度の設置については、事務当局がその制度の必要性が本当にあるのか、どうなのか、あるいは諸経費を公費で賄うことが是か非か、相当に深い議論をこらなされるべき事柄だと考えております。議論・検討・協議の結果、これは条例化をすれば、議会や市民間に大きな議論を呼び起こすことともなります。

先般、正規の例規審査委員会を開催することもなく、要綱化され、ほとんどの職員

にこれは周知することもなく、内々に運用したいとの、どうも私にはその作為が見えてなりません。

5月10日に議案公布し、5月11、12日に第1回と第2回の会議が開催をされております。この案件は、玉名市民の財産や人命に、あるいは災害、今度恐らく先般の台風15号の補正予算等々を出されると思いますが、そういった直接人命や財産に関係のあるものではございませんし、なぜこの制度の設置をこれほどまでに急がれたのか、市長にその背景を伺いたいと存じます。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） まあ急ぐ、急がないということよりも、やはり提言等につきまして、助言・提言につきましては、早いほうがあととのためになるというふうなこともございまして、早いほうがいいという判断は私のその、気持ちとしてはあるということとでございますので、早くするということがなくて、まあ適時に、その時点で持ち回りとして決裁をされたということだろうと思います。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） それでは、あまり職員のほうにも周知がなされていなかったようで、ある玉名市民の方が2年ほど前に、当時の築森副市長にこの件で、「玉名市の顧問は存在するのか」とお尋ねされたそうですが、「それはいない」と、このように答えられたそうです。

つまり、職員の職務を監督する副市長が、この制度を知らなかったようです。これが実際ならばよほど、これは重要な案件であり、また、よほどの内密事項だったこととなります。

伺いますが、要綱の公布に係る事務は、これは部長級の専決事項でしょうか、それとも副市長、市長へと決裁すべき事務の範疇にあるのかを伺いたいと存じます。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） ただいまの御質問でございますけれども、例規関係については、甲決裁でございます。市長までの決裁でございます。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） そうしますと、もう副市長が知りえんということはこれはありえんと、いうことにございますですね。部長から副市長、市長という決裁ですか。それとももう、直接市長へ決裁をなさったと、このようなこととなりますか。

いかがでしょうか。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） はい、ただいまの質問でございますけれども、当然決裁というのは下のほうから上がっていくわけですから、その辺については、当然、担当、

係長、課長、部長、副市長、市長っていう格好になりますね。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 恐らく、決裁の順序としてはそれがもう、順当なルールだろうと思っております。この件については、もう1回確認を申し上げたいと思っております。本人のほうに確認をしたいと思っております。

それでは、特別顧問選任基準と出席状況について伺います。まず、選任されるに当たりまして、玉名、2名の方が玉名市の在住、1名の方が千葉県に在住をされております。

当玉名市規模の自治体におきましては、熊本県内あるいは九州管内からの選任ならば、私も当然理解ができますが、千葉県在住の方を選任に委嘱する、このことは適切、適当な要件ではなかろうと私は思いまして、その要件を見出すことができません。

なぜここに千葉県在住の方を選任をされたのか、市長にその背景と適格性をお尋ねしたいと存じます。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 質問にお答えをいたします。

住まいは千葉県でございますし、出身が玉名というようなことで、玉名にも帰って来られるというような機会が多いというようなことでございます。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） それでは、これはもう、飛行機代あるいは新幹線代等については、もう自費で賄われたと、そのように考えてよろしいですか。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） そういうことでございます。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） それでは特別顧問出席状況について伺いますが、先ほどの答弁の、延べ会議回数が5回で、3人の特別顧問でのごこととなりますと、ちょうど15人となるのですが、延べ11人が出席をされた。顧問の1人でありまして、坂本さんは2回以降、これはすべての会議に欠席をなさっているようでございます。

これほど、欠席をされた方、健康不安だったのかどうか、それはわかりません。特別顧問に委嘱はされておりますが、このあたりに適格性はあったのかどうか、市長の考えを伺いたいと存じます。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 欠席をされたことにつきましては、それなりに理由があったことだろうというふうに思いますけれども、欠席をされて、そのことについて私はどうだということとはございませんし、また、会議が中断するというのもございませんので、付託という形で進められたということだろうと思います。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 当然もう、3名のうちの特別顧問、そのうちの1人の方がほぼもう、5回のうち4回は欠席をなさっておる。やはりこれは、選任の過程で、もう少しこの顧問会議そのものの意義といいますか、こういうものを打ち合わせられとったがよかつたのではなかろうかという思いを持っております。

それでは、次に移ります。第1回、第2回の会議は、これはもう私たち天水町出身にとってはありがたいことですが、草枕山荘で開催をされておまして、第3回、第4回の会議は、これは座長の個人宅で行なわれております。

執行部はこの特別顧問については附属機関の認識はなかったものの、先ほど来の答弁では、公的な会議であったことには相違ないと考えられておるようです。公の会議ならばなぜ、個人宅でこのような会議をなされる必要があるのか、公の会議ならば当然市役所、文化センター、あるいは市民会館等の公共的な施設で行なわれるのが従来からも、また現在も一般的なものでございます。

なぜこのような公共施設等で公的会議は行なわれずに、個人的な住宅で行なわれたのか、伺いたいと存じます。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） はい。その前に、先ほど答弁いたしました件について、ちょっと訂正をさせていただきます。

「参考にした市はどこか」ということでしたけども、これは大阪市を参考にして作成しております。

それから、決裁の件でございますけども、告示行為に関する決裁については、市長までの決裁ではなくて、副市長までの決裁ということでした。

それと、最初の要綱の起案については、部長までの起案ということに訂正をさせていただきます。

それから、会議の場所を個人宅で、ということでございますけども、これは当然あの委員さん方とですね、の都合あたりを聞いて、都合のいい場所というか、便利のいい場所と言いますか、まあそういったところで、ということで、自宅っていうふうなことになったのだというふうに思います。

以上です。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 答弁の言葉じりをとらえるわけではございませんが、便利なところと言いますならば、やはり公共施設等が私は一番便利、利便性のあるところに公共施設はございます。

やはり個人宅でこういった公の会議を行なうということは、これはどうしても私に

は人目を避けたがゆえ、そのように思えてなりません。

第5回目も土曜日の午後に、休日の午後に開催をされております。1回目、2回目が草枕山荘で開催をされております。私だけかもしれませんが、どうしてもこの点が内密に、あるいは内々に処理をしたいとの意図を強く感じております。

これは、制度設計あるいは運用等に大きな問題があるという認識ゆえに、このような会議形態になっているの难道うかと思えます。

そういう認識はございましたか。お尋ねをいたします。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 今の再質問でございますけども、内密にということは当然考えてなく、当然最後には報告書自体を委員さん方が市長のほうに報告されるわけですから、当然内々でやっていたという意識ということじゃないと、いうふうに理解します。

以上です。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） そういう認識はなかったということですが、現実的にはそう見られても仕方のない会議場所を選定をされておるようですね。

これは私だけかもしれませんが。私はこれは異常な行政執行の形態だと思っております。今からそれでは、こういう行政の会議は、頻繁に各個人宅等々で行なわれる、そういうことは私にはありえないと思えますが、いかがでしょうか。

今後のことも含めて、果たしてこれは適切な会議場所だったのかどうなのか、考えを伺いたいと存じます。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 今の再質問でございますけども、この場所が適切な場所であったかどうかというのは、なかなか答えられないというところがございますけども、まあ通常、会議室等が空いておればですね、そちらのほうでやるべきかなとは感じます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） それでは、次に議会への報告を怠った理由について伺います。

執行部は、特別顧問は附属機関でないと判断をされ、条例化はせずに公告はしたので、自治法上も要綱はこれは議会の議決を必要としませんし、また議会の報告等は不要で、また、大部分の職員にもこの制度の周知はしていないと。特に議会に対してはその必要性がなかったからしなかったと。まあこういう考えだろーと思えます。地方自治法上はその解釈どおりだろーと思っております。

ただ、今回の件は、先ほども申し上げましたように、高槻市の判例に照らし合わせますと、これは、附属機関と判断したほうが、私は妥当だと思っております。

また、仮に要綱といえども、玉名市において初めて制度化をするものでありまして、これほどの制度を市議会、市民又は多数の職員にも説明あるいは周知もせず、説明責任が全く私は果たされていない市民を無視されたことも、私にはなほはだしいものがあると考えております。

この件については、3月定例会最終日の、全員協議会で市長もおわびを申し上げました。改めてこの件について、市長はどのように考えておられるのか伺いたいと存じます。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） ただいまの質問にお答えいたします。

報告等について、いわば今回は議会の議決が必要な条例によらず、告示によるということで、できるということでしたので、告示によってやったということになります。

それと、この件につきましては、先ほど部長が申しましたように、大阪市の事例を参考にするというようなことでしたので、そういう事例を参考にしてやったということになりますので、それから先のことについては、当時はなかなか難しい判断じゃなかったかなというふうに思います。

以上です。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） やはりこれだけの、玉名市にとってあるいは熊本県内にも私は調査をしておりますが、あまりない特別顧問制度です。

当然、要綱、先ほども申し上げましたように、要綱行政というのは、それは結局は議会の説明、市民への説明を省いて行なうところに大きな弊害が出ておるというふうに申し上げました。当然、要綱化されてもこれだけの玉名市にとって、初めての私は制度だろうと思っております。

これは当然、議会等々に説明する、6月の定例議会にでも、5月の10日に公布をされ、5月11日、12日の既に会議をなさっておるわけですから、当然6月定例議会の全員協議会等々で私は説明される必要があったとそのように考えております。

次に進みます。

特別顧問制度における総支出額と公金支出の違法性について、質問をいたします。

まず、当初予算の成立をしておる、間もなくである、この制度を運用する恐らく予算項目もなかったことから、報酬から報償費へと、謝礼金目で支出すべく11万円を流用してそれに充てられております。

この11万円はどの予算項目の報酬から流用されたのか、また伺いたいと存じます。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 顧問制度における総支出額と公金支出ということについて、の御質問でございますが、平成27年3月の前田議員の特別顧問に関する一般質問で答弁をいたしましたとおりでございます。総支出額は平成24年度において、顧問に対しまして11万円を報償費から支出をいたしております。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 報償費からの支出はそのとおりです。

ただ、結局は報酬から報償費へ流用をされております。その後、当然報酬は1年間の報酬を組まれておるわけですから、どこかの時点で補正予算を報酬にせざるをえんという状況になろうかと思えます。

この補正予算は、いつ報酬に組まれたのかを伺いたいと存じます。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 済みません、資料がありませんので、あとでよろしいでしょうか。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 結局、補正予算を恐らくなさっとるだろうと思えます。

それはもう、初年度から、年度当初、5月に流用、開催ということは、年度末には当然その報酬の項目には不足を生じてきます。

そうしますと、補正予算の段階で、必ずこの報酬の補正の項目を説明をなさるべきです。ところが、これに流用したということは、恐らくだれももちろん、説明もあっていないというふうに思いますが、いかがですか。

この件につきまして、補正予算の段階で総務委員会なりの委員会で説明がございましたか。伺います。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） それも含めまして、あとで調べてからお知らせいたします。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） それでは、第1回会議と、第2回の会議を5月の11日、12日、引き続いて草枕山荘で開催をされとります。

当然賃借料等が発生しますが、それらの支払いはどのようになされているのか、お伺いをしたいと存じます。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 申し訳ありませんが、それもあとで、済みません。

○議長（作本幸男君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時09分 休憩

午後 2時22分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 大変失礼しました。3点御質問があったかと思えます。

1点目の、流用元はどこかというふうな御質問でしたけども、同じ企画費の役務費から、報償費のほうに流用して支出をしております。

それから、流用元の役務費のそのあとに、役務費が減少の補正があったんではないかというふうなことですけども、その後の補正というのは役務費はあっておりません。

それと3点目の、草枕山荘の使用料はこれも公費で出たのかというふうなことでしたけども、これは委員さん方で負担をさせていただいておるというふうな状況です。

以上です。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） それでは、引き続いて質問をしますが、企画費の役務費から流用して報償費に流用したと、これが調べた結果をいうことをございますね。

今まで、3月の定例会も、今までお話を聞いた範囲も、報酬から報償費へ流用したと。これは結局は虚偽だったということになりますか。

お尋ねします。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 今の質問でございますけども、ただいま調べましたところ、流用元は役務費ということになります。

以前、報酬費からということをお願いしていたのであれば、ちょっとそれは、まあ虚偽といいますか、虚偽する意思で説明したとは思えませんけども、そういったことになったのかなというふうに思います。

まず、まずもって役務費からの流用ということです。

以上です。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 結局は、そこで整合性を合わせたいという意思があったのではないですかね。

当然もうこれは、調べればどこからどこへ流用したということで、そんなに間違はずがないし、またあってはならんことだろうと思っております。

それでは、また特別顧問には公費で謝礼を払ったと。ところが、借上料については

個人の支払いと、まあこういうこととございます。

これは監査委員に伺いたいと思いますが、先ほど申しますように、公の会議だから特別顧問には公費から謝礼を支払い、一方、会議室等の使用料は個人が支払う。

これはやはり公私混同の財務処理に当たりはしませんか。このような財務処理は、私は不適切な財務処理と考えておりますが、見解をいただきたいと存じます。

○議長（作本幸男君） 監査委員 坂口勝秀君。

○監査委員（坂口勝秀君） 内田議員の質問にお答えいたします。

監査委員としましては、先ほども答弁のときに言いました、毎月の出納検査、そういうのでチェックされておりますし、そのときの指摘事項は何もあっておりませんので、先ほど言いました、この公金支出については適正。

済みません、もう一度私に聞きたいことはどういうことですか。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 申し訳ございません。私の表現がまずかったのかと思っております。

先ほど来の議論から、第1回目と第2回目の草枕山荘の賃借料・借上料、これは、それぞれ特別顧問がお支払いになったと。会議費用は公の公費で支払った。これは公私混同の財務処理ではなかろうかと私は思っております。

このような財務処理が本当に適切なのかどうなのか、監査委員としての見解をお尋ねしておるところでございます。

○議長（作本幸男君） 監査委員 坂口勝秀君。

○監査委員（坂口勝秀君） お答えします。

その辺ちょっと、はっきりよくちょっとわからないんですけど。何ですか、会場費は個人で払われているということですか。それは、その報償費が例えば市役所内、市役所であれば別に要りませんし、例えば自宅でもされておりますし、御自分の報償費から出されたんじゃないかと思しますので、別におかしいことではないと思います。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） そうしますと、もう会議はどこでも行なわれることになりそうですよね。先ほど来、話をしておりますように。

それであっては、行政の統制は私はとれんと思っておりますがですね。あの、報償費を支払うなら当然、公の会議とするなら借上料もこれは公から支払うべきで、先ほど来、説明がっておりますように、公共施設等空いてなかったかもしれんというならば、これは当然公の公金で支払う必要があると、私はそのように思っております。

それでは次に移ります。先ほども申し上げましたように、高槻市の例とこの件とほぼ同様の事案について、大阪地裁は特別顧問など市の政策、いわゆるこれもマニフェス

トに当たるかもしれませんが。市の政策の審議を行なっていることから、「地方自治法の規定により、条例で定めて設置するよう求めている附属機関に当たる」という認定をしております。また、「合議制であるか否かや恒常的に設置されたか否かを問わない」と判断をしております。これはもう、一つの判例として確定をしております。

監査委員に伺います。私はこの判例からも、玉名市が要綱で設置をし運用し、公金を支出したことは、これは極めて違法性が高いあるいは違法性があるものと考えております。

監査委員に、先ほどの答弁によりますと、玉名市の場合は、附属機関の委員ではなく報償費から支払い、支出してるので問題はない、まあそのような御答弁だったかと思えます。

そこでお尋ねをいたします。大阪地裁は判決で、先ほど来申し上げましたような理由で、「附属機関に当たるから違法支出」と断じておりますが、監査委員は「玉名市の場合は、これは附属機関でないので、違法性はなく、適正な支出」と、このような認識を持たれております。

それでは、玉名市の特別顧問が、附属機関ではないという理由等々はどこにあるのか、ぜひ見解をお尋ねしたいと存じます。

○議長（作本幸男君） 監査委員 坂口勝秀君。

○監査委員（坂口勝秀君） 質問にお答えします。

この特別顧問の問題になりますと、よく高槻市の例が出ます。それは違法ということで表されると思いますけど、他の市もですね、特別顧問を設定している市はいくつかといわずたくさんあります。それは別に問題になっておりませんし、先ほど言いました監査委員の立場としては、こういう公金の支出がどういう形で出てるか、それをチェックしますので、まして報償費で出ております。

そういうことで、附属機関には当たらず、公金の支出は適正であったと思っております。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） まあその、特別顧問制度はたくさん設けてるから、別段、違法性はないと、まあこのように受け取ってようございますかね。

そうなりますと、じゃあ裁判の判例を超えた解釈をなさると、まあこのような形になりますか。その点を一つだけ伺いたいと存じます。

○議長（作本幸男君） 監査委員 坂口勝秀君。

○監査委員（坂口勝秀君） 私、裁判員じゃありませんので。

ただ、他にも要綱において、たくさん特別顧問というのは、たくさん他に市がありますので、別に違法ではないと思っております。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 私も裁判官でないから、お尋ねを申し上げておるところで、結局は監査委員は専門性を当然持たれるということで、議会も全員一致で可決をした経緯もございます。その見解を私はお尋ねをしているところでございます。

現在あの、少々余談になりますが、地方自治法上の監査委員制度が非常に形骸化をされてるという批判も実はあっております。やはり、これはもう公平・中立性を重んじて、ぜひ、今後の監査も御尽力をいただきたいと、そのように考えております。

それでは、市長は3月定例会最終日の全員協議会におきまして、特別顧問に対しては「行政執行を前提としての審査や諮問は求めておらず、合議制の機関としても想定はしていなく、玉名市の特別顧問は附属機関ではなく、高槻市の事例とは異なる」と、このように申されております。

しかし私は、今まで再三申し上げましたが、玉名市の特別顧問も、この高槻市同様の附属機関であり、極めて違法性が高い公金の支出と考えております。

また、この全員協議会で、今回の要綱制定の一連の手続きや運用等々につきましても、議員に心配をかけた、あるいはおわびをするという表現が使われております。

このようなことから、市長はこの金額、約11万円の金額について、市長は誠意を持って、公金11万円をみずから返還されたほうがいいのではないかと考えておりますが、市長の思い、あるいは考え方をお尋ねしたいと存じます。

○議長（作本幸男君） 市長 高嵯哲哉君。

○市長（高嵯哲哉君） 公金の返金というようなことでありますけれども、実際それなりの時間をかけて、会議をされておりますし、その報償として、お金を出してるといふこととなりますので、全くその返還の問題につきましても、当たり前前の結果に、報償として出してるといふことでございますので、返還はしない、ということで御了解願います。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） あの非常にこう、今2020年の東京オリンピックの件で、新国立競技場の工事費の高騰の問題、あるいはエンブレム等々が白紙になった問題等で、国民等からは非常にこう、無責任な体質だと指摘・批判がっております。

当然、これはもう詳しくは申し上げませんが、最近になりましても下水道料金の賦課漏れ等、あるいは幼稚園就園奨励費の過払いなど、公金にまつわる金が多分に発生しております。当然今度の決算特別委員会等でも議論がなされると思いますが、誰一人責任をそのとろうと、あるいは責任をとったという経緯は私は覚えておりません。

私は、日ごろから私1人かもしれません、現在の玉名市の行政の運用方法について、少なからず不誠実なものがあると感じております。ところが、玉名市民の中にも、多く

の方々が玉名市の行政運用について、その不誠実なものを感じ取られているようでございます。

現在執行部は、自治基本条例の制定に向けて、作業を進められているところです。

8月号の「広報たまな」の記事を読みまして、この自治基本条例についての市民アンケートが掲載をされておりました。市長、職員の職務規程の設問の中で、市長や職員の責務を規定する場合、最も必要なものは何かとの設問に、「誠実かつ公正な職務の執行」が35%、突出して多く、次に「全体の奉仕者としての自覚」が14.1%と続いております。

市長はこのアンケート結果について、まず御存じだったのかを伺いたいと存じます。

○議長（作本幸男君） 市長 高嵯哲哉君。

○市長（高嵯哲哉君） アンケートの結果につきましては、内田議員が言われるとおり、そのようにやはり誠実に、そしてまた一生懸命やるというような答えが出てたということは当然だろうというふうに思います。

以上です。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） このアンケート結果にありますように、市民は市長、あるいは玉名市の運営について、最も必要なものとして誠実かつ公正な職務執行をこれは渴望しておるようでございます。

私なりの、このアンケートの結果を分析してみますと、現在の玉名市の行財政運営について、多くの玉名市民が、誠実かつ公正な執行が欠けている、それが一番不足している、またこれについて多くの不満が存在しているのではなかろうかと分析をしております。

やはり、市長、このアンケート結果はやはり真摯に受けとめられたほうが私はよかろうと思います。また、私たち議員一人一人もまた、そうであろうと思っております。

今回の特別顧問制度の設置から、その運用、また公金からの費用支出など、極めて不透明で不適切な運用がなされたと私は考えておまして、市長が日ごろから市民目線での行政運用をさまざまな形でおっしゃられておりますが、この市長が日ごろから標榜をされております、市長、市民目線での行政、行財政運営とは、具体的にはどのようなものを指しているのか、この場で参考のためにお伺いしたいと存じます。

○議長（作本幸男君） 市長 高嵯哲哉君。

○市長（高嵯哲哉君） 内田議員の、行財政についての、私の意見ということでございますので。

私は、常日ごろから市民の立場に立って、そしてまたこの市政運営というものにつきましても、行財政改革等々もやりながら、そして皆さん御承知のとおり、まあそれぞ

れの経営があるように、農業は農業経営、商店では商店経営、会社では会社経営といわれるように、この行政におきましては、私は都市経営というような感覚でおりまして、やはりそれぞれの経営においては、健全な財政を保つということは第一義にございますし、そのことが後世につながるものだろうというふうに思っておりますし、また、いつも言っておりますけれども、職員には公金といいますか、税金といいますか、「お金については自分のものと思って使ってください」ということを常日ごろ言っております。ということは、やはりお金は大事に使うということが重要だろうというふうに思いますし、先ほど言いましたように、行政の中での財政というのは、将来にわたって立派にやっていくということが大切だろうというふうに思っております。

しかしながら、行政というのは事業をしないと、それだけお金は裕福になってくる。事業をしますと、やはりそれだけ財政は苦しくなってくる。この両面がございますので、私といたしましては、そういった面では投資的な経費は玉名市が新しく発足をいたしましてから、だいたい年間40億円程度の一般的な投資をやっているということでございますので、そのことについてはだいたいこの10年間でほぼ同じぐらいのとき、まあこの庁舎についての資金は少しは上回ったかというふうに思いますけれども、だいたいおおかた投資的な経費は10年間同じくやってきたというふうな気持ちでおりますし、また、これから非常に福祉、あるいは医療費等々もどんどん膨らんでいきます。

2025年問題と言われるように、団塊の世代が75歳になるとときには、やはり日本が一番苦しい時期じゃないかなというふうに思っておりますし、また、合併特例債というのが、合併後5年間で段階的に少なくなるというようなことになると、財政的には大変厳しい状況でございます。

そのために、これまで職員の削減等々やりながら、また、行財政改革をやりながら、財政に対して、これからも持続可能な限りできるように、という思いでやってきたというようなことでございますし、これから、私たちの子どもや孫に対して、そういった財政がすばらしい財政であとあと引き継ぐ人々のために、健全なる財政を後世に残すということは、私たちにとられましての、責任だろうというふうに思っておりますので、これからも財政的には立派な財政を築き、また、投資的な経費もなるべく今までの、これから先どんどん減るというふうな状況でございますけれども、なるべく持続できるような体制をとりながら、財政運営、そしてまた行政もそれなりに投資ができるということであれば、行政も前に進んでいくということでございます。

皆さんが言われますように、「本当に何でも無料にしてくれ」というようなことで言われますけれども、無料にすることも結構だろうし、また、有料にすることも結構だろうというふうに思います。

そういう、それぞれのことを考えながら、やはり何でもやってあげたいというふう

な気持ちがありますけども、まあそういった財政等々について、やはり将来持続可能な行政ができるようなことを思いながらやっていくというのは、私たちにとりましての責任だろうというふうに思っておりますので、今後もそういった状況の中で進めてまいりたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 市長が申されますように、立派な理念のもとに、市長はお考えになっておりますが、それが実際、市役所の職員さん、あるいはさまざまな方々にきちっと、この公金をきちっとした形で血税を使うということに関して、少々まだ認識不足が私はあるのではなかろうかと思っております。

それは立派な理念をお持ちの中で、もう少し各役職員、あるいは市の職員ともども、その理念を1日1日植え付けていかれなくてはもう6年目にかかっております。

市民目線の理念も、市民の皆さん方がまた、そのとおりの行財政運営が行なわれているということを肌で感じる行政体を築いていただきたいと思っております。

自治基本条例に係るアンケート結果を十分に分析をされまして、結局は自分目線に陥ることなく、本来市長が先ほど申されましたような、市民目線による行財政運営を多くの玉名市民とともに、私も希望を申し上げまして、今回の一般質問を終了したいと存じます。

○議長（作本幸男君） 以上で、内田靖信君の質問は終わりました。

引き続き、9番 江田計司君。

[9番 江田計司君 登壇]

○9番（江田計司君） 皆さん、こんにちは。

無会派という、すばらしい会派の江田でございます。相変わらず最終日の最後でございますけども、お疲れでございますけども、どうかも少し御辛抱をお願いします。そしていつもながら、最後まで傍聴いただいております傍聴席の皆さん、お疲れでございます。ありがとうございます。

早いもので、合併をいたしまして、先ほどから何回も言われておりますけども、10年がたとうとしております。私も、合併してからの遅咲きの議員でした。あと4カ月で、満70歳になります。この10年間、議員として、玉名市のため、市民のため、私は私なりに精いっぱい頑張ったつもりでおりますけども、反省することも多々あります。

高崙市長におかれましては、合併前から今日まで、12年間頑張ってこられております。合併をして4年が過ぎ、「チェンジ玉名」を掲げられて、当時の社会状況の中で、確かに市長もチェンジをされました。

チェンジとは、先ほどからいろいろ言われておりますけども、市民の目線に沿った

形で、高寄市長が言われる「市民が輝き、都市が輝き、夢が広がる玉名」。市民サービスを低コストで提供できる行政組織を向上させるために、取り組んでこられたと思います。

毎朝、新聞の市長のきょうの日程が、高寄市長の1日の動きが詳しく載っております。毎日見ておきますと、まあよくよく土曜も日曜も、祝日も休みなくコツコツと務めておられます。どんな小さな集会や総会にも必ず出席をされて、特に100歳の方のお祝いには、必ず行かれておられるようであります。「高寄市長さんの来なはった。そして、最後まで務めなった」。評判はよく、感謝をされておられることをよく耳にします。

私も、今までの市長さんの働きと比べてみると、毎日毎日、ようあのようになんか務めができるなど、感心をしているところでもあります。恐らく、今までの歴代の市長さんより私の知る限りは、一番ではないかと思っております。そのエネルギーをどうか、外に向かって発信し、頑張っていたいただきたいと願っております。

先の6月議会で、高寄市長と長々と苦勞を重ねてこられた超ベテラン議員さんより、議第83号議案に対しての、反対討論を聞けば、高寄市長の市政に何か違和感を感じたのは私だけではなかったような気がいたします。

その内容を聞けば、以前戦った人を玉名の名誉市民にする。このことに対して、高寄市長の心の寛大さに感心をしているところでもあります。これもまた、「チェンジ玉名」なのか。

そこで、通告に従いまして、質問をいたします。

2期目を迎えられて早くも4年がたとうとしております。高寄市長の市政方針として、題して特別顧問について。このことについては、先ほど内田議員から大変熱心に詳しく質問をされておりますので、私からは少しだけしかお伺いいたしません。

今年の3月議会の最終日に提案されました、玉名市特別顧問設置要綱の中で、当時、1人の人の、その3人の方の1人の方ですね。この人の話を伺いました。その方は大変真面目な方で、市政の発展のために何でもいから提案をしてくれと頼まれ、なんか2、3回は出席をされたそうですね。しかし提言をしたけども、「提言は、なんか全然取り入れてもらえなかったような気がする」ということをおっしゃってました。

いつの間にか、そのままになってしまって、らしいですね。だから今回こうされたけども、まあその方が2、3回しか出席等もされてないような話しぶりで、もう何年前ですか。だから「あんまりわからん」という言い方だったんですけども、まあ話を聞けば、名刺も作っていなかったということですね。

それで、お話をしました。「3月議会で、100条委員会の話も出ましたよ」と。そしたら、その方が言いました。大変憤慨をされておりました。「玉名市のために一生懸命したっだけん、何で100条委員会か」というような言い方ですね。

金銭的な面は、先ほどから言われてますけども、なんかもらったかもらってないか、なんかはつきりせんごとあるですね。だから先ほど内田議員が言われた、一番当初の草枕温泉ですか。これが1泊でされて、まあその戦略会議にすっただけん、果たしてこれは我が錢ば誰でん出してまで出席するかなと、これはちょっと、わからんですね。

それで、その方が言われるのは、「役所が勝手に金ば起こしとっただけん」ちゅうな言い方だったですね。相当な剣幕で話されておりました。まあ私はわからんですよ、電話ですからですね。

そこでお伺いしますけども、その公金、11万円という公金ですね。公金を出すからには、やっぱりその本人がもらったという、領収証かなんかはそれは必ず要るわけですね。もう皆さんあの、ようその講演会行きなんでしょうが、1,000円とかなんとか、領収証必ずやりよらすですけんね。金ばもろうたら必ず領収証は必要じゃなかろうかと思うんですね。だから、これは果たして、領収証なんか出たつかももらったかですね。

まあその件を、私はお伺いしたいと思います。

2番については、もう質問席からお伺いします。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 江田議員の御質問ですけども、当然あるとは思いますが、確認をいたしてから答弁いたします、はい。

○議長（作本幸男君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 全部その、11万円に対しての領収証はあるわけですかね。

はい。だからその。なら、休憩しますか。あとで言いますか。

それではですね、これはもう、それでいいって。

本丸の、2番目。市の公共用地利用についてをお尋ねいたします。

昨年9月に、長保地区の奥の人たちより、電話がありました。「市役所から来られるので、来てくれ」ということでした。この件については、私が竹やぶの伐採の件で陳情をして、そのためにどうも市役所から来られたらしいですね。

話をしているときに、ふと後ろを見るとですね、大正開漁港の跡地を見ると、何か工事をしているわけですね。あらっと、地元の話の話を聞きました。そしたら、太陽光発電の工事ということでした。私は、全く寝耳に水でした。というのは、私のすぐ800メートルぐらいの先のことですからですね。

埋立地の跡ですからですね、あんまりこう、目立たんところにあるんです。もうどうして、人はあんまり行かんけんですね。

市の土地を太陽光発電会社に貸し付けていることを知り、以前ですね、岱明町の公民館の岱明支所に集約化する計画のときのようにですね、議会にはいずれか報告をされ

るだろうと、私はそのとき思っておりました。

しかし、もう今年の3月末にこの工事は完成しとつとですね。議会にはもちろん報告もないし、もちろん、地元の議員にも報告はありません。だから、私たちいろいろ聞いたけども、誰も知らんとですね。

このことを私は何人からの人たちに話しました。そしたら、「議会はなんぼしよつとか」って。「なめられとらんか」って。「しっかりせんか」と、馬鹿にされるやら、そして叱咤激励もされました。

その晩から、私は情けなくなりました。また、ふつふつと怒りが込み上げてまいりました。さて、この怒りをどうしておさめることができるのでしょうか。だれにぶちあけることができるのでしょうか。

そこで、お尋ねをいたします。この大正開漁港太陽光発電事業の、市有地を貸付けに至った経緯を説明していただきたいと思います。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） 江田議員の、市の公共用地の利用についての、旧大正開漁港埋立地が太陽光発電に利用された経緯についてお答えいたします。

平成23年1月に、玉名市未利用市有財産利活用基本方針が示され、未利用地であった、旧大正開漁港埋立地を企業誘致に活用できないものかと、担当課である管財課から相談を受け、検討をした結果、取りつけ道路が狭いことや、海岸に接していることから、適地でないと判断しておりました。

しかし、平成24年度になって、太陽光発電のための用地がないかという問い合わせが非常に多くなり、市内数カ所の山砂採取跡地を案内しておりましたが、この旧大正開漁港埋立地も、太陽光発電なら問題ないだろうと判断し、問い合わせのあった数社の企業に紹介した結果、兵庫県の企業と、鹿児島県のコンサルタント会社が興味を示され、それぞれ採算性などを検証された結果、兵庫県の企業は有効利用面積が小さく、費用対効果がないと判断されました。

鹿児島県のコンサルタント会社は、小さくても採算がとれると判断され、東京に事務所がある外資系企業とともに来庁され、正式に借り受けをしたいとの申し出が、平成25年3月にあり、外資系企業が、鹿児島県のコンサルタント会社を電力の申請、契約、設備認定などをするための特別目的会社としての合同会社を設立され、諸手続きを済まれたものであります。

以上が、立地までの経緯でございます。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の、「貸付けまで至った経緯」につきまして、産業経済部長に引き続き、お答えをいたします。

当該用地、旧大正開漁港埋立地については、更地の状態が長く続きまして、海岸保全事業の資材置き場等、テトラポット等ですけども。一時的に使用できるなどのメリットがございましたけども、通常、人が立ち入る場所ではなく、雑草は伸び放題で、管理費用がかかってしまう、いわゆる遊休地ということでありました。

利活用方法を模索しておりました平成25年3月、企業誘致担当課から「太陽光発電事業にどうか」という相談がございましたので、貸付けの可否及び方法の検討をしたところでございます。

遊休財産の利活用につきましては、平成24年3月に定めました「玉名市普通財産の利活用に関する要綱」に基づいて処理する必要がございまして、売り払うのであれば、原則一般競争入札に付さなければなりませんけども、今回貸付けということでございますので、その義務を、まあ入札ではなく、貸付けをしておることとございまして。

もちろん、貸付けに関して、公募することも妨げることはございませんけども、本件場合は企業誘致という観点から、公募は行なわなかったというふうでございます。以上です。

○議長（作本幸男君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 吉永部長にお尋ねをします。

先ほど、平成25年3月に、鹿児島のコサルタントですね、これが、そのなんか外資系の会社ば連れて来られたそうですね。

これ、吉永部長のとこまで来とんなってでしょ。ですね。それで、そういう話があったんですか。ですね、はい。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） はい、ただいまの再質問にお答えいたします。

当初、先ほど申しました鹿児島のコサルタント会社が東京に事務所のある外資系企業とともに来庁されましたのが、正式に申し込みをされたのが平成25年3月でありまして、一応、これにつきましては今のこの企業誘致係のほうに、おいでいただいた次第でございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） その時は、どうですか。その外資系、鹿児島の会社とですよ、外資系の会社。なんかあの話を聞くと、東京の青山かなんかに会社があって、という。確認はしなはったってでしょ。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） はい、再質問にお答えいたします。

その会社につきましては、平成24年の3月の1カ月前、2月に東京の事務所を訪

問しております。

そして、東京のですね、東京事務所ちゅうこと書いておりますが、青山、そうですね、青山ですね。一応その所長さんと担当者と面談し、確かに企業活動は行ないよったということを確認しております。

それと、鹿児島のコンサルタント会社につきましても、当時の担当が鹿児島県の自治体の職員と知り合いでありましたので、その会社についての情報もつかんでおりまして、県や市町村の仕事も受注されている企業として、確認はしております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 確かにですね、九電に行って調べたところ、環境発電株式会社玉名営業所として、平成25年3月28日付けで申し込みをしてありました。

そこで、もう1回吉永部長にお尋ねしたいんですけども、企業誘致、しかしこの太陽光発電会社ちゅうのはですね、人は全く雇用せんとですよ。だから企業誘致じゃなくて、だから、結局その紹介しなつたわけでしょうね。だからその、その時は紹介しなはって、その後に結局、原口部長のところに移ったようですね。

結局ですね、このころはもう太陽光発電の場所はですね、グーグルで全部調べてどこでんここでん、なんか調べさらくとつとですね。だから、このころはですね、その鹿児島の会社だけじゃなくても、相当あつたはずですね。なんでその、わざわざなあ、鹿児島んもんが会社ばつくて、東京の会社ば連れてこなつかいな。この辺からちょっとおかしゅうなつてきとつとですよ。

要するにですね、平成26年の1月にですね、長保地区と磯鍋地区の区長さんに、2月の2日に磯鍋公民館で、市有地旧大正開港跡地の貸付けを伴う太陽光発電事業の地元説明会を連絡されました。ですね。

この2月2日には、どがん人が来なはって、どがんしたふうで、どがんしなつたですか。

原口部長にお尋ねします。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の、質問でございますけども、26年2月2日の磯鍋地区の説明会につきましては、区長さん、それと長保地区の区長さん含め、10人が出席をされております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 役所の人だけだったですか、説明しなつたとは、その2月2日は。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） この2月2日の説明会につきましては、管財課の職員が2人、貸し出すというようなどころで行なっております。

まあメインは、環境発電合同会社の社長が、事業の説明をされたということです。以上です。

○議長（作本幸男君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） この2月の2日時点ではですね、確かにこの環境発電会社なんですよ。ここからですね、この要するに東京の違う会社、ビーイーソーラーズリーに変わったとはいつですか。要するに、変わったわけですね、この環境発電会社から借り主がですね。

それはいつごろですか。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） ビーイーソーラーズリーに権利が移転をされましたのは、26年の8月4日付となっております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 要するにもう、会社のか変わったわけですね。そすつと、そのかわったなら、やっぱその時点で、条件変更のごたるふうですよ。相手のかわつとですね。

本来なら、こんときでんがですね、ほかに借るものはいっぴゃあおっただけんですね。こんとき、なん公募とか何とかせんだったですか。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 当初の会社、権利移転等ございましたけども、その時点で公募はいたしておりません。

○議長（作本幸男君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） あのですね、先ほど8月4日って言いなつたばつてんですね、九州電力に使用申込みばこのビーイーソーラーズリーというところが、7月の4日に申し込んだつとですよ。ですね。この辺のちょっとつじつだが、まあよかたい、そら。

このビーイーソーラーズリーという会社は、どがん会社か、調査しましたか。

はい、はい。もうわからんならよかです。

私なりにですね、このビーイーソーラーズリーちゅう会社を調査しました。

このビーイーソーラーズリーという会社はですね、東京都渋谷区代官山20番地の9、代表取締役は松本光明さんという人ですね。この取締役の社長の住まいは神奈川県横浜市金沢区六浦、まあこの辺でおんなはつとですね。でこら、賃貸マンションにお

んなはつとですよ。

そして、この会社の設立は、平成25年11月1日。資本金100万円、ですね。

ここぼですね、ちょっと調べてみました。代官山にこう、20番9号ですね。そして、ビルは5階建てです。そこに看板がこういう具合で上がっており、こっちも見せましょうか。なんかその、看板てその、ビルの看板。

そして5階建てで、まあ1階はですね、どうもこの飲食店のごたつとですね。

2階、3階が株式会社ブロードエッジ・アドバイザーズですね。

そして、看板を見ますけども、どこもなかつですよ、この看板は。このビルの中に。もちろん、郵便受けも何もなかつですよ。相当調べました。福島議員も東京に行きなつたけん、ちょっと調べてみてくれんかい。なんじゃかんじゃわからん。郵便局も知らんだったな。

そしてですね、ここに確かにこう、あつとですよ。ビルは。ぼつてん、名前のついとらん。そしてこの5階はですね、5階、4階はこの有限会社白川鉄工所、白川実さんという人の、その住まいかマンション、その貸しビルかアパートかなんか知らんけどですね。2階、3階をこの、株式会社ブロードエッジ・アドバイザーズですか。これが、借つとるわけですね。

そして、近ごろこう、調べたっちゃですね、2階にどうか、株式会社ビーイーテラスつてごたつとですね。こがんとこつですよ。なあ、かわつたところが、がんとこばいた。こらだつが責任とつとやろうかな。

そして、まあこれはこれでいいとしてですね。その同じビルの中で、先ほど見せました、ビーイーテラスつていうところがあつですね。これも資本金100万円で、何か「松本敏克さん」つていう名前ですね。この人の住まいも、神奈川県横浜市。まあ同じとこじゃなかけつとですね。

そしてですね、この会社の設立は、やっぱり27年の1月9日、100万円で。何か何じゃ、全然わからんごつなつてしまつですね。果たしてこのビーイーソーラースリーつていう会社、存在しとつとでしようかね。何か幽霊会社のごたつとですよ。

まあ、昔からですね、東京というところは、生き馬の目も抜くと言われてるところですね。私も相当東京じゃ、だまされたりなんかしたですよ。もうですね、きょうまであつたところが、次の日はなかつすけん。別のとこ行くとこんだ、ただ電話ば受けとる人の、1人でいくつでん、電話受けらすと。はい、何とかかんとか、おかそうですよ。そがんとこところが、東京なんですよ。今全世界から銭もうけのためにいっぱい集まつてきとつとですよ。何かわけんわからんごたる会社に貸したな、理解ができんですね、こら。

そして、このビーイーソーラースリーつていう会社がですね、25年の11月1日

にでけととですよ。この25年という年は、どういう年かわかっですか。10月20日が市長選挙、我々市議員も選挙。10月20日。と、こん会社は11月、市長、あの高寄市長が市長になんなった、再選しなったとが10月20日でしょ。そすと、このビーイーソーラーズリーっていう会社は、11月1日でけととですよ。

まあですね、会社が設立されたのが偶然かどうかというのは、こらいろんな人が言いなととですね。これから、これはわからんです。だから、こっから先行ってもですね、裁判しよんごたるけん、なんかようわからんけども。

だから、先ほどその吉永部長からこう、ずっと移ったでしようが。こんからもう、計画はしてあるごたる感じのすつとですね。

それではですね、その会社はそういう会社であることを言いまして、今度は私も契約書ば見せてもらいました。契約は、土地の賃貸契約書がありました。どこかにあったな。

この賃貸契約書ば結ぶときにですね、やっぱ庁内で、こうなんか稟議書か先になんかあげなつてでしょ。ですね。ただいきなりぽんと、契約せんけん。やっぱそりゃ役所だけんいろいろ、しなはつと思っばつてん。そのときもですね、ああこら年間、155万円で21年間貸しとんなととですよ。こがんとは、入札はせんでよかっでしようかね。随意契約でよかっちゃろうかな。

どがん思うですか。お尋ねします。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 先ほども申しましたけども、通常売り払い、普通財産の売り払いするときには、公募して入札等を行ないます。

先ほども申しましたけども、企業誘致の関係つていうことで随意契約ということにしております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 企業誘致じゃなかつでしようが。なあ、企業誘致じゃなかりょう。

その辺がなあ、どうもなあ、そんなら企業誘致から紹介してもろうたけん、調査も何もせん。なら、企業誘致のごたるけんが、随意契約て。そんならよかたい、そつて。

地元の人にいろいろ聞くとな、「わあ、そがんなら俺も申し込むはじゃったぞ」という声もだいぶありました。地元の中には、相当有力な人もおられます。東京のなんじゃかんじゃわからんごたる会社に貸してつて、どがんなつじゃわからんて。

地元の人ならですね、やっぱあと等もぴしゃつとして、会社もちゃんとした、しかも、税金な地元。こら、あの税金な払わんとですよ。払わんちゅうか、事業であつたけですよ。本社が東京ですけん。恐らく入つてくつとはその、年間の賃貸料と、まあ固

定資産税ぐらいだろうな。

その地元の人たちは言いなつたでしょうが。やっぱ地元の議員さんも、知っとんたつとですか。だれも知らんたい。だからこの件な。なぜなのか。密室で行なわれたのではないかという人もおられます。

さあ、契約書。国税庁におんなつた人から、契約書のちよつとですね、こう何というか、雛形っちゅうのはちよつともろうてきました。これはやっぱり、借る人、貸す人、そして保証人というともあつとですよ。アパートいっちょ借つとでんが、保証人ばつくつでしよ、な。そして、この契約する相手、ビーイーソーラーズリーっていう会社。そがんでどがん会社かわからんとでしょうが。資本金な100万円ですばい。

でな、その要するに工事ばしよんなつた人からいろいろ聞いた。これは関電工が工事しよつとですもんね。「こら、後片づけは大ごとですばい」って。大体、後片づけ、いくらぐらいかかつとでしょうが。要するに、20年たつたあとの、後片づけ。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 保証人の話とか、解体の話とか、御質問っていうか、ありましたけども。

事業者については通常、計画策定の段階で、工事費などの初期投資費用、借地料や管理費などの計上費用に加えまして、撤退時に必要な解体・撤去費用、このときは事業者は撤去費用については、1,200万円程度と見積もっております。もう、これらも含めて、全体計画として策定をしております。

今回の事案についても同様でありまして、解体、もしも撤退するっていうふうなことになるならばですね、その責任を履行されることは確認をしております。ただ22年間の今、賃貸借契約を結んでおるといふふうな状況でございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） あのですね、最初その吉永部長のときにですね、来なはつたときの写真はぎゃんしたふうにあつとですよ。このときはですね、大体発電規模は1メガワットだったですよ。

今、完成したつはどしこになつとつとですか。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 旧大正開漁港埋立地の発電量につきましては、出力、852キロワットでございます。

○議長（作本幸男君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） どうしてぎゃん、1メガワットから800どしこに変わったつかいた。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） お答えいたします。設置面積が確か変更になったのではないかと思います。

以上です。

○議長（作本幸男君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 地元説明会のときはもう、1メガワットだったでしょうが。ですね。私もこう同じだけん、見に行ったらばってん、面積は、何か話ば聞くと松林かなんかあるけん、松の植わつとるけん、そっぱ避けてするけん、面積のこうなったって。

そら、言いがかり、言い訳ばってんですね。何かあの、メガソーラーなっと、何かいろいろこう、せからしかとこになっとじゃなかですか。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 面積に関しましては、旧大正開漁港の南側に、過去にスーパー松を植栽をしております。そのまあ影を避けてですね、面積が変更になったというふうなことは聞いております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） スーパー松って言うたっちゃ、何じゃかんじゃわからんごとちいと植わつとるとは、そがんとは切ったっちゃよかとばいた。そりゃ。

ばってん最初計画のときはグーグルで調べて、それまで入つとるとだけん。入つとったですよ。やっだして、そがんそうなたったつでしょ。だけん、ひょっとして私はただちよつとこう考えよつたつが、1メガワットになつと、何かちよつとせからしかつたんな。役所といろいろこう、あれしたり、何だかんだこうこうせなんけんが、わざとこもしたというような、ただ私がこら1人で思つとるだけなんです。まあよかたい、そらばってな。

それでですね、部長、例えば極端な場合がですね、その家ば建つときですよ、農地転用するでしょうが。そすつと、農地転用すつとのもですね、いくら家ば建つるけん、ローンば、やっぱり銀行から借つたり、全部はこしこ持つとるけんて、資産証明、ちゃんと資金証明の要つとですよ。

こらあとこれに、書いてあつとはですね、総事業費3.5億円。ビーイーソーラーズリーちゅう会社、資本金100万円ばいた。

こがんした会社に貸すとは、なん疑いなかつたかいた。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） はい、お答えいたします。

今おっしゃるとおり、当該土地貸付けの契約相手であります株式会社ビーイーソー

ラースリーという会社の設立時期、資本金についてはおっしゃるとおりでございます。
ただ登記事項証明書により、確認をしております。

それから、「信用できんとじゃないかい」というふうなことでございますけども、当時はこの会社は太陽光発電事業の開発・運営を業務内容の一つとして持って、全国で8カ所の太陽光発電事業を展開している企業の子会社でもあり、熊本方面の太陽光発電を担当することを目的にされたというふうな会社でありますので、当然太陽光発電事業のノウハウを持っていると理解しての契約でございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） それは、要するに8カ所しよところは、この何とか、何とかエッジとかって会社でしょうが。

仮に、まあ私たちはよう銭借り行くもんだけんな、銭借りに行くときゃ、保証人。保証人なわざわざ免許証でん、見せなんですよ。なああんた、こん親会社は、あの親会社だろうと思うんですよ。

役所の人がばいた、こがん資本金の100万円ごたる会社に、そなん11月1日ごろでけた会社にたいな、なん登記謄本ば、はあ、ちょっとこれは信じられんばいた。

もしそんくらいの会社で親会社がしっかりしとんならば、親会社ば保証人に、さっき私がこん、国税庁からもろうてきた賃貸しのあっでしようが。

親会社かなんかわからんたいな。それが、親会社があるならば、親会社がちゃんと保証人にならんたい。それが、そりゃあ、こーまかりースどん契約すつとじゃなかとばいた。役所ばいた。あれだけ。大事なこつですばい。

普通今、あの入札でんですよ、あるところなんか、入札に参加するだけで、入札保証金ば納めなんとこのある。5%。今玉名市でも恐らくそがんでしょ。契約したなら、契約保証金ば1割積まなんでしょ。

こらあた、家賃な150万円ていうの、先ほど言うように、解体したつはいくらだったかな、最後の解体すつとは。こがんともあつて、ただこらほんなこて。市役所にしちゃ、余りにもう一ばんぎゃーで、ずさんばいた。

事務方のトップの副市長にお尋ねします。この今までの流れ、あとも印鑑な押しとんなつでしょ。この中で。どがん思いなつですか。

○議長（作本幸男君） 副市長 斉藤 誠君。

○副市長（斉藤 誠君） 事務方のトップとして見解ということでございますけども、太陽光発電事業につきましては、非常に収益が見込まれる事業と理解をしております。

今回の事業につきましても、初期投資が必要なものの、安定した収益が得られるということでございます。

倒産の心配につきましては、他の業者と比較してもかなり低いものと認識しております。

ただ、御指摘のように保証人や保証金を求めていることは、事実でございますので、今後は事案に応じた方針を、方策をまあ、検討していく必要があるかと思えます。

ただ、この契約につきましてはですね、先ほど企業誘致の担当のほうから来たっていうことで説明がありまして、私自身も決裁段階で聞いております。

雇用は生まれにくいけども、ということですけども、賃貸料としては市として有利であるということで理解しましたので、決裁をしたところでございます。

○議長（作本幸男君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） なんか、その副市長、そんなら吉永部長、なんかあつときはあの責任とるかいな。あたげから紹介しとるけん。

この辺のいきさつがな、なんか役所の一番縦割りのな、そこからきたけん、ほんなら信用して。しかし、なあ原口部長、あたがたとこさん来たら、そら会社ば見が行かんなら。ただ登記謄本ば、資本金100万円、ちょっとこらどがんかいて。

[何事か呼ぶ者あり]

○9番（江田計司君） なんの、あた甘か。

あのな、こがん、どがんしてあるかっていうのはな、こら、その太陽光ばそん会社の裏づけで誰が権利ばととんなつとどがんすんね。

[何事か呼ぶ者あり]

○9番（江田計司君） こがんとこらが、役所のあた、さっきも言うたように入札いっちょすつとでんが、入札保証金でん、要するに工事あの、契約保証金でんとつとだけん。ちょっとこら、高寄市長、どがん思うですか。このやり方ば。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 今回の太陽光の賃貸につきましては、遊休財産という形で、10年間ほど寝込んでたというふうな状況で、また、企業誘致に貸し付けようというふうなことでも無理だというような結論が出ておりまして、荒地地になっておりまして、その手入れにお金がかかるというようなことではございましたし、当時太陽光発電をするというようなことで、お話があったということでございますし、我々といたしましては、賃借料の155万円、この21年間ということで、3,000万円以上の収入があるというふうなことではございますので、これに向けて今回は貸付けを行なったということでもありますけども、資本金が100万円だから、その会社がどうだということも言えませんし、これは、太陽光発電をされる場合には、大体親会社が太陽光発電のための子会社をつくってやるという経過は非常に多いということでございますので、そういう一環の中で子会社をつくって、出資をして、子会社として運営されるというようなことではござ

いますので、まあその出資者というのは、最終的に子会社の責任を持つというようになっていきますので、我々にとりましては、最終的な責任はそこにあるということに感じておりますし、また、今回の投資につきましても、3億円以上の投資をされたということでございますので、そういったものの財産というものもございまして、賃貸料の未収については、そういうものの差し押さえもできるというように思っております。

○議長（作本幸男君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） そんなら契約書にばいた、ちゃんとそがんこつほうととかなんたいな。親会社が、親が子のしでかしたことば責任とってこそ。これ書いとかなんたい、契約書に。そがんでしょうたい。なん、「20年で3千何百万円あるよ。わあよかよか」っていうたっちゃ。そりゃあ、ちゃんと、そんならこん3千どぎゃしこは銀行からずつかい。さっきから言うごとな。

要するに、農地転用すつとでんが、ちゃんとあた、銀行の裏づけてろ何てろとつとばいた。役所ばいた。子どもの契約すつとじゃなかとばいた。ならそん、そんあるけんちゅうたっちゃ、そつばちゃんとな、親会社が押さえて、知らんて、どがん、子のしでがしたこと知らんて言われたときは、どがんなるかいた。余りにもこれは無責任ばいた。まあこら、こつから先はまだちよつとな、いろいろ、まあ私も勉強してみます、な。

この件に関しては、まだまだ、ちょっといろいろ調査をするあれがあると思います。大体その、このビルにな、看板が上がつとらんとがおかしかでしょうが。

郵便屋さんなどけ持って行ってよか、いっぺんどが書類ば出したことがあつとですか、部長。この会社になんか書類ば出したですか。郵便ば送つたりなんたりする。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） はい、これに関してはですね、役所のほうにいろんな打ち合わせについてはですね、担当者あたりのほうから来られて、まあその中でやり取りができております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） まあ、それでよかでしょ。

それからですね。それではちょっと違った質問をいたします。

こら、伊子部長にお尋ねしたかとばつてんですね。学校、小学校中学校、このソーラーば屋根につけてあつてすね。これはどがんした目的で、そのつけなつたですか。そして、どれくらいの要するに売電料っていうかいな、上がつとるかいた。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 学校に設置しております太陽光発電については、一つは学

校で使う電気料の節電ということもありますが、環境教育での設置、これも一つ大きな、目的でございます。

それから、売電のほうですが、平成26年では、320万円余りの売電の収益がございます。

○議長（作本幸男君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） その320万円ちゅうとはですね、要するに、学校で使うた残りが320万円でしょ。だから、実際的には売電がまだあるんですよ。まあ、そりゃよかでしょうたい。あのですね、そういう目的で、太陽光発電っていうのはいろいろしてあるわけですね。

この前ですね、9月の5日に、熊本日日新聞に載っ取りました。「熊本いいくに県民発電所が県と南関町と立地協定を結んだ」ことが出ておりました。この会社は、2014年1月に設立、今年の7月末までに、1口2万円を出資を募り、県内外328人から、5,000万円を集めたそうです。この出資額の75%を熊本県民が占めたと、意義の高さに驚いておられたと書いてありました。

そこで、高寄市長にお伺いたします。この大正開の太陽光発電所の、流れはもう先ほど話をされましたけども、市長の息子さんも、太陽光はされとっです。だから、市長も相当太陽光に対しては詳しい。この大正開発電所、採算は十分とれるはずですよ。こがんとは、なんかそのほら行政で、自治体かなんかどがんかされんという、考えはなかったんですか。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 太陽光につきましては、CO₂の削減等々が、国の施策の中でうたわれておりました、やはり当時昔から見ると、太陽光については日本が最先端の技術を持ってたというような状況でございますけども、この売電設備等々をヨーロッパのほうで開発するっていうか、始めたということで、ヨーロッパが一大産地になったというような状況でございます、それを受けて、日本が再度国が補助金を出しながら、太陽光発電の普及を図ったというような経緯がございます。

私も家につけておりますし、また、玉名市といたしましても、補助金を出しながら、この太陽光発電の普及をしているような状況でございます。「みずから、市が発電事業者にならないか」というような御質問でございますけども、地方公共団体が発電した電力を九州電力等に売電するということになりますと、地方公営企業法に基づく電気事業というふうになります。

このほとんどは、ダムによる水力発電が最も多い事例で、長野県など、主に県レベルで水力発電事業を行なっております。そこで、太陽光発電事業を地方自治体がみずから行なっている事例を探してみましたけども、本市のように貸付けを行なっているところ

ろはたくさんございましたものの、みずから行なっている自治体というものは探し当てられなかったというような状況でございます。

そういう理由を考えますと、設備を設置する際の工事費が、公共事業になりますと高いというような、コストが高いということ、それに代わるコストは民間で行なうより高いと、いう考え方でなっております。初期投資を取り戻すまでに数年がかかるということ、そして採算をとるのが難しいというのも一つの理由でございますし、また本市に限らず、地方自治体においてはみずから発電事業者とならず、遊休地を貸し付けるというようなこと、そしてその地代を得るということが一番効率的かつ管理費等も不要になりますので、そのような方法をとってるといふふうに理解をいたしております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 先ほど言われたですね、あの長野県ですね。

この「飯田市再生可能エネルギーの投入による持続可能な地域づくりに関する条例」ってですね、こういうのをつくっとつとですよ。これは恐らくですね、全国初めてですよ。

それとですね、先ほどないって言われるけどですね。こりゃいろいろこう、私も調べたらんとけども、京丹後市ですよ。ここは自治体がやりよつとですよ。だから、恐らく800何キロワット、1,000メガワットいかんばってんが、月にするならば、300万円ぐらい上がるとじゃなからうかな。年間で、恐らく3,600万円は。

ただ、私が素人考えばつてんですよ。要するに財政がもうひどくて、いろいろ言いよなつてしょうが。体育施設ばつた100円ぐらい上げて、年間350万円ばいた上げたちゃ、こりゃ全部、今まで使うとで計算して350万円。有料にするとそがん、上がるかもしれんばいたな。ただ、私は素人のことばつてんですね。要するに、もしも自治体がどがんかして考えるならですよ、年間3,000万円以上あがつとですよ。財政の厳しか厳しかつて、ここは20年間くつとばいた。玉名市の銭のなかつていうたつちや。基金のどしこあるかいた。借らんでよかでしょうが。

恐らく今度の決算委員会であるばつてんが、前年度10億円ばつた余つとつとですよ。余つとるといふといかんばつてん、皆節約してな。なああた、10億円、1年で。そしてさつき言いなはるばつてん、民間でそら、はなから間違いばいた。民間に任すんなら高うなつて。公共工事は今安かとばいた。そがん思うとるけんが、むんな目あわすとたい。そらほんなこてな。だから、その辺はな、もうあたちや、ただ縦割りでこう、しよつてんが、知恵ば働かすんなら、あた、自治体でさるつかもしれんとたい。

ほら先ほど原口部長が言うたでしょうが。10何年間もほつたらかしにして、そりゃ地元のもんは喜んどつですよ。荒れた土地の、「ああ、草ば切らんでよかごとなつた、

どうのこうの」って。しかし、まだ財政、あの自治体っていうとはですね、そがんとぼどがなんかしてな。例えばこら、昔、原口部長、あったでしょ。松原海岸で、公園どうのこうのって、そりゃいかんだったでしょうが。

なんか、この辺がもいっちょな、やっぱ全部が協力して、先ほど言うように、調べていっちょんなかごたって、こら調ぶつとあつとたい、自治体でしょつとこが。長野県は、発電所ばつくつとるけんが、あれですよ。まあこれ調べてむつと、まだあつと思つですよ。

だからですね、先ほどの話じゃなかけども、そら市長がさっきから言われよる。少子高齢化になって、ずっとずっと先になって、がん厳しゅうなる。ばつてんが、最終的に全部な、これば市民に強いらせよるじゃなかですか。やっぱ、ある程度はですね、投資っていうとも必要ですよ。

投資するためには何かっていうと、やっぱですね、国、県、自治体がやっぱ1割ば負担せなんでしょうが。そっぱ出そうごとなかけん、せんとでしようだい。ちょっとこれは本当ですね、私自身もこう調べよって、ずっと書きよって、自分自身がなんかおかしなつてですね。そしてこら、これば全部段取りしとつとはですね、関電工ですよ。

なあ原口部長、相手のこの、あの何ていうかまた元に戻るばつてんが、ビーイーソーラーズリーっていう会社の社長は来なはったかいた。20年間もあた、玉名市から借つとだけん、あた。なあ、しかも大体まあ、坪の500円ぐらいかな。まあ大体、妥当な金額じゃあつとですよ。

私のとこの土地も借り来らした、いろんな人が。200円で言わす人もおるし、700円で言わす人もおるし。

だから、そんもういっちょだけ確認ばよかですか。相手、社長来なはったですか。この松本光明さんっていう人。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） ビーイーソーラーズの社長が来られて打ち合わせをしたかどうかっていうのは、ちょっと私は存じ上げておりません。

○議長（作本幸男君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） なんかこの、免許証かなんか見せらしたですか。名刺ばやらしたですか。普通はあた今、あればいた、印鑑証明一ついっちょ取つちやつた、免許証も見せなんですばい。ただ、名刺ば配つて、「私がやるですばい」って。

まあ、よかでしよたい。もう残りがあんまなかごとなつたけんですね、もう。もうこれから以上すつと寝込ますし。

まあ、いろいろまだお尋ねしたいことはございますけども、まあこれくらいにして。とにかくですね、私が何を言いたいかっていうのは、とにかく、行政と議会と一体にな

って、知恵を絞って、条例改正ばすときは条例改正ばせなんですよ。

玉名市の将来、高崙市長も一生懸命言いんよんなる。将来のこう、なんかこう、寂しいことばかり言いなるばってん、どがんな。そがんことも、考えていかなんとですよ。そして、よその市長に負けんようなですね。さっきの多田隈議員が一生懸命言いなつたですね、あの熱弁もよく聞いていただいて。

将来には、財政が潤うような、そんなことに精いっぱい努力をしていただくように、お願いをいたしまして、私の一般質問は終わります。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 先ほどの特別顧問の領収証の件でございますけども、平成24年4月から、会計の支払い方法の変更がございまして、これに伴い、相手からの請求書を徴収する方式から、支出調書による支払いとなりました。

先ほど「領収証は当然あるでしょ」というふうなことを申し上げましたけども、そういったことから請求書はございませんし、領収証もないということで、支出調書で課長名で相手先に振り込むというふうな格好に、24年4月からなっております。

○議長（作本幸男君） 以上で、江田計司君の質問は終わりました。

これをもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

ここでお知らせいたします。本日の会議期間は、議事の都合により予め延長いたします。

議事の都合により、休憩いたします。

午後 3時51分 休憩

午後 5時02分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、市長から、議第118号平成27年度玉名市一般会計補正予算（第3号）、以上、追加議案1件が緊急に提出されました。あわせて、本件につきましては、市長から緊急を要するため先議をお願いしたいとの申し出がっております。よってこの際、

日程第2 市長提出追加議案上程

議第118号 平成27年度玉名市一般会計補正予算（第3号）

日程第3 提案理由の説明

（議第118号）

日程第4 議案審議

（議第118号）

以上、日程表のとおり日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに審議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。

よって、日程表のとおり日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに審議することに決定いたしました。

日程第2 議案上程

○議長（作本幸男君） 日程第2、「市長提出追加議案上程」を行ないます。

これより、市長提出の追加議案を上程いたします。

議第118号 平成27年度玉名市一般会計補正予算（第3号）

以上、議案1件を議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第3 提案理由の説明

○議長（作本幸男君） 日程第3、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの議第118号について、提案理由の説明を求めます。

総務部長 西田美徳君。

〔総務部長 西田美徳君 登壇〕

○総務部長（西田美徳君） 本日、追加提案いたしました議第118号平成27年度玉名市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、先般の台風15号により被災した道路や農道などの施設を復旧するための経費を補正する必要が生じたので、提案をいたすものでございます。

本市におきましては、幸いにも人的被害がございましたが、河川や水路ののり面崩壊あるいは倒木による道路の寸断など、多数の災害が発生し、現在全力で復旧に当たっているところでございます。

それでは、お手元の資料の1ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億1,504万9,000円を追加し、総額を309億8,846万円とするものでございます。

歳入につきましては、12款分担金及び負担金は23万円の追加で、現年発生農業用施設災害復旧事業に係る地元負担分でございます。

14款国庫支出金は516万4,000円の追加で、現年発生公共土木施設災害復旧事業費負担金及び現年発生農業用施設災害復旧事業費補助金でございます。

19款繰越金は1億965万5,000円の追加で、今回の歳入歳出の財源調整分でございます。

歳出につきましては、11款災害復旧費は1億1,504万9,000円の追加で、

厚生労働施設、農林水産施設及び公共土木施設等の災害復旧費でございます。

なお、この災害復旧費の補正予算につきましては、早期復旧に向け万全の対応を図ってまいりたいと考えておりますので、開会時に提案・説明いたしました議第94号の補正予算より先に御審議・御採決いただきますよう、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

○議長（作本幸男君） 申し上げます。一般会計補正予算につきましては、ただいま議題となっております本日9月10日提出の議第118号平成27年度玉名市一般会計補正予算（第3号）と、開会日である8月31日提出の議第94号平成27年度玉名市一般会計補正予算（第2号）の2件が、今期定例会に付議されております。

議第94号は、9月18日の閉会日に採決ですが、議第118号を先議することから、提案順序と表決順序が逆となり、それぞれ補正予算書の計数に変動が生じます。

よって、この際、補正の順序を変更し、議第118号を補正予算（第2号）に、議第94号を補正予算（第3号）に補正号数を改めるとともに、それぞれ補正予算書の計数を修正いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

それでは、議第118号については修正後の内容にて改めて審議することにいたします。

修正に伴う議案の差しかえのため、暫時休憩いたします。

午後 5時08分 休憩

午後 5時10分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

改めて、議第118号平成27年度玉名市一般会計補正予算（第2号）、以上、議案1件を議題といたします。

まず、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております、議第118号については、議事の都合により会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略したいと思っております。

これに、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。

よって、議第118号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。
委員会付託を省略いたします。

議第118号については、日程に従い、引き続き会議にて直接審議を行ないます。

日程第4 議案審議（質疑・討論・採決）

○議長（作本幸男君） 日程第4、「議案審議」を行ないます。

これより、ただいま議題となっております議第118号の審議に入ります。

審議の方法は、質疑・討論ののち採決いたします。

これより質疑に入ります。

議第118号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

議第118号平成27年度玉名市一般会計補正予算（第2号）について、採決いたします。

議第118号については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。

よって、議第118号については、原案のとおり決定いたしました。

日程第5 議案及び請願・陳情の委員会付託

○議長（作本幸男君） 日程第5、「議案及び請願・陳情の委員会付託」を行ないます。

議第94号平成27年度玉名市一般会計補正予算（第3号）から、議第117号公平委員会委員の選任についてまでの市長提出議案24件、請第5号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出に関する請願の請願1件、陳第4号サッカー場建設に伴うラグビー兼用競技場整備を求める陳情及び陳第5号インフルエンザ予防接種の無料化を求める陳情の陳情2件、以上の事件を一括議題といたします。

まず先に、ただいま議題となっております事件のうち、人事案件2件の委員会付託を省略することについてお諮りいたします。

議第116号教育委員会委員の任命について及び議第117号公平委員会委員の選

任についての人事案件2件については、議事の都合により会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。

よって、議第116号及び議第117号の人事案件2件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議第116号及び議第117号の人事案件2件については、委員会付託を省略し、9月18日の閉会日にその審議を譲り、会議にて直接審議することにいたします。

それでは、ただいま委員会付託の省略を決定した事件を除き、議題になっております事件につきましては、お手元に配付しております議案及び請願・陳情付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

議案及び請願・陳情付託表

総務委員会

- 議第 94号 平成27年度玉名市一般会計補正予算（第3号）
（総則・第1表歳入の部・第1表歳出の部、②総務費・第2表債務負担行為補正 追加(1)・第3表地方債補正 変更）
- 議第100号 地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例の制定について
- 議第103号 玉名市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第104号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第105号 玉名市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第113号 工事請負契約の締結について
- 議第114号 工事請負契約の変更について

建設経済委員会

- 議第 94号 平成27年度玉名市一般会計補正予算（第3号）
（第1表歳出の部、⑥農林水産業費、⑦商工費〔1項商工費中5目消費者行政推進費を除く〕、⑧土木費、⑩災害復旧費）
- 議第 97号 平成27年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第 98号 平成27年度玉名市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第 99号 平成27年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

議第 1 0 1 号 玉名市文化・行政拠点特別用途地区内における建築物の制限の緩和に
関する条例の制定について

議第 1 1 2 号 和解及び損害賠償額の決定について

文教厚生委員会

議第 9 4 号 平成 2 7 年度玉名市一般会計補正予算（第 3 号）
（第 1 表歳出の部、③民生費、④衛生費、⑦商工費 1 項商工費中 5 目
消費者行政推進費、⑩教育費・第 2 表債務負担行為補正 追加(2)
(3))

議第 9 5 号 平成 2 7 年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

議第 9 6 号 平成 2 7 年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

議第 1 0 2 号 玉名市社会体育施設条例の制定について

議第 1 0 6 号 玉名市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議第 1 0 7 号 玉名市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定について

議第 1 0 8 号 玉名市体育館条例の一部を改正する条例の制定について

議第 1 0 9 号 玉名市天水相撲場条例の一部を改正する条例の制定について

議第 1 1 0 号 玉名市立小中学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例の
制定について

議第 1 1 1 号 玉名市立小中学校体育施設等使用料条例の一部を改正する条例の制
定について

議第 1 1 5 号 財産の取得について

請第 5 号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提
出に関する請願

陳第 4 号 サッカー場建設に伴うラグビー兼用競技場整備を求める陳情

陳第 5 号 インフルエンザ予防接種の無料化を求める陳情

○議長（作本幸男君） 各委員会におかれましては、会期日程に従い、審査をお願いいた
します。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明 1 1 日から 1 7 日までは委員会審査のため休会とし、1 8 日は定刻より会議を開
き、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 5 時 1 4 分 散会

第 5 号

9月18日 (金)

平成27年第4回玉名市議会定例会会議録（第5号）

議事日程（第5号）

平成27年9月18日（金曜日）午前10時00分開議

日程第1 委員長報告

- 1 総務委員長報告
- 2 建設経済委員長報告
- 3 文教厚生委員長報告

日程第2 質疑・討論・採決

（議第94号から議第115号まで、請第5号、陳第3号及び陳第4号並びに平成26年度陳第8号）

日程第3 市長提出議案審議（質疑・討論・採決）

（議第116号及び議第117号）

日程第4 委員長報告

- 1 公共施設等建設特別委員長報告
閉 会 宣 告

本日の会議に付した事件

日程第1 委員長報告

- 1 総務委員長報告
- 2 建設経済委員長報告
- 3 文教厚生委員長報告

日程第2 質疑・討論・採決

（議第94号から議第115号まで、請第5号、陳第3号及び陳第4号並びに平成26年度陳第8号）

日程第3 市長提出議案審議（質疑・討論・採決）

（議第116号及び議第117号）

日程第4 委員長報告

- 1 公共施設等建設特別委員長報告

日程第5 議員提出議案上程

議員提出第4号 玉名市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

議員提出第5号 玉名市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 提案理由の説明

（議員提出第4号及び議員提出第5号）

日程第7 議員提出議案審議（質疑・討論・採決）

(議員提出第4号及び議員提出第5号)

日程第8 意見書案上程

意見書案第4号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出
について

意見書案第5号 ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書の提出
について

日程第9 提案理由の説明

(意見書案第4号及び意見書案第5号)

日程第10 意見書案審議(質疑・討論・採決)

(意見書案第4号及び意見書案第5号)

日程第11 決議案上程

決議案第4号 オリンピック・パラリンピックアスリートキャンプ地の誘致に関する決議
の提出について

日程第12 提案理由の説明

(決議案第4号)

日程第13 決議案審議(質疑・討論・採決)

(決議案第4号)

日程第14 玉名市農業委員会委員の推薦について

閉 会 宣 告

+++++

出席議員(24名)

1番	北本将幸君	2番	多田隈啓二君
3番	松本憲二君	4番	徳村登志郎君
5番	城戸淳君	6番	西川裕文君
7番	嶋村徹君	8番	内田靖信君
9番	江田計司君	10番	田中英雄君
11番	横手良弘君	12番	近松恵美子さん
13番	福嶋譲治君	14番	永野忠弘君
15番	宮田知美君	16番	前田正治君
17番	森川和博君	18番	高村四郎君
19番	中尾嘉男君	20番	田畑久吉君
21番	小屋野幸隆君	22番	竹下幸治君
23番	吉田喜徳君	24番	作本幸男君

+++++

欠席議員（なし）

+++++

事務局職員出席者

事務局長	吉川義臣君	事務局次長	堀内政信君
次長補佐	松下匡君	書記	松尾和俊君
書記	富田享助君		

+++++

説明のため出席した者

市長	高 崙 哲 哉 君	副市長	齊 藤 誠 君
総務部長	西 田 美 徳 君	企画経営部長	原 口 和 義 君
市民生活部長	上 嶋 晃 君	健康福祉部長	村 上 隆 之 君
産業経済部長	吉 永 訓 啓 君	建設部長	磯 谷 章 君
会計管理者	北 本 義 博 君	企業局長	宮 田 辰 也 君
教育委員長	桑 本 隆 則 君	教育長	池 田 誠 一 君
教育部長	伊 子 裕 幸 君	監査委員	坂 口 勝 秀 君

午前10時01分 開議

○議長（作本幸男君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 委員長報告

○議長（作本幸男君） 日程第1、「委員長報告」を行ないます。

これより各常任委員長に付託し、審査を終了いたしました事件の結果と経過について各委員長の報告を求めます。

議第94号平成27年度玉名市一般会計補正予算（第3号）から議第115号財産の取得についてまでの市長提出議案22件、請第5号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出に関する請願の1件、陳第3号安全保障法制11法案の今国会での廃案を求める意見書の提出に関する陳情及び陳第4号サッカー場建設に伴うラグビー兼用競技場整備を求める陳情並びに平成26年陳第8号サッカー場建設に伴う陸上競技場整備を求める陳情の陳情3件、以上の事件を一括議題といたします。

御手元に配付しております委員会審査報告書の朗読は、これを省略いたします。

審議の方法は、各委員長の報告のあと、質疑、討論の後、採決いたします。

あわせて継続審査の申し出があります。陳第5号インフルエンザ予防接種の無料化を求める陳情の陳情1件について中間報告を行ないたいとの申し出がありますので、この際これを許します。

各委員長の報告を求めます。

総務委員長 江田計司君。

[総務委員長 江田計司君 登壇]

○総務委員長（江田計司君） おはようございます。

総務委員会に付託されました案件は、議案7件、陳情1件であります。委員会における審査の経過と結果について御報告をいたします。

まず、議第94号平成27年度玉名市一般会計補正予算（第3号）中付託分でありませ

ず、執行部から、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6億4,201万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を309億8,846万円とするもの、債務負担行為補正、地方債補正、歳入歳出にかかわる項目ごとの説明がありました。

委員から、10月からマイナンバーの通知が始まるが、1月から番号カードをもらえるのか、記入がわからない場合、市役所に来て直接申請してもいいのか、子どもの番号カードをつくる時はどうするのか、臨時職員2名で対応は大丈夫なのかとの質疑に、執行部から、通知カードは基本的には10月以降郵送の予定だが、発送が遅れる可能性

があり、それに伴って番号カードの発行も遅れる可能性がある。これは全国的な傾向である。記入等がわからない場合は、市役所専用窓口で、支所窓口、支所等で対応する。子どもの申請は本人の受け取りが基本であるが、同一世帯の家族での受け取りが可能であり、また、委任状等の対応もある。臨時職員での対応は、交付の期間をある程度ずらして混雑しないような対応をしたいとの答弁でした。委員から、災害における補助率は固定なのかとの質疑に、執行部から、公共土木の災害は66.7%で固定だが、大災害とか激甚災害に指定された場合は1から2割程度国庫補助率が引き上げられる場合があるとの答弁でした。委員から、キラリかがやけ玉名応援寄附金推進事業業務について、詳しい説明とクレジットで寄附する場合の手数料と金利が発生する場合の負担はどうするのかとの質疑に、執行部から、民間業者に委託することでインターネットを活用し、全国の人にアピールできること、また、お礼の品の企画、開発を通じて、地元産業の掘り起こしを行ったり、寄附者の支払いでクレジット決済を可能にすることで、利便性の向上にもつながり、ネットでの申し込みも可能となり、新たな寄附者への対応を図る。年内には業者を選定し、来年4月から事業開始したい。クレジットで寄附されるときの手数料は市が負担を行なうが、クレジット会社への分割により発生する金利は自己負担でお願いするとの答弁でした。委員から、ふるさと納税のお礼の品の企画、市のPRとか市でできないのか。お礼の品に玉名市の認定品等も含めたらいいのではないのか。実績が上がるようなPRをしていただきたいとの質疑に、執行部から、職員の視点より、外部からの視点で見てもらい、今の玉名市の特産物を基本に、いろいろな商品の企画をってもらう狙いで委託を考えている。お礼の品としても、地元産の品物はたくさんあり、どれをするかはまだ決めていないので、それを含めたところでお礼の品の検討をする。また、実績が上がるように寄附者の利便性を考えて取り組むべきとの答弁でした。委員から、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金の実績と計画、活動状況はとの質疑に、執行部から、実績で平成24年度44件、1億7,944万3,000円、平成25年度9件、3,750万円、平成26年度14件、5,443万5,000円、平成27年度計画は新築2件、改修4件ですとの答弁でした。委員から、介護事業の改修としての成果は上がっていると思うが、介護事業としての事業はどのようなものがあるのかとの質疑に、執行部から、改修はいきいきふれあい活動が行なわれることが条件であり、区によって活動する回数が違うが、最低でも月1回は活動されているとの答弁でした。また、委員から、活動は10年間続けることが必要だが、皆さん喜んで続けていらっしゃる。また、情報が徹底してない部分もあるとの意見もありました。委員から、臨時職員採用は、ハローワークに募集されているのかとの質疑に、執行部から、総務のほうに履歴書が出されている場合、ハローワークに募集する場合とその都度異なるとの答弁でした。それに対して、その双方で採用された場合、賃金、福利厚生に差はないのかとの質疑に、

執行部から、両方とも臨時職員なので一緒であるとの答弁でした。委員から、防犯カメラの設置場所、設置の補助要件はとの質疑に、執行部から、玉名町中央区に8台設置され、うち3台が補助対象になった。要件は、防犯ボランティア団体、地域自治会、学校及びPTA及びこれに準ずる団体で、警察署の意見書が必要となるとの答弁でした。委員から、合併10周年の記念行事の事業計画、表彰基準と表彰者数はとの質疑に、執行部から、オープニングに北稜太鼓、開会、国歌独唱、我らのふるさと玉名斉唱、式辞、あいさつ、市政功労者表彰、来賓祝辞等を予定している、表彰者は個人113人、団体23団体で、要綱で基準を定め、選考委員会で選考を行なったとの答弁でした。また、委員から、案内状には何の功労で表彰されるのかを示してほしかったとの要望がありました。委員から、行政外部評価委員会の組織構成と提言はあっているのかとの質疑に、執行部から、構成メンバーは11人、学識者で県立大の教授、有識者で税理士の方、市民の公募で2名、企業の支店長、支社長等をお願いをしている。今後会議を開き、評価の結果についてはホームページ、広報たまなで報告したいとの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第94号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第100号地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例の制定についてであります。執行部から、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、将来的に議会に議決を求めるための条例の制定で、基本構想の策定、変更、廃止についてと定住自立圏形成協定の締結、変更、廃止についてであります。基本構想の策定、変更、廃止については、議会の議決すべき事件であることを明確に示し、定住自立圏形成協定については、中心市と近隣自治体が対等であるという観点から協定締結に当たっては、中心市各町の議会の議決を経ることとされているため、今回の提案に至ったとの説明がありました。委員から、定住自立圏形成協定の締結は、1市4町でいつごろ結ぶのかとの質疑に、執行部から、協定の締結予定は来年4月1日を考えているとの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第100号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第103号玉名市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてあります。執行部から、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、法律に準じて条例の整備を図るもので、主な改正の内容として、個人番号及び特定個人情報の定義を新たに定め、特定個人情報の提供の制限を追加規定として、個人情報の提供先への通知の規定を新たに定めるもの。

次に、特定個人情報の利用の制限を新たに定め、改正として開示の請求を代理でできるものについて、個人情報では未成年者又は成年後見人の法定代理人である者を、特定

個人情報にあっては、さらに本人の委任による代理人を加えるよう改正するもの。また、特定個人情報の利用停止の請求について定め、個人情報の利用停止の請求規定と別にするもの。

次に、情報提供等記録の定義を新たに定め、情報提供等記録の提供先への通知について定めるもの。なお附則として、平成27年10月5日からと平成28年1月1日から及び行政手続きに起こる特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第5号の掲げる規定の施行の日からそれぞれ施行するものとの説明がありました。委員から、個人番号カードは身分証明として使えるようになるが、渡したときコピーされたらどうなるか。カードケース等の手立てはするのかとの質疑に、執行部から、コピーは個人情報保護で禁止とうたっているのでできない。個人番号が見えないように目隠しするカードケースは、申請されるときに地方公共団体情報システム機構のほうで用意され、カードが送ってくるときについてくるとの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第103号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第104号玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。執行部から、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の一部改正に伴い、条例の整備を図るもので、内容としては、従来の生活交通ネットワーク計画は、生活交通確保維持改善計画に名称変更されたことに伴い、条文を改めるもの。なお、附則として、公布の日から施行するものとの説明がありました。委員から、特別顧問の報償費は、報酬からの流用と以前言っていたのに、調査後、役務費からの流用だったとなった。その過ちについてどう思われるかとの質疑に、執行部から、過去にお答えした内容が間違っていたということであれば大変申し訳なく思うし、しっかり確認したあとに答弁すべきものであるとの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第104号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第105号玉名市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。執行部から、行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律、マイナンバー法の施行に伴い、通知カード再交付及び個人番号カードの再交付にかかわる手数料を徴収する等のため、整備を図るもので、通知カードの再交付1件につき500円、個人番号カードの再交付1件につき800円とする。附則として、平成27年10月5日からと平成28年1月1日から、それぞれ施行するものとの説明がありました。委員から、再交付されたときは番号は変わるのかとの質疑に、執行部から、カードを破損したときはそのままだが、事情がある場合変更されるとの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第105号については、原案のとおり全員異議なく可

決すべきものと決しました。

次に、議第113号工事請負契約の締結についてであります。執行部から、九州新幹線濁水等被害対策に伴う、三ツ川地区石尾区の農業用水確保のため、既存のため池を容量7,440立方メートルに改修する工事を行なうもので、契約の方法は、土木一式工事の建設業許可業者でかつ特定建設許可を有する8社にて指名競争入札によるものとし、去る7月16日に入札を実施、入札の結果、玉名市玉名2310番地5有限会社不動組が1億7,531万円で落札。現在、同社と税込み1億8,933万4,800円で仮契約中で、議決後本契約の締結をするものとの説明がありました。委員から、資料は出しているが、予定価格、最低制限価格もない順位を見るだけで、今後判断材料となるような資料の提出を考えていただきたいとの要望に、執行部から、予定価格の公表は要綱で契約締結後と定めてあるので出せない。以前は資料を配付していなかったもので、議会の要望でこれだけの資料を配付している。今後、予定価格の事前公表を検討していくとの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第113号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第114号工事請負契約の変更についてであります。執行部から、工事期間内に急激なインフレーションが生じ、請負代金額が著しく不相当となったため契約の一部を変更するもので、工事名は石貫4区3号配水池新設工事、請負代金額は当初2億6,352万円で契約したものを、254万272円増額し、2億6,606万272円に変更を行なうもの。契約の相手方は、株式会社安部日鋼工業熊本営業所、変更の理由は賃金水準の上昇に伴い、インフレスライドの運用を行なうこととし、これにより変更が生じたもので、対象となる工事は、平成27年度1月31日以前に契約した工事で、残工事が2カ月以上あり、基準日までの出来高を除いた資材、労務及び諸経費等を対象として、受注者からの請負代金額変更の請求があった場合に限り協議を行なう。今回この運用により、去る5月25日に受注者から表記の請求があったので、基準日を5月25日と定め、協議開始の通知を行ない、出来高の確認を行なった上で双方協議を重ね、6月15日スライド額を確定、現在、契約の相手方との間で変更の仮契約の締結をしており、議決後本契約とするものとの説明がありました。委員から、賃金は各県で違うが、今回相手側は営業所であるが、どこの賃金で算定しているのかとの質疑に、執行部から、熊本県の統一単価の賃金で行なっているとの答弁でした。委員から、賃金の上昇率は、急激な上昇の範囲はどれくらいなのかとの質疑に、執行部から、上昇率は全職種全体で、平成26年2月から平成27年2月で4.2%、範囲は具体的な数字はなく、国と県の通知により行なっているとの答弁でした。委員から、本県においても最低賃金の改定があったが、急激な賃金上昇とは乖離が見られるようだと質疑に、執行部から、言葉が

急激なインフレーションとなっているが、国、県が運用を定めているので、そういう言い方になるとの答弁でした。委員から、労務費、材料費の内訳は入札時に出される内訳書でわかるのかとの質疑に、執行部から、内訳書は入札時に提出されているが、工種ごとに分かれており、その中に機械代とか人件費が含まれているので、内訳書ではわからないとの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第114号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、継続審査となっております陳第3号安全保障法制11法案の今国会での廃案を求める意見書の提出に関する陳情であります。委員から、陳情は極論的などころもあるが、世論は60%ぐらいの人が成立しなくてもいいんじゃないかという意見で、市民からの陳情でもあるので、採択でよい。陳情の最後の下りに、我が国の海外で戦争する国へとつくりかえるものであるとあるが、自衛隊の存在をどのようにしていくのか、昨年の閣議決定で決まっている。法律で成立しなくてももっぱら自分の国だけを守るということは変わっていないことを国民は理解していないので、デモが起こったり、戦争法案みたいに取り上げている。また、委員から、集団的自衛権も国際法で定められ、日本も権利がある。国際的にその集団的自衛権はどうするのだというところをしっかりと示したのは今回の法案であり、日本は自分の国を守る以外は何もしないと歯どめがかかっている。そういうものを踏まえて、採択することは外国で戦争するかもしれないという不安をあおってしまう心配もあるので、不採択であるなどの意見が出されました。

審査を終了し、採決の結果、陳第3号については、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

以上で、総務委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（作本幸男君） 建設経済委員長 福嶋讓治君。

〔建設経済委員長 福嶋讓治君 登壇〕

○建設経済委員長（福嶋讓治君） 今期、建設経済委員会に付託されております議案6件について、委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

まず、議第94号平成27年度玉名市一般会計補正予算（第3号）中付託分についてであります。歳出の部6款農林水産業費が2,467万7,000円の増額、そのうち主なものは、農業機械等整備事業補助金で30名、38件のトラクター等農業機械の導入に対する補助です。これは当初予算1,500万円への追加分で、454万1,000円の増、また、青年就農給付金返還金の支給要件の所得額250万円をオーバーした4件の交付対象者分の返還金で637万5,000円の増、多面的機能支払交付金で、本年度から4地区が追加したことによる対象面積見直しによる811万9,000円の増などによるものです。7款商工費では2,500万円の増額で、地域活性化地域住民生活

等緊急支援交付金の上乗せ交付分を活用して実施する事業で、同田貫を活用した団体、個人向けツアー商品の造成や情報発信などを行なうものです。8款土木費は34万円の増額、11款災害復旧費は1,722万5,000円の増額で、6月から7月にかけての大雨による農林水産施設16件の機械借り上げと、公共土木施設3件の災害復旧費によるものであります。

以上、執行部の説明を受け、委員から、同田貫を活用した地域資源活用事業の内容についての質疑に、執行部から、同田貫の刀剣研ぎやツアー商品造成、宿泊費補助、情報発信などの委託料や玉名市歴史博物館で使用する同田貫を展示するケースなどの備品購入との答弁でした。また、委員から、多面的機能支払交付金の長寿命化について、平成27年度は予算がつかなかったとのことだが、今後は予算がつきにくいのかとの質疑に、執行部から、平成27年度は県の予算がなく、新規事業についてはつけないとの報告があった、平成28年度分についての申し込みは、今後していくとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第94号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第97号平成27年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ133万1,000円を増額するもので、天水町上有所地区の県道改良工事に伴う、配水管布設替工事によるものであります。

以上執行部からの説明を受け、委員から、この工事の予算は県から出るのかとの質疑に、執行部から、配水管は県道の占用物件であり、占用の条件として、占用者が負担することになっているため県からは出ないとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第97号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第98号平成27年度玉名市水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。収益的支出で2,020万円の増額で、新境川橋新設工事に伴う配水管布設替工事などによるものであります。

委員から特別の質疑はなく、審査を終了し、採決の結果、議第98号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第99号平成27年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。収益的支出は1万円の増額で、賠償責任保険に係る賠償金によるものであります。また、債務負担行為補正につきましては、長期財政シミュレーションに関する支援額の限度額を設定するものです。

委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第99号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第101号玉名市文化・行政拠点特別用途地区内における建築物の制限の緩

和に関する条例の制定についてであります。建築基準法第49条第2項の規定に基づき、玉名市文化・行政拠点特別用途地区内における建築物の制限の緩和に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。なお、文化・行政拠点特別用途地区とは、新庁舎周辺の都市計画における用途地域未指定の地域8.7ヘクタールを第2種中高層住宅専用地域に指定し、その地域を含む新庁舎周辺13.2ヘクタールを文化・行政拠点特別用途地区に指定し、行政サービス、文化機能に特化した土地利用の推進を図るものであります。

以上、執行部の説明を受け、委員から、この特別用途地区の指定は、この地域に市民会館を建設することを計画していることと関係あるのかとの質疑に、執行部から、この地区は玉名市都市計画マスタープランの中で、用途地域等の検討が必要な地区として位置づけており、今回は地区指定をするもので、市民会館の建設位置とは関係はないとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第101号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第112号和解及び損害賠償額の決定についてであります。これは地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、損害賠償の額を決定し和解するものであります。事故の内容は、平成25年12月15日正午ごろ、市道常安寺秋丸線において、相手方が歩行中、沈下した公共ますに足をとられて転倒し、右手首を骨折されたものであり、事故後1年以上の経過治療を行なっておられましたが、右手の指に後遺障がいが残られたものであります。相手方への損害賠償額といたしまして、市は70%に当たる358万705円を負担するものであります。なお、損害賠償金につきましては、免責額として市が1万円を自己負担として給付し、残りの357万705円は、公益社団法人日本下水道協会下水道賠償責任保険により給付されるものであります。

以上、執行部の説明を受け、委員から、この事故を受け、他の公共ますをチェックしたのかとの質疑に、執行部から、マンホールについて点検は随時行なっているが、数も多く、少量の沈下等ではなかなか修繕まで至らない。危険な場合は補修を行なっているとの答弁。これを受け委員から、事故につながる可能性があるところは、早急に修繕しないとまた事故が起こるので、特に注意してもらいたいとの意見がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第112号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、今期建設経済委員会に付託されました議案6件の報告を終わります。

また、付託案件以外の質疑といたしまして、委員から、プレミアム商品券について一般質問でも質問があったが、未就学児に関して2,000円分の上乗せ分について2,400件ぐらいの対象者に対して、約400件分しか販売がなされず、すべてに行き渡

らなかったとの答弁があった。また、商品券は現金で引きかえなので、そのお金を用意できる人とできない人でものすごく差が出てきている。行政がこういうやり方でするのはいかがなものか。今回、まず先行販売で、1世帯1万円までで販売して、全世帯に行き渡るようにし、残りの余った分をそれから販売する手法をとったほうがよかったのではないかなどの意見がありました。また、このほかにも委員から、8月25日の台風において、道路等の枝などが折れ道路に散乱し、道路の端っこに寄せられているところがまだまだ見受けられる。市の防災関係部署とも連携して、片付けなどを区や消防団にお願いし、例えば、1週間後までにここに持ってくれば市のほうで処分しますなどの方法をとることで、早く交通の安全が確保できるよう対応をお願いしたいとの意見がありました。

委員会終了後は、国営の玉名横島地区海岸保全整備事業、県営の共和地区海岸保全整備事業を視察し、今後の整備計画などを伺いました。

以上をもちまして、建設経済委員長報告を終わります。

○議長（作本幸男君） 文教厚生委員長 田中英雄君。

〔文教厚生委員長 田中英雄君 登壇〕

○文教厚生委員長（田中英雄君） おはようございます。今期、文教厚生委員会に付託されました議案11件及び請願1件並びに陳情2件、継続審査となっております陳情1件について審査の経過と結果を御報告いたします。

初めに、議第94号平成27年度玉名市一般会計補正予算（第3号）中付託分についてであります。歳出の主なものは、3款民生費について3,427万円の追加で、国が行なう地域活性化・地域住民生活等緊急交付金事業の上乗せ交付金を活用して、玉名市ご当地カード行政ポイント付与事業の増額、また、2,963万1,000円の追加で、静光園老人ホーム敷地測量業務委託、介護予防拠点整備事業補助金などの増額、10款教育費について3,383万9,000円の増額で、玉陵小学校（仮称）建設に伴う造成工事の一部を次年度に繰り越すことによる6,744万8,000円の減額、築山小学校35人学級の導入に伴う、プレハブ校舎の借上料2,408万3,000円の増額などとなっています。執行部からの説明の後、まず3款民生費について委員から、介護予防拠点整備事業補助金について、自治公民館の新築、改築等補助の申請状況はどうかについて質疑があり、執行部より、今年度は7地区の申請、昨年度は平成25年度の追加等で10件ほど、平成25年度は3、40件ほどとの答弁があり、また委員から、この事業はまだ続くのかとの質疑に、執行部より、介護予防拠点整備事業は今年度からは、新規医療介護総合確保推進法により、消費税の財源を活用する中で、県に基金をつくった形で整備費用を出している。今のところは毎年交付されているが、介護予防拠点だけでなく、介護保険事業全般にも使われるので、平成28、29年については未確定との答弁

がありました。また、委員からの静光園老人ホーム敷地測量業務委託について、民営化後の老人ホームに対する玉名市のかかわり、特に費用の負担、福祉事務所長の役割、職員の配置、入所判定会議はどうなるかについての質疑に、執行部より、養護老人ホームは老人福祉法に明記されている老人福祉施設の1つで、老人福祉法の中で市町村は必要に応じて老人ホーム等への入所などの措置をすると規定されており、入所などに対しては、市町村が決定して費用も支払う措置事務も1つなので、民営化後も市のかかわりは従来どおり。入所者等に対する費用負担は、老人福祉法に基づいた費用の徴収や国の指針をもとに市で規定した費用負担で納入されており、新たな負担は発生しない。入所判定会議は、老人福祉法第11条に基づく指針で、市町村は判定委員会を設置しなければならないと規定されている。玉名市は以前より、南関町、長洲町、和水町、玉東町との1市4町で玉名郡市老人ホーム合同入所判定委員会設置要綱をつくり、11名の委員で構成され判定会議を行なっている。メンバーは、玉名郡市老人福祉主管課長、玉名地域振興局総合福祉課長、熊本県有明保健所長、郡市医師会の医師、精神科の医師と老人福祉施設長である延寿荘及び静光園老人ホーム園長となっている。福祉事務所長の業務としては、玉名市老人福祉法施行細則があり、大もとの老人福祉法に基づいた細則となっており、民営化後も福祉事務所長の事務はかわらないと考えているとの答弁。また、委員から、見方によっては経費を削減するための民営化と玉名市の役割放棄とも感じるが、仮に民営化されたとして、民営化後のサービスの質や運営にかかるコストの妥当性の検証評価を今後どうやって行なうのかとの質疑に、執行部より、今回の募集要項においても入所者サービスの質の確保を目的として運営に関わる情報交換の場として、市と法人の両者双方に協議機関を設けることとしている。詳細に関しては、民営化する機関が決定してから事務引き継ぎ等協議していく中で、詳しく検討していく方針だが、市が指定する地域密着型のサービス事業所においては、運営推進会議が2カ月に1回行なわれており、それに準じた形で相手の社会福祉法人と協議をしていきたいと考えている。また、県の行政監査も毎年実施されるので人員基準や設備、財務状況等に関して、適正に運営されているか確認できるとの答弁。また、委員から、静光園老人ホーム民営化運営法人の応募は何件あったのかについての質疑に、執行部より、8月11日の事前説明会には、市内の5社会福祉法人が参加し、9月4日に応募締め切りまでに1社会福祉法人の応募があり、現在選考中との答弁でした。

次に、10款教育費について委員から、自治公民館施設整備費補助金で上限は300万円なのかについての質疑に、執行部より、公民館を整備する地区に対し、諸条件はあるが新築で300万円、増改築に100万円、修繕に30万円を上限に、事業費の3分の1を補助しているとの答弁。また、委員から、申請した地区に対しすべて交付される予算配分になっているかについての質疑に、執行部から、当初予算で新築1件、増改築

1件、修繕5件の合計550万円の予算を組んでいる。現在は、介護予防拠点整備事業補助金を利用して、新築する地区がふえたが当初予算を超える分の申請については、補正予算で対応しているとの答弁。また、委員から、玉陵小学校(仮称)建設に伴う造成工事費の減額について、地権者との同意が得られなかったかどうかにはわからないが、当初の予定では、何月ごろ工事に取りかかる計画だったのかとの質疑に、執行部より、同意が得られなかったのではなく、同意はいただいている。地権者が家を新築あるいはその他家屋を移転する作業の中で、当初は11月に予定をしていたものが、設計等の諸事情により1カ月遅れそうだと申し入れがあったため、工事着手を遅らせざるを得なかったとの答弁。また、委員から、築山小学校35人学級の導入に伴う、プレハブ校舎借上料の関連で、梅林あたりは子どもが減って小学校を1つにする計画がある一方で、築山小学校、玉名町小学校は新しい校舎をつくったり、教室が不足しプレハブをつくらないと対応できないといった状況だが、地方創生における学校の適正配置について、現実を踏まえた全市的な議論はなかったのかとの質疑に、執行部から、格差が広がる中で、定住人口の増加を目的に戦略会議で取り組んでいるが、ハード事業には使えないことから、今のところ学校施設についての話はないが、市全体の中でいろいろな方面からの人口増の取り組みはなされていると認識しているとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第94号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第95号平成27年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。これは、第1条歳入歳出予算補正について、歳入歳出それぞれ2,007万4,000円を減額し、総額を109億2,408万7,000円とするもので、歳出の内訳として平成26年度退職者医療療養給付費交付金返還分1,458万8,000円の増額、前年度繰上充用金の確定により3,466万2,000円の減額となっています。執行部からの説明の後委員から、国保会計に対する国からの財政支援として、総額1,700億円の予算措置をすとなっているが、玉名市にはどれくらい来るのかとの質疑に、執行部より、まだ未確定だが被保険者当たり5,000円程度として、1億円ほど見込んでいるとの答弁。さらに委員から、国はその手当によって1被保険者当たり年間5,000円程度の財政効果があると言っているが、本市の使い道はとの質疑に、執行部より、国保赤字分の埋め合わせと考えているとの答弁。さらに委員から、国保運営協議会の資料に、平成24年度から平成25年度の1人及び1世帯当たりの現年分保険税について、玉名市の平均、熊本県の平均、14市の平均の順位が表記してあり、玉名市の順位が1世帯当たりが平成24年度が2位、平成25年度はトップとなっている。また、1人当たりは平成24年度が3位、平成25年度が2位となり県内でも高い方と判断できる。一方で、1人当たりの療養諸費、病院にかかった日

数、1件、1日当たりの診療費等を見ると、県内14市の中で7、8番目あたりにマークされている。保険税は高く療養費等は真ん中くらいとの状況をどうとらえているのかとの質疑に、執行部より、国からの1億円の支援について、被保険者1人当たり平均5,000円だが、各市町村にばらまく性質のものではない。保険税の課税においては、各世帯の所得に応じ7割、5割、2割と軽減措置を行なっている。7割、5割軽減については、今まで国から軽減した分に対しての支援があり、2割軽減については市の持ち出しをしていたが、今回新たな財政支援として2割軽減も対象とするとの趣旨で1億円ほどの支援があると見込んでいる。使途については、国の財政支援は2割軽減の保険税に対する措置と考えている。また、1人及び1世帯当たりの保険税、療養諸費の関係で本市の保険税は県内で比較して高い水準となっている。保険税の改定は、平成23年度を最後に行なっていないが、平成26年度は税率改定した市町村があるため、順番的に平成25年度のような順位ではないと考えている。また、療養諸費の順位については、14市中7位、8位あたりで、玉名市民の傾向として受診点数が非常に高い傾向にあり、医療機関に行く傾向にもあるとの結果が出ている。このような状況で、保険税の収納とともに医療費の削減を見据え、特定健診受診率の向上に取り組み、早期の生活習慣病などの発見によって医療費の削減に努めていくとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第95号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第96号平成27年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。第1条歳入歳出予算補正について、歳入歳出それぞれ83万4,000円を追加し、総額を75億3,183万6,000円とするもので、歳出の内訳として職員の産休に伴う非常勤職員の人件費83万4,000円となっています。執行部からの説明のあと、委員から、有明広域の介護認定審査会委員の数、そのうち玉名市の委員の数、委員の選定方法、委員報酬の額はわかるかとの質疑があり、執行部より、介護認定審査会委員は総数で99名、そのうち玉名市からの選出が、医療19名、保健13名、福祉12名の計44名、一度の審査会に医療、保健、福祉の各分野から1名ずつを各3名で審査をしているが、欠席等があるときは、委員の中で組みかえを行ない、3名そろっての審査会ができるよう対応されている。また、審査会当たりの委員報酬は2万円、玉名市からの審査会委員の選出方法については、医療が玉名郡市医師会からの推薦、保健、福祉については欠員が生じたときに有明広域からの依頼があり、保健、福祉それぞれ資格、経験年数等の選任基準に基づき、市が何名か推薦し、市長にも確認の上推薦する形となっているとの答弁。また、委員から、本年度8月から介護を受けている人の財産把握のため調査をすることになったが、ほぼ終了したのかとの質疑に、執行部から、8月1日から施行のため7月中に処理を行なったとの答弁。さらに委員から、書

類が未提出の人はいないのかとの質疑に、執行部から、住居費、食費の負担軽減のおりに、所得、預貯金等を調査することだったが、この制度が始まる前までに実際に利用して減額を受けていた方々約1,000名ほどに対し、6月中に更新のお知らせをした。その後、更新をされた方は850名ほどで、残り150名の方の更新はなかったとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第96号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第102号玉名市社会体育施設条例の制定について、議第106号玉名市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、議第107号玉名市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定について、議第108号玉名市体育館条例の一部を改正する条例の制定について、議第109号玉名市天水相撲場条例の一部を改正する条例の制定について、議第110号玉名市立小中学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例の制定について、議第111号玉名市立小中学校体育施設等使用料条例の一部を改正する条例の制定については、関連があるため一括での議題としました。

まず概要として、現在の体育施設の使用料金は、合併前の旧市町の料金体系がそのまま継承され、同市の使用料金に格差が生じており、施設利用に要するコスト面から使用料を積算し、各施設の利用者の不公平感を解消するため使用料金の見直しを行ない、受益者負担の原則を取り入れ、適正な使用料金を設定するもの。

内容について、議第102号玉名市社会体育施設条例の制定についてですが、玉名市営グラウンド条例、玉名市体育館条例、玉名市弓道場条例、玉名市武道館条例、玉名市天水相撲場条例、玉名市玉名勤労者体育センター条例、玉名市岱明B&G海洋センター条例の7つの現行の条例を取りまとめて、玉名市社会体育施設条例を新規条例として提案するものであります。提案理由として、地方自治法（昭和22年法律67号）第244条の2第1項の規定により玉名市社会体育施設の設置及び管理について、新たに条例を制定するものとなっております。

次に、議第106号玉名市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてですが、提案理由として、玉名市都市公園における有料公園施設の使用料の見直し及び指定管理者制度の見直しに伴い、条例の整備を図るものとなっております。

次に、議第107号玉名市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定についてですが、社会体育施設として、横島グラウンドと天水グラウンドになるが、これは地方自治法第224条の2第3項の規定に基づき、玉名市営グラウンド管理を指定管理者に行なわせるため条例の整備を図るもの。主な改正の内容として、玉名市営グラウンドの管理を指定管理者に行なわせることができる規定を新たに設けるものとなっております。

次に、議第108号玉名市体育館条例の一部を改正する条例の制定についてですが、

社会体育施設として、横島体育館と天水体育館になるが、これは地方自治法第244条の2第3号の規定の基づき、玉名市体育館の管理を指定管理者に行なわせるため条例の整備を図るもの。主な改正内容として、玉名市体育館の管理を指定管理者に行なわせることができる規定を新たに設けるものとなっております。

次に、議第109号玉名市天水相撲場条例の一部を改正する条例の制定についてですが、これは地方自治法第244条の2第3号の規定に基づき、玉名市天水相撲場の管理を指定管理者に行なわせるため条例の整備を図るもの。主な改正内容として、玉名市天水相撲場の管理を指定管理者に行なわせることができる規定を新たに設けるものとなっております。

次に、議第110号玉名市立小中学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例の制定についてですが、提案理由として、玉名市立小中学校運動場夜間照明施設の使用料の見直しに伴い、条例の整備を図るものとなっております。

次に、議第111号玉名市立小中学校体育施設等使用料条例の一部を改正する条例の制定についてですが、提案理由として、玉名市立小中学校体育施設等の使用料の見直しに伴い、条例の整備を図るものとなっております。

また、玉名市社会体育施設条例施行規則（案）が示され、特に使用料の減免規定についての説明がありました。

執行部からの説明のあと、委員から、今回、玉名市社会体育施設条例施行規則(案)も示されているが、これまで勉強会、打ち合わせ等を行なってきたにもかかわらず、条例を通すためのやり方としか思えない。地域協議会の答申はなされたのか。一般質問で執行部からは、地域協議会の答申の中で、議会へ上程するとの答弁であったが、クラブチームの減免の件はいつ上がってきたのかについての質疑に、執行部から、まず、条例改正については、市民に直結するため、議会上程の前に地域協議会に諮問して答申していただくという手続きが必要になる。クラブチームの減免の件については、地域協議会の中で県民体育祭の強化練習等の話が出たと聞いている。その中で減免についてどのように対応をするのか協議を行なう上で、天水中、岱明中の保護者、PTAからの要望や文教厚生委員会の勉強会の中でもいろんな意見を聞き、それらについてどう対応するのか検討を行ってきた。教育委員会としては、クラブチームは基本的に社会体育との認識で、通常どおりの使用料を徴収すると考えていたが、全員協議会においてクラブチームについても減免の対象にすべきではとの意見が出たので、さらに検討を行ない、一般質問の答弁の際には、教育委員会としての考えを述べたとの答弁。これに対し委員から、まず、地域協議会で協議し、その結果を議会に上程するのが流れではないのか。岱明、天水からは要望が議会へ上がってきたが、横島に新しく建っている体育館は、負担増が見込まれる中、なぜ上がってこないのか不思議に思い調べてみると、横島地域協議会に

はPTAが入っていない。天水中PTA会長が前年度の使用をもとに、使用料の試算をし2分の1の減免を適用しても天水中部活動だけで24万円かかるとの結果が出て、これでは運営できないとの懸念からこの問題が生じ、岱明中PTA会長においても同様の考えから要望を出された経緯があり、横島だけが地域協議会にPTAが入っていない中で、今回条例が上程されること自体に問題があり、やり方にも納得できない。規則案も示されてはいるが、議員が条例に意見は言えるが、規則には何も言えない。この条例を通す前にちゃんと規則案の内容を議論してからでないと賛成できないとの意見に、執行部から、条例の性格として使用料の改正は市民に直結しているとの条例制定の原則、市民の義務を課したり、権利を制限するには法令に特別の定めがない場合のほかは、条例によるという地方自治法の規定もあり、このことから条例で使用料の規定を条文化し上程していた。市民に直結する条例の制定、もしくは一部改正については、まずは地域協議会に意見を伺う手続きになっている。この中で使用料減免規定については、緩和するほうの条文があり、義務を課したり、権利を制限するようなものではないので、この減免規定については規則以下に規定を設けると考えている。今回の減免基準については、地域協議会からの意見、岱明、天水PTAからの要望、また、文教厚生委員からもいろんな意見が出ているので、それらを伺いながら、規則の中で明文化したほうがより丁寧との考えから規則案を示したところとの答弁に対し、委員から、PTAも部活動をする子供たちのため一生懸命考えられており、今までどおり保護者に負担のない部活動ができる社会体育に変える方法をこの3カ月で提示した上で、使用料を条例改正をお願いしたいとの意見。また、委員から、仮に桃田運動公園が指定管理者となった場合に、運動公園内の施設改修やサッカー場建設計画等を進める上で、運業者との間で何か支障が生じることがあるかについての質疑に、執行部より、施設改修あたりは市で行なうものと考えているが、別途リスク分担も定めた上で、軽微な改修については指定管理者で行なってもらう設定と考えているとの答弁。また、委員から、指定管理者に移行することによりどれだけコスト削減になるのかについての質疑に、執行部より、指定管理者を導入する際の積算に当たっては、人件費も見込んだところで算定しており、正職員2名の人件費1,600万円ほどを削減額と見込んでいるとの答弁、また、委員から、今回社会体育施設条例の規則案も示されており、議第102号と議第107号以外については賛成できるが、議第106号については、詳細な部分の状況判断ができかねるので賛成しがたいとの意見もありました。

以上、審査を終了し、議第102号については、挙手による採決の結果、賛成少数で否決すべきものと決しました。

次に、議第106号については、挙手による採決の結果、賛成少数で否決すべきものと決しました。

次に、議第107号については、挙手による採決の結果、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第108号については、挙手による採決の結果、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第109号については、挙手による採決の結果、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第110号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第111号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第115号財産の取得についてであります。これは、玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に対する条例第3条の規定に伴い提案するものであります。内容として、玉陵小学校（仮称）建設事業の用地として、11名の所有者から取得するもので、面積として1万6,929平方メートル、取得予定価格は1億6,252万5,660円となっております。執行部からの説明のあと、委員から、議案書には契約の相手方の表記は1人しか記載していないが、代表のみ表記する形になっているのかについての質疑に、執行部より、通常財産の取得等については、代表の方ほか何名との記載の仕方で提案しているとの答弁。また、委員から、現在玉陵小学校建設については、着々と進んでいるようだが、梅林校区では大方の賛成を得ているとは思えないため反対との意見がありました。

以上、審査を終了し、議第115号については、挙手による採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願及び陳情について御報告いたします。

まず、請第5号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出に関する請願についてであります。請願の趣旨は、現在助成対象となる医療がB型、C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であり、インターフェロン治療やB型肝炎の核酸アナログ製剤治療など、一定の抗ウイルス療法に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上り、肝硬変、肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ず、生活に困難をきたしている。一刻も早く医療費助成を含む生活支援の拡充を行なってほしいというものであります。この件について委員から特に質疑もなく審査を終了し、請第5号については、原案のとおり全員異議なく採択すべきものと決しました。

次に、陳第4号サッカー場建設に伴うラグビー兼用競技場整備を求める陳情についてであります。陳情の趣旨は、本市のラグビー競技において、本県を代表する玉名中学校

ラグビー部は、本年度熊本県代表として九州大会に出場し、準優勝するほどの強豪校として知られており、練習試合の申し出も多数きているが、現在使っているグリーンベルトでは練習試合ですらままならない状況にある。城北地区には残念ながらラグビー場がなく、本市に兼用としてラグビー場ができれば城北地区唯一の会場として競技力の向上はもちろん、他県も含めての集客が確実なものとなり、本市の活性化にも寄与できるものと確信する。サッカー専用の競技場では、使用頻度や使用者が限られるなどの問題も生じ、運営にも支障を来す懸念もある。ついては、本市のスポーツ振興のため、ラグビーにひたむきに取り組む子供たちのために、サッカー専用ではなくラグビー場を兼ねた競技場の整備をしてほしいというものであります。事務局からの説明の後、委員から、陳情書によると城北地区には県営八代ラグビー場のようなどころはないとのことだが、中学校のグラウンドでラグビーをすればかなり窮屈な状況なのかについての質疑に、執行部より、玉名中学校は生徒数もかなりおり部活動も盛んに行なわれている。中学校のグラウンドはサッカーと野球が主に使用しているが、時間制にしてラグビーも使用するとコートとの整備等が難しい。できるなら中学校でやりたいが、現状は無理なためやむを得ず河川敷を使用しているとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、陳第4号については、原案のとおり全員異議なく採択すべきものと決しました。

次に、陳第5号インフルエンザ予防接種の無料化を求める陳情についてであります。陳情の趣旨は、インフルエンザのワクチン接種にはかなりの費用がかかり、接種を希望する人にとってはかなりの負担となっていることから、接種をあきらめる方もいる。インフルエンザ予防医療の面からも、生活保護受給者及び市県民税非課税の低所得者においては、年齢にかかわらず無料化してほしいというものであります。事務局からの説明の後、委員から、生活保護受給者とかは無料なのではとの質疑に、執行部より、生活保護受給者の中で無条件で無料となる対象者は65歳以上の方、条件つきで無料となる60歳から64歳の方で、内科的疾患が障害者手帳1級程度に該当するかなり重篤な1回インフルエンザにかかると悪くなる方、それ以外の方は生活保護受給者であっても3割の自己負担が生じ必要となるとの答弁。さらに委員から、65歳以上、あるいは60歳から64歳までの疾患のある方で受けている方の数、金額は把握しているかとの質疑に、執行部より、平成26年度の実績は、生活保護受給者で65歳以上の方が329人いる中で174人の方が接種している。費用については接種料金が5,200円なので、90万4,800円程度の費用負担となり、また、60歳から64歳までの疾患のある方については把握していないとの答弁。また、委員から、生活保護受給者の子供たちの補助はあっているかとの質疑に、執行部より、子供たちの予防接種は任意となっている。本市は、就学前児童を対象に上限3,000円の2回接種の助成を行なっており、生活

保護世帯の子供たちも就学前であれば同様の補助が受けられるとの答弁。また、委員から、この予防接種での副作用の事例はあるかとの質疑に、執行部より、以前は高齢者も乳幼児も定期の予防接種だったが、副作用により身体、精神的に寝たきりの状態等が全国的に発生し、裁判、訴訟においてほとんど国は敗訴している。このことから平成6年頃に定期の予防接種から除外されたが、高齢者福祉施設でインフルエンザが蔓延し死亡事例がふえたため、平成13年の法改正で高齢者のみ定期の予防接種が義務づけされたとの答弁がありました。また、委員から、賛成意見として生活保護受給の65歳未満の人や市県民税非課税の低所得者については、年齢にかかわらず希望者には予防接種を無料で実施することが結果的にインフルエンザの蔓延を防ぐこととなり、医療費の高騰を抑えることにもなる。それが健康保険税の値上げを押さえることにつながるとの意見が出たり、継続審査にすべきとの意見もありました。

以上、審査を終了し、挙手による採決の結果、陳第5号については、賛成多数で継続審査とすべきものと決しました。

次に、継続審査となっております平成26年陳第8号サッカー場建設に伴う陸上競技場整備を求める陳情についてであります。この件について委員から、公共施設等建設特別委員会ではさしあたり400メートルトラックは整備しないと執行部の方針だったと思うがについての質疑に、執行部より、市民サッカー場の建設と考えている。400メートルトラックについては、将来的に学校再編関係も含めたところで検討するとの答弁。また、委員から、桃田運動公園の現陸上トラック、観客席を取り壊しても400メートルに広げて、中にサッカー場をつくったほうが良いと意見を述べたが、その後執行部の意見を聞くと、どう受け取っていいか迷っているといった意見。また、委員から、教育委員会は、サッカー場をまずつくる以外に考えはないのかのについての質疑に、執行部より、教育委員会、また、庁内で協議した結果として、現時点では市民サッカー場建設で考えていきたいとの答弁に対し、委員から、教育委員会の考えに反対意見の議員も多数おり、もっと協議の機会を設けなければ、このまま平行線でサッカー場ができない可能性もあるので、現状より前に進むよう議員と協議の場を設けるなどの方策をお願いしたいとの意見。また、委員から、文教厚生委員会においては、陸上競技場をつくるということが多くの意見と思うので、つくる方向で努力をお願いしたいとの意見がありました。

以上、審査を終了し、平成26年陳第8号については、原案のとおり全員異議なく採択とすべきものと決しました。

以上で、今期文教厚生委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時30分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 質疑・討論・採決

○議長（作本幸男君） 日程第2、「質疑・討論・採決」を行ないます。

これより質疑に入ります。ただいままでの各委員長の報告について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

16番 前田正治君。

〔16番 前田正治君 登壇〕

○16番（前田正治君） こんにちは、日本共産党の前田正治です。

私は、今議会に提案してあります議案の中で、議第94号平成27年度玉名市一般会計補正予算（第3号）、議第102号玉名市社会体育施設条例の制定について、議第103号玉名市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議第105号玉名市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議第106号玉名市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、議第115号財産の取得について、以上の議案については反対をします。

まず、議第94号一般会計補正予算（第3号）についてであります。近年は、全国各地で想定外の大雨が降ります。災害時の避難場所として住民の身近にある地域公民館の整備は、これは市民の切実な願いであり、補正予算には地域公民館の整備にかかる費用が含まれています。また、築山小学校児童数の増加に伴うプレハブ教室の予算化など、評価すべき内容があります。しかしながら、反対する大きな理由は、5億3,180万円の財政調整基金の積み立てであります。これは平成26年度の黒字額から積み立ててあるものですが、市民要望を1日でも早く実現するために使うべきところはなかったのか。県内14市の中で実施していないのは玉名市だけになっています子ども医療費助成に係る現物給付など、繰越額の中のわずかな予算で実現できます。また、道路整備や悪用水路の整備なども、財政を理由になかなか実施に至らない現実があります。私は財政調整基金の推移を合併した平成17年度から調べてみました。17年度末に2億8,163万8,000円、20年度末は1億7,872万3,000円、島津市政のもと

では対前年度比は連続減少で、約10億円減少しました。ところが高寄市政になった21年度末は22億3,468万1,000円、そして26年度末は61億5,185万2,000円、対前年度比は連続増加となっていて、21年度と26年度を比較しますと2.75倍、39億円の増加であります。高寄市政になってからは、民営化推進も力が入り、正職員から非常勤職員への移行は顕著であり、職員削減は合併時点の計画をはるかに超過達成しております。それらが積立金の増加につながっていることは間違いありません。税金の無駄遣いは決して許されるものではありませんが、市民の要望実現に積極性が感じられない積立金の増加には反対であります。

次に、マイナンバー制度についてであります。マイナンバー制度は国民一人一人に番号をつけて、一人一人の納税や医療機関の受診、治療、介護、保育サービスなどなどの情報をデータベース化をして国が一元管理をするというものであります。現在の住基ネットとは、これは比較にならない大量の個人情報そこに蓄積をされて、あらゆる分野で活用するというものです。役所、病院、従業員の給料支払いなど、公務や民間、多様なものがマイナンバーシステムにアクセスをしてきます。個人情報が芋づる式に引き出されてプライバシーを侵害する危険性があることは明らかであります。日本年金機構やベネッセにおける個人情報流出事件は、情報漏えい防止100%は不可能ということを知らしめた事件ではなかったかと思えます。たとえ完璧なシステムができあがったとしても、それを扱う人間のたった1人が個人情報を漏えいすれば、それが流通して売買される。一般会計補正予算で、情報漏えい対策の予算が計上してありますが、市民にとりましてマイナンバーはどのようなメリットがあるのか、莫大な費用をかけてこの制度を導入しますが、費用対効果についてはどうなのか。情報漏えいの危険性だけが、すなわちデメリットが大きく先行するものと思われまます。マイナンバー制度は10月から一人一人に番号の通知、来年1月から運用開始になっていますが、それを扱う市町村や企業、事業主からは運用に伴う心配事や問題点が解決されておられません。余りにも見切り発車と言わざるを得ない運用開始は、国においてきっぱりと中止すべきであり予算化、関連条例について賛成できません。反対をします。

次に、議第102号玉名市社会体育施設条例の制定について。議第106号玉名市都市公園条例の一部を改正する条例の制定については、1. 減免の具体的な内容が条例でなく、規則で定められる点。2. PTAや地域への説明不足。とりわけPTAの中には、条例改正について反対意見が少なからずあること。3. 各施設の使用料、利用料の統一が不十分なところがある点などなどから、私は反対をします。

次に、陳第3号安全保障法制11法案の今国会での廃案を求める意見書の提出に関する陳情についてであります。総務委員長の報告では、賛成少数で不採択であります。私は願意妥当と認め、原案について賛成をします。法案は昨日に続き、きょうにでも参

議院で強行採決がなされる状況であります。衆議院で100時間、参議院で100時間を超える審議がされましたが、国民の法案反対の声はどの世論調査でも過半数を超えております。国民の中で法案への理解は深まり、広がってはならず、説明不足という声は8割にもなっております。国会内や全国各地でも法案反対の行動は空前の規模にふくれあがっております。このような世論の中で、強行採決は全く言語道断であり、本国会での廃案は当然であります。中国の海洋進出、尖閣、竹島問題、北朝鮮の問題など、日本を取り巻く紛争の火種は確かにあります。このような火種は日本が集団的自衛権の行使ができるようになり、アメリカとの軍事同盟がより強固になれば、抑止力が働き解決される問題でしょうか。武力での紛争解決は憲法に反することは明白であり、個別的自衛権と根本的に異なる集団的自衛権の行使は、これもまたいかなる理由があろうとしても憲法違反は明らかであります。日本を取り巻く環境の変化から、どうしても集団的自衛権の行使を容認したいならば、憲法に沿って憲法改正をまず行なうことが筋道ではないでしょうか。自衛隊が海外でアメリカ軍とともに行動して、自衛隊の中に死亡者を出すような危険性が現実となるような、憲法違反の法案、廃案にすべきであります。

以上、申し上げますと討論とします。

○議長（作本幸男君） 2番 多田隈啓二君。

[2番 多田隈啓二君 登壇]

○2番（多田隈啓二君） 2番、多田隈です。

今回、議案の中で、私は、議第102号玉名市社会体育施設条例の制定について、議第106号玉名市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、原案に対して反対いたします。

先ほど田中委員長が述べられたとおり、文教厚生委員会のほうで徹底した集中審議の中、本当に皆さんも長時間かけて頑張って審議されたと思っております。その重さ、否決した重さを私は今感じているところでございます。

まず1点目、先日一般質問の際、伊子部長はおっしゃいました地域協議会からの諮問として、上程が議会に上がってくるという中で、先ほど委員長のほうからも説明ありましたが、やはりPTAが入っていない地域協議会がある。その中で説明すらされなかったということは大変重大だと私は感じるところでございます。先ほどもありましたとおり、天水のある中学校のバレー部の部活動だけで24万円、前年度の実績で計算して出されておりました。その重さを感じることもなく、教育行政が突きつけてきたことに対して、PTAとしてどうしても納得することができないということから、今回の、前議会での要望から始まっております。私たち子供たちを守る立場として、これはどうしても納得できないんだ。そして今すぐ消えることでもない。私たちが目指す、やはりだれのための行政なのか。やはりそういう保護者、地域の方の意見を吸い上げてからこ

そ条例に反映する。それが私たちに求められている責任と私は思っております。この教育行政のこういうあり方は、私は断固として賛成することもできません。また、今回上がっておりますこの条例、条例は議員が決められる条例なんです。規則になれば私たちは決められません。執行部であったり、また、市長の裁量で決められるということがあります。ぜひ、このまず一番大事な条例をきちっと、まず考えるそして地域の思いを条例に反映させる。それこそが私たち議員に与えられたことだと私は思っております。その中において、先ほどもありましたけど、プールの使用料問題いろいろな問題がありました。例えば8月5日の玉名市PTAの連絡協議会の説明と言われましても、ただ紙をぼっと渡されて、そしてそこでざっとした説明しかありません。私はそのあとにやはりそれを持ち帰って、また教育委員会と市PTAとやはり話をぶつける、議論をする場をまずつくらなければいけないと思います。そういう場もないまま、そして今回の文教厚生委員、9月15日に出されましたこの規則、ぎりぎりですやはり執行部も頑張つてつくられたと私は思っております。このそのぎりぎりですつくられたこの規則の中に、この教師が引率する場合に限るとか、こういう文句が入っているところもあります。今、社会体育に今回の問題はその料金だけじゃなくてですね、今から部活動がなくなる。そして地域でもう学校で部活動が行なわれないという保護者の危機感のもと、こういうPTAの動きになっておるところであります。この文面一つにとりましても、もう移行期間に入っているのに、もうそういう団体がおれば、先生が離れてもそういう部活動、社会体育に移動できるという期間に入っているにもかかわらず、まだ減免として規則でうたつてある。やはりこういうやり方は私たちは納得することができません。やはりPTAとして何を一番思うのか、この減免で規則でうたつてありますこのそういう問題であったり、クラブチームの9チームの団体だったり、まだまだこの挙げてありますけど、ここに行政として話をされたこともありません。ここの団体の皆さんにまずは話を聞いて、そこから進めるべきだと私は思います。その団体もまだ9団体だけじゃなくて、まだいっぱいほかの団体があります。この団体こそが今から部活動がなくなる、そして地域の社会体育という中の受け皿になることだから、PTAとしてもここはどうしてもこれを通すわけにはいかないという思いになっているところでもあります。もう実際には、熊本の方では小学校が部活動廃止、そしてまた部活動受け入れをしない、もう移行期間に入って、もう実際あっております。そうした本当に保護者の心配が多数ある中、こういう条例の中にそういう思いがうたわれぬままにこのまま進められるというのは、余りにも私たちは納得することができません。いろいろ私たちPTAも、本当にプールの使用問題、いろいろ考えました。そしてもちろんプールの、市のプールの料金が倍になったわけですね、やはり今子どもの減少する中、子育て支援、地方創生という中において、私はプール使用料の100円が200円となるのは、逆行しとると私は思います。

こうやったどうしてもまかり通らないことが通るといのはおかしいと思っております。また、部活動におきましても、部活動とはもちろん小学校には5万円という補助をもらっております。もちろん私たちの小学校でもその5万円をサッカー部とバスケットボール部に分けて、2万5,000円ずつ大事に使わせてもらっております。そこは大変感謝しているところであります。しかしながら、部活動運営というのは、そのくらいのお金でできるはずがないんです。私たちはじゃあどうしているのか、日ごろより地域の皆さんに大変お世話になりながら、地域でのバザーを、集めてもらって、バザーを体育館でして、その収益の部活動、また、資源回収、昔の廃品回収ですね、資源回収を地域の皆さんが毎日せつせとためてもらったのを私たちが集めに行って、リサイクルセンターに頼み、お金にしております。今年もそのバザーだったり、資源回収で今、私たち大浜小学校も10万円、また、資源回収においては17万円というお金を集めて、それを部活動、子供たちのためにと一生涯懸命活動しております。その中においても部活動だけじゃどうしても入っていない子がおるために、やはり部活動だけにそのお金を全部使うわけにもいかず、あとの残りはみんなのためになるように、図書に回しております。そういったPTA、また、保護者の一生涯懸命頑張っているということだけは教育委員会にまずわかってほしい、そしてそれを反映してもらいたい。その心配がすごくある中、料金だけを前に出されて、それは議論すらされていない。私はこういうのがどうなのかと思います。条例は議員でできるんです。規則は執行部だったり、市長がするんです。ぜひ、その辺を今おられる議員さん、一人一人が本当の意味で考えてもらって、また、これを12月議会にずらしてもいいんですよ。あと3カ月しっかりと地元と協議をしてもらい、これが私たちPTAの声なんです。教育行政は、条例を議会で通すことに一生涯懸命になることじゃなく、やはりそういう団体が安心して、そして条例をつくり上げていくことが本来の教育行政の仕事だと私は考えております。

この最後になりますが、未来ある子供たちのために、玉名の宝である子供たちの夢とあの笑顔のために、各学校が安心して社会体育ができるよう、条例の制定のための私たちは責任を今感じております。保護者、子供たちのためにある行政ではないのかという声もたくさん聞きます。このような無責任な行政、PTAとして不信感、これから部活動が変わる大事な時期で問題が山積みの中、なぜこの議会において答えを出さなければならないのか、残念で仕方ありません。また、関係団体と協議をし、まだ耳を傾けてからの条例制定でなければ、まだまだ私たちは時期尚早という思いです。そのために皆さんの協力をお願いいたします。

原案に対して反対いたします。

○議長（作本幸男君） 通告による討論は終わりましたが、ほかに討論はありませんか。

12番 近松恵美子さん。

[12番 近松恵美子さん 登壇]

○12番（近松恵美子さん） 12番、近松です。

先ほど、前田議員、そして多田隈議員より熱弁がありましたので、私はそれ以外のところで少しだけ意見を述べさせていただきます。

ただいまの議第102号そして106号について、私の反対の気持ちを述べさせていただきます。何回もこの場で述べさせていただいたと思いますけども、やはり全体的に見たときに、この公平性が保たれてないということが、私の一番の反対の理由でございます。確かに、一部この案について私、賛成できる部分もあります。岱明のテニスコートの件、岱明B&G海洋センターの利用の件、社会体育一般の方については有料はやむ得ないんじゃないかというふうな一部賛成の考えもありますけども、全体的に見たところで、今、子供たちの部活動、そして少年野球チームについての保証がどうなのかという懸念がまだ私の中にあること。それから一番大きいのは、この間も申し上げましたけども、では玉名の福祉センターの65歳以上の入浴料が100円なのに、岱明ふれあい健康センターが250円だということについてまるっきり進行してないということですね、ですから、もともとこれは玉名が有料なのに郡部は無料じゃないかということで統一しようということが始まったことだと思いますけども、それは当然と思われるかもしれないですけど、じゃあ市長は、福祉センターの入浴料を250円に上げきるのかということですよ。岱明は250円だから、玉名も65歳以上250円にしますと言えるのかと、これはやはり玉名の議員さんもそうだと思いますよ、決断できますか。そういうことなんですよ、無料を有料にするということは。本当に何もかも厳しい時代に、無料にばかりしてられないということはよくわかりますけども、有料にするということは非常にそういう大きいことだということで、私はこの問題とともに、市の福祉施設についての公平性を保つような案をきちっと出していただきたいと。先般出しましたけども、この岱明ふれあい健康センターの問題につきましては、岱明の恥みたいなものかもしれませんけども、私の議員になる前にできた施設でございますので、遠慮なく言わせていただきますが、岱明のふれあい健康センターは使ってくれるなというような縛りが多い施設でございます、ここを改善せずして公民館もここでいいじゃないかという案もございます。こういうところを先般ありましたように、横島は自由に使え、でも岱明は規制が強い、使えない。これも含めてやはり福祉施設の公平性ということもともに考えながら、玉名市全体の合併したことによる市民の公平性ということも共に考えていただきたいというふうな気持ちで、私は反対いたします。

前回述べましたこと、お願いしましたことが全く進んでないように私は思っておりますので、これは共に考えていくべきことだというふうに思います。

以上です。

○議長（作本幸男君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） これにて、討論を終結いたします。

採決に入ります前、議事の都合により、午後 1 時 0 0 分まで休憩をいたします。

午前 1 1 時 5 8 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより採決に入ります。

まず、予算議案の採決に入ります。

議第 9 4 号 平成 2 7 年度玉名市一般会計補正予算（第 3 号）

以上、予算議案 1 件については、異議がありますので、あとに譲り採決いたします。

議第 9 5 号 平成 2 7 年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

議第 9 6 号 平成 2 7 年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

議第 9 7 号 平成 2 7 年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

議第 9 8 号 平成 2 7 年度玉名市水道事業会計補正予算（第 2 号）

議第 9 9 号 平成 2 7 年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）

以上、予算議案 5 件について、一括して採決いたします。

ただいま採決に付しております予算議案 5 件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、予算議案 5 件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

続いて、条例議案の採決に入ります。

議第 1 0 2 号 玉名市社会体育施設条例の制定について

議第 1 0 3 号 玉名市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議第 1 0 5 号 玉名市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議第 1 0 6 号 玉名市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

以上、条例議案 4 件については、異議がありますので、あとに譲り採決いたします。

議第 1 0 0 号 地方自治法第 9 6 条第 2 項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例の制定について

議第 1 0 1 号 玉名市文化・行政拠点特別用途地区内における建築物の制限の緩和

に関する条例の制定について

議第104号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第107号 玉名市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定について

議第108号 玉名市体育館条例の一部を改正する条例の制定について

議第109号 玉名市天水相撲場条例の一部を改正する条例の制定について

議第110号 玉名市立小中学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例の制定について

議第111号 玉名市立小中学校体育施設等使用料条例の一部を改正する条例の制定について

以上、条例議案8件について、採決いたします。

ただいま採決に付しております条例議案8件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、条例議案8件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

議第102号 玉名市社会体育施設条例の制定について、採決いたします。

本件は、起立表決により採決いたします。

ただいま採決に付しております議第102号に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

議第102号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（作本幸男君） 起立少数であります。よって、議第102号については、否決されました。

議第103号 玉名市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

本件は、起立表決により採決いたします。

ただいま採決に付しております議第103号に対する委員長の報告は可決であります。異議があります。

議第103号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（作本幸男君） 起立多数であります。よって、議第103号については、原案の

とおり決定いたしました。

議第105号 玉名市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。

ただいま採決に付しております議第105号に対する委員長の報告は可決であります、異議があります。

議第105号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（作本幸男君） 起立多数であります。よって、議第105号については、原案のとおり決定いたしました。

議第106号 玉名市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。

ただいま採決に付しております議第106号に対する委員長の報告は、否決でありますので、原案について採決いたします。

議第106号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（作本幸男君） 起立少数であります。よって、議第106号については否決されました。

続いて、そのほかの議案の採決に入ります。

議第115号 財産の取得について

以上、議案1件については異議がありますので、あとに譲り採決いたします。

議第112号 和解及び損害賠償額の決定について

議第113号 工事請負契約の締結について

議第114号 工事請負契約の変更について

以上、議案3件について、採決いたします。

ただいま採決に付しております議案3件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、議案3件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

議第115号 財産の取得について、採決いたします。

本件は、起立表決により採決いたします。

ただいま採決に付しております議第115号に対する委員長の報告は可決でありませんが、異議があります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（作本幸男君） 起立多数であります。よって、議第115号については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、請願の採決に入ります。

請第5号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出に関する請願

以上、請願1件について採決いたします。

ただいま採決に付しております請第5号に対する委員長の報告は、採択であります。委員長の報告とおりに決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、請第5号については、採択することに決定いたしました。

続いて、陳情の採決に入ります。

陳第3号 安全保障法制11法案の今国会での廃案を求める意見書の提出に関する陳情

以上、陳情1件については異議がありますので、あとに譲り採決いたします。

陳第4号 サッカー場建設に伴うラグビー兼用競技場整備を求める陳情

平成26年陳第8号 サッカー場建設に伴う陸上競技場整備を求める陳情

以上、陳情2件について採決いたします。

ただいま採決に付しております陳情2件に対する委員長の報告はいずれも採択であります。委員長の報告とおりに決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、陳情2件については、いずれも採択することに決定いたしました。

陳第3号 安全保障法制11法案の今国会での廃案を求める意見書の提出に関する陳情について、採決いたします。

本件は、起立表決により採決いたします。

ただいま採決に付しております陳第3号に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

陳第3号については、採択することに賛成の諸君は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（作本幸男君） 起立少数であります。よって、陳第3号については、不採択と決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

陳第5号 インフルエンザ予防接種の無料化を求める陳情

文教厚生委員長より陳第5号について、会議規則第111条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。陳第5号については、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、陳第5号については、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付すことに決定いたしました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 1時12分 休憩

午後 1時22分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど議第94号の採決が漏れておりましたので、改めて採決いたします。大変御迷惑かけました。

議第94号 平成27年度玉名市一般会計補正予算（第3号）、について採決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。

ただいま採決に付しております議第94号に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（作本幸男君） 起立多数であります。よって、議第94号については、原案のとおり決定いたしました。

日程第3 市長提出議案審議（質疑・討論・採決）

○議長（作本幸男君） 日程第3、「市長提出議案審議」を行ないます。

議第116号教育委員会委員の任命について、及び議第117号公平委員会委員の選任についての人事案件2件を一括議題といたします。

審議の方法は、質疑・討論の後、採決いたします。

これより質疑に入ります。

議第116号及び議第117号の人事案件2件について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。議第116号及び議第117号の人事案件2件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

議第116号教育委員会委員の任命について、採決いたします。

議第116号については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって議第116号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第117号公平委員会委員の選任について、採決いたします。

議第117号については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって議第117号については、原案に同意することに決定いたしました。

日程第4 委員長報告

○議長（作本幸男君） 日程第4、「委員長報告」を行ないます。

公共施設等建設特別委員会に付託中の調査事項については、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会より中間報告を行ないたいとの申し出がありますので、この際これを許します。

公共施設等建設特別委員長の報告を求めます。

公共施設等建設特別委員長 横手良弘君。

〔公共施設等建設特別委員長 横手良弘君 登壇〕

○公共施設等建設特別委員長（横手良弘君） こんにちは。

去る8月27日に開催いたしました公共施設等建設特別委員会における審査の経過と結果について、御報告を申し上げます。

まず、公共施設適正配置計画に関する項目の中で、執行部から、岱明支所3階の有明広域行政事務組合の事務局移転について説明がなされました。内容として、本年5月21日付の公文において有明広域行政事務組合に協議の申し入れを行ない、6月3日付

で、有明広域の公文にて受け入れの承諾の回答を受け、岱明支所庁舎3階について、事務局の機能移転を前提として事務協議を行なっている。現時点での予定では、移転の方向で協議が進んでいるが、正式な有明広域からの借り入れの有無の回答については、本年9月末を予定している。しかしながら、有明広域側も各理事、構成市町、組合議会等があるので、10月にずれ込む可能性もあるとの説明でした。

次に、協議状況については、これまで計4回の合同検討会議を行ない、調整が整っていない部分があるが、来月初旬ごろに協議を済ませて、すべての項目の最終的な確認を行なった上で、有明広域から借り入れの有無の回答をもらいたいと考えている。7月15日に有明広域からの要請に基づき、玉名市のほうから組合議会の全員協議会に出席し、申し入れに至った経緯の説明をし、再度有明広域からの申し入れに伴い、7月27日に現地において組合議員が踏査をし、施設の状況の把握や確認が行なわれた。

次に、調整事項別協議の結果については、まず、貸借の方法については、賃貸借契約の締結により貸借をするということで決定している。

次に、貸借期間について、1回の契約を10年間とし、この契約を繰り返し更新し、貸し出しをしていく。

次に、貸借価格の算出方法については、まず、考え方として、賃借料の算出の対象施設として土地、いわゆる駐車場を除いた建物、支所庁舎と車庫のみになる。算出方法については、物価の水準、経年劣化などの補正率を乗じた建物の固定資産評価額に普通財産貸付料算定基準を準用した価格から一定の割を減免措置し、その価格で貸し出しをすることになる。年間賃借料の見込みとしては、1年目から10年目まで毎年約200万円となり、それ以降は経年劣化する部分が補正されて減額する形になるが、物価水準については、3年おきに国から年末に数値が示されるが、増減があるので減額が確定とまでは言えない。

次に、占有・共有区分について、まず、占有部分について3階部分については、すべてが占有される形になり、共有部分については来客用駐車場エリアを限定せず、不特定で利用してもらう形になる。

次に、経費負担について、経常的な経費になる電気料、通信料、3階の清掃委託料については実費負担となり、電気料については、個別のメーターを設置して利用した分を支払ってもらう形になる。定額負担となる上下水料については、個別のメーター設置が困難となることが予想されるので、有明広域事務局職員の数に応じた定額負担で考えているが、基本料については玉名市で一切を負担する考えでいる。臨時的な経費については、経年劣化であったり、地震、台風又は設計構造上の問題が起因した場合の負担については、別途リスク分担表を定めて、おのおのが負担し合うことで整理している。また、施設改修に関しても事業主体は玉名市としている。

次に、事業費負担割合に関して、設計管理費及び改修工事については、現在も毎年組合に負担金として玉名市から支出している総務共通経費の負担割合に応じて、この経費に上増して各構成市町にて負担する。算出の大まかな考え方として、人口割、事業割りで算出されており、27年度の玉名市の負担割合は46.928%になっている。

次に、改修の内容に関して、有明広域事務局の執務室においては、旧教育委員会文化課があった場所で、中間の壁を撤去しオープンなスペースとする。大会議室については、会議室と、かつ現在長洲町の有明フェリーの事務局を借りて荒尾・玉名地域の結婚サポートセンターが設置されているが、近い将来こちらに移転する計画での整備内容となっている。なお、大会議室のクロスの老朽化も見られるので、玉名市の単独分として改修予定しているが、また、旧議場については、現在は議場としての機能が一切保たれていないので、玉名市の単独分として機能を回復する形となっている。それ以外については、組合の事業として各々の負担割合で負担し合うことになる。

次に、概算事業費の見込みについて、設計、改修工事、経費、消費税などを含めた総事業費が約4,000万円と見込んでいる。そのうち玉名市単独分について1,000万円程度かかる見込みとなっている。なお、利用開始時期を平成29年1月としているが、構成市町の首長、組合議会等からの要望もあり、平成29年2月の組合定例議会に間に合わせる形で、スケジュールを整備する考えだが、設計費等については本年12月議会で補正予算を上程する予定で考えている。また、改修本体工事については、28年度当初予算で予算の上程を考えている。

次に、物品譲渡に関して、玉名市の物品から有明広域へ譲渡するものを仮選定しており、計100点程度あり、内容的には、事務机、イスなどで現在、玉名市で利用されていないものから譲り渡しする形になり、譲り渡し方法については、無償譲り渡しの予定であるとの説明でした。

次に、天水地区公共施設の再配置、再整備計画について執行部から説明がなされました。内容として、本年2月に市長に提出された天水地区の区長さん方の請願を受け、4月30日に市の方から考え方の説明をした。その中で市が提案した延床面積2,105平方メートル、区長さん方の御意見、御要望が3,109平方メートルということで、あまりにも総面積として乖離があり、それぞれの部屋の機能、配置についても違いがあったというもの。この内容について、市の考え方を詳しく説明したが、お互いの主張、考え方に違いがあり、話がつかず持ち帰り、改めて説明する約束をした。その後、市から8月11日に修正案の説明をした中で、結果として市からの提案について承諾を得たとの報告であった。内容としては十分な庁内検討を行なう中で、天水地区の方々の思いである後世の世代である孫たちに自慢できる立派な施設を残したいという旨の強い思い。また、天水地区の皆さまの公民館施設に対する切実な思いを念頭に置きながら庁内

会議を行なったが、区長さん方のすべての要望を盛り込むことはできず、おわびした。だが、天水地区の皆さまの思いは誠実に受けとめ反映したものであると説明した。具体的には、天水地区の皆さまの意見として、横島町公民館と同程度の広さは必要であるとの主張。また、図書室について、天水地区以外の地区は図書館であるが、それと比較してもあまりにも狭すぎる。もう少し広いスペースの確保はできないのかというような要望があった。これについては十分に天水地区の皆さん方の立場、考え方を考慮し、修正案を作成し、説明した。また、これは市の主張だが、修正案についても今後予定されている施設の改修スケジュールにもらみ、これまで市が説明してきた公共施設のマネジメントなどの方針を踏まえつくったものであるとつけ加えた。このような全体的な話をしたあと、1つ1つの部屋の配置、面積の根拠について詳しく説明し、天水地区の理解を得た。しかし、1つの意見としてはトイレについて、今示している案では少ないので増設の方向で再考してほしいとの意見があり、これについては今後実施設計等で対応できるので、その方向で対応していくと回答した。最終的に、天水地区の区長さん方への説明は住民の皆さま方への正式な了承行為ではないので、天水地域協議会の場で説明してよいかとの投げかけをし、了承を得て、8月28日の天水地区協議会にて、天水地区代表者の方々の正式な了承を得たと考えているとの説明でした。

次に、スケジュールについて、最終的な供用開始の目標として、平成30年4月としているが、今後スケジュールに沿い、遅滞がないようそれぞれの事務を進めていくとの説明がありました。執行部の説明のあと委員から、当初の公民館建設時から埋め立ての土地柄で地盤が軟弱なため、基礎工事には万全を期してほしい、また、出入り口に町政50周年の記念碑を建立しているが、旧天水町町民の思いがこもった記念碑なので、改修等に支障があれば移転してほしいとの意見、質疑に、執行部から、埋め立てで地盤が軟弱なので、万全な基礎工事をしてほしいという意見については、当然ながら、その辺も考慮し、工事事業者に伝えて十分な基礎となるよう行なっていく。出入り口の町政50周年の碑については、先人の思いのこもった、後世に残すべき重要なものなので、もし建設に邪魔になるような場合は、適正な配慮をしたいと考えているとの答弁のあと、再度執行部から、碑について動かす必要はないと現況判断をしているとの答弁。また、委員から、現在の支所の解体については、新庁舎が建ったあとの解体と違ってよいかとの質疑に、執行部から、現時点では新しい複合施設が竣工したあとに解体する理由としては、まず、現公民館を解体したあとの公民館の代替施設として、支所の活用を考えているので、竣工後の解体となるとの答弁。また、委員から、結婚サポートセンターについて、今現在経費は幾らかかっているのか、また、移転は29年1月との説明だったが、そのとき一緒に移転することになるのかとの質疑に、執行部から、まだ確定ではないが、将来的に移転を踏まえた整理をしている。利用開始を29年1月と計画している

ので、市としてはなるべく不用な期間を空けず、早い時期の移転をお願いしたいと考えているが、あとは組合内部での調整次第。経費については、長洲町の有明フェリー長州港ターミナルの3階を2部屋借りられており、27年度予算ベースで年額185万4,000円だが、この中には賃借料のほかに光熱水費も含まれているので、詳細な回答はできないとの答弁でありました。

次に、市庁舎跡地利活用に関することの現況について執行部から説明がありました。まず、市庁舎跡地利活用の状況の経過について、市に玉名市本庁舎跡地利活用基本構想検討委員会を立ち上げ、4月、5月にプロポーザル基本構想をつくる上での支援業者の選定を進め、プロポーザルにより支援業者の決定をした。支援業者は福岡に本社があるコム・フォレストという会社で、基本構想策定についての支援をお願いしている。また、検討委員会を8月17日に開催し、今後実施していく構想策定に当たっての実施事項、スケジュールについて調整を図った。10月ごろにはその方針の中間報告を予定、本年度中には基本構想の策定をして、庁舎跡地の利活用について市としての構想を確定させ、市民、議会に対して説明をする方針である。

次に、現在の状況として、この委員会の中で構想案について、基本構想の内容の中心となるのが、まず、庁舎跡地に建設予定となる保育所及び子育て支援の複合施設、並びに文化センターの改修が主な内容になることから、この2点について構想の作成段階から利用されている住民の方々の意見を中心に反映させるべきとのことで、ワークショップを予定している。そのワークショップの中で、それぞれの盛り込むべき内容を聞く予定で、子育て支援に関することを3回、文化センター改修に関することを3回、合同会議を4回開催する計画との説明でした。執行部の説明のあと、委員から、子育て関係の施設をつくるような計画があるとの方向性が見受けられるが、そういった話は今まで一切聞いていない。担当の委員会での説明もないし、一般質問した中でもこういった説明もないし、こういった話が急に出てくるのかが疑問である。この案には基本的に賛成できないとの質疑に、執行部から、昨年度に民間から入っていただき検討委員会の中での答申の中で説明した内容の答申がされている。整合性のある施設として、保育所、あるいは複合施設として話を進めているとの答弁。また、委員から、こういう施設が必要なのはわかるが、ここに建てる必要はない。もっときちんと玉名市全体を見て、子育て世代のためにいい場所に、また、第1保育所は今崖の上にあるような形になっているので、ほかの平地の場所がいいのでは、旧庁舎跡地でなく、新しい市役所近くに開発されていない土地があり、そこに建てれば皆さんに喜ばれるから、跡地には必要ないのではとの意見に、執行部から、庁舎跡地に子育て支援施設、もしくは第1保育所の移転先として考えているとの答弁。さらに委員から、一般質問したときはそういう話はないし、別の議員がどっかにつくってほしいと言われたが、市役所跡地につくるという答弁は一

切なかった。いきなりこういう話をもってくるようではだめなのではとの意見に、執行部から、保育所を所管する子育て支援課、崖地対応を所管とする建設課、文化センターを所管するコミュニティー推進課といった組織の中で検討を加えており、一般質問か委員会の中で、議員から保育所移転に関してしっかりした計画があるのかとの質問があったが、保育所の移転に関しては、子育て支援課の方針、市の方針として整合性をもった取り組みをすると回答したと記憶している。中の整備については、各所管の方針であったり、市の方針をもとに整合性を持って進めていくとの答弁に対し、委員から、私の質問の趣旨は、国の支援が民間保育所整備に特化しているということ。これまでの経過では、天水、大浜、梅林の保育所すべて民営化されている。その時点での説明は、改築の段階では、国の財政支援が公がつくるよりも民間のほうに特化した制度にかわったとのことだったが、そういう方針で民営化を進める中で、なぜ第1保育所だけが公立なのか。職員の人事上も新たな採用はないと聞いている。それとの整合性でどうなのかとのことで質問した経緯はあるが、公立保育所をここにつくった方がいいと発言したことは一切ないと意見。また、委員から、子育て支援とか保育所は必要な施設であり、また、市中心部には足りないこともあって第1保育所を新しくつくることに異議はないが、ここなのかということ。また、公立で運営するのか、しないのかとの質疑に、執行部から、今年度立ち上げた検討委員会の中で協議内容、方針については広報の中で紹介している。第1保育所については、7月号の広報でその旨を触れており、今後基本構想の位置づけに影響するような公立保育所の総合的な運営方針の変更があれば、基本構想の趣旨から削除することもある。第1保育所のあり方について、整合性をとりながら、計画を立てていきたいとの答弁。また、委員から、我々玉名町周辺地域でつくっている跡地並びに周辺開発協議会の意向は、跡地だけのことではなく、その周辺、特に民間の建物が2つあることも含めてということと、過去の庁内のプロジェクトチームでは、第1保育所は跡地の北側に建てると1つの方針があったと記憶している。そこで今度の基本構想について、業者との話は今いった内容を伝えているのかとの質疑に、執行部から、仕様書では、玉名市本庁舎跡地等活用検討委員会が平成26年11月20日に答申された内容を踏まえて、構想案をつくっていただくようにとあり、その中で、対象地もしくは対象施設の情報として、文化センター、第1保育所の情報等についても明示しているとの答弁。また、委員から、ワークショップの内容、メンバーはどういう人かとの質疑に、執行部から、今回のワークショップでは文化センターを改修するならばどのような改修がいいのかということと、子育て支援施設と保育所の複合施設をつくるならばどのような複合施設にすればいいのかについて、いろいろな方々の意見があり、その意見を尊重すること及びその意見の合意形成を図るため実施する。また、ワークショップに参加される方は、自発的あるいは率先して意見を言われるであろう方々で、文化センターに

については、文化センターの利用者、保育施設については、保育所を現に利用されている保護者もしくは関係者の方々、また、一般の市民の方々の参加を阻むものではないので、広報等で広く募集をかける予定との答弁。また、委員から、子育てに対する行政推進の仕方に一貫性がないとの指摘もあり、子育てについては、後世のためにあらゆるすべての面で充実をしてもらいたい、少子化傾向の中、こんなふうに出産率を上げたいとかの考えはないのかとの質疑に、執行部から、基本構想の中で、子育て支援施設、複合施設等ハード面の整備をする上で、その施設をどういった使い方をするのか、ただ、ハード面整備をするだけじゃなく、どういった利用の仕方をするのか、第1保育所と複合施設との連携の仕方といったソフト面も考慮した上での施設の整備を考えていくという方針というものを検討委員会の共通認識として、今後検討していくとの答弁でした。

次に、市民会館建設に関することについての現況について執行部から、配置計画及び平面計画素案の変更点について説明がなされた。内容として、配置計画について、東側には位置していた野外音楽広場を廃止し、より駐車台数をふやすように変更している。前回は79台だったが、今回は玄関前と福祉センター側で108台となる。それと前回は配置していなかった身障者用駐車場を3台、駐輪場も配置している。既設の公衆トイレについて、前回の意見であった解体撤去してはどうかについて、平成9年3月に供用開始しており、当時の価格で設計・工事合わせて約3,000万円かけて整備されている。このトイレは利用者が多くこの一帯で開催される大俵祭り、産業祭、玉名ハーフマラソン大会等の際にも利用されているため、景観に配慮した改修を実施して残したいとの説明でした。

次に、主な諸室の計画について、練習スタジオは2部屋の計画で、一つは音楽練習やダンス練習など多種多様な目的に使用できるよう防音機能を備えたものとなっている。楽屋については、小楽屋を1部屋、中楽屋を2部屋、大楽屋を1部屋で計画している。大楽屋については、間仕切りをし2部屋での利用や会議室等としても利用できるようにしている。また、大ホールの舞台について、前回の平面計画案になかった舞台の花道を両脇に設けることで、舞台の幅も広がり、客席数も8席ふやせることになる。次に小ホールについて利用の形態として、平土間での利用や300席の客席を使つての音楽会、発表会、研修会、講演会などの多目的利用を想定したマルチホールとして、客席についてもメモ台付きの椅子を計画している。

次に、ホールホワイエはエントランスホール、ホワイエ、ギャラリーを一体的に利用でき、2層吹き抜けの明るい空間となっている。

次に、大ホールの客席について、ホール内に811席、車いす用4席、2回の親子室内に11席が配置可能で、合計で826席となっている。客席は椅子の間口と前後幅にゆとりのある仕様で計画している。

次に、今後のスケジュールについては、基本設計業務を9月末日までに完了し、年内に文化財の試掘調査を実施し、あわせて本事業は国の社会資本整備総合交付金の活用を考えており、交付申請手続きの準備を進め、また、概算工事の見込みについては、来年度の実施計画が完了後に設計金額が決定するので、現時点ではあくまでも概算工事費になるが、設計事務所からの報告では、最近の他市の事例や社内での建築実績をもとに試算した結果で、1平方メートル当たりの建設単価を66万円程度と試算されている。市民会館の延床面積を4,500平方メートルで計算しているため、約30億円程度の見込みになる。

次に、財源の内訳について建設費を30億円を仮定した場合、社会資本整備総合交付金8億4,000万円、合併特例債20億5,200万円、一般財源が1億800万円となる。なお、国の交付金については、全国的に事業が多いため、交付金の額が下がれば必然的に合併特例債がふえることになるとの説明でした。執行部の説明のあと委員から、場所に対して最初から異を唱えているが、議会だより8月1日号には、委員からの意見を踏まえた建設場所の再検討が必要と考えるとあったが、このことについての再検討はとの質疑に、執行部から、前回からの変更点で、市民広場公園の中の建物の位置を5メートル東側へ寄せている。西側が福祉センターの駐車場も兼ねることから、結果として5メートル東へ移動しているとの答弁。また、委員から、出演者の出入りに屋根はついているか、ついていないのであれば荷物の搬入等で雨天時は大変不便なので、ぜひ屋根の設置をお願いしたいとの意見に、執行部から、大型車両搬入口を使用されてかまわない。通用口はひさしなどで対応できるか検討をするとの答弁。また、委員から、隣に合同庁舎があるが、市民会館が建つと、その日照権の問題やら何かと不便をされると思う。合同庁舎側の小ホールの屋根を、丸い屋根や日光を遮らないものにするとかの配慮が必要と思うがとの意見に、執行部から、日照権の問題はクリアして設計しているとの答弁。また、委員から、建物の西側の位置で、合同庁舎と社会福祉協議会との境はどのあたりに来るのかというのが、社会福祉協議会からの要望で、建物で遮られることと、駐車場として必要とのことで、福祉センターの南側をあけてほしいとお願いがあったと思うがとの質疑に、執行部から、多少は福祉センターとかぶる、福祉センターの前をすべてあけるとなると、市民会館の前に十分なスペースの確保ができなくなるとの判断からとの答弁。また、委員から、建設場所の決定について、庁内での検討委員会等で市民の声は聞いたのかとの質疑に、執行部から、市民会館をつくるに当たって、まず市民の声を反映する組織として、平成23年に玉名市民会館建設検討委員会を立ち上げた。検討委員会の中で、場所について一旦は勤労者体育センターの北側に決定したが、合併特例債の期限の延長に伴い、市役所新庁舎との同時進行のため未定とした。ただ、場所の再検討をする際には、庁内で決定するとの方針に基づいており、エリアとしてこ

れが全く別の場所となれば、最初の市民の声は無視された形となるが、今の市民会館付近というエリアで見ると大きくは違わない。もう一つは、場所の決定において、一番重要視したのは、平成32年までの合併特例債の期間内に完成しないと、国からの財政支援がないこと。事業費30億円のうち合併特例債の7割が交付税措置され、市の負担は24%になるなどのメリットもあり、それが実現できる場所として市民の負担も軽くすむことから、現在の場所を採用した経緯があるとの答弁に対し、委員から、いつも疑問に思うのは、庁舎跡地の保育所と子育て支援センターの庁内協議と選定に関して、庁内協議で決めたと、庁内協議はすべて表に出た上で進められていくと、今回の場所についても庁内協議の中で市民のアンケートを取るとか、そういった取り組みをした上でなら納得するが、この場所については反対との意見が出た。また、委員から、この場所に市民会館が建つのは致し方ないと考えているが、駐車場の確保の状況を見ても、この市民会館付近においてイベントもたくさんあり、一度に市民やお客さんが集まることを想定したときに、奥の福祉センターの駐車場から埋まってしまうことも懸念され、イベントがあるときに福祉センターを利用される方がとめられないとならないような手だてをどう考えているのか。また、111台ではイベントのときには、駐車場として機能しないと思われるので、市役所駐車場や旧市民会館駐車場を利用されると考えられるが、その際の道路を渡る必要があり、今は横断歩道はあるが、将来的に手押しの歩行者用信号機を設置するなどの措置を考えているのかとの質疑に、執行部から、土日祝日のイベントについては、各実行委員会、事業所、団体から本庁舎南側駐車場及び職員駐車場の使用許可申請で対応している。また、平日のイベントについては、近隣施設の職員の駐車が多いため、市民会館の南西側駐車場、もしくは博物館駐車場へ振り分けて駐車するよう承諾を得ているとの答弁。また、委員から、大ホール通路前の中央の席はランダムになっているが、後方の席もランダムにできないのか。前に背の高い人が座ると見えにくいと聞くので、それと小ホールについて完成後、現在の文化センター、福祉センターの利用者も小ホールを利用されると考えられるが、文化センターホール改修との関連性をどう考えているのかとの意見、質疑に、執行部から、まず大ホールの通路より前の部分は、前のお客さんの間から見えるよう互い違いにしているが、通路より後ろの部分については普通にしているが、高いところからの視線にはその必要がないため、仮に通路後方でも互い違いにすると8席程度席が減ることになるので、もう一度基本設計業者と確認する。次に、大ホールと小ホールとは仕様が違うため、音楽をする場合は客数が少なくても音響がすぐれている大ホールを利用されるだろうと思われる。また、文化センターとの兼ね合いについて、大研修室は200人なので競合は考えていなかった。現市民会館大会議室も180人で、それより大きいものとの考えから300席としたとの答弁。また、委員から、駐車場について福祉センターを利用される方が多いとのことで、

5メートル東側へ寄せてあるが、もっと東側へずらしてもいいのでは、前の駐車場は46台だが、10台程度にとどめ、来賓、体の不自由な方々の駐車場にして、裏側の駐車場を福祉センター利用者の便宜を図るほうがいい。なおかつ前に道路があり、大規模なイベントのときは車の出入り等も大変危険であるため、もっと東側へ寄せて歩道橋的なもので市民会館2階部分から出入りしたほうが構造上は安全だと思うがとの意見に、執行部から、駐車場2列と間の通路分には必要な16メートル程度東へずらせば、西側の駐車場も十分なスペースが確保できることは計算上できるが、そうなると公衆トイレぎりぎりまでできてしまう。そこまでずらすと送迎でくる方などの車寄せをするのに、なるべく道路から入って動線は確保したほうが安全性を確保できるので、玄関前は余り狭くするのはよくないを考える。次に、2階部分につながる歩道橋について、2階の部分をつないだ動線をどうするかは、2階に来た方がいったん1階に下りるという不都合が生じる。特に有料の催しのときにエントランスとホワイエの間に切符を切るスペースを設けるので、1階に下りなければならないことから図面にはしなかったとの答弁。また、委員から、ここに市民会館を建てることによって、現市民会館の場所について、そこは公園にするといった話もあったが、子育て支援センターや保育所を現市民会館のところに建てれば正面に保健センターもあり、施設の集約化の面でも、また、ワンストップ的な面でも、市民会館跡地のほうがいいとの意見が出ております。

次に、サッカー場建設に関することの現況について、執行部から説明がありました。内容としてまず、サッカー場建設について平成26年度にサッカー場建設検討委員会が設置され、6回の会議が行なわれた。その中で玉名市サッカー場建設基本構想案でも示されているが、最終的にサッカー場建設検討委員会からの建議書で示されているとおり、桃田運動公園侵入道路の南側の位置に、サッカー場メイングラウンド及びサブグラウンドの2面を整備する計画としている。

次に、経過として8月13日にサッカー場建設について、文教厚生委員会で勉強会が開催された。この勉強会には、玉名市体育協会の中から陸上競技協会、ラグビーフットボール協会、ソフトボール協会の3団体から参加があり、合併特例債期限の平成32年までにはサッカー場建設と同時にラグビー場整備を含めたところで400メートルトラックを整備したがいいのではとの意見を伺った。この意見をもとに検討を重ねたが、サッカー場建設検討委員会の建議書でも示されているとおり、本市は県下でサッカー場の公共施設を保有していない唯一の市であること、また、市長の公約に基づく計画である「輝け玉名「戦略21」」の中に、市民のサッカー場の新設が位置づけられていること。桃田運動公園侵入道路の南側の位置に、サッカー場メイングラウンド及びサブグラウンドの2面を整備する建議を受けていることから建設を進めていくとの説明がありました。

次に、400メートルトラック陸上競技場整備に関する考え方について全天候型400メートルトラック陸上競技場は、サッカー場グラウンドの必要面積で、2.1倍、グラウンドのみの概算事業費で2.4倍となっている。新市建設計画あるいは市長の公約に基づく計画である。「輝け玉名「戦略21」」に位置づけてあるサッカー場建設とは大きく相違している。また、全天候型400メートルトラック陸上競技場の整備を検討する場合、新たに玉名市での計画で位置づけていかなければ、推進できないと考えている。

次に、陸上競技を行なう上で十分とはいいがたいとのことだが、現在の社会体育施設の中で300メートルトラックを有する桃田運動公園運動広場及び岱明中央公園グラウンドの2カ所があるが、サッカー競技を行なう社会体育施設は、玉名市には全くないという状況なので、競技人口等を考慮し今回整備をするに当たっての優先順位として、サッカー競技を上位であると考えている。これらの理由により今回の400メートルトラック陸上競技場の整備については実施しないと考えているが、多くの皆さま方の要望により、400メートルトラック陸上競技場整備の必要性も感じており、将来的な学校再編による学校跡地の利活用も考慮し、今後の整備計画を盛り込んでいきたいと考えているとの説明でした。

次に、計画の変更点について、議員、いろいろな団体等からサブグラウンドの土舗装による利用者のけが等の安全性の問題、土舗装による稼働率の低下、玉名市はこういった中途半端な施設を多くつくっているなどの意見を聞き、検討した結果、サブグラウンドについては、人工芝への変更を考えている。また、サブグラウンドについては、照明設備の追加を行なうことで、当初の計画から変更をしていくとの説明でした。

次に、概算事業費について、当初の計画では10億6,700万円だったが、約2億円増加し、12億6,700万円を進めていく説明がありました。執行部からの説明のあと委員から、以前この特別委員会で、この場所は梅雨時とかはよくないとの意見が出ていたが、大丈夫なのかとの意見に、委員から、最初からこの場所には反対していたが、ここにはどれだけ土盛りをするのかとの質疑に、執行部から、かさ上げについては約7メートルほど予定しているとの答弁にたいし、委員から、この場所は大雨の時は冠水するところなので、この場所を7メートルほど土盛りするより、もっと向こうの凸版印刷の手前に2面つくるほうが、土盛りも2メートル程度で済むと思うがとの意見に、執行部から、すべて既存の面から7メートルではなく、一番低い県道よりの部分でかさ上げするというので、だんだん傾斜となっているとの答弁。また、委員から、この場所は前回否決されているからいかななものか、もともとサッカー場には反対。ただし、ラグビー・サッカー場には大賛成。ラグビー場をメインにすればラグビーワールドカップも開催されるため県の補助も受けられるのでは。サッカー場をつくるよりもラグビー

場をメインとして、県の財政支援のもとつくるならば大賛成。なおかつ、建設場所を九州看護福祉大学の隣の蛇ヶ谷野球場あたりではだめなのかとの意見、質疑に、執行部から、サッカー場建設を新市建設計画に沿って進めていることから、ここではラグビー場を兼ねていることは考えられるが、ラグビー場メインでは考えていない。次に、蛇ヶ谷野球場の検討については、候補地の1つとして上がっていたが、公園内で傾斜がきついこと、土石流の危険地域とのことで整備が進められないとの答弁。また、委員から、先の文教厚生委員会の勉強会では、陸上競技協会等から来られ、いろいろな説明、意見を伺った結果、文教厚生委員会の中では400メートルトラックの中にサッカー場やラグビー場を整備してはどうかという意見が大半だったと記憶している。だが、今回の計画案では実施しないとなっているが、今回400メートルトラックを整備しなければ一生ないものでは、費用の面でできないというのは、市民の意見を無視していると思うがという意見に、執行部から、文教厚生委員会の勉強会の中で、競技団体の方々から御意見をいただいた。その中で陸上競技協会から、全天候型の400メートルトラックを整備して大会も開けるし、日ごろから練習にも使用したいという意見だった。ラグビーフットボール協会からは、トラックの中に設けてもらいたいという意見だった。サッカー協会については出席がなかったため意見が出なかったが、ソフトボール協会については、金栗広場を拡張し整備すると競技ができなくなるとの意見が出た。その中で新たに400メートルトラック競技場を整備することで解決するのではといった意見だったと記憶している。したがって、金栗広場はそのまま、新たに全天候型400メートルトラック陸上競技場を整備することの話があり、今後必要な施設と考えるが、まずは、ラグビー場としても使えるサッカー場の整備を先に行ないたい。400メートルトラック陸上競技場については、将来的な学校再編整備の中で、計画に盛り込んでいく。また、計画の場所となっている桃田運動公園侵入道路の南側についても高いところから切り出して埋めていき、梅雨時期の出水についても問題ないと考えているとの答弁。また、委員から、これまでの説明では県下で玉名市だけサッカー場がないからつくりたいとのことだが、周りでサッカー場が必要との意見は聞いたことがない。400メートルトラック整備については、将来的な学校再編成の中で考慮していくとのことだったが、玉名小学校跡地については、まだ何も決まっていないと思うが、新たに土地を購入する必要があるのか。つくるのであれば、学校施設などの再利用も視野に入れて、経費の節約に努める。これが財政運営上の原則と考えるがとの質疑に、執行部から、サッカー場建設については、検討委員会の建議をいただいてこの特別委員会の中でもいろんな意見を聞き、サッカー場建設を不要という意見もあれば、1面でいいのではないかといった意見、また、陸上競技トラック整備の陳情も加味して整備してもらったらどうかといった意見もある中で、サッカー場建設に特化した検討をしていく。また、学校再編の玉陵小学校区

の跡地利用について検討中で、まだ何も決まっておらず、将来的に考えていく余地があると考えている。教育委員会として今回はサッカー場に特化したところで検討し、400メートルトラックについては、今後検討していくとの答弁があり、委員から意見としてサッカー場に関しては、委員からもいろんな意見が出ているように、現状では難しいという声が多いと思われるので、再度検討してほしいとの意見がありました。

以上の調査項目に関する質疑応答のあと、最後に、今後の調査事項の進捗状況等について、引き続き調査、慎重審議をする必要があるということから、全員一致をもって閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、公共施設等建設特別委員会の報告を終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、公共施設等建設特別委員長の報告は終わりました。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

次に各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務の閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

総務委員長から総務部、企画経営部及び市民生活部の所管に関する事項について、建設経済委員長から産業経済部、建設部及び企業局の所管に関する事項について、文教厚生委員長から健康福祉部及び教育委員会の所管に関する事項について、議会運営委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項について、以上のとおり、各委員長から会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって各委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議事の都合により、休憩いたします。

午後 2時16分 休憩

午後 6時41分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加について、お諮りいたします。

日程第5 議員提出議案上程

議員提出第4号 玉名市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

議員提出第5号 玉名市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 提案理由の説明

日程第7 議員提出議案審議（質疑・討論・採決）

日程第8 意見書案上程

意見書案第4号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について

意見書案第5号 ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書の提出について

日程第9 提案理由の説明

日程第10 意見書案審議（質疑・討論・採決）

日程第11 決議案上程

決議案第4号 オリンピック・パラリンピックアスリートキャンプ地の誘致に関する決議の提出について

日程第12 提案理由の説明

日程第13 決議案審議（質疑・討論・採決）

日程第14 玉名市農業委員会委員の推薦について

以上、日程表のとおり日程に追加いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって日程表のとおり日程に追加することに決定いたしました。

日程第5 議員提出議案上程

○議長（作本幸男君） 日程第5、「議員提出議案上程」を行ないます。

これより議員提出議案を上程します。

議員提出第4号 玉名市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

議員提出第5号 玉名市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

以上、議員提出議案2件を議題といたします。お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第6 提案理由の説明

○議長（作本幸男君） 日程第6、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの議員提出第4号及び議員提出第5号について、提案理由の説明を求めます。

13番 福嶋讓治君。

〔13番 福嶋讓治君 登壇〕

○13番（福嶋讓治君） 議員提出第4号、議員提出第5号につきまして、提案理由の説明をいたします。

議員提出第4号は、市工事等における遵守事項の自由な解釈による無作為の違反を防ぐべく、改めて条例の文言を詳細にうたい直すとともに、政治倫理基準違反の疑いに対する市民の調査請求において、厚い壁となっている政治倫理審査会への調査請求要件を緩和し、かつ、議会の自浄作用を高め、議員に関する事件は議会の特別委員会で調査可能とすべく条例の整備を図るものである。

議員提出第5号につきましては、玉名市政治倫理条例、平成21年条例第2号の一部改正に伴い、条例の整備を行なうものである。

以上、提案理由です。

○議長（作本幸男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出第4号及び議員提出第5号については、議事の都合により、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出第4号及び議員提出第5号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会付託を省略いたします。

議員提出第4号及び議員提出第5号については、日程に従い、引き続き会議にて直接審議を行ないます。

日程第7 議員提出議案審議（質疑・討論・採決）

○議長（作本幸男君） 日程第7、「議員提出議案審議」を行ないます。

これより、ただいま議題となっております議員提出第4号及び議員提出第5号の審議に入ります。審議の方法は、質疑、討論の後、採決いたします。

これより質疑に入ります。議員提出第4号及び議員提出第5号について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。議員提出第4号及び議員提出第5号について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

議員提出第4号 玉名市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。

議員提出第4号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（作本幸男君） 賛成多数であります。よって、議員提出第4号については、原案のとおり決定いたしました。

議員提出第5号 玉名市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。

議員提出第5号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（作本幸男君） 賛成多数であります。よって、議員提出第5号については、原案のとおり決定いたしました。

日程第8 意見書案上程

○議長（作本幸男君） 日程第8、「意見書案上程」を行ないます。

これより意見書案を上程します。

意見書案第4号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について

意見書案第5号 ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書の提出について

以上、意見書案2件を一括議題といたします。お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第9 提案理由の説明

○議長（作本幸男君） 日程第9、「提案理由の説明」を行ないます。

お諮りします。まずただいま議題となっております意見書案2件のうち、意見書案第4号については、議事の都合により、会議規則第37条第3項の規定に基づき、提案理由の説明を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって意見書案第4号については、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

意見書案第4号の提案理由の説明を省略いたします。

それでは今の意見書案第5号について、提案理由の説明を求めます。

20番 田畑久吉君。

[20番 田畑久吉君 登壇]

○20番(田畑久吉君) いかにもますます活力が出てきまして、大変喜ばしいことと思っております。

このたび、ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書提出に当たりまして、新進気鋭の若い議員の3人の方に御相談いたしました。大変な御理解をいただき、その趣旨に御理解をいただきまして、御賛同いただきましたことは、これからの玉名市議会がますます発展することに期待をしております。

それでは、提案理由を申し上げます。

2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されますが、ヘイトスピーチ放置することは、国際社会における我が国への信頼を失うことにもなりかねない。法整備を速やかに行なうことを強く求めるために、関係行政庁に対し、ヘイトスピーチ根絶への対策強化を求める意見書を提出するための提案するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長(作本幸男君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第4号及び意見書案第5号については、議事の都合により、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作本幸男君) 御異議なしと認めます。よって、意見書案第4号及び意見書案第5号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会付託を省略いたします。

意見書案第4号及び意見書案第5号については、日程に従い、引き続き会議にて直接審議を行ないます。

日程第10 意見書案審議(質疑・討論・採決)

○議長(作本幸男君) 日程第10、「意見書案審議」を行ないます。

これより、ただいま議題となっております意見書案第4号及び意見書案第5号の審議に入ります。

審議の方法は、質疑・討論の後、採決いたします。

これより質疑に入ります。

意見書案第4号及び意見書案第5号について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（作本幸男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

意見書案第4号及び意見書案第5号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

意見書案第4号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について、採決いたします。

意見書案第4号については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって意見書案第4号については、原案のとおり決定いたしました。

意見書案第5号 ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書の提出について、採決いたします。

意見書案第5号については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって意見書案第5号については、原案のとおり決定いたしました。

日程第11 決議案上程

○議長（作本幸男君） 日程第11、「決議案上程」を行ないます。

これより決議案を上程いたします。

決議案第4号 オリンピック・パラリンピックアスリートキャンプ地の誘致に関する決議の提出について

以上、決議案1件を議題といたします。お手元に配付しております決議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第12 提案理由の説明

○議長（作本幸男君） 日程第12、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの決議案第4号について、提案理由の説明を求めます。

7番 嶋村 徹君。

〔7番 嶋村 徹君 登壇〕

○7番（嶋村 徹君） 決議案第4号のオリンピック・パラリンピックアスリートキャンプ地の誘致に関する決議の提出について賛同いただきました徳村登志郎議員、横手良

弘議員、中尾嘉男議員、吉田喜徳議員、本当にありがとうございました。

提案理由を申し上げます。

オリンピック・パラリンピックアスリートキャンプ地の誘致に関し、レスリング協会、オリンピック関係機関に、この件についての認識を深めるとともに、市民、社会に対してアピールになると信じ、決議を提出するものである。

オリンピック・パラリンピックアスリートキャンプ地の誘致に関する決議案、玉名市議会は、2020年東京オリンピック・パラリンピックの決定とともに、オリンピックの熱が全国的に広がりを見せていることに鑑み、ここにその趣旨を記し、以下決議するものである。

識者も「スポーツの力で、日本を元気に」、「東京オリンピックこそ活性化の契機」、「東京オリンピック・パラリンピックを東京だけの問題ではなく、日本を挙げての国家的なイベントだ。」、「首都圏や地方といった枠組みを超えて、さまざまところでさまざまな仕掛けをするため、国中が英知を結集する必要がある。」と切言している。我々も全く同感である。この機に思考するのが、各国のオリンピック選手は日本の気候と風土になれるために、事前合宿をやることは必至であると考え。よって、キャンプ地の誘致により、その国と交流が深まり、我々の玉名が全国的、いや、世界的にその名が知られることになる。これこそ玉名の活性化につながることは間違いない。2002年ワールドカップでカメルーンの誘致に成功した大分県中津江村の事例が示すとおりである。

玉名市において誘致するオリンピック競技を考えると、まずはレスリング競技であると確信する。なぜならレスリングは歴史的には昭和35年及び平成11年の熊本国体において、玉名は昭和・平成の天皇・皇后両陛下をお迎えしてのレスリング競技会場となり、さらに全国高校総体、熊本県高校総体のレスリング競技会場となっている。2019年南九州高校総体では、レスリング競技が玉名市で開催される見通しとなっている。

次に、1964年東京オリンピックで5個の金メダルをあげた八田一朗監督、花原、市口両金メダリストが1965年4月5日に来玉し、レスリング教室が開催されたのもこの玉名市である。そしていま一つ忘れてならないのが、玉名市出身故三ツ本太門氏は熊本県レスリング協会の「祖」であり、本県レスリングの発展に人生をかけて尽くされた人物であり、玉名発祥の地と言える。昭和35年玉名農業高校（現北稜高校）にてレスリング部を創設し、県協会がスタートした。これまでも玉名工業高校、北稜高校から数多くの全国チャンピオンが誕生している。今日に至っては、玉名工業高校レスリング部の名声と東京オリンピック強化育成指定選手、市内5名中3名、うち女子1人を含むは、レスリング選手である。かかる意味から、玉名市は、熊本県レスリング協会、日

本レスリング協会と非常に深い関係にある。

以上のことから、レスリングを誘致対象の競技種目に上げ、海外の選手の合宿誘致に成功するように、議会も取り組んでいくことをここに決議する。

平成27年9月18日、熊本県玉名市議会。

○議長（作本幸男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第4号については、議事の都合により、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第4号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会付託を省略いたします。

決議案第4号については、日程に従い、引き続き会議にて直接審議を行ないます。

日程第13 決議案審議（質疑・討論・採決）

○議長（作本幸男君） 日程第13、「決議案審議」を行ないます。

これより、ただいま議題となっております決議案第4号の審議に入ります。審議の方法は、質疑・討論の後、採決いたします。

これより質疑に入ります。決議案第4号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。決議案第4号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。決議案第4号オリンピック・パラリンピックアスリートキャンプ地の誘致に関する決議の提出について、採決いたします。

本案は起立表決により採決いたします。

決議案第4号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（作本幸男君） 賛成多数であります。よって、決議案第4号については、原案のとおり決定いたしました。

日程第14 玉名市農業委員会委員の推薦について

○議長（作本幸男君） 日程第14、「玉名市農業委員会委員の推薦について」に入ります。

玉名市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

本件につきましては、市長から農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定により、議会推薦の農業委員会委員4人以内の推薦を求められており、先の定例会において既に1人を推薦済みであります。

今期定例会では、議会推薦枠の残りの農業委員会委員について推薦するものであります。

まず、議会推薦の農業委員会委員の人数についてお諮りいたします。議会推薦の農業委員会委員の人数については、既に推薦済みの1人を含め4人といたしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、議会推薦の農業委員会委員の人数については既に推薦済みの1人も含め4人とすることに決定いたしました。

次に、推薦の方法についてお諮りいたします。

推薦の方法については、被推薦人を議長において指名することにいたしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、被推薦人を議長において指名することに決定いたしました。

それでは、被推薦人に小山久仁江さん、出口京子さん、高田優子さんの3人を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました3人の諸君を、玉名市農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、小山久仁江さん、出口京子さん、高田優子さん、以上の3人の諸君を、玉名市農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

これにて本会議を閉じ、平成27年第4回玉名市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまです。

午後 7時03分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

玉名市議会議長 作 本 幸 男

玉名市議会副議長 永 野 忠 弘

玉名市議会議員 吉 田 喜 徳

玉名市議会議員 北 本 将 幸

玉名市議会会議録
平成27年第4回定例会

発行人 玉名市議会議長 作本幸男

編集人 玉名市議会事務局長 吉川義臣

作成 株式会社アクセス

電話(096)372-1010

玉名市議会事務局

〒865-8501 熊本県玉名市岩崎163番地

電話(0968)75-1155